平成２４年３月定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成２４年３月　８日　開会

平成２４年３月２１日　閉会

浪　江　町　議　会

平成２４年浪江町議会３月定例会会議録目次

招集告示……１
応招・不応招議員……２

第　１　号（３月８日）
議事日程……３
出席議員……４
欠席議員……４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……４
職務のため出席した者の職氏名……４
開会の宣告……５
開議の宣告……５
議事日程の報告……５
会議録署名議員の指名……５
会期の決定……５
諸般の報告……６
行政報告……６
一般質問……１４
　橋爪光雄君……１４
　紺野榮重君……２４
　田尻良作君……４０
　若月芳則君……５０
　馬場　績君……６６
延会について……８６
延会の宣告……８６

第　２　号（３月９日）
議事日程……８９
出席議員……９１
欠席議員……９１
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……９１
職務のため出席した者の職氏名……９１
開議の宣告……９２
議事日程の報告……９２
一般質問……９２
　佐々木英夫君……９２
議案第４号の上程、説明……１００

議案第４号の質疑、討論、採決……１０２
議案第５号から報告第４号一括上程、説明……１０９
次回日程の報告……１４０
延会について……１４１
延会の宣告……１４１

第　３　号（３月１９日）

議事日程……１４３
出席議員……１４５
欠席議員……１４５
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……１４５
職務のため出席した者の職氏名……１４５
開議の宣告……１４６
議事日程の報告……１４６
議案第１５号　平成２３年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正について……１４６
議案第２３号　平成２３年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号)の事件の訂正について……１４６
議案第２４号　平成２４年度浪江町一般会計予算の事件の訂正について……１４７
議案第３４号　平成２４年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正について……１４８
議案第５号の質疑、討論、採決……１５１
議案第６号の質疑、討論、採決……１５７
議案第７号の質疑、討論、採決……１５７
議案第８号の質疑、討論、採決……１６１
議案第９号の質疑、討論、採決……１６１
議案第１０号の質疑、討論、採決……１６２
議案第１１号の質疑、討論、採決……１６３
議案第１２号の質疑、討論、採決……１６６
議案第１３号の質疑、討論、採決……１６６
議案第１４号の質疑、討論、採決……１６７
議案第１５号の質疑、討論、採決……１６７
議案第１６号の質疑、討論、採決……１８７
議案第１７号の質疑、討論、採決……１８７
議案第１８号の質疑、討論、採決……１８９
議案第１９号の質疑、討論、採決……１９０
議案第２０号の質疑、討論、採決……１９０
議案第２１号の質疑、討論、採決……１９１

議案第２２号の質疑、討論、採決……１９５
議案第２３号の質疑、討論、採決……１９６
議案第２４号の質疑、討論、採決……１９６
延会について……２２２
延会の宣告……２２２

第　４　号（３月２１日）

議事日程……２２５
出席議員……２２７
欠席議員……２２７
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……２２７
職務のため出席した者の職氏名……２２７
開議の宣告……２２８
議事日程の報告……２２８
議案第２４号の質疑、討論、採決……２２８
議案第２５号の質疑、討論、採決……２４７
議案第２６号の質疑、討論、採決……２４７
議案第２７号の質疑、討論、採決……２５２
議案第２８号の質疑、討論、採決……２５２
議案第２９号の質疑、討論、採決……２５３
議案第３０号の質疑、討論、採決……２５３
議案第３１号の質疑、討論、採決……２５４
議案第３２号の質疑、討論、採決……２５４
議案第３３号の質疑、討論、採決……２５４
議案第３４号の質疑、討論、採決……２５５
報告第３号の質疑、討論、採決……２５５
報告第４号の質疑……２５７
同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５７
発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２５９
発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６０
発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６１
発委第４号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６２
発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決……２６５
日程の追加……２６９
事件の撤回について　発議第１号「福島復興再生特別措置法案」
の拡充及び早期成立を求める意見書（案）……２７０
日程の追加……２７０
発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決……２７１
委員会の閉会中の継続審査又は調査について……２７２

副町長のあいさつ……２７２
町長あいさつ……２７３
閉会の宣告……２７５

浪江町告示第６号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１０１条第１項の規定により、平成２４年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成２４年２月１４日

浪江町長　　馬　場　　有

１　期　　日　　平成２４年３月８日（木）　午前９時

２　場　　所　　福島県二本松市本町１丁目６０番地２
安達地方広域行政組合　自治センター

○応招・不応招議員

応招議員（２０名）

１番	愛澤　格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
７番	渡邉文星君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１１番	渡部貞信君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場　績君

不応招議員（０名）

３ 月 定 例 町 議 会

（ 第 １ 号 ）

平成２４年浪江町議会３月定例会

議　事　日　程（第１号）

平成２４年３月８日（木曜日）午前９時開議

日程第　１　会議録署名議員の指名
日程第　２　会期の決定
日程第　３　諸般の報告
日程第　４　行政報告
日程第　５　一般質問

出席議員（１９名）

１番	愛澤　格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
７番	渡邉文星君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１２番	鈴木辰行君	１３番	佐藤文子君
１４番	紺野榮重君	１５番	佐々木恵寿君
１６番	小黒敬三君	１７番	勝山一美君
１８番	三瓶宝次君	１９番	佐々木英夫君
２０番	馬場　績君		

欠席議員（１名）

１１番　渡部貞信君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	副町長
馬場　有君	上野晋平君
教育長	代表監査委員
畠山熙一郎君	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	企画調整課長
根岸弘正君	谷田謙一君
税務課長	住民生活課長
大浦泰夫君	植田和夫君
産業振興課長	建設課長
高倉敏勝君	原　芳美君
福祉こども課長	教育総務課長
木村　潔君	屋中茂夫君
上下水道課長	生涯学習課長
星　光美君	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	
紺野則夫君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	書記
宮口勝美	岩野善一
書記	
鈴木清水	

○議長（吉田数博君）　東日本大震災以来、11日をもって１年になります。３月定例会開催に先立ち、今回の災害により、犠牲となられました方々に対し、皆様とともに哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。ご起立願います。黙とう。

［黙とう］

○議長（吉田数博君）　ありがとうございました。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（吉田数博君）　ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成24年浪江町議会３月定例会を開会いたします。

なお、11番、渡部貞信君より欠席の届け出がなされております。

（午前　９時００分）

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君）　直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、８番　泉田重章君、９番　橋爪光雄君、10番　田尻良作君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（吉田数博君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より21日までの14日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日より21日までの14日間と決定いたしました。

会期中の会議についてお諮りいたします。

８日、９日、19日、21日を本会議、12日、13日、14日、15日、16

日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、以上のように決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（吉田数博君）　日程第３、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

なお、本定例会の議事運営についてでありますが、町側から議案第４号について、去る２月29日に入札を終え、本来であれば臨時会を招集し議決を得る案件ですが、定例会も間近なことから、定例会の中で先行して審議して欲しいとの申出がありました。線量計を年度内に各家庭に配布したいとのことから、早急な議決が欲しいとのことでありました。３月２日に開催した議会運営委員会において審議の結果、議案第４号については、２日目の一般質問終了後、議案上程の中で単独で上程し、提案理由の説明を受けたのち休議をし、委員会審議をした上で、本会議を再開して審議することとしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

◎行政報告

○議長（吉田数博君）　日程第４、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。

町長。

［町長　馬場　有君登壇］

○町長（馬場　有君）　おはようございます。行政報告を申し上げます。

議員各位にはご多用中にもかかわらず、平成24年３月浪江町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から１年を迎えようとしております。改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午前　９時０３分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前　９時０５分）

○町長（馬場　有君）　改めましておはようございます。

行政報告を申し上げます。

議員各位にはご多用中にもかかわらず、平成24年３月浪江町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から１年を迎えようとしております。改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、この原子力災害による全町避難により、今なお、県内に１万４千名、県外に７千名の町民の皆様が避難し、つらく悔しい生活を強いられております。

１日も早くこの避難生活からすべての町民が解き放され、放射能から美しい故郷を取り戻し、皆さんの暮らしと故郷を再興したいと考えています。

さて、東日本大震災の被災地再生に向け、２月10日、復興庁が本格始動しました。併せて出先機関として本県など３カ所に復興局、いわき市、南相馬市に支所が設置されました。

復興に関する政府内の総合調整・事業の総括監理を行うとともに、被災自治体と国をつなぐ一元的な窓口を担うものとして期待されるものであり、被災自治体に最も身近な組織として、現場主義に徹し迅速な対応を求めていきたいと考えています。

また、政府は同日、福島県の復興再生を国が責任を持って進めることを規定した「福島復興再生特別措置法案」を閣議決定し、国会に提出しました。本法案では、原子力災害からの復興再生の基本となる福島復興再生基本方針の策定、避難解除等区域の復興再生のための特別措置、産業の復興再生のための特別措置等について定めることにより、東日本大震災からの復興の円滑かつ迅速な推進を図ることとしております。

また、施策実施に当たっては、県や市町村の自主性・自立性、住民の意見を尊重するとしておりますが、本法案を１日も早く成立させ、被災自治体及び避難者の立場に配慮した実効ある施策を、早急にスタートしていただきたいと考えております。

次に、平成24年度の予算編成関係について説明させていただきます。

平成24年度予算につきましては、町税、使用料・手数料等の自主財源が確保できず、国県等の依存財源に頼らざるを得ない脆弱な財

政基盤での編成となりましたが、震災等により全国に避難されている町民の皆様の「暮らし再建」、更には「ふるさとなみえの再生」のため、今議論いただいている浪江町復興ビジョンを基本に編成いたしました。

具体的には、①ホールボディ検査、予防接種・健康診断等による健康管理の充実、②応急仮設住宅等住宅環境の改善、③仮設住宅・借上住宅毎の自治会の設立運営、交流会の開催等「きづな」の維持、④仮設学校運営、小中学校就学援助等教育環境の再生、⑤町広報紙、ホームページ、フォトビジョン等によるふるさと情報発信等に取り組むことといたしております。

なお、事業費等については予算資料に記載させていただいております。

これらに基づく、平成24年度一般会計予算の総額は、63億6,300万円、前年度比10.9％の減となっております。

一方、特別会計９事業の合計は、国保会計、介護保険会計の大幅な増加等により63億302万６千円、前年度比31.0％の増となっております。

一般会計予算の内容ですが、歳入では、町税が震災特例法の規程に基づく減免等により55.0％減の８億4,055万円。地方交付税が減免による町税の減収補てん等として交付される震災復興特別交付税の増加により、28.1％増の32億400万円。町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債３億5,100万円、18.8％減となっております。

歳出では、義務的経費が、災害弔慰金や小中学校就学援助費、保育料助成金等扶助費で３億9,056万３千円増加し、10.3％増の32億9,042万円、構成比51.8％であります。その他の経費につきましては、仮設庁舎・各出張所での災害救助・救援事務や緊急雇用事業、仮設学校運営事業等に事業がシフトし、物件費が減少したこと等により、19.0％減の30億367万５千円。

一方、浪江町内のインフラ復旧については、災害復旧事業費2,821万円の計上のみとなっておりますが、本格的な復旧事業については、除染の進捗状況と併せ、柔軟に対応していくことといたしております。

次に、災害対応業務について報告させていただきます。

まず、追悼式についてでございますが、東日本大震災から１年の３月11日に、「浪江町東日本大震災追悼式」を二本松市の総合葬祭場「ほうりん」で挙行することといたしました。

震災発生から１年の節目の日に、犠牲者に哀悼の誠をささげ、町民が一丸となって復興に取り組むことを誓うために実施するもので

あります。

除染のモデル実証事業について、ご報告いたします。

本事業については、浪江・津島両地区とも除染作業は終了しております。津島地区の除染につきましては、森林、農地、宅地、大型建物が混在する空間線量が比較的高い区域で、除染対象の表面汚染密度も高いという条件下において、種々の除染方法を検討・実施し、本格除染に向けて線量低減が期待できる工法を採用したということであります。事後のモニタリングの全面的な空間線量の低減率は、平均で57％であります。

一方、権現堂矢沢町地区でありますが、鉄道施設等の大型建物、宅地、農地が隣接する空間線量が比較的高い区域で、平地の都市部の居住地域における種々の除染方法を検討・実施し、本格除染に向けて線量低減が期待できる工法を採用したということであります。事後のモニタリングの全体的な空間線量の低減率は、平均で約51％であります。

食品のモニタリング検査について、ご報告いたします。

このたび、消費者庁と福島県から食品等の放射能簡易分析装置の貸与を受け、町民の皆様の食の安心・安全のため、飲用水・自家消費野菜等の放射能簡易検査を二本松市の上竹倉庫事務所において実施いたしておるところであります。

町民交流事業について、ご報告いたします。

県内外の民間借上住宅などで生活する町民は、交流の機会が少なく、悩みや不安を抱えて生活を送っている方も多くいます。これらの方たちの悩みや不安を少しでも解消するとともに絆をつないでいくため、顔を合わせる場として交流会の開催を進めております。

まず、福島県内交流会についてでありますが、県内に避難している町民を対象に、１月12日に白河市、１月15日に会津若松市、２月５日に郡山市、２月19日に福島市、２月26日にいわき市で開催し、620名が参加し、久しぶりに再会して町民同士の交流が図られました。この中には、町民が発起人となって開催した交流会もあり、それらについては組織化も進んでおります。

また、町民が交流できる場の提供を目的に、“集まっ会”を福島市、二本松市で開催しており多くの町民が交流し絆を深めています。

次に、県外交流会についてですが、なみえの“しゃべり場”～集まれ浪江のなかま～と題して、県外に避難している町民を対象に１月29日には東京都、２月12日にはさいたま市、３月４日には新潟県長岡市で開催し、200名の参加がありました。この事業は、高崎市域震災復興支援委員会と高崎経済大学の協力を受け実施しているも

ので、学生が町民から避難生活での悩みや不安、思いなどを聞きながら、町民同士の交流を図っています。

また、町民が発起人となって企画した交流会も１月22日に仙台市で開催され、80名の参加をいただいております。

さらに、避難先自治体等が主催しての交流会も１月22日に栃木県宇都宮市で、２月５日に秋田市で、２月26日に新潟県柏崎市で開催され、職員が出向いて町民からの相談などに応じております。

警戒区域への一時立ち入りについてご報告いたします。

３巡目のマイカー立ち入りを２月12日より実施しております。２月26日まで６回実施し、1,112世帯、2,632人の方が立ち入りをされました。２月26日以降は、バスでの立ち入りを２回、マイカーでの立ち入りを南相馬市「馬事公苑」から７回、「道の駅ならは」から２回、富岡町毛萱地区から１回を計画しています。

災害給付金等の状況について、ご報告いたします。

初めに義援金２次配分追加分２回目についてでありますが、今回につきましても、１人当たりの配分額を決定し、世帯人数を乗じた額を、原則２次配分追加配分時に指定された口座に、２月29日に振り込みしたところです。

また、今回も世帯の事情により希望があれば、１世帯２口座まで口座を分離できることとしたところであり、希望者は約53世帯となっております。

支給額でありますが、１人当たり、国分が１万3,200円、県分が1,800円、合わせまして１万5,000円であります。

次に、被災者生活再建支援金の支給状況について申し上げます。

地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、2月末現在、54世帯の申請を受けております。これにつきましては御承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが立入禁止区域内にあり、詳細な調査ができないため、写真または本人の申告により、月１回程度現地を確認し対象になる世帯に連絡し、請求をいただいているところであります。

次に、災害弔慰金について申し上げます。

災害弔慰金等の支給に関しましては、３月11日津波及び地震等により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。２月末現在、申出受理件数が158件、うち支払件数は157件であります。今後も死亡届等により死亡が確認された方から順に、申出書等関係書類の提出をいただき、審査の上、速やかに振込をしてまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地

方災害弔慰金審査委員会において関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、２月末現在、申出受理件数が131件、うち審査件数が77件、うち認定件数が76件、支払件数が67件であります。

保育所の入所状況について、ご報告いたします。

３月10日時点での保育所入所申込者は、公立、私立合わせて242名でありました。入所の状況でありますが、前回報告時の11月末現在で171名でありましたが、２月末現在では175名、４名の増となっております。

内訳は、県内が、いわき市17名、福島市14名、南相馬市６名、白河市５名、二本松市４名など、計55名。県外が新潟県29名、埼玉県19名、千葉県15名、栃木県、群馬県９名など、計120名となっております。

なお、本年１月１日より施行された、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律により、保育所入所に係る事務が避難先の地方公共団体で処理することができることになりましたが、入所審査等において世帯の所得確認等、関連業務は引き続き対応することとなるため、今後も、避難先において適切な保育サービスが受けられるよう、対応してまいります。

教育行政について、ご報告いたします。

まず、二本松市内に開校している浪江小・中学校の児童生徒数についてですが、２月27日現在、浪江小学校が31名、浪江中学校が51名となっております。この３月に卒業する小学生は９名、中学生は14名ですが、４月に入学する予定の小学生は２名、中学生は７名という状況であります。

平成24年度の児童・生徒数は現在より若干少なくなる見通しで、その主な理由としては、放射線量に対する不安、国・県・東電の災害対策の具体的な取り組みの全容や詳細が不透明な現状、保護者等が避難先で既に生業に就いていることなどが考えられます。

浪江小・中学校では、今後とも一人一人の児童・生徒に寄り添いながら、教育の充実に努めてまいります。

次に、町内の各学校の被災状況についてですが、１月24日から３日間、ふくしま市町村建設支援機構のご協力をいただき、学校施設の被害状況を目視により調査いたしました。この調査は、今後のインフラ復旧の基礎資料となるものです。それによりますと、学校施設の中でも、請戸小学校は、校舎及び体育館それに東地区調理場とも津波による被害が甚大となっています。また、浪江小学校は、校

舎の地盤が一部沈下しております。その他の学校につきましては、窓ガラスの破損、外壁の破損、ドア等の不具合が見られる程度です。

次に、原発事故で二本松市の安達高校にサテライト校として授業を展開している浪江高校では、新年度から地元の復旧・復興に寄与する人材を育成することを目的とした、キャリア教育を福島大学の協力で進めることになりました。

この教育の導入に至った経緯は、生徒に「双葉地方の将来の地域づくり等」をテーマに作文を書いていただいたところ、多くの生徒が「ふるさとに戻り、地元の復旧・復興に何らかの形で携わっていきたい」という想い・希望を抱いていることがわかりました。

これを受けて、浪江高校では、来年度の教育目標に「生涯にわたり相双地区の復旧・復興に寄与する意欲のある人材を育成すること」を基本に据え、福島大学で蓄積されているキャリア教育等に関する知識や情報、ノウハウの提供、指導の支援を受け、更には今年度設立された「うつくしまふくしま未来支援センター」との連携によって、生徒の夢の実現に向けたキャリア教育を推進することにしたものです。

将来を担う生徒の発想力、構想力、分析力に関する能力を高めるとともに、コミュニケーション能力、プレゼン能力の習得にも役立つものと大いに期待しているところです。

次に、平成24年浪江町成人式について、ご報告いたします。

１月８日、二本松市安達文化センターにおいて、「平成24年浪江町成人式」を挙行いたしました。式では、地元選出の国会議員、県議会議員をはじめ大勢の来賓の皆様にご参列いただき、新成人への激励、祝福の言葉をいただきました。

新成人代表の志賀諭さんが、東日本大震災に負けない強い意志と誓いのことばを述べられ、新成人220人がはたちの志を胸に、新たな門出をいたしました。

最後に、復旧・復興の取り組みに関して、ご報告いたします。

まず、１月に小中学生及びそのご家族の方の協力を得て実施した「復興に関する子供向けアンケート」の概要についてご報告いたします。小中学生（1,697人）にアンケートをお送りし、２月10日時点で1,190人、70.1％から回答をいただくことができました。

困りごととして、「浪江の友だちと会えなくなった」「家族がばらばら」「ペットがいなくなった」など身近な方との離別に関する困りごと。「家が狭い」「自分の部屋がなくなった」「家が寒い」など住環境の困りごと。「また地震や津波が来ないかの不安」「放射能のせいで病気にならないかの不安」など、震災や放射能への不安、

「塾や習い事に通えなくなった」「学校が変わって勉強についていくのが大変」など教育環境の困りごとが挙げられました。子供たちが困難な状況で暮らしていることが明らかになりました。

大人になったときどんな町になってほしいかとの自由記載の設問に対しては、「震災前の元の浪江町」「放射能の心配がなく安全安心できれいな町」「明るく元気な町」「自然豊かな町」といった声が多く寄せられました。また、町長にお願いしたいことという問いについては、「浪江町に帰りたい」「友だちと集まれる機会を設けて欲しい」「浪江町を復興して欲しい、除染してきれいにして欲しい」「一時帰宅、ランドセルを持ち出して欲しい」などの声が多く寄せられました。

先人が育んだふるさとに対して、多くの子供たちが大人以上に大切に思っていることを強くうかがわせる内容でありました。今後の避難生活の支援、暮らしの再建、ふるさとの復旧・復興に当たっては次世代を担う子供たちにとって、どのような責務を果たすべきかという観点で考えることの重要性、それに応えるための努力が必要と考えております。

復興ビジョンへのパブリックコメントについてご報告します。

町民委員による浪江町復興検討委員会における「検討状況の中間報告」について、先般実施した町民アンケートの詳細結果とともに、１月中旬に各世帯に発送し、あわせてパブリックコメントを実施いたしました。その結果、68名の町民の方々から計217項目に渡るご意見を頂きました。

主な意見としましては、避難生活の現状や復興に対する考え方、理想とする姿が多様であること、帰ることのみのビジョンであるとの懸念、国などによる抜本対策が弱いこと、除染そのものへの不安と不信、除染後の浪江町への懸念、賠償に対する強い不安、町外での居住の確保を含めた今後の住環境への不安などであり、貴重な意見を頂いたところであります。

復興検討委員会では、先般実施した約11,000名のアンケート結果、約1,200人の子供アンケート、そして今回のパブリックコメントの意見を踏まえまして、町民の不安に応えていくために中間報告内容の大幅な見直しを行っているところであります。

浪江復興ビジョンの策定についてご報告します。

町としましては、復興検討委員会からの答申を受け、年度内の復興ビジョンの策定を予定しておりましたが、現在、国が検討している区域の見直しの状況も踏まえる必要があることから、策定時期を新年度の早い段階での策定とすることといたしました。

復興ビジョンの策定に当たっては、先般、議会から頂いている意見についても反映が成されるよう鋭意作業を進めてまいる所存であります。

以上、12月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、物品購入契約の締結案件が１件、条例の制定・改正案件が10件、平成23年度の補正予算案件が９件、平成24年度の予算案件が11件、報告案件が２件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君）　以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君）　日程第５、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が、２人以上の議員から出されておりますが、この震災を受けて思いは十分理解をいたしますが、議事整理上また円滑な議会運営をするため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したならば、その件について撤回するか、または、不足分の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

◇橋　爪　光　雄　君

○議長（吉田数博君）　９番、橋爪光雄君の質問を許可します。

９番。

［９番　橋爪光雄君登壇］

○９番（橋爪光雄君）　９番、公明党の橋爪光雄です。

３月11日東日本大震災から１年を迎えようとしております。犠牲になった方々に静かに厳かに追悼の祈りを捧げるとともに、ご遺族並びに被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

通告に従い一括質問方式で質問します。

町民を守る行政の取り組みについて。長引く避難生活の影響で、

心身両面での健康問題が深刻化している。県内外の町民に健康問題について、どのような取り組みをしているのか伺います。

国の避難指示がない中で、高線量の津島地域で約8,000人が自主避難し、３日間避難生活を余儀なくされました。内部被ばくされているのではないかと心配される相談が多くありますが、当町に今月、ホールボディカウンターが設置され、４月中旬に検査が開始されると伺っていますが、検査体制について伺います。

全世帯へ線量計の配布については先ほど町長より行政報告がありましたので、安心しているところでございます。

昨年12月、政府は３区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域に再編する方針を示したが、線引きによって地域が分断され、人と地域を切り捨てるようなことは断じてあってはならない。除染が進まない中、除染工程表を示した環境省に対し、町はどのような取り組みをしていくのか伺います。

賠償については、精神的損害の見直し、財物賠償は基準を示し、被災者の声を反映させた賠償をするべきであります。町の取り組みをお示しください。

昨年12月に、宮城県石巻市へ今年２月に宮城県気仙沼市と岩手県陸前高田市の被災状況の視察に行ってまいりました。地震、津波の複合災害のすさまじさを感じてきました。被災地の再生に向け、復興庁が２月10日、業務を開始。実現するまで11カ月もかかり、期待のことばより先に不満を口にする県民が多いのが実態であります。

放射能の心配をしながらの生活はできないと、若年層を中心に人口流出が起きています。復興庁に対し、町はどのような取り組みをしていくのか伺います。

除染に伴う廃棄物処理が進まない中、中間貯蔵施設建設については、双葉郡８カ町村の足並みがそろっていませんでしたが、現在、一体となって行動することになり、今後の活動を期待したい。町の取り組みをお示しください。

家屋を流出された方、帰還困難区域の方への町はどのような対応をされるのか。

以上、６項目について町長の見解を伺います。

次に、教育行政について伺います。県内外で避難生活を送っている児童生徒は、住環境、教育環境が変わった中で学んでいますが、学力低下等の心配をされている父兄が多く見られますが、児童生徒の実態と、教育委員会はどのような対応をしているのか伺います。

避難先で嫌がらせなどの問題が発生しているが、教育委員会はどのような取り組みをしているのか。児童生徒、父兄と会って話し合

う場所が必要と思います。懇談会の開催について伺います。

介護について伺います。被災した福島、宮城、岩手３県の42市町村で、要介護認定を受けている人が2011年５月末から12月末の７カ月間で9,802人増えております。当町の実態とどのような取り組みをしてきたのか伺います。

被災地で要介護認定を受ける高齢者が増える背景には、生活環境の激変による運動不足やストレスがあると言われています。心のケアが必要とされます。介護予防についてどのような取り組みをしていくのか伺います。

以上、最初の質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　町民を守る行政の取り組みについて、私のほうから総括的にお答えさせていただきまして、個別的なものについては担当課長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

現在、ほぼすべての町民が慣れない町外で暮らして、住まいや賠償、健康、今後の行方といった数多くの不安を抱きながら避難生活を送られている状況にあることは御承知のとおりであります。このような状況にある町民を守るために、町として考えるべき所は考え、実行すると同時に、今災害の責任を負う国、あるいは東京電力に対しても、被災者である町民、汚染されたふるさとの双方について、我が国全体として生活再建や復旧復興に取り組んで初めて町民を守ることが可能になると考えております。

町としましては、町民の暮らしを守るために、健康・除染・賠償・中間貯蔵施設、帰れない町民への対応も含めて、総合的な観点から取り組み、国が対応すべき物はすべきものとして強く要請し、この問題の解決を図っていく考えであります。

また、復興庁に関しましては、行政報告でも申し上げましたとおり、復興の司令塔になる組織でありますので、被災自治体と国をつなぐ一元的な窓口を担うものとして期待しているところであります。被災自治体に最も身近な組織として現場主義に徹し、迅速な対応を今後求めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それでは、帰れない町民の対応について説明を申し上げます。

通常のケースでありますと、被災にあった場所を元の状態、よりよい状態にすることが復旧復興となります。今回の原発事故では、未だふるさとを追われまして、ふるさとの多くは放射能に汚染され、復旧にすら着手できない状況にあります。

浪江町におきましては、まず町民の暮らしの復旧復興に当たることが必要であると考えております。それを備えながら、さらにふるさとの復旧復興に取り組むという２つの復旧復興に取り組むことが必要と考えております。

そのような中にありましても、安心して暮らすことができる住宅の確保は重要な課題と考えております。また、今後どのような生活を選択するにいたしましても、不公平の生じない賠償の確保も重要な課題ととらえております。さらに健康管理問題などもあります。このような環境が整うことによりまして、安心して暮らすことができる状況になると考えております。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　ご質問の除染、中間貯蔵施設について、ご質問にお答えいたします。

まず、除染についてでありますが、このほど環境省は、放射性物質を取り除く除染の作業を本格化させるという工程表を公表したところでございます。その内容でございますが、一般の人が１年間に受ける放射線量が年20ミリシーベルト以下の避難指示解除準備区域と、20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の居住制限区域については2014年３月末までに除染を終える目標を掲げております。

なお、放射線量が50ミリシーベルトを超え、特に汚染がひどい帰還困難区域については、指定区域の除染作業を行い、その結果を見て具体的にどうするかを検討するということであります。

また、年間20ミリシーベルト以下の２区域の除染の進め方については、環境省はこのうち年10ミリシーベルト以上のところや、５ミリシーベルト以上の地域にある学校などから作業を始め、年内に終わらせる考えであります。

それから、20ミリから50ミリシーベルト以下の区域については、2014年３月末、平成25年末までに20ミリシーベルト以下になることを目指しております。また、作業の拠点となる役場や公民館、水道施設などは優先して除染を行うとする。ただ、仮置き場の確保、住民や所有者からの同意を得るのに時間がかかるために、作業が始まるのは早くても平成24年度の７月以降になるということであります。このように、国が直接除染する対象地域を汚染程度によって３つに分け、除染を進めるということであります。

当町においての本格除染の進め方でありますが、本工程を基本に環境省が作成する除染計画について、現在、環境省と仮置き場の確保を含め協議しているところでございます。

続きまして、原発事故の汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設について、国が双葉郡内への設置を要請しているところでございます。

今年１月には、県と双葉郡の実務者による初会合が開かれ、国に対する要望事項が３点ほどあったということでございます。また、国では郡内町村の個々の首長や議会に対して意見を求めておる報道もありますが、復興庁に対しての意見交換等は現在なされていない状況であります。

当町といたしましては、賠償や避難生活対策など多くの問題がありますが、今後、中間貯蔵施設については、双葉郡は一つという観点から、さらなる議論が必要だと考えております。

以上でございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは当町の健康についてお答え申し上げます。

町民の健康につきましては、仮設住宅の健康相談会の開催及び巡回訪問、県内借り上げ住宅の65歳以上の方及び３歳以下の幼児の訪問を優先的に実施しております。その内容でございますが、生活指導、健康管理の指導に努めているところであります。

また、健診につきましては、受診者に合わせた集団健診及び施設検診を実施しております。避難住民の健診に対する意識を高めるため、健診の必要性をこれからも広報してまいります。

続きまして、ＷＢＣの検査の体制でございますが、検査は津島診療所が実施することとなっております。したがいまして、関根先生を主体に放射線技師、受付案内等６名体制で今後とも実施したいと考えております。４月中頃、遅くとも４月下旬には実施したいと考えております。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　賠償関係についてお答え申し上げます。

精神的被害につきましては、国や県、東京電力に対して賠償額の見直しを求めることは何度も行ってきております。１月27日、郡山市で開催されました第21回の原子力損害賠償紛争審査会におきましても、町長が直接賠償額の見直しと、区域見直しによる賠償の差額が出ないように、平等性を確保するようにということで強く要望してまいったところでございまして、今後も審査会を注視しながら、進めていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　教育行政２点についてお答え申し上げます。

まず１点目の県内外の児童生徒の実態、対応についてでございますが、浪江町の児童生徒につきましては、在籍していた学校をもとに、児童の状況把握に努め、学校だよりなどで相談を呼びかけたり、電話連絡などの折に様子を尋ねたり、いろいろな相談に応じております。各学校には、学校に行けない。あるいは登校が渋りがちだなどの実態を把握した際には、元の学級担任などと管理職が連携し、状況によってはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交えて対応しているところでございます。

直接的な接触が可能な場合には、児童生徒や保護者と面談して対処し、遠方でそれができない場合には、電話や手紙などで励ましや助言を行って状況の改善を図ってきたところでございます。

学力低下の心配に対しては、電話などで励ますことのほかに、各種のＮＰＯ、あるいはボランティアのご支援をいただきながら、仮設住宅の集会所等で学習支援活動を行っております。

２つ目の懇談会についてでございますが、現在の教育委員会の主な業務内容である小中学校の児童生徒の就学事務や、就学に伴う経済的な負担軽減のための就学援助金に対しては、各方面からご協力とご支援を受け事務を進めておりますが、さらにきめ細かな対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

今後、全町避難という状況にもさまざまな変化が生じると思われますので、これに伴い学校再開や教育行政の全般について広く説明し、ご意見を伺うことも必要になると考えます。町当局や議会の皆様による懇談会が大きな成果を収めておりますので、これらを参考に、教育委員会として今後どのような形で住民の方々と話し合いを持つのが良いかについて検討し、状況に合わせて効果的にできるようにしたいと考えております。

また、ご指摘のありました心配事や悩み事につきましては、子供とその保護者との接触機会を増やしながら、きめ細かに相談や助言を行うことがより有効であると考えます。

したがいまして、当面は学校関係者と連携した教育相談のようなものをさらに充実させ、活用する必要がありますので、困りごとの相談が気軽にできるような態勢づくりを強化する方向で努力してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは介護についてお答え申し上げます。

はじめに、介護の実態・対応についてでございますが、介護の実態につきましては、現在の介護認定者は要支援が302名、要介護798

名であり、昨年度の同じ時期と比較しますと、183名程度増加しております。合計で1,100名の方が認定を受けている状況でございます。

また、審査前１年間の新規申請が224件に対しまして、震災から２月までの新規申請は561件であり、約２倍になっております。

さらに震災以前より要介護認定を持っていた方に関しましては、要介護認定有効期間及び要支援認定期間の特例による１年間の延長措置を行っております。

介護サービス状況でございますが。１次避難施設の体育館あるいは全国の親族、知人を頼りの避難生活のため、サービス提供事業者等がわからないなどの理由により、居宅サービスが減少しておりました。仮設住宅、借り上げ住宅に落ち着いてきたため、通所介護等のサービスも受けております。施設サービスにつきましては、被災施設の入居者を全国の施設に受け入れてもらっている状況でございます。

また、新規の県内施設の申し込みにつきましては、ただいま順番待ちのような状況にあります。

次の予防対策でございますが、高齢者の元気づくりにつきましては、健康づくりと健康管理の支援も大切であると考えております。

健康づくりにつきましては、仮設住宅、借上げ住宅を問わず、桑折町、福島市、二本松市２カ所、本宮市に開所しました浪江町サポートセンターを拠点に、仮設住宅集会所で体操教室等を行っております。

健康管理につきましては、町の総合健診の受診により、高齢者の健康管理を図っているところであります。

また、全国の避難先の自治体に対しましては、運動教室や栄養教室など浪江町の避難者が参加できるよう、ただいまご協力を願っているところでございます。

○議長（吉田数博君）　９番。

○９番（橋爪光雄君）　再質問をします。このたびの東日本大震災、また原子力災害は、経験したことのない災害が実際起きたわけでございます。

したがって、初めての経験であり、皆さんの知恵を最大限に発揮していただいて対応していくしかないと思います、解決策は。いろんな方法をとって最善の努力をしていくと。これが町にもまた議会としても課せられて課題であると思います。

そういった中で、今、答弁がされましたけれども、いろいろと県内外含めてしっかりと対応されていることについては理解をいたし

ました。

その上で、私のほうからは再質問の中で３点質問させていただきます。

町民を守る行政の取り組みについては、これは町長から答弁を求めたいと思います。昨年は、国、県への要望と避難の対応、生活支援を主に取り組みをされてきましたが、今年度は町民が帰町できるのかできないのかを問われる年となります。町の将来が問われる年でもあり、先行きが見えない状況ですが、町長の行動、決断が問われる年と言っても過言ではありません。今後も多くの課題に取り組んでいかなければならないと思いますけれども、３月10日予定されております国、県、双葉郡首長による会議に、町長としてどのような考えで出席をされるのか伺います。

教育行政についてですけれども、県内外の児童生徒、また父兄に対しては取り組みをされているということは伺いました。今後の取り組みとしては父兄、児童と教育委員会との話し合いの場を多く持つということです。これが問題解決に繋がることになると思います。懇談会を定期的に開催する考えはあるのか伺います。

それから介護について。環境の変化によって不眠を訴える方が多くおります。心の健康について、積極的に取り組む必要があると思います。今後心の健康について、どのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

再質問終わります。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　３月10日の町村長会議に、どのように臨むかということでございますけれども、私の２月10日に町村長会議で浪江町としての提案をしておりました。その提案につきましては、７項目に渡って提案をいたしまして、それを叩き台に今議論をして、副町村長会で取りまとめて、現在３月10日の協議に向けて今精査をしておるところであります。

この７つの問題として、まず第１に必要なのは、やっぱり双葉郡が再生再興するためには、双葉郡のビジョンというものを国家が示すべきだ、国が示すべきだということで行っております。いわゆる復興像です。国が復興像、そして実現のための具体策、そしてスケジュールを出していただきたいということです。いつも政府のやり方としては、ボールを投げてくるんです。中間貯蔵施設をお願いできませんかとか、あるいは区域の見直しを３つにわけますと。それはそれでボールを投げてくるのはいいのですけれども、やっぱり説明責任がなされていないんです。中間貯蔵施設、これは本当に迷惑

施設でありますので、こういう施設を双葉郡にお願いするためには、要するに双葉郡の復興像といいますか、それをどういうふうに考えているのか。それを国が示して来ないんです。

ですから、今回の会議ではそれをやっぱり示していただくということを主張していきたいと思っております。

それから、主要国道の放射線を遮蔽する部分トンネル化というもの、つまり国道６号、国道114号、国道288号を、やっぱり線量の高いところを通過しますので、やっぱり人的、物的交流をするためには、やっぱり道路が１本でないとだめですので、部分トンネル化をして交通網の整備をしていただくということを要請をしたいと思います。

それから、現在、マンパワーが足りない。これから復旧復興に向けて、やっぱり技術者が必要になってくるということでありますので、これは国からの全面的な人材の派遣といいますか、そういうものをしていただかないと、復興復旧が進まないということで人材の派遣ということをまず要請してまいりたいと思っております。

それから、福島再生協議会と国、県に、我々の双葉郡の町民の声が反映できるようにしていただきたいということなんです。首長とか、事務レベルの二段階に分けた協議の場が必要だということで、今までこの復興に関しては協議はなされておりませんでしたから。そういうものも含めてやはり協議をしていただきたいということを要請している。そういう形の中で、やはり現在、平たく申し上げますと、私どもの課題としては、先ほど来質問がございましたように、除染の対応、それから現在区域の見直し、それらボールが投げられています。それに対する対応。そして先ほど話をしましたインフラの対応、さらには賠償の確実な確保、それから仮設住宅に代わる復興住宅、あるいは復興公営住宅、そういうものも視野に入れながら、安心して住めるような住環境も作っていかなくてはならないのではないかと思っております。そういう形の中で、この課題について今後取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　再質問にお答えいたします。

子供たちのいろんな悩みに応じるための懇談会の開催についてですが、定期的にできないかというご指摘でございます。それができれば大変いいのかなという考えは一方にはございますが、まず現状を簡単にご説明いたしますと、先ほどご指摘があった学力低下であるとか、嫌がらせという、そういった形の直接のご相談はあまりないんです。不登校の問題であるとか、そういった悩みについて相談

するとなりますと、ある意味教育的な経験を持っている者が必要でございます。現在の教育委員会には事務方と私１人でございます。幸いと申しますか、たまたまですが、被災以来、津島の小中学校の校長と教頭がずっと我々と仕事をしていますので、そういった者の経験を生かしながら、電話で相談したり、先ほど教育総務課長がお答えしたような内容で対応してまいっております。定期的な懇談会となりますと、今すぐということは率直に申し上げてこれはなかなか難しい。課長が答弁しましたように、今後の状況の中で探っていくということでご理解いただきたい。

ただ、手をこまねいているわけにもいきません。今度年度の人事異動がございますので、校長、教頭など、もう少し身近なところに人数を増やすことを考えております。今までよりはその者達との連携を強めながら、そういった不足のところを補う体制をぜひつくりたいと考えておるところでございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは、再質問にお答え申し上げます。

不眠が続きまして、心の健康が今後問題であるということで、それはごもっともと考えています。

医療につきましては、現在津島診療所の先生を中心に健康管理を行っておるところでございまして、７名の先生方が医療に携わっております。その７名の先生方のネットワークを介しながら、健康に関する健康のケア、それも含めた中での専門員の依頼を図り、今後とも心の健康についても取り組みたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　９番。

○９番（橋爪光雄君）　再々質問です。町長から、今年は町にとっても正念場の年であるということで受け止めてしっかり取り組むという強い決意のもとに取り組む姿勢が答弁されましたので、了解いたしました。期待しておりますので、健康には十分注意されて取り組みをお願いします。

それから、教育については、本当に大変な中で、県内外の児童生徒は学んでいるわけです。その中で、やはり教育委員会は本当にどんな小さなことでもどんどん取り上げて、直接話を聞いてあげて応えていくという姿勢を崩してはならないです。これは本当に重要になってくるんですよ。その上で父兄の声を聞いたりして、本当にしっかりと学んでいけるような体制づくりをやっていくのが教育委員会の責務だと思いますので、どうか、定期的に懇談会が開催されるように、前向きな取り組みをしていただいたと思います。

それから介護についてですけれども、仮設住宅などには、やはり健康的な生活を送るためにということで、社協などが定期的に訪問されて、本当に細かな健康について取り組みをされております。

また、体調管理手帳とか、こういったものを健康についての細かな配慮でもって取り組みをされています。これを受けることによって、長期化する避難生活の中で、みんな元気をもらっているのです。実際健康になっているんです、ですからそれを抜きにしては健康維持はできないと思いますので、引き続きこういった取り組みをしっかりと続けていってもらいたいと思います。どうか町民を守るという立場からあらゆる知恵を絞って全力で取り組んでいただきたいと思います。

いずれも答弁はいりません。要望とします。以上で質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　以上で９番、橋爪光雄君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　ここで10時25分まで休憩いたします。

（午前１０時１１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前１０時２５分）

◇紺　野　榮　重　君

○議長（吉田数博君）　続いて一般質問を行います。14番、紺野榮重君の質問を許可いたします。

14番。

［14番　紺野榮重君登壇］

○14番（紺野榮重君）　14番、紺野榮重でございます。議長の許可を頂きましたので、一般質問をいたします。質問の方法は一括質問方式でございます。質問項目は、町復旧・復興の件、賠償の件、農業の件、仮設住宅復興住宅の件、役場機能の件でございます。よろしくお願いいたします。

月日の経つのは早いもので、東日本大震災、原発事故からまる１年となります。今日に至るまで町民の皆さんには大変なご苦労をなされたと思います。また、町長はじめ職員の皆さんにも、厳しい環境の中、頑張ってこられましたことにも敬意と感謝を申し上げます。

また、今日に至るまで、全国の皆さんに応援していただいたこと、二本松市の皆さんにお世話になり、あるいは見知らぬ人でありなが

らも、情けをかけていただいた方々に深く感謝申し上げます。

このご恩に応えるには、我々はいち早く復興して、元の浪江町に一歩でも近づくことが大切であります。欲を言えば、どこかで災害が起きたときに、今度は浪江町が我々が救援の手を差し伸べる、恩返しできるようになりたいと思います。浪江町がみんなで協力しあって、できるだけ早く復興することが大事であります。そのためには町としての目標、希望をしっかりと示すべきではないかと思います。

これからは賠償も大事でありますけれども、国が悪い、東電が悪いではなくて、町をいかに復旧復興させていくかを第一に考えていくべきではないかと思います。

まず、町長の浪江町復旧復興の思いをお知らせいただきたいと思います。

帰町のための条件は、放射線量、土壌、上下水道、インフラの整備、その中には通信施設、電気、商店街、病院の問題があるわけであります。一つ一つ解決していかなくてはならないと思います。私はさらに、復旧復興したところに帰るという考えではなくて、一緒になってともに一緒になって復旧復興しながら浪江に帰るという考えを持つべきだと思います。そのためには、ある程度の期間は二地域居住をしての生活を認めてもらうことが大事であると思います。

除染モデル事業が浪江町内２カ所（権現堂、津島）実施されました。その成果、結果はどうなのかお伺いいたします。

政府の方針としては、まずは低線量地から除染を優先して進めるようであります。いわゆる避難解除準備区域、居住制限区域は、今後２年間の間に除染して帰宅できるようにするとしております。

今、浪江町としてどのような順序で除染を進めていくのか。概要をお示しください。

私たちも現場を見学させていただいて、膨大な除去物には驚きました。問題となるのは、仮置き場の問題が出てくると思います。基本的にはどのようにして仮置き場を確保していくのかお伺いいたします。

仮置き場の次は中間貯蔵施設の問題があります。双葉郡内にお願いしたいと言われておりますが、現在はどのような状況なのかお伺いいたします。

次に、放射線量に応じての３区分（避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域）町としてそれぞれどのように対応していくのかお伺いいたします。

それにプラスして、津波で家屋が流出された地域の問題がありま

す。津波で家屋流出された地域、町長は元の場所に建築は無理だろうと答弁をされました。町が建築を制限するとすれば、早急に新たな土地を確保して、新しい場所を明示しなくてはならないと思います。家屋流出された方々との話し合いはなされたのか。高台移転の構想はどうなっているのかお伺いいたします。新地町では、災害危険区域を公示価格の８割で買収することを提示されました。町としての考えをお聞きいたします。

帰還困難区域に指定された地域に対しての町の対応をお伺いいたします。長期に戻ることができないとすれば、その居住区を町としてどのように確保していくのかお伺いいたします。

浪江町としてばらばらにならないようにするには、線量の少ない地域に復興住宅を造って移っていただくか、また浪江町からそう遠くないところに居住していただくようにしなくてはなりません。町長の考えをお伺いいたします。

居住制限区域は長期滞在することができない地域（現在の計画的避難区域と同様）と思いますが、であるとすれば、二地域に居住して自宅に戻り、帰還できるまでがんばれる支援、援助が必要だと思います。避難指示解除準備区域はできるだけ帰れる人を帰して、復旧復興していくべきだと思います。

児玉教授は、線量の問題で、おおよそ常磐線から東は薄いので、帰れる基準だと言われました。いわゆる避難解除準備区域だと言っておられると思います。私は、復旧復興の基本は、浪江町に戻ることが基本ですので、帰れる部分から帰って、復興を少しずつ広げていくことが大事ではないかと思います。帰る条件の中で、インフラ整備がありますが、目視の中で大きく壊れている箇所はどこなのかお伺いいたします。道路、橋梁、公的建物、上下水道、前回質問いたしましたが、それ以来どのような状態なのかお伺いいたします。

電気はどのような工程で復旧できるのか。水道水の水質検査をされていると思いますが検査結果はどうなのか。土壌の汚染状況はどのようになっているのか。町で検査するために臨時職員も採用したとお聞きいたしましたが、どのような調査をして、どのように周知していくのかお伺いいたします。

次に、賠償請求の件ですが、現在どれくらい進んでいるのか。請求されていない方をどのように指導援助していくのかお伺いいたします。

賠償に対して双葉町方式で一括しての請求を望む町民もおられますが､町としてどのような考えがあるのかどうかお伺いいたします。

次に、農業の件をお伺いいたします。例年であれば作付面積等の

申告時期になろうと思います。今回の事故によって、町としては農政を守るためにもどのような方針で臨むのか。賠償の関係でどのようになるのかお伺いいたします。

いわゆる田んぼであれば耕作しなくても減反として認める方向なのか。それとも一昨年と同様の作付状態として賠償されるのかお伺いいたします。

農業を復興させることは大変ですが、復興していく上で、基幹となるのは第一次産業であると思います。まだ土壌の汚染状況はわかりませんので何とも言えませんが、早急に汚染の状況をお知らせいただきたいと思います。

除染に当たっての表土３センチから５センチの除去の方法は、田畑にとっても好ましくなく、膨大な除染土対策が問題でありますので、別の方法で除染方法で対応していただきたいと思います。

次に、仮設住宅、借上げ住宅についてお伺いいたします。基本的には何年借りられるのか。今後に不安を持たれている方が多くおられます。基本と町の方針をお伺いいたします。

町民の要望で、仮設建設場所について、南相馬市、いわき市に住みたい方が多くおられます。浪江町としての仮設建設ができないのか。あるいは現在建設されているところに浪江町町民のエリアを設けることができないのかお伺いいたします。

仮設住宅、あくまでも長期間住むように作られていないわけであります。今後、恒久的な住宅建設が進められるものと思いますが、私は町を復興するには、いわゆる町の線量の低いところに建設すべきかと思います。また、土地がどうしても確保できないときには、浪江町庁舎から概ね１時間以内の所とすべきかと思います。町長の考えをお伺いいたします。

浪江町民の皆さんも、仮設、借上げとも大分落ち着かれてきたと思います。各地で自治組織、浪江会が発足して、情報交換の場ができているようであります。これら役場の指導が行き届いた影響かと高く評価をいたします。しかしながら、段取りができた時点で町民の方々に移行して活動していただくことが、方向性としては大事かと思います。今後は町の行政機能を元に戻し、帰町のための体制にならなければならないと思います。特に、建設、上下水道は、浪江に起点をおくべきだと思います。そして、本来の役場の機能を取り戻すことが大事であるかと思います。今の班体制から課体制に戻ることもお伺いしたいと思います。以上です。

答弁が不明な点は、再質問、再々質問させていただきます。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　ご質問にお答えいたします。

浪江町民、浪江町の復旧・復興については、議員おただしのとおり総合的な観点で対応していくということが必要だと認識しております。町の復旧・復興のためには除染は当然の前提でありますけれども、若い世代が安心して暮らす場とならなければ復興はなしえないと考えております。安心して暮らすことができる環境の確保、若い世代が魅力を感じる雇用の場の確保などは非常に大きな課題であります。この点については、避難指示を出した国が、最終的な責任を持って明確な復旧復興像、先ほども答弁いたしましたけれども、国家ビジョンを地域に示すことが大前提として必要と考えております。これは国家ビジョンと、それから今検討いただいております復興検討委員会のビジョンとすり合わせをしながら、復興像を描いていきたいと考えております。

またその上で、本町としましては、現時点で町が元通りになっていない現況を踏まえますと、まずは安心して暮らすことができる議員おただしのように､復興公営住宅の確保が必要と考えております。

先般、いわゆる区域の見直しの説明がございました。その中でやはり我々が線量が低いからといって戻ってくださいということになったとしても、日々の生活ができない状況の中では戻っても生活できませんので、３月11日以前に戻れるような環境になるまで、ある程度の時間が必要だと私も認識しております。

そういう意味で復興住宅、あるいは復興公営住宅というものをきっちり作って、そして安心して暮らせるような、現在は非常に分散しております。分散型から集約化した新しい町、そういうものをやっぱり作っていく時期が来るのではないかと考えております。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　２点目の除染モデル事業の結果を踏まえて、今後の進め方についてのご質問にお答えいたします。

津島地区の除染モデル事業でありますが、この地域は、森林、農地、宅地、大型建物が混在する空間線量が比較的高い区域で、除染対象の表面汚染密度が高いという条件下における種々の除染方法を検討、実施し、本格除染に向けて線量低減が期待できる方法を採用したということであります。

その面的除染の効果でありますが、空間線量率で申し上げます。森林及び周辺、これが事前モニタリングです。これが6.39～9.19マイクロシーベルト、事後モニタリングで2.7～7.95マイクロシーベルト。平均の低減率が45％でございます。その他、農地及び周辺が低減率が55％、宅地及び周辺が56％、大型建物及び周辺が71％、道

路及び周辺が59％、全体の平均低減率は約57％でありました。

続きまして、権現堂、役場、町でありますが、鉄道施設等の大型建物、それから宅地、農地が隣接する空間線量が比較的高い区域で、平地の都市部の居住地域における種々の除染方法検討を実施し、本格除染に向けて線量低減が期待できる方法を採用していくことであります。

この面的除染の効果でありますが、空間線量率で申し上げます。まず農地及び周辺除染前モニタリングで3.75～9.29マイクロシーベルト、事後モニタリング1.85～5.83マイクロシーベルト、平均低減率60％。続きまして宅地及び周辺が54％、大型建物及び周辺が55％、道路及び周辺が36％、全体の平均低減率が約51％であります。

それから除染の進め方でありますが、このほど環境省は、放射性物質を取り除く除染の作業を本格化させるとして工程表を公表したところであります。その内容については、先ほども申し上げましたが、一般の人が１年間に受ける放射線量が20ミリシーベルト以下の避難指示解除準備区域、20ミリシーベルトを超え50ミリシーベルト以下の居住制限区域については2014年３月末まで。平成25年度末に除染を終える目標を定めております。

なお、放射線量50ミリシーベルトを超え、特に汚染がひどい帰還困難区域については、試験的に除染作業を行い、この経過を見て具体的にどうするかを検討するということであります。

また、50ミリシーベルト以下の居住制限区域の除染の進め方について。環境省は、このうち年10ミリシーベルト以上のところや、５ミリシーベルト以上の地域にある学校などから作業をはじめ、年内に終わらせる考えであります。

続きまして年20ミリシーベルトから50ミリシーベルトの区域は、2014年３月末までに20ミリシーベルト以下にすることを目指しております。

また、作業の拠点となる役場や公民館、水道施設などは優先して除染を行う方針です。ただ、仮置き場の確保、住民や所有者からの同意を得るのに時間がかかるため、作業が始まるのは早くても７月以降になるということであります。このように、国が直接除染する対象地域を汚染の程度によって３つに分け、除染を進めるということであります。

当町において、除染の進め方でありますが、本工程表を基準に、環境省が作成する除染計画について、現在、環境省と仮置き場の確保を含めて協議をしているところであります。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それでは答弁いたします。

津波で流された地域の対策についてでございますが、約600戸が津波による被害を受けまして住まいを失っています。自宅を失った方々が安心して暮らすことができる住居の整備、更には今後の津波被害の防止など、津波被災地の対策が必要と認識しております。

住まいにつきましては、具体的には地域の方々の声を聞きながら進めてまいりますが、現在までのアンケートでは町内の居住を希望される方につきましては、その多くが町内の高台や住宅地での居住を希望されております。そういうことから、双方の観点で居住を検討することが必要だと認識しております。

続きまして、３区分の町の対応でございますが、少し住民生活課長の答弁とかぶりますが、お答え申し上げます。昨年12月26日に政府がこの線引きにかかる基本的な考え方について示しておりまして、年間積算線量20ミリシーベルト以下については避難指示解除準備区域と設定するということで、除染、雇用対策など、復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日も早い帰還を目指す区域としているということでございます。

年間積算線量が20ミリシーベルト超、50ミリシーベルト以下についてを居住制限区域に設定するとしておりまして、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施することとしております。

年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域を帰還困難区域に設定するとしておりまして、同区域におきましては、将来に渡りまして居住を制限することを原則といたしまして、線引きは少なくとも５年間は固定するというふうにしております。

除染及びインフラ復旧につきましては、モデル事業などの結果を踏まえまして、県、市町村や住民など関係者と協議の上、対応の方向性を検討するとしております。

区域の見直しにつきましては、先ほど町長も答弁いたしましたが、大前提といたしまして、政府としての双葉郡の今後を明確に示すことが必要と考えております。放射線量が低いから帰還できるという単純な問題ではなくて、安心して生活できる環境の確保、魅力的な雇用の場の確保も不可欠であります。

合わせまして地域区分がいずれになろうとも線引きによりまして、不利益が生じないような賠償の担保も必要となっております。線引きによって、どのような不利益が生じ、それをどのように補うのか、この地域の将来像はどのようになるのかといった点がなければ、町民は受け入れることは困難と考えております。まずその上で、

復興公営住宅を含めました復興住宅の整備し、安心して暮らすことができる生活の場を確保することが必要と考えております。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　５点目の中間貯蔵施設に対する町長の考え方と進捗状況について、ご質問にお答えいたします。

原発事故の汚染土壌などを保管する中間貯蔵施設については、国が双葉郡内設置を要請しているところであります。本年１月には、県と双葉郡の実務者による初会合が開かれ、国に対する要望事項が３点ほどあったということであります。

また、県では郡内町村の個々の首長や議会に対して意見を求めている報道もありますが、当町に対しての意見交換等は現在なされていない状況にあります。当町といたしましては、賠償や避難生活対策など多くの問題もありますが、今後、中間貯蔵施設については、双葉郡は一つという観点から、さらなる議論が必要であると考えております。

続きまして６点目の帰町の条件、放射能の現状と今後について、ご質問にお答えいたします。政府は、現在避難区域を年間被曝線量、放射線量に基づいて３区域に再編するということです。その中で、居住できる目安としては、年間20ミリシーベルト以下とこれまでの基準を維持しております。当町において、管内が３つの区域に分断されるケースが想定されますが、除染の進め方に差が出ることや、町が分断され、復旧復興への影響など、大変懸念しているところでございます。

いずれにしましても、町民の安全安心を第一に考えた場合、帰町の条件としては、やはり放射線量を平常時、これは0.04まで低減を図ることが第一であると考えております。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　帰町の条件の道路状況の現況と今後についてご答弁申し上げます。

警戒区域の中でも比較的低線量地域について、１月末から２月上旬にかけて調査を実施いたしました。その中で、津波被災地の町道などは全路線と言っても過言ではない、散々たるものがございます。また、橋梁についても段差や橋脚が被災しているという状況であります。今後については、復興ビジョンに基づき災害復旧や復興交付金事業に取り組むことになります。

○議長（吉田数博君）　上下水道課長。

○上下水道課長（星　光美君）　それでは帰町の条件の上下水道について答弁いたします。上水道につきましては、12月中旬に各水源地の

機器類の点検・操作したところ、正常に作動いたしました。また井戸水を採水し、放射性物質を測定したところ、セシウム134、137ともに検出限界以下で数字は検出されませんでした。また、２回目の採水を２月上旬に行い、測定を依頼しているところでありますが、まだ結果は来ておりません。

次に、建屋等の被災状況ですが、２月１日に目視による検査を実施いたしました。水管橋及び橋梁に添架された管の破損及び配水池のクラックが確認されております。管渠については、震災当日の３月11日と12日の現地確認による把握にとどまっており、埋設されている管の損傷については、膨大な延長のため、ほとんど把握できていない状況であります。

下水道及び農業集落排水につきましては、９月から３回ほど調査を実施いたしました。浪江浄化センターについては、配管断裂による漏水、長時間の維持管理不能による機器類の機能低下及び機能喪失が確認されました。幾内中継ポンプ場につきましては、地下１・２階の冠水、破砕機、ポンプ等の故障が確認されました。高瀬浄化センターについては、場内の冠水及び破砕機、ポンプ等の故障を確認しました。埋設されている管については、マンホール等の浮上、沈下が目視されますが、埋設部の被災については未だ把握できておりません。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　続きまして、電気の状況についてご説明いたします。東北電力では、昨年の７月から11月にかけまして、被害の状況把握を行っております。その結果、津波による電柱の流失が約500本、地震による配電設備の被害（断線、トランス、電柱倒壊等）は約2,200カ所に及んでおります。また、町内の送電、停電の状況ですが、津波での流失地区や苅野地区、大堀地区などの一部の地域で停電しております。

なお、送電区域内でも高圧線までは送電されておりますが、ほとんどの地域で漏電による二次災害防止のため、変圧器のスイッチを開放にしており、電気をストップしております。

今後の復旧のスケジュールでございますが、津波での流失場所につきましては、町の復興計画に合わせて実施します。その他の地区につきましては、公共施設等への電源復旧に合わせて実施していく予定となっています。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　それでは賠償関係について、それから農業関係について申し上げます。

まず、個人の賠償関係でございますが、３月６日現在、１回でも請求なさっている方は、１万6,076名の方が請求をしておられます。約70％になります。それで、請求していない方についての対策でございますが、昨年の11月から原子力損害賠償支援機構によりまして各都市部、それから県内を巡回しまして、個別相談を行っております。

これにつきましては、２月からは借上げ住宅等も視野に入れまして、郡山、福島、会津、いわき等で個別の相談会を行っておるところでございます。県外でも新潟、それから山形でも行うことで、現在、広報とお知らせ版等に掲載させていただいているところでございます。町でもいろんな情報のほうを広めていきたいと考えております。

それから、双葉町の請求法ということでございますが、先日の新聞にもありましたように、22件47人の請求ございましたが、こちらについては双葉町の方式といいますのは、まず東電の請求方式をとるか、それとも双葉町の独自の方式をとるか。これは個人の判断にゆだねられております。そちらをもとに現在、ある程度まとまった時点で弁護士が和解センターのほうに申し立てをするという方式でございまして、先日の報道の形に現在は進んでいると聞いております。

先ほど申しましたように、浪江町としては、約７割の方が既にやっております。そういうことを踏まえまして、現在のところはその方法については、まだ考えを持っておりません。ただ、高齢者それから記入の仕方がわからないという方が電話等でありますので、そちらについては、早急に対処しなければいけないと考えてございます。

それから農業関係でございますが、昨年の12月に平成24年度産の作付の割当がなされました。ただ、双葉郡については作付の制限区域ということで、また今年の２月28日付で新たに作付制限の延長がなされたところでございます。

当然、この事故がなければ、今年度も通常の作付ができるということでございますので、平成24年度についても当然賠償請求をすることになると思います。

ただ、どのような形で進めるかについては、まだ細かい詳細なところまで決まっておりませんので、それは今後について関係機関と協議を進めてまいりたいと考えてございます。

次に、土壌汚染の件でございますが、こちらにつきましては双葉農業改良普及所と一緒に町内55カ所、サンプルの調査を行っており

ます。これにつきましては、早ければ今月の中旬ぐらいには県のホームページに発表がされるのではないかと聞いております。

それから、農地の除染方法についてでございますが、これはやはり先ほど申しましたサンプリング調査の方法を踏まえながら、それから今県内で行われております除染方法の試験方法をもとにしながら、効果的な方法を模索していきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　仮設住宅・借り上げ住宅の件についてお答えいたします。

住宅の貸借年数ですが、基本的には災害救助法適用で１年間であり、さらに１年間の延長が認められております。今回の借り上げ住宅の更新手続きの中で、終期が一律、平成26年３月31日ということで、概ね３年間ということになります。

次に、南相馬市やいわき市への仮設住宅については、昨年12月に県に対しまして要望してまいりましたが、候補地となる土地が見つからないという状況でありますのでご理解願います。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　復興住宅の建設計画についてお答え申し上げます。

建設場所につきましては、現段階では具体的な検討には至っておりませんが、先般実施した町民アンケートでは浜通りへの希望が多い状況にあります。具体的な場所につきましては、町民の意向を踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、復興住宅、復興公営住宅につきましては、膨大な用地の確保など、大変難しい問題もありますので、政府のほうにも政府が主体となって整備を進めて欲しいという要望もしているところでございます。

以上であります。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　役場機能を元に戻すのはいつかというご質問にお答え申し上げます。

これまで避難住民の支援を優先ということでこれまで班体制により応急的に対応したところであります。

本来の課体制への移行につきましては、議会及び監査委員からも幾度となくご指摘をいただいております。次年度、「復興ビジョン実現のための組織編成」を行い、町民の生活再建の実現、ふるさと浪江の一日も早い復旧・復興を推進したいと考えております。

つきましては、今議会で組織に関する条例改正案を提出しており

ますので、ご検討よろしくお願いしたいと思います。

また、上下水道の浪江の拠点ということでありますけれども、浪江町のインフラの整備がまだ進んでいないということもありまして、これは南相馬等も含めましてこれから検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　14番。

○14番（紺野榮重君）　再質問をさせていただきます。

復興復旧に対する町長の基本的な考えということわかりました。

それから、除染モデル事業の結果でありますけれども、平均して津島は57％、権現堂は51％の成果があったということでありますけれども、この除染のやり方でどういう特徴があったのか。我々が今後家庭に、浪江に帰ったときに、我々自身が放射能の除染に取り組むために、どういう方法がいいのかということを、今回のモデルの中でわかりましたらばお願いしたいと思います。

それから浪江町は、どのような順序で除染をしていくのかという順序でありますけれども、答弁のほうで公共施設、当然役場とかそういう役場、警察署、あるいは常備消防、あるいは学校ということが先行して、それから今度はどういうふうにやっていくのか。例えば、町のほうからやっていくのか。あるいは東のほうからやっていくのか。そういうことをちょっとお伺いしたいと思います。

除染物の置き場の確保ということは、大変難しいと思いますけれども、どういう方法で確保していかれるのかお伺いいたします。

それから、津波で流された地域の対策でありますけれども、前回の質問でも元の場所には建てることは困難だということを言われたわけでありますけれども、それでは町として、一つの方向性として、大平山にそういう場所を設けるんだとか、南棚塩の場合には北棚塩に行くのかと、そういうところに設けるのかということを、一歩前に進んだそういう目安といいますか、もう少し前の答弁をいただきたいと思います。

それから、３区分のことでも同じく、それぞれ今度の問題は、３区分のいろいろの問題が避難の方々から、我々も議会として懇談会を設けるわけでありますから、そういう質問が多いと。必ずあると思います。そういう中で、もう少し例えば帰宅困難区域はこういうことで町で対応しますと。あるいは避難指示解除準備区域と居住制限区域は、除染をして先ほど答弁がありましたが、２年間の中でということであったと思いますけれども、そういうものをもう少しはっきりと示していただきたいと思います。目標がないと町民は困ってしまうわけでありますので、もう少し明快な答弁をお願いしたい

と思います。

それから、中間貯蔵施設に対する件でありますけれども、マスコミでいろいろ報道されましたが、議会としても町長が欠席された理由というものは何だったかということを答弁いただきたいと思います。

それから中間貯蔵施設という施設は、どこまで除去物を集められるのか。それをお伺いいたします。

私たちの考えは、双葉郡に一つ作って、それを福島県全部の除去物を持ってこられるということでは、双葉郡としては、浪江町としては非常に迷惑だなと。やはり例えば多く分けても浜通り、中通り、あるいは会津地方というところに分けて、中間貯蔵施設をつくるべきではないのかと思います。

帰町の条件の中でのいろいろの調査、ご苦労さまでございました。やはり今後はそういう調査があって、復興していくと。復旧復興に向けていくんだと思います。

賠償の件では、７割弱進んでいるということで、今後答弁にもありましたけれども、どうしても請求できない人の町としての支援とうものをよろしくお願いしたいと思います。

それから土壌調査でありますけれども、３月中に公表ということでありますので、非常に農家にとって土地は命でありますので、その調査結果も早く知らせていただきたいと思います。

仮設住宅、復興住宅の件でありますけれども、長々と要望しているわけですけれども、候補地の土地が見つからないということでありますけれども、おそらく町民の方々はそういう要望が今後とも非常に多くなってくると思います。それに応えられるように、さらに努力をしていただきたいと思います。

役場機能を元に戻すかという件では、全協での説明を受けたわけでありますけれども、先ほども上下水道、建設というものは浪江庁舎を起点とすることが大事だということを思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　２月26日の町村長会議の欠席の件でありますけれども、これは主催は双葉郡町村会主催ということでの協議でありました。２月26日の朝10時に、町村会長の井戸川双葉町長から電話が来まして、今日の報道を見たら、民報、民友だったと思いますけれども、その中の記事に、いわゆる文部科学省と電力３社が出来レースをして津波対策に対する文言の修正があったという記事が載っていました。さらには、土地の買い上げについて、価格が提示され

発言訂正の申し出あり：議長許可。「欠席」ではなく「出席しなかった」に訂正。

ておったことにつきましても、これはやはり政府が我々に何にも知らせないで、報道が先走ってそういうことがあるので、きょうの会議は平野大臣、細野大臣に中止にしたという電話をいただいたんです。

したがって、そうかと、非常に残念だなということで、私は先ほど橋爪議員の質問にお答えしましたように、これからの双葉郡の抱えている課題。これを一つ一つ協議していかないと、すべて双葉郡の復興像が見えなくなってしまう。したがって、協議に入らないとだめだということで、７項目ほど提案させていただいて、それで実務者会議が行われてきたんです。実務者会議の中で相当な具体性を持った双葉郡の抱える課題というものを整理いたしました。そういうことで、２月26日には私も浪江町の課題を整理をして、その点について２大臣には要請､要求をしていきたいと思っていたところで、非常に残念だと思います。今度は３月10日に、今度は町主催で、いわゆる８カ町村プラス１、福島県知事が中に入るということで協議をされる状況になっております。

したがって、私が欠席した理由についてはそういう理由で、要するに協議でなくて懇談会になったと話を聞いておりまして、正式なものではなかったということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　再質問にお答えいたします。

まず第１点目は、除染モデル事業の除染の方法については、一応例といたしまして、権現堂矢沢町地区につきましては宅地、大型構造物については、高圧による水の高圧洗浄、それから裏庭や宅地の庭については、表土のはぎ取り、それから比較的広い面積を占め線量の高いグラウンドについては、各層表土はぎ取りによる表土はぎ取りによって線量の低減を図っている。それから農地につきましては、重機を用いて下草刈りとか表土はぎを実施と言うことです。それから駐車場については、路面の清掃、高圧水による洗浄、それから除染に加えてスチールソフトブラシによる除染を試行したということでございます。モデル事業については、12市町村で実施しておりますので、その浪江でやった方法を浪江に当て込むという方向ではございません。12市町村でやった結果を踏まえて中で、それぞれの最も良い方法を施工するということでございます。

また、汚染土かなり出ますから、先のこともありましたが、はぎ取るだけではなくて、いろんな方法の中で減量化を図っていくために、今現在モデル事業の他で25種の中で、再度モデルの比較的なものを実施予定をしております。

発言訂正の申し出あり：議長許可。町主催と言ったが、国主催の誤り。訂正願いたい。

それから、浪江町の除染の順番ということでございますが、比較的線量の低いところから実施していきたいと今のところ考えております。

それから除染で出た仮置き場の確保につきましては、やはり国では１カ所にみんな集めたいという考えは持っているんですが、今までモデル事業を実施した段階で、それを１カ所に集めるということはなかなか大変です。ですから、今の段階ではございますが、方部別に、施工別な中で検討していきたいという考えを持っております。

それから中間貯蔵施設の関係ですが、どこまで範囲があるのかということでございますが、今現在示されている部分は、県内からの廃棄物ということで聞いております。

［「すみません、住民生活課長の中で」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　先ほど３月10日の主催が「町主催」というふうに話をしたかもしれませんが、間違いで、「国主催」でありますので、ご訂正お願いします。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それでは再質問の津波で流された地域の対策についてお答え申し上げます。

町としての方向性という質問でございますが、現在区域の見直しも進められております。そしておただしのとおり、津波で流された地域の対策となっておりまして、現在アンケートをとった段階だけでありまして、具体的な個別の調査までは至っておりません。この次の段階といたしましては、本人の意思確認ということで、個別の調査をして希望を聞いて方向性を出していきたいと考えております。

続きまして、３区分の見直しでございますが、おただしのとおり、解除準備区域につきましては、住民の一日も早い帰還を目指すということで除染を進めながらそういう区域になっているということです。

居住制限区域につきましても、将来的に住民が帰還してコミュニティを再建するということで、当然除染とか、インフラ整備を進めていくということになります。

問題は、帰宅困難区域でございまして、その目標なんですが、なかなかはっきり示すことは難しい段階であります。ただ、当面自宅に帰ることは難しいということでございます。そういう世帯につきましては、当然町外での居住の場の確保ということで、現在、借上げ住宅等にお住まいになっておりますが、その借上げ住宅の期限の

延長などの要望。さらには、町内での低線量地区での復興公営住宅とか、復興住宅の整備関係の検討をしてまいりたいと考えております。

そういうことで希望される方については、町に戻れるような環境をつくりまして、いずれの方についても安心して暮らす場を確保していくことが大切だと考えております。

○議長（吉田数博君）　14番。

○14番（紺野榮重君）　再々質問いたします。

町の除染の方法は低線量地からやるということで、公共の建物からやると。その次に、この除染の順序は町のほうの住宅街からやっていくのか。あるいは東のほうの海のほうからやってくるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、飯舘村の菅野村長は、村に帰るため独自に除染をするといわれました。国の認識が甘い、町民の一番の関心は、いつ帰れるかだけだ。待っていたらいつになるかわからない。村民に希望を与えるためにも、村の除染チームを組織し、独自の除染計画をつくる。「待っておったのではだめだ」というコメントが載っておりました。村民に除染に携わって、働く場所も提供して今後進めていくということだと思いますけれども、浪江町としてもそういう計画を進めるべきだと思いますが、その点どのように考えられるかお伺いいたします。

それから、役場機能の件でありますけれども、全員協議会の中でご説明いただきまして、今度退職者９名おられるということをお伺いいたしました。そして、それに対して今年の採用者はゼロだということでありますけれども、今後の職員のバランスの中でどのように考えておられるのかということをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君）　答弁、住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　除染の順番でございますが、一応先ほどお話しした低線量地、これは避難指示解除準備区域は、概ね大きく見ますと常磐線から東側ということになります。その順番ですが、東か町かということは今から国が計画を立てるものですから、これから計画に入るということですので、御理解願います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　定員管理の問題ですけれども、非常時ということで、定数がどのぐらい必要かということはなかなか難しいところだと考えております。そのため、来年度につきましては、他自治体からの支援をいただくということでひとつ考えておりますし、どうしても役場職員ではだめだということもありますので、年度途

中での選考試験ということも考えておきたいと考えているところであります。

○14番（紺野榮重君）　飯舘の関係の中で、浪江町でもそういうふうな携わってやっていくべきではないかと思いますけれども。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　議員も御存じのとおり、浪江町は区域指定がされております。ですから国が責任を持ってやるということでございます。その中に、地域の方々が早く戻って一緒にやりたいとなればその方法も模索しなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君）　以上で、14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　ここで昼食休憩のため、午後１時30分まで休憩をいたします。

（午前１１時２８分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時００分）

○議長（吉田数博君）　発言の訂正を求められております。

町長

○町長（馬場　有君）　14番議員の２月26日に欠席したと申し上げましたけれども、欠席ではなくて、出席しなかったということに発言の訂正をお願いしたい。

◇田　尻　良　作　君

○議長（吉田数博君）　午前中に引き続いて一般質問を行います。

10番、田尻良作君の質問を許可します。

10番。

［10番　田尻良作君登壇］

○10番（田尻良作君）　10番、田尻良作です。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問の方式、一問一答方式でございます。

まず質問の前に今回の震災避難生活ということで、お亡くなりになりました方々へのご冥福をお祈りするとともに御見舞を申し上げたいと思います。

さて、地震、津波、原発事故、あれから１年が過ぎようとしております。先の見えない厳しい避難生活が続く中で、多くの町民は次

の生活設計が立てられないという悩みの声を多々耳にしているわけでございます。帰れるのか、帰れないのか、帰るとすればいつ頃になるのか。帰れないということになれば、その判断はいつ示されるのか。方向性を示されないまま、毎日もんもんとした気持ちの中でただ生きている。ただ生きているだけの今現在の生活環境になると思います。私は町の行政は、一刻も早く方向性、判断を町民に示し、明日への希望を見出すべきだと思います。

厳しい避難生活の環境の中に、そういう光を灯し、次のステップに進むべきだと考えております。このような現状の観点から質問に入らせていただきます。

まず、質問の第１は、公営の住宅建設についてでございます。この件については、先般の臨時議会で議長に発言を止められました。今回、いの一番にこの件についてただしたいと考えております。

浪江町の役場庁舎が間借りしている二本松市に建設することが先般の議会で決まりました。避難中とはいえ、浪江町の中枢である庁舎が建設されるという、避難中の町民への対応、職員事務機能の充実､行政サービスの上からも非常に大切なことだと思っております。

そこで、町長に伺います。浪江町役場、いわば浪江町の本丸でございます。この二本松市になれば、当然今、町民が日本全国散り散りバラバラになっている町民をこの二本松市に集約させなければいけないと思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　町長、答弁。

○町長（馬場　有君）　今、私どもの町民が、全国に避難しておりまして、620の自治体に大変なお世話になっているということでございます。

ただいま、ご質問のとおり、地域のコミュニティーをつくるためには、ある程度分散型から集約型といいますか、そういう形の中で皆さんが集まっていただくという場所が必要だろうと思います。

これから区域の見直しが始まってまいります。そういう状況とあわせながら、どうしたら集約化した場所ができるかどうか。今後あまり時間はありませんが、何とか精査をしながら集約化に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　まったく私と同じ考えでございます。町民が散り散りバラバラになっていったのでは、本当にこれから本格的な帰還とかもろもろについては、住民の合意形成という中で進んでいかなければならないと思います。そういうことで、この二本松市に浪江町民をできるだけ集めるという形にもっていってもらいたいと思

発言取消しの申し出あり：議長許可。発言の取消し。

います。

もちろん、町民の集約ということになれば、当然住居の問題等々が発生しております。二本松市に浪江町の町営住宅等々、復興住宅、公営住宅という呼び名になるかもしれません。そういうことも視野に入れての集約という話に進んでいるのでしょうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　おただしのとおり、そういう形で進めていきたいと考えております。できますれば、昔の浪江町に住んでいた地域ごとに集約できればと思っています。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　次に質問をするところでしたが、ほんとうに大切なんです。地域コミュニティーを考えた中での住宅を建設する場合、入居する場合、元のコミュニティー集落、目に見える人達が共に生活していかないと、なかなか難しいといろんな問題点も発生してきております。

そこで、（１）地域コミュニティーを考慮した復興住宅の早期建設を図るべしという質問なのですが、なぜ早期に建設しなければならないのかということについてお尋ねいたします。

午前中にもありましたが、仮設建設は２年が限度で退去しなければならないという法律にもなっております。そういう中で、もはや１年近く経っています。残すところ１年ちょっという形になるのですが、その限度が２年だということなのですが、午前中の答弁を聞いておりますと、さらに延ばすことができるんだという答弁がございました。

私は、そこのところは全然別ではないかと思っているんです。いわゆる仮設自体そのものは、自然災害のための応急仮設住宅ということです。そもそも我々は原発事故で避難をしている。天災とは違う意味で、原発事故でやむなく避難をさせられてるんです。まったく避難の性質というものは私は違うと思うんです。

したがって、今言ったように早期の恒久的な復興住宅を２年で退去できるような復興住宅を造るべきということなのですが、これについて考えがありましたらお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　答弁、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　お答え申し上げます。現在町民の多くは県内の27カ所の仮設住宅や、さらには県内外の借上げ住宅で大変不便な生活を送っております。そういう中で、住まいに関する現在の多くの課題を踏まえますと、多くの町民がまとまって住まうこと

ができ、構造面や生活面での質が確保された住宅の整備が喫緊の課題ということで認識は同じでございます。復興を推進していくためには、生活基盤の中核となります住宅再建は欠かせないものとなります。

そういう中で、おただしのとおり仮設住宅につきましては、自然災害のための、応急施設だということで、非常に住宅の状況もひどいという状況になります。原発災害で長期的な避難も予想されるという中では、公共の住宅の早期整備が必要と考えております。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　考えているだけでは話が前に進まないので、私が求めているのは具体的な方策なのです。

実は、私も仮設に入っているものですから、いろいろな応急仮設住宅について調べてみました。応急仮設住宅の法的基準というのがあるのです。応急仮設住宅は災害救助法、法律でうたわれております。第23条第１項に基づき、住居の全壊等による居住する家がないもので、自らの資力では住宅を得ることができないものに対して、２年間を限度に、２年間というのは建築基準法の仮設建築によると、ちゃんとうたわれているんです。いわゆる仮設ですから簡単な住宅を仮設とする。さらに一時的な居住の安定をはかるものであると法律でうたわれているのです。

津波、地震、自然災害です。そこで被害があって仮設に入る。なかなか今あるように自力で自立できない。当分についてはある程度面倒みる。３年、４年、５年という形になってくると思います。阪神大震災も５年ぐらいみたんです。

先ほども申しましたように、私は今回は事故だって言っているのですから、事故で避難された。我慢して仮設に入っている必要がないんです、要するに。ではどうするんだという話になってくると、着の身着のままで来ているわけですから、お金がない。家を建てる資力もない。じゃあどうするんだといったら、国または私から言わせれば原因者の東京電力なのですが、そこに要求すべきだと思うんです。土地と家と準備しろという形。それも２年以内に。法律で決まっているんですから。というような私は考え方を持っているのですが、この考え方について答弁があればお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　田尻議員がおただしのとおり、今回の災害、複合災害ということになります。要するに自然災害と事故災害、いわゆる人災、そういう絡み合った複合震災だったんです。そういうことで津波で家屋が流出した方々のためには、やはり仮設である程度、

生活と暮らしを応急仮設住宅でやっていただくということは全くふさわしいと思います。それから借り上げを借りながら生活していただくということであると思います。

今、おただしのとおり、やはり考え方としては、応急的な住宅ではしっかりとしたゆとりのある生活ができないと思いますので、やはり復興住宅、復興公営住宅と申しますか。宮城県あるいは岩手県の自然災害については災害住宅と、我々と呼び名が違うんですが、そういう言葉を使ってやっているようですけれども、やはり考え方としては、ゆったりと生活ができるような住宅を手配をしていかなくてはならないと考えております。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　町長の気持ちはわかります。ただ現実に生活している中で、本当に厳しい生活です。

話を蒸し返すようなのですが、そもそも応急仮設住宅というのは、住み良い仮設では駄目なんです。というのがあるのです。プレハブ応急仮設住宅の現状とかかえる問題ということで、岩下さんという人が発表しているのですが、いわゆる暮らしやすい応急仮設住宅は、行政にとって不都合と。なぜなのだろう。「自らの資力で住宅を得ることができない者に対して、応急仮設住宅は提供される。２年後は賃貸住宅や自力建設した住宅に移ってもらわなければならない。」いわゆる本来の目的ではないわけです。法的な土地に建設されるものなので、暮らしやすい快適な住宅となると、長期滞在が問題になってくる。ですから２年という法律になってくる。それはそうでしょう、快適だということで何年もそこにタダで入っているわけです。行政は困るわけでしょう。だから２年で退去できるような粗悪な環境の仮設にしておかないと出ていかない。老居になってしまう。私もこれを見て「なるほどな」と思いますよ、確かに。粗末ですよ。どうするかという話になってくるんですよ。ですから私が大分前言っているんです、復興住宅は建設するべきだということは。今月号「広報なみえ」読みました。やっと町長の口から出て来たんですよ。町外でも安心して暮らせる復興公営住宅の確保が必要です。私は、はっとしました。やっと日の目を見て来たなという感じで。

そういうことで復興住宅。国、東京電力、強く申し入れして我々を、もっと健康的で明るい生活が送れる場所に誘導してもらえれば幸いと思います。

それと、そういう形で復興住宅が出来た場合は、コミュニティーを大事にした、ある程度集落がまとまったところにいる。当初の仮設にいれる分には、やりとりしたんですが、なかなかまとまって入

れないという事情があったから時期は。それはしょうがないと思います。ですから、今度はある程度の集落的な部分で入居できるように取り計らいをお願いしたいと思います。

次であります。建設場所なんですが、（２）と（５）これ一緒にしたいと思います。実は、ある集会、町長は浪江町にも建設するという話を聞いたのですが、その辺のところ心当たりありましたら、町長にお願いしたいのですが。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　先日も町民アンケートの中に、やっぱり浪江町に戻りたい。そして戻れる方が、浪江町に復興住宅と申しますか公営住宅と申しますか、そういうものができればいいのだろうというアンケートの話もございます。そういうことで、できれば浪江町の線量の低い所もありますので、集約化できるのではないかと考えております。

ただ、まだ線量調査も詳しくしていかなくてはならないとは考えております。それからインフラの件。特に上下水道の問題についても、きちっと調査をしながら進めていきたいと思っておるところであります。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　建設場所は、アンケートとったり場所の選定になると進まないので、この辺のところは行政の独断的な判断で私はつくれる所はそういう所に造っていってほしいと考えております。（２）と（５）については場所なのですが。

次の、いつ入居になってくるんだという話になってくるのですが、私としてみれば先ほども言ったように、今年は無理でも来年あたりは見通しをつけてもらいたい。２年という法律ですから。居ては駄目なんですよ２年。そういうことでしょう。コンプライアンス、法令遵守。都合のいい時は国がそういうふうに言ってて、それできないからもう少し我慢しろなんて、そんな理屈はとおりませんこれは。私はそう思います。いずれ入居できるかということについては、なるべく早く建設してもらいたい。

（４）一番大事な部分の建設費なのですが、先ほど町独自の町営住宅というものを建設するとすれば、これは町で予算組みをして建設をして、これは私は東京電力にぶつけるべきだと思いますが、その点いかがでしょう。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　予算措置については、復興交付金等を利用しながら。お金のかからない措置を使いたいと思います。今、東京電力

に賠償として請求するべきだということは、これはもちろん賠償の対象となってくると思いますので賠償を請求していきたいと思います。現在、公的な機関についての賠償はまだ出してはおりませんが、やはり対象になると考えておりますので、これは請求してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　ぜひそのようにしてほしいと思います。

次に２番に移ります。避難生活から高齢者を守れという質問なのですが、町でいわゆる高齢者65歳以上になるのか、そういう人の実態がありましたらお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　高齢者の実態についてお答えを申し上げます。県内の避難高齢者につきましては、65歳以上の一人暮らしと、高齢者の世帯は合わせて約1,000世帯ほどでございます。仮設住宅、借上げ住宅、社会福祉協議会の生活支援相談員、それから我が課の保健師等々が訪問を行って、実態把握や健康管理、健康相談に進めている状況でございます。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　1,000世帯あるということで、本当にびっくりするような数字になってくるわけです。問題は、そこにどういうふうな行政の手が差しのべられているのかということなのです。

実は、何度も言うようですが、私も仮設の自治会の役員をやっているわけです。組織立って仮設の安全、安心ということでやっているのですが、自治会の裁量権というのは、個人情報の開示ということで受け取ってもらいたいのですが、同じ仮設に入っててても、名前もわからない、どういう暮らしをしているのかもわからない。これは何故取り上げたかというと、１人亡くなっているんです。その時に私はいなかったのですが、同じ自治会の役員の人が対応をしたんです。警察は来る。救急車は来る。たまたま奥さんが精神的に駄目だった。その時に初めて気が付いた。こういう人が入っているんだということで。要するに我々情報がないわけですから、普段どういう対応をしているのか。事故があって初めてそういうことがわかる。では、この問題をどう解決するんだということになるんです。やはりある程度のところは裁量権という部分も必要なのかと。そもそも震災前だと、部落の区長さんがある程度掌握していて、その人は民生委員と対応してやっていたと思うんです。

民生委員の話でたからなんですが、現在、民生委員の活動というのはどうなっていますか。

○議長（吉田数博君）　答弁者、福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　ただいま民生委員の活動ということでございましたが、民生委員、当初避難中は活動できませんでしたが、昨年の８月から総会を含め、明日もまた役員会と民生委員の集まりをやって、各仮設、避難した自治体で一応活動はされている状況でございます。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　活動は始めているというという答弁。人が死んでいるんです。私も民生委員の人いますので話聞きました。そうしたらやはり昔の自分の担当しているところは100％わかると。ところが今バラバラに入ってきていて全然わからない。ただ名前ばかりの民生委員。活躍しようとも活躍できないと言っていました。

ですから、ある程度法律的なこともあるので、先ほどのコンプライアンスの逆な話になってくるのですが、裁量権が個人情報の開示の部分についてはこういう事情があるわけですから、避難していると。ある程度は、そこの自治会長さんはじめ役員の方々ぐらいは、どういう生活環境で入っていて、どこの誰々で、事があった時に対応できるようなシステムが必要だと思いますが、どうですか。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　議員おただしの件なのですが、多分個人情報保護の関係だと思うんですけども、民生委員については準公務員扱いということで、ある程度の個人情報はすべて民生委員の事務局のほうに渡してございます。

ですから、民生委員が必要であれば仮設にいる方の個人情報は事務局を通してお聞かせすることはできますので、その辺は周知しているかどうかは私も把握していなかったものですから、今後は社会協議会と協議して進めていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　ぜひそのように配慮をお願いしたいと思います。

先ほどの集落が大事だというのは、そこだと思うんです。誰々さんだという形で顔がわかっていれば、余計な心配はすることがないんです。それは防犯ということにも通じてくるわけです。今現在、全然津島の人から請戸の人から、ばらばらの中で生活をしているわけですから、知らないのは当たり前の話なのです。そういうことで、この件については善処するということですから、ぜひお願いしたいと思います。

次に移ります。３番、賠償問題についてお尋ねしたいと思います。

この件については午前中にもございました。重複する部分があるかと思いますが、私なりに質問をしていきたいと思います。

（１）損害賠償の請求状況を把握しているかということで、先ほどありました70％弱、約１万7,000ぐらいあるということでございます。この件については了解しました。

（２）に移りますが、個人賠償請求については、なかなか困難が伴っている。集団請求、これも午前中、双葉方式、小高方式ということがありました。何が言いたいのかということなのですが、やはり私は弁護士といろいろ相談した結果、結論からいうと、個人賠償ではそれなりの賠償額しか勝ち取ることができない。やはり言っているのは集団的に双葉方式、小高方式になると思うのですが、その辺の考え方をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　考え方といいますか、先ほども若干ご説明を申し上げましたが、双葉方式というのは二者択一の中から弁護士を日連弁のほうに照会をして個人的に相談をして、それがまとまって出すというのが双葉方式。小高方式というのもほとんど同じような形でございまして、小高の区長会、連合会が窓口になって弁護士のほうと話をして、弁護士が作った様式で要望をとりまして、その後については弁護士が作った様式で申し立てをするとなっております。その様式というのは、ほとんど東京電力が作った様式と似通っております。南相馬市は一切関与しておりません。

双葉町については先ほど申し上げましたように、弁護士の着手料といいますか、２万円ですので、１万円を補助するという形で進めているという形で、その後についてはすべて弁護士と対個人。共通しているのは精神的被害が35万円ということだけです。そこは小高行政区連合会も双葉町も共通してございます。その他についてはすべて個人、個人の状況が違いますので、そちらについては各々の弁護士と相談をして、まとまり次第和解センターのほうにするという考えで進んでいるのが、今の現状でございます。

浪江町につきましては、先ほど申し上げましたように、現状でなかなかそこまで難しいのかという考えです。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　35万円、今要求しているのは10万円ということです。25万円開きはどこにあるんだという話になってくるのですが、実は、今朝新聞を見たのですが、民報かな。きのう双葉町では50万円という請求をしているのです。ほとんど今賠償問題に関心が有りますから町民は。双葉町では50万円を請求しているだけど、半分で

ももらえればいいという憶測というか。手出しますよ、誰でも。自分のところの町はどうなんだといったら10万円という話になってくると、なんで弁護士を頼んで集団的にやってもらわないんだ。細かいところは先ほど課長も言っているように個別の部分もありますから、それはいいです。大筋のところは、金額が大きいところは集団的で、ぽんと持っていくということはできないのですか。

70％の人がいいんだと、それでやっている。あとの30％はどういう形になるのかわからない。70％というのは10万円で妥協しているという話ですよ、当然。そういう請求をしている。70％という数字でしょう。請求している人達というのは。

ですから､私はその辺のところも考慮すべきかと思っております。どうですか町長、集団賠償請求。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　集団訴訟の件でありますが、先ほど課長が答弁したように、70％の方がもう個人的に申請をしている。30％の方については、これから町としても出来る限りのサポートをしていきたいと考えております。

したがって、いままでの差額、そういうふうに出た場合には、一つの基準になるでしょうから、例えば50万円、あるいは35万円ですか。それはやはり遡及をしてまた請求していくという考え方でいかなければならないと思っております。

集団の請求については、時間を貸していただいて、どういうメリットがあるのか、デメリットがどこにあるのか、そこを研究してみたいと考えています。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　テーブルにはあげるという話でした。私が思うには、隣の町ですから境がないぐらいの人達が35万円、浪江は10万円と言ったらそれは理解できないです。小高もそういうこと。

何か客観的に思うと漁夫の利を得るみたいな、遠縁なのです。要するに、こちょこちょやって、あと上乗せしていく。なんにもしないで、ただ黙ってという受け取り方をします。やはりメッセージは私必要だと思います。賠償にかかわらず何でもぼんと。新聞社が直接取材に来るような、バンバンと。うちの町長も頑張っているんだなと。井戸川町長に負けているんですよ、はっきり言って。お願いします。

この集団請求については今後ご検討下さるようにお願いいたします。

３番、最後になります。2,000万円の件というところなのですが、

東京電力との交渉があったのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　町の見舞金の提示については、そもそも東京電力の事故に対する謝罪の方法が私は間違っていたと考えております。事故を起こした加害者として、まずはじめに謝罪すべき対処というのは、行政ではなく町民の方々なのです。町民一人ひとりに謝罪と見舞いを最優先すべきと考えております。

このような時に東京電力の謝罪に対する考え方に違和感を感じたといいますか、そういうことで2,000万円については受け取りを留保したということであります。

私も東京電力の体質そのものが、あの当時から怪しいなと思っておりまして、これからの駆け引きの材料に使われると大変なことになってしまう。案の定、９月末だったと思います。石崎執行役員が私の所を尋ねてきて、６月中旬頃から屋根の修理が始まりました。これは東京電力がすべて費用を持って屋根の改修をしていたわけです。ところが見積もりが間違ったかどうかわかりませんが、予算がなくなってしまったということで、「浪江町さんに大変申し訳ないですが、町として一応払っていただけないか。」という話が出たんです。「とんでもない話だ、町で立て替える筋合いのものではないでしょう。あなた達が起こした事故であって。」そういう体質を持っているんです。だから私は2,000万円留保しているというのは、その2,000万円を使ってくださいという話なんですよ。冗談じゃないです。見舞金だから、屋根の修理代に変わるなんてとんでもない話。私は怒ってお断りして、今も2,000万円の話については留保しております。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　私だったらば、逆に１億円よこせということで手を打ったと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　以上で、田尻良作君の一般質問を終わります。

◇若　月　芳　則　君

○議長（吉田数博君）　続いて一般質問を行います。

５番、若月芳則君の質問を許可いたします。

５番。

［５番　若月芳則君登壇］

○５番（若月芳則君）　５番、若月でありますが、議長の許可をいただきましたので、ただいまより一般質問を通告に従ってさせていただ

きます。質問方式は、一問一答方式でございますので、極力今回は諸先輩の質問等も原発賠償等に傾注するだろうということで、方向性を変えて質問を用意しております。

しかしながら、やはり今までの経過のやり取りをみまして、最後に中間処理施設とそういう部分を入れておきましたので、先輩諸兄の質問を補完すると言うか、そこをフォローする意味で若干重複する部分があるかと思いますが、そこで一問一答でございますので切り口等は違いますので、答弁する方も踏まえて、ひとつ真摯に答弁をいただきたいということを申し上げて、質問に移らさせていただきます。

まずもって大震災、多くの皆さん方の犠牲、そういうものを考えます時に、非常に心中痛いものがございます。過般のＮＨＫスペシャル、まさに私どもの集落の佐藤さん夫婦、家族４人が亡くなった。テレビではありますが、映像を見ますと、まさに我々が過去に例のない災害に遭ったと、その事実を重く受け止めざるを得ない。そういう重さをもって一般質問にも臨むと考えましたとき、こういう質問をやらなくてはならないのか。だけどかえす反面、こういう質問ができる今の議会議員であります。良いとか、悪いとかではありませんが、現実にそういう場面に私どもは遭遇しているということでありますから、それは重く背中に背負って質問させていただきます。

通告順番に準じて質問していきます。最初に浪江町民、広く避難しております。受け入れ自治体に対する対応、認識についてという項目でご質問させていただきます。

先の質問で、町長が自治体の数を述べておりますが、切り口、後からの関連性もありますので質問いたします。

現在、２万1,000人の町民、北海道から沖縄まで44都道府県に避難しております。そういうデータについてはいただいておりますが、いろいろ考えることがありまして、ふと思ったのでありますが、２万1,000人。そのうちその町民、基本的には全員がどこかの自治体のお世話になっているわけであります。その自治体の数、何自治体になっているのか。全国ベースでありますが、それを質問いたします。

○議長（吉田数博君）　答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　避難先の自治体は620でございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　先ほど聞いておりますから、620まさにそのとおりだと思います。なんでこの数を聞いたかということであります。

私ども避難している中で、人数を見ますと福島市3,800人といろ

んな数字が出てまいります。郡山市1,300人、いわき市1,600人、二本松市2,800人、3,000人近い人がお世話になっているわけでありますが、私は原発避難者特別法、こういう特殊な事情だから全国どこの自治体でも同じようなサービスを受けられるという部分に感じたんです。いろんな部分で、例えば水道代であれば我々は水道料金を払っています。ガスを使えばガス代も払っています。ここにきてごみでありますが、私どもみんなで集まって話した時に、ごみ袋は買っている。１つ50円か100円かわかりませんが、それがそこにお世話になっている自治体に対する負担行為という考え方もあるわけでありますが、過去にはごみは属地主義といいますか、基本的にそこの自治体が入ってこられた人のごみについても対応するというのがルールなんだそうであります。そういう理解が正しいのか。総務課長に、それも踏まえて答弁していただきたいと思います。町長ですか、それは保持者ですから。誰が答えてもいいですがお願いします。

しかし、普通であれば、５人、10人、20人が転入とか、そういう形で転入しなくてもそこの町にお世話になる。そういう人達を想定した、私はいままでの解釈だろうと思っております。しかし今回は、１つの市とか町に3,000人とか。福島市は3,800人ぐらい行っているとすれば、それに飯舘村とかいろんな町村がいれば、おそらく１万人を超える人、いわき市においては２万人を超える人が受け入れているといいますか、お世話になっているわけです。

私がここで聞きたいのは、そういう負担行為といいますか、受け入れ自治体のごみについて、どういう部分。私ども行政がそういう部分についてどういう負担行為を担っているのかどうか、幾分でも。その辺について質問したいということであります。

○議長（吉田数博君）　答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　通常ですと、住民票を移して、なお行政サービスを受ける。その中で税を支払ってその中でサービスを受けるということになろうかと思います。

ただ今回につきましては、住所は浪江町のままということでありますので、税というものが避難先の町村には発生しないということになります。

ただ、現在、町で支払っておりますのは、仮設住宅のごみの収集これのみでございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そういうことで、今お聞きしましたとおり、仮設のごみの収集については町の負担行為をやっているというお話しだと思います。

しかし、仮設に入っている人は25％でありまして、借上げ住宅においては、町住民の75％は借上げであります。そういう人達が一度に3,000人、5,000人お世話になったときに、私が心配するのは例えばモラルのズレといいますか、ごみの選別とか何かで、あそこの町の人達から出てくるは非常に乱れているという評価になってきたときに、原発の避難は中長期することは必至でありますから、今回の福島の特例法だって、前の片山総務大臣の答弁をみますと、原発は長期化になるから特別立法しなくてはならないんだ。福島県は別格だよということで始まっていますので、中長期することは必至です。そうすると、何千人もの町民がお世話になっていく。そういう立場を替えて、浪江町が何千人の人達を受け入れたときに、皆さんの感覚で結構でありますが、やはりそこで軋轢が出るようなことになると、私は非常に心配をしております。

その辺に対して、やはり町として啓蒙です。命令で「こうしろ、ああしろ」という話ではありませんが、町として中長期に渡って、620の自治体にお世話になっているわけです。今や浪江町というのは、福島県とつけなくてもテレビで報道してもわかるようになってきているんです。有名な浪江町なのです。そこの町民が620の自治体にお世話になっている。そこでやはり浪江町の町民はちゃんとしているなと、大変であってもちゃんとしているという評価に繋がるような啓蒙です。行政ですから、やれとかなんかの次元の話ではありませんが、自治体とか自治会とかネットワークが出てきておりますので、フォトビジョンでもなんでもいいですが、そういう部分を啓蒙する措置を浪江町行政として考えるところがあるかどうか、その辺の考え方についてお聞かせください。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　避難当初、各市町村でごみの出し方が違うということで苦情等もあったことがございます。そういうことも受けまして、なみえ広報を通じて、そういうことで分別収集であるとか啓発をした経過がございます。

今後につきましても、やはりその自治体にあったようなことで対応していただけるような啓発をしていきたいと思っております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　その他、やはり中長期化するということを想定して、想定の話はいらないというかもしれませんが、ごみ以外でも今から５年、10年という期間になるかもしれません。そういう中で、やはり受け入れの自治体が、いつまでも同じ感覚で、かわいそうだからという感覚だけで受け入れてくれる時期は必ずなくなってくる

と思いますので、そのほか想定される部分についても、啓蒙を行政としても気を付けてやっていただきたいということを、これは要望ですが言っておきます。

次に、620の全国の自治体とコミニュケーションがとれるということになると、ある意味、浪江町というのはみんな認知度が高いですから、私は非常に使い方によっては、使い方というのは失礼かもしれませんが、良い意味でネットワークというものが作れるのかという思いがあります。

例えば、私は避難している町民を受け入れている自治体にいろいろお世話になっている。本当に涙が出るほど嬉しいとか、そういう話というのは行政には届いていないでしょうか。あったら教えていただきたい。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　県外あたりでも世話になっているということで、新聞に載ったような情報もございます。そういう新聞情報をこちらのほうにお送りいただいているということもございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そういう意味で有名な浪江町、いろいろお世話になっているわけであります。この620の自治体に対して表敬、全部町長が訪問してごあいさついただければ一番いいわけですが、なかなか今の状況ではそれもできないと思いますが、せめて文書等をもって、浪江町長として620の町村長に対し、自治体に対し、お世話になっていると。これからも中長期化になるかもしれないが世話になるという文書、そういうものを送付する考えはないかどうか。そういうことをやっていれば良いのですが、やっているかどうかも含めてお聞きいたします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　県内の二次避難等からはじまりまして、県内の自治体の方々にお世話になることが多かったという部分で、町長はそこは直接訪問をしております。

また、今、各自治体から支援を受けております。そういうことで岡山県であるとか、新潟県には町長が直接出向いていろいろお世話になったということで御礼を申し上げております。

620全部について行けるかというとなかなか難しいと思いますので、今後は文書等によって御礼の文書、これからもお世話になるということでお願いしたいという考えは持っているところであります。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　ひとつお願いをいたします。

私どもも白河市に、県南地方の住民のネットワークを作って動き始めております。いろんな行事を持ったときに新聞報道が先行します。その時に私は思いましたが、白河市役所に担当者がいれば、私どもこういう企画をやるという時に事前にあいさつだけはしておいたほうが良かったのかと。私どもにお世話になっている浪江町の人達が勝手にやっているような受け取り方をされると、ひと話あったほうがいいのかという思いも私どもの会員といいますか、避難している人達もやはりそういう部分を大事にしたほうがいいというご意見をいただいておりますので、やはりそういう部分については万全を期していただきたいと、このことをお願いしておきます。これについてはこの辺で終わります。

次に、行政区長さんのことについてふれさせていただきます。

大震災が起きたのは３月11日でございまして、私どもの行政区でも、その日の夜に最終的に新しい行政区長さんを選出する予定でございましたが、それがああいう災害で一瞬にしてできなくなったわけです。それ以降、言葉の表現はあれなのですが、前の区長さんからすれば私は終わったという認識が先行します。次の候補者の予定者になっていた方については、私は辞令をもらったわけではないからというような３歩引いた形になって、この１年間は行政のほうも、こういう事情だから前任者に主としてご相談したいというニュアンスできたと思うのですが、その見解で正しいですか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　区長任期が平成22年度で終わりということで、平成23年４月に委嘱するわけでしたけれども、今回できなかったということで、なかなか区長さんの扱いをどうしようかと悩んでいたわけですが、とりあえず前区長さんにある程度ご相談しながら進めていくということで、実際に委嘱をした行政区長ということではなくて、地域の区長さんにいろいろ相談するという格好でお願いしていたところであります。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そういう事情は、我々も認識同じくするところでありますが、それはそれとして受け止めます。ただここに来て、避難地域の区分けが当面の課題になってきているわけです。これは今月末頃あたり、町村に国のほうもある程度形を示したいという新聞報道の流れになっている。万に一つという言葉よりも現実的に区画を分けるという部分になってくれば、分けるという言葉は受け入れられなくても、例えば線量が年間100ミリとか非常に高い地域に

住民を線引きをすると言って、そういうところに入れるということ自体は、健康上とかそういうことからして受け入れざるを得ないわけであります、現実に。

したがって、そういう部分の相談とか、地域の意思の判断ということは、やはり行政区長さんが中核になって、その地域の意見を取りまとめといいますか、意向をきちっと的確に行政に繋ぐという意味では、行政区長さんの今後置かれる立場というのは、非常に重要な位置づけだと私は考えております。

現在そういう意味で、前の経過から含めて、現在４月１日から年度になります。今の段階で結構ですが、人選がきちっと全部終わっているという区域は、行政区全体で50だと思いますが、何人になっているか現状を教えていただきたい。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　行政区49ございます。その中で今推薦ということで、推薦書をお願いしているところであります。その中で現在、事務局で届いてます推薦書は20人であります。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そうしますと４月１日、年度前に各地区とも人選を決めてほしいということになると思います。今の段階で20人ということになると、４月１日まで辞令を区切りのいいところで、みんなそういうこと大事でありますから、現在町のほうも各行政区に人選を急げというお願いはしておりますか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　特別に要請はしてございませんが、４月下旬あたりに委嘱状の交付を行うということを考えておりますので、それまでには人選をしていただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　私ども、先だって沢上行政区とかいろいろ行政区の集まりがあったときに、ちょっとのぞかせていただきました。いろんなお話を聞きますと、区長さんを選ぶ会議をするにしても、全町民、自分の地域の住民がバラバラになっている。ここに立野、沢上の地区民の避難先調書というのを作っているんです。67世帯が、宮城県から京都府、県内は南会津町から桑折町まで入っているわけです。１つの小さな行政区でもこのくらい分散している。それぞれの努力で全部のところに通知が出せる行政区は自助努力はちゃんとしているのかと思いますが、全部が全部そうはなりません。ここに来て個人情報が出せないということになっています。これはコンプライアンスの面からいっても出せないのです。そういうことになる

と、準公務員という考え方があるのかどうかわかりませんが、それも踏まえてですが、行政としてこれから区長会というのは、非常に私はウエイトを持ってくると思っております。区長会をどう位置づけて、どう活用という言葉は失礼かもしれませんが、重要視していくか。まず町長の認識をまず伺っておきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　お答えいたします。

先週の土曜日に、大堀酒井地区の総会にご招待をいただきました。非常に多くの方々が集まって、区長さんを中心に近況報告とか、賠償の請求も弁護士さんを呼んで賠償の勉強会。それから私のほうから町の現況ということで。今お話が出ましたように、全国に避難なさっている方が郡山市に集まってきたということでありますけれども、非常に有意義な会議でございました。これから除染がはじまって区域の見直し等も行われるわけです。そういうことで非常に地域をすべて知っている方々がおれば、行政にとって非常に期待が大きいという認識をしているところであります。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　区域分けが今からなるということで、これは現実的にそう動いてくると思います。今町長答弁の中にもありましたが、区長会の重要性は、ますます重要視せざるを得ないということになってくると思いますが、そこで各地域の区長さんが心配しているのは、区長候補者でありますが、みんなに大事な段階で大事なご相談をしたいという時に、住所の個人情報の壁でなかなか完全ではない。だけども、行政区長さんが号令をかけるというのは、私のところには連絡が来なかったとか、そういう会話が出ないようにしなくてはならなくなります。みんなそこを心配しているんです。遠いから沖縄から来れないので委任状でも何でも出すという行為が出来るような体制がないと、私達は心配だということをみんな言っているんです。

私はここで聞きたいのは、いつもやれと言っているわけでありません。大事な場面で、各行政区の意見の意向を集約するために集まる。そういう部分の通知については、行政が行政区長さんの名前の文書を確実に避難者に送付する。そういう行政としての区長の皆さん方に応援する、支援する部分、そういう考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　なかなか今までこういうことがないということで、各行政区長さんのほうにそういう通知にしてはお願いして

いるということでありますけれども、こういう事情もございますので、これは今後検討させていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　これはきちっと内部で議論して、区長の皆さん方にこういう体制できちんと支援するから、一生懸命やってくれというスタンスに繋いでいってほしいと思っております。

それから、区長会絡みで関連して質問しますが、この前もこれから帰る、帰らないの議論が主になります。そういう中で詳細な汚染マップを各区長さん方は、自分たちの行政区は自分達の区内のみんなが「私達がやるよ」と。放射線量を決まったように測る、１メートルの所で測る道具を機材を貸してくれれば、それぞれの家庭を中心にして、きちっと自分の行政区は自分達で測って、地図の作成は行政でやってくれても、データを集めるというスタンスは私らの行政区でやりたい。そういう参画する。そういうことを含めて、地域の人達が自分の地区を測ったりなんだりするところに参画するということが、非常にあとあと行政の言われるままに私達は帰ったんだじゃなくて、自分達自らが測定して、「ああなるほどこうなんだ」というスタンスに繋がるということで、各行政区やる、やらないはいろいろあるかもしれません。だけど、そういうことを私の行政区はやりたいんだと。危険の問題もありますし、入っていけるのは国の判断も必要ですから。そういうことも含めて、各地区の私のところは測るという意欲をきちんと育てていきたいと思いますが、一言これに付け加えておきますが、過般、環境省が地図を発表しました。インターネットで見る私の家の例を、他の所を言う必要はありませんが、私の家のことを言います。例ですから。自動車で測るがために、私の後ろの道路は、道路だけが色が違うんです。言っている意味がおわかりだと思いますが、自動車で測るから道路だけが色が違うんです。別な所は色が違う。だからそういうところも出てくると、エリアが大きいから、地区の人は自分の家は自分で測りたいと、そういう意向もありますので、今言ったようなことが可能かどうかわかりませんが、まず検討だけして、できるときにはそういうことを下ろしていただければと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　現在、地域で放射線を測定している、地域限定の既にございます。そういったことで区長会の中でもそういう話題になっておりますが、機器が十分にあるかどうか。また地域によって、そういうことで測定をしたいという地域が幾つかあるかわかりませんが、その辺は検討課題といいますか、区長会等で話し合

っていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そういう地区の意向、区長会でも話題になるということは、そういう意向が結構潜在しているということでありますから、ひとつ前向きに検討していただきたい。このことをお願いしておきます。

次に移ります。小、中学校のアンケート調査を実施したということで、過般、全員協議会でご報告がありました。新聞等には先行して浪江の小、中学校のデータでしたというのが載っておりまして、初めて私もそこでやったんだなと理解をいたしましたが、これについて、まず教育長にお尋ねいたしますが、子供達の現実、現況、比較的にこれでわかるような気がします。これをやって、これを見たときに、教育行政のトップとして、どう感じられたのか。そして施策といいますか、いわゆる平成24年度予算等の施策にどう反映する考えか。その辺を教育長にお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　答弁者、教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　お答えいたします。アンケートに目を通した感想と言いますか、思いでございますが、まず地震や津波の自然災害等、それから原発事故が浪江町の子供達に及ぼした被害の大きさ、それから子供達が負った心の傷の深さ、わかっていたつもりですが、改めてそれを感じました。

さらに、子供達が大きく変わった環境の中で、家族やあるいは周りの人々の思いや願いを子供達なりに真剣に受け止めながら、避難生活に耐え、そして一生懸命に生きようとしているそんな思い。生まれ育った浪江町のことを本当に大事に思っている。そんな思いもわかりました。こういった子供達も非常に困難な状況に置かれております。教育委員会としましては、とにかく毎日の学校生活が少しでも楽しくできるように一層努めること。

また、浪江町の大人の一人としましては、子供達の生きる力に結びつき、そして将来の夢に繋がることができような浪江町の復興を目指して、自分のできることを精一杯やらなくてはならない。そんなふうに考えております。

しからば、今後の施策にどう反映するかというお尋ねでございますが、大きく３つの視点を考えてございます。アンケートはいろんな項目に分かれていますが、大きく分けてみますと、例えば浪江町の友達と会えなくなったとか、被災に対する不安とか、あるいは健康に対する不安などがございます。あるいは学校に馴染めないとか、勉強についていけないとか、そういった喪失感や不安がありますの

で、こういったことについてはいわゆる心のケアということになりますが、学校との絆を確保しながら、そういったことのフォローにこれまで以上に心をくだく必要があるんだろうと思います。

第２点は、新しい友達ができてうれしいとか、学校が楽しいとか、家族の大切さがわかったとか。中には成績が良くなったというのもあります。これはやはりそういう方は一生懸命頑張ってますので、これもまたいろんな繋がりを教職員と保ちながら励ましてあげたい。もっと頑張れるようにしてあげたい。そういうことも考えております。

それから第３点は、友達と集まれる機会がほしいとか、早く学校を再開してほしいとか、ランドセルを持ち帰りたいとか、そういった希望、願いがありますので、なかなかいろいろ難しい問題もありますが、計画を立てながら一歩ずつこれは実現を図りたいということでございます。

予算にどう反映したかということについては、個々の対象については項目を上げてございませんが、今のようなことを踏まえてやってまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　私もみさせていただいて、新しい場面で、新しい友達ができた。それから学校が楽しい。特に新しい友達ができたというのは、回答者の82.4％が言っているわけです。これを見たとき、途中での移動は２回、３回もいろいろあったけれども、この時期に、こういう数字が一方で出てきたということに私は子供達の将来、浪江町の教育行政になんか明るさを感じたところでございます。

大体教育行政トップとして、一生懸命そういう思いを語っていただきましたので、私は本当に良いことだ、そうあってほしいとお願いをします。

この小中学校のアンケートに、町長への応援、労いなどという設問がございます。これはおそらく設問を作ったほうは大人達の要望みたいなものと、これは私の考えでそれ以上は言いませんが、設問がありますので、あえて設問があるわけですから、私は意思が弱いからふられると。町長への応援、労いなどという設問があるんです。これは子ども達が町長に対して頑張ってほしいとかいろいろ書いてあります。これを踏まえて見ていただきまして、町長どういう感想をいだいたか、質問します。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　小中学生の自由記載の設問に関して、本当に先ほど行政報告でも申し上げましたけれども、本当に浪江町に帰りた

い。そして多くの仲間ともう一度遊んでいきたいというようなことがありまして、アンケートの結果、子どもさんは50％が戻りたいという状況です。親のほうがやっぱり放射線が心配だということで戻らないということで50％、要するに半々に分かれてしまったんです。ですから、分かれたことについての要因も深く調査をしてみたいと思いますけれども、ただ、私に寄せる言葉としていろんなことが書いてありまして、涙が多く出ました。正直申し上げまして、これだけ町に帰るという期待を小中学生が持っているということでありますので、これを機会に子供達の熱い思いを実現していきたいと、このように認識しております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　町長の思いわかりました。この中でも、「浪江町の町長として頑張ってほしい」「浪江町の事を考えしっかりと発言してください」と書いてあります。ひとつ、子供達は一町民でありますから、意をたいしてこの思いを町長さんも頑張ってほしい。あわせてこの部分は終わります。

次に、避難区域見直し、中間貯蔵施設設置に対する考え方について。いろんな議論がなされていますが、一方で除染のほうは年間20ミリシーベルト以下で除染を進めて、２年間で50％を目途として一生懸命やりますという話をします。一生懸命やっても先ほどのモデルの報告を見ても50とか60の下がる率だという報告もあります。最終報告ではないにしてもそういう報告があります。一方で、文部科学省は、子供とかを考えて年間の被ばく線量は１ミリシーベルト以内ということをうたっているわけです。

児玉先生の講演資料なんかを見ますと、文部科学省はそっくり20ミリシーベルトを１ミリシーベルトにしたという表現をしている。そう言われてもしようがない部分があるんです。

また一方で、浪江町の町民アンケートをやったときに、１ミリシーベルト以下、もしくは3.11以前の現状なら帰れるという人が、大体７割いるわけであります。今、除染の問題とか、いろいろな議論がありまして、我々一般町民が見たときに非常にどれを信じていいのかわからない。そういう部分になってきます。例えば10ミリシーベルトのところを除染を一生懸命やりますよ。半分になった。５ミリシーベルト。一方で、文部科学省は１ミリシーベルトだと言っているわけです。そういうところに果たして帰っていいよという誘導も町としてできるのかどうかという疑問を感じるわけです。

それと、一般町民のお母さん方を中心に、そういうのって本当だよね。やはり町独自の防護基準ある程度目標、この辺の表現はある

程度難しいと思っておりますが、町独自の防護基準を策定して、やはりその見解に基づいて町の行政施策は展開していく。そういう防護基準を町独自で考える考えはないかをお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　今現在のおただしの中で20ミリシーベルトを目標にということで進めておりますが、いずれにしましても町民の安全安心を第一に考えた場合、帰還条件として、これまでの基準を、放射線量を３月11日以前のマイクロシーベルトまで低減を図ることが大事でございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　まさに、議会の中でもいろいろ議論がありましたが、個人的な中でそれはそれでいいですが、3.11以前の状況を目指すということで、行政の目の位置づけをきちっとみんなにも理解できる共通の視点に立って議論が進められる。それを今聞いて方向性がなんとなく見えた気がします。ひとつ最大限の努力をお願いします。

次に、８カ町村協議に対する姿勢、考え方について町長の認識はということで通告をしておきました。

この前の会議に出席はできなかったといろいろありましたが、それはそれで前段の質問で私も了解します。

きょうの朝日新聞に、中間貯蔵割れる意見。避難区域12市町村長本紙アンケートということで出ております。中間貯蔵施設について、国から求められたらどうしますかということなのですが、自分の町に求められたら８市町村は同意しない。３カ町村ぐらいは条件によっては検討する可能性もあるということを言っております。これはいろいろ浪江町については、中間貯蔵施設を迷惑施設と表現し、県内の設置に反対、これを抱えると戻りたい人も戻れなくなると強調した。これはマスコミ報道ですから、全部そのとおりかどうかわかりません。町長のこの辺の認識についてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　区域の見直し、それから中間貯蔵施設、それらの８カ町村の協議については、これから始まることです。やはりこの根底にあるものは賠償あるいはインフラの復旧、そして避難者の生活支援、生活再建策というのがワンパッケージになっている。包括的になっているんです。ですから、そういう問題を解決しない限りは、中間貯蔵施設のあるいは区域の見直しの場面には入れないというふうに私は認識をしております。そういうことで、これから８カ町村の協議が始まりますが、そういうものを強調しながら、それ

相当の合意を得るような形でもあると思いますので、８カ町村の協議については、大変大切な協議の場所であると考えております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　現時点の考え方としては、マスコミで流された考え方でいるということで理解させていただきます。

ここで、この考え方、今朝新聞に載りまして、いろんな人からご意見をいただきました。中間貯蔵施設については、浪江町のトップとして、こう答えるのは私も理解できます。

ただ、浪江町も放射線を浴びた瓦れきは出てきますよ。その部分を県内には反対とか、こういうことも一方でその考え方わかりますが、そういう部分についての対応といいますか考え方を整理しないと、なかなか８カ町村の会議に行っても、国が主催するにしても、双葉町村会でやるにしても、その辺の整理ができていないと、なかなか首長さんも答えられないのではないですか。その辺の整理についてはどういうお考えをもっていらっしゃるのでしょうか。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　立地町とそれから立地町でない温度差というのは正直言ってございます。それから線量の低い地域、帰村宣言なり、あるいは役場機能を戻した町村もございます。そういうことで非常に温度差はありますが、やはり考え方としては、後世に残る問題です。中間貯蔵施設は迷惑施設であると私は認識をしておりますので、やはり後世に残すべきではないと考えております。

ただ、どうしても仮置きした焼却物、それをどこかに保管していかなくてはならないという問題にはなると思いますが、これ東京都で受け入れてもいいという話もあったやに聞いております。電気を使った東京で施設を造ってもらってもいいと思うのです。双葉郡だけではないと思うんです。我々は電力を供給してきました。消費した東京都が我々の責任もあるという認識であるならば、そういう中で受け入れていかなければと、私個人としては考えております。

そういうことでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　そういうことだろうと思います。しかしながら、８カ町村で問題として足並みを揃えて、徹底的に討論していい結果を導いてほしいと思います。

これについてはこれで終わりますが、その他、中間貯蔵施設とか、行政が帰る、帰れないの区割りとか、いろいろ線引きとかあります。こういうことが、どちらかというと過去には、ほとんど新聞が先行して、こうなるだろうというのが先行して報道されます。その度に

私ども議長とか町長に、内々そういう話はないですかとか、新聞報道を上回る内容はありませんかというと、いつも新聞報道を超える内容はほとんどありませんという内容が回答にあります。

一つここでお尋ねしておきます。今の段階で、これらの問題に国から町長、議長に接触を求められた経過がありますか。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　避難区域見直しと、それから中間貯蔵施設設置について、私のほうには12月３日、細野大臣との打ち合わせがいわき市内でありましたが、両方ともありません。

それから12月18日、細野大臣、枝野大臣、平野大臣、11市町村長、首長の説明が、避難区域見直しについてはありました。中間貯蔵についてはありません。

12月22日、松下副大臣と柳沢本部長が来庁いただきまして説明がありましたが、両方ともこれはありません。

それから12月28日、細野大臣が来県いたしまして、中間貯蔵施設設置について双葉郡にお願いしたいということをお願いされております。

年開けましてから、１月３日、平野大臣、吉田泉本部長との懇談会では、この両方についてはありません。

１月11日、柳沢本部長が見えまして、これもありません。

１月17日、町村長会議、これは福島大学との締結式でありましたけれども、この会議でもありませんでした。

１月24日、町村長と知事の意見交換会がありまして、これも２つの点についてはありませんでした。

２月10日、双葉地方広域市町村圏組合の管理者会議と町村長会をやりまして、この時に私どもの双葉郡の考え方を政府に出さなくては駄目だということで、浪江町として７項目を提出をしました。区域見直し施設設置については、話はその時にはありませんでした。

３月６日、つい先日、内閣府の富田審議官が来まして、避難区域の見直しについて説明がございました。中間貯蔵についてはないということであります。時系列に話をさせていただきました。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　今の町長答弁を聞いていましても、まさに私どもの理解では最初のころ帰れる区域とか、中長期的困難者とか、区域割りをする際には、各首長さんとよく協議をしてという言葉が使われていたような記憶が私どもはあるわけです。

したがいまして、正式に発表されてこういうことだよと、大字単位とか字単位とかいろいろなことが言われておりますが、それが発

表される前には、当然各首長さん等とよく協議をしてという言葉があった部分、これはまさに私は履行してほしいという考え方がありますので、ひとつその辺についても答弁は結構ですが、最大のご努力、配慮を賜りたい。要望しておきます。

最後になりました。これからいろいろ状況が変わってまいります。多分変わるだろうと思います。したがいまして、いろいろ住民も町民も判断いろいろしなくてはならないだろうと思いますが、私どもは、町民が判断するときに、判断し得る材料、情報を的確に繋いでいくというのが行政の仕事だという考え方があるんです。

したがいまして、町民の意向を的確につかむという考えで、そんな何回もできませんが、肝心なところに町民の意向調査、アンケートを今後も継続していく考えがあるかどうか。この辺についてお聞きいたします。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　今のおただしの中で避難区域の見直し、それから中間貯蔵施設の建設との２つの問題は、現在流動的な状況にありますので、現在のところ意向調査等は考えておりませんが、今後状況が変わってきた段階では検討しなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　一応、おつなぎをしていた質問事項についてはこれで質問終わりますが、大事な場面にさしかかるわけでありますから、最大限のご努力を町長はじめ役場行政の担当者もご努力いただく。このことを切望して終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君）　以上で、５番、若月芳則君の一般質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　ここで３時まで休憩をいたします。

（午後　２時４５分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　３時００分）

［「議長」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　先ほど私の一般質問の冒頭の部分で、「議長に発言を止められました」というものがありました。それは削除お願いします。

◇馬　場　　績　君

○議長（吉田数博君）　続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。

20番。

［20番　馬場　績君登壇］

○20番（馬場　績君）　日本共産党の馬場績でございます。あの日からあと３日で１年になります。あの日、あの時、あれからのことが目に焼きついています。正直、心が晴れる日はありませんでした。

今、一つだけ挙げるとすれば、パニック状態の津島の４日間のことであります。３月12日、午後２時頃、権現堂から３時間以上もかかって運転してきたその妻の手で、車椅子の高齢者の方を津島中学校の前で降ろし、中学校に避難しようとしていました。降ろそうにもこたこたして身動きがとれず、誰の目にも衰弱の様子がわかります。事情聞けば、薬もない。津島中学校付近は人と車で入り込む隙間もありませんでした。私は、泣きださんばかりの老女に声をかけ、人と車に挟まりそうになりながら津島診療所にようやく到着、診療所の誰にだったかは覚えておりませんが、「このままでは命が危ない。」と頼み込み、診察をお願いしました。私は、そこまででした。食べ物からトイレのことまで、湧き起こる諸問題の対応に追われ、その方々とは、その後、再会することは今日までありません。寒さに震え食事もとれない。水もない、津島での避難所生活のあと、どうなったのか。元気で過ごしておられることを祈るばかりであります。

ＳＰＥＥＤＩの情報隠ぺいと無用の被ばく、原発の不安を押しつぶし、ブルドーザー方式で原発を推進してきた結果、最悪の事態が起きてしまったこと、その後の数々の「犠牲」を責任ある者は「正当化」してはならないと私は思います。

そして、人類最悪となった福島原発の徹底検証はもちろん、国策としての原発政策について、その結果責任を問うことは、いま政治の世界に身を置く私達の責任であると思うのであります。その決意を述べて、以下質問いたします。

まず、政府が進めようとしている「社会保障と税の一体改革」は、大震災の復旧、復興にも、被災者の町民生活再建にも逆行するものではないかということであります。「オールジャパン」で復旧・復興をすすめるためには「広く、薄く負担する消費税増税しかない」との議論が盛んに進められています。高齢化社会と社会保障の財源論としても「それしかない」とも喧伝されています。

避難生活をしながら受け取る年金は、基礎年金だけの人の平均が５万円にも届きません。40年間、国民年金を積んでも満額給付は６万５千円です。そこから税金や保険料、医療費の負担、我々は当面は暫定免除になっておりますけれども、生活費の増加は、これまでそれを口にしなかった人でさえ、「大変だ」とその苦しみを訴えております。

その年金ですら、物価下落にかかわる差額調整分などの理由で2.5%の引き下げとなり、今年の10月以降ほぼ毎回年金が減額され、毎日の生活で何を削ればいいのかということであります。さらに、年金支給年齢を68歳から70歳の引き上げ案がなぜ社会保障の改革なのでしょうか。

やっとの思いで事業を再開した中小業者としても消費税の負担増は深刻であります。避難先での商売の困難さ、事業の落ち込み、消費税増税の転嫁など正常に出来るはずがありません。一般町民はどうか、例えば2,000万円で住宅を建てるとすれば、これまでの消費税100万円が200万円になります。公共事業の発注でも同じであります。復興のために莫大な投資は避けられないでしょう。消費税10%の負担になれば、安定した復興予算の確保どころか、復興計画そのものに重大な影響が出ることは避けられないでしょう。このように、消費税の増税は、被災地での暮らしと経済にも、復旧、復興にも財政収支バランスにもデフレという今の経済情勢からも野田政権が描く、社会保障と税の一体改革にも、私はその打開の道には繋がらないと思っております。

それは1997年、今から15年前、消費税が３%から５%に上がったときにすでに実証されているからであります。あの時は景気が上向きで、国民所得も増えていた時期でありました。それでさえ、増税を機に消費が急激に落ち込み、景気が悪化し、金融機関の破たんが相次ぎ、長期にわたる不況に突入したことは記憶に新しいところであります。

ではどうすればいいのか。天変地異の大災害に見舞われたこの時、中止を公約した総事業費4,783億円の八ッ場ダムをなぜ復活するのでしょうか。なぜ東京外環道幹線整備4,899億円の無駄な大型事業を予算化しなければならないのでしょうか。技術的にも未完成で欠陥のある一機99億円もする戦闘機を、なぜ42機も購入するのでしょうか。内部留保をため込む力がある大企業に、なぜ来年度は１兆4,000億円もの法人税減税なのでしょうか。３年間の復興増税があるとはいえ、３年後からは間違いなく減税だけが残ります。まさに大企業天国であります。中小法人は赤字か、わずかな利益しかない

わけですから、恩恵がほとんどありません。まだあります。欧米では、高額配当の譲渡所得には30％課税なのに、なぜ我が国は10％の証券優遇税制なのでしょう。平均５万円に満たない年金受給者に消費税10％とは不公平税制の極みであり、「薄く、広く」などという増税の大義名分など通用するはずもありません。この大震災時に、公務員7.8％の賃金引き下げなど、悪のりにも程が過ぎると言わざるを得ません。「改革」というなら大企業や富裕層に対する所得に応じた累進税率の引き上げ、260兆円を超す大企業の内部留保は、もちろん使い道に困るほどの利益のため込みであります。

したがって、復興債の発行引き受けなど、国家国民に適切な形で還流させるなど、国民的立場での税制改革こそが政治に求められているのではないでしょうか。そうすれば、2014年４月と2015年10月、段階的に５％から10％への引き上げ、約13.5兆円の消費税増税をしなくても、財源は18兆円から21兆円程度の財源を確保できるというのが、日本共産党の税財政改革提案の中身であります。それぞれの立場から国民的議論を起こし、増税なしで社会保障を充実させ、被災者の生活再建と被災地の復興を前進させ、新手の構造改革路線を押し返す道を真剣に模索すべきではないでしょうか。

賠償と復旧、復興、生活再建のため、町民の先頭に立つ町長だからこそ、無謀な消費税増税に反対の立場を明らかにするべきであると思います。いかがでしょう。消費税増税の負の連鎖に対する認識と、その再生、拡充への見解があればお示しいただきたいと思います。

さて、今国会に提出される「福島県復興再生特別措置法（案）」は、「オール福島」で求めた特措法であります。一歩前進と評価するものであります。

法案の第１条及び第５条には、「原子力災害からの福島の復興及び及び再生の基本となる福島の復興再生基本方針の策定」とあります。国会で審議が行われ、近日中にも衆議院で採択されるとの見通しがあるにせよ、「再生の基本となる基本方針」の中身が重要であります。原発事故にかかわる精神的賠償を含む完全賠償は東電と国の責務であることはたびたび議論をし、明らかになってきたことであります。しかし、この特措法にはそれが明記されておりません。明記するべきだと考えます。基本方針案が被災市町村に示されたか、否か。完全賠償とその責務についてどうあるべきと考えるかお答えください。これが第一であります。

第二は、「原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けた福島の復興及び再生が特殊な諸事情を踏まえて行われるべきもの」と第１

条に明文化されております。とするなら、「被災地の復興再生のための財源について国の責任においてそれをなす。」その法案とすべきであります。しかしそれは担保されておりません。これまでの接触の範囲でそのことについて、どのような認識をされているかお答えをお願いします。

第三は、被災者の復興及び再生、即ち生活と生業再建の支援策がどのように検討されているのかということであります。第６条には福島復興再生基本方針の変更について「あらかじめ関係市町村長の意見を聞かなければならない」とあります。

生活と生業の再生について、変更以前の問題であります。当然のことながら基本方針案の中に示されているべきものと考えます。

県との関係でどのような協議がなされているのか。どのような案が示されているのか。生活再建と「福島再生特措法」に対する内容と見解をお示しください。

第四は、第２条、基本理念にある「放射性物質による汚染のおそれに起因して、住民の健康上の不安が生じていること、これらに伴い安心して暮らし、子どもを生み、育てることができる環境を実現する」とともに、「多様な住民の意見を尊重しつつ解決する。福島の再生を図ることを旨とし、これを行わなければならない」とあります。

とするならば、県と県議会が求め、さらには浪江町議会を含む多数の議会が求めている「県内原発の全基廃炉」を明記し、国の責任で安心して福島で暮らせるように、子供を生み育てることができるように、18歳以下及び県民の医療無料を実施するのが筋というものであります。それを求めるかお答えください。

次は、現実味を持って動き始めた原発被災警戒区域、計画的避難区域の区域再編問題であります。全町避難の浪江町は政府案の線量区分では、避難指示解除が近い「帰還準備区域」、解除困難のため「居住制限対象となる区域」、津島など北西部の高汚染地の「帰還不可能区域」の３区域指定であります。

それと併行して「原子力損害賠償紛争審査会は、賠償に関す中間指針の見直しを始めた」と１カ月以上前の新聞に報道されました。

一方、川内村は１月31日に帰村宣言、広野町は３月１日から役場業務を元に戻して再開をしました。復興、復活の思いは、誰もが強く抱いていると思います。新聞やテレビが首長の発言を力強いものとして伝えております。

しかし、広野町役場周辺の線量が毎時0.12程度であることが明らかであっても、２月29日現在、町民5,300人のうち、戻ったのはわ

ずか249人とのことであります。家族が離散し、子供達は離れ、誰よりも友達に会いたいと思い、共に学びたいと思い、そういう気持ちは強く持っていても、避難が解除されても、食べ物、医療、福祉、保健、仕事、何よりも最優先されるべき除染も進まない現実を前に、史上最悪の放射能汚染という、立ち向かうべき課題があまりにも大きいということは、これらの自治体の現状からも私達に「避難者の無言の抵抗」が突きつけられていると思います。

浪江町でもしかり。内々で検討されているといわれている区域再編、道路のバリケード閉鎖や線引きがどのように進められようとしているのか、お答えください。

更に、三分割によるそれぞれの基本的な賠償の考え方、「避難指示解除準備区域」における帰還の見通し、なお「帰還する」、「しない」の選択と原発損害賠償審査会の精神的賠償の年内終了など賠償はどのような方針で、この区域見直しとの関係で進められるのか。進めようとしているのか。政府の見解、説明がありましたらお答えください。

「避難解除」されたとして、いのちと暮らしの安全な生活環境の回復と「帰還」の判断基準をどうするのか、町長はそれをどう考えているのか。除染や線量についても併せてどのようなお考えをお持ちなのかお答えください。これが第２点。

第３点は、２月24日の福島民報によれば、避難区域再編に伴う「居住制限区域住民への一括賠償」、「帰宅困難区域にある不動産賠償は事故直前の時価賠償の方向が固まった」と報道されております。政府や県からこのことに関し、町はどのような説明を受けたのか。町の見解と併せてお答えください。

大きな２つ目は、浪江町の「自治体請求」とその賠償、農業、商工業、個人の請求件数及びその賠償額の現状についてお答えください。

原発事故による東電損害賠償について、つい最近大熊町のある被害者夫婦が、去る２月27日、原発ＡＤＲで和解成立した点はご承知のとおりであります。和解金2,312万円は、請求額の約半分、被害者本人や弁護団にとっても「完全に満足した内容とはなっていない」とする声明を出しました。東電の賠償には解決すべき重大な問題があると改めて指摘せざるを得ません。

１つは、加害者である東京電力が賠償について主導権意識、いわゆる東電目線が極めて強いこと。

２つは、支払いまであまりにも時間がかかり過ぎること。

３つは、避難生活が今なお続いているのにもかかわらず、すべか

らく仮払金を控除していることであります。

その上で今回の和解案件の教訓は、原発ＡＤＲの申立て財物補償も一部認めさせたこと。精神的損害については８月までの６カ月間で１人142万円、計算すると１カ月、約23万6,000円を認めさせたこと。これは仮払い、月10万円から12万円は含まれておりません。別途計算だということです。東電が最後まで求めてきた仮払い控除をさせなかったことが大きな教訓だと思います。

そこで質問をいたします。原子力損害賠償審査会の中間指針は、実はきょう、25回目の開催が予定されております。「賠償の大枠でしかない」のにもかかわらず、東電はこれを絶対基準とし、賠償額を進めています。賠償が遅れていることは今ほど明らかにしたとおりであります。

これまで個人の請求に対して「原発事故に起因した全ての損害」即ち全面賠償を求めても、東電の判断でそれを否認してきていることはご承知のとおりであり、現実の姿であります。賠償の範囲を露骨に狭めているわけであります。東電は、都合が悪くなると「国策に従い原子力発電を進めてきた」と国の陰に隠れるわけであります。町はこれまで「支援機構の協力を得て賠償請求を進める」と答弁してきましたが、支援機構は東電の代理人ではないか、という見方が相談した方々の率直な受け止め方であります。原発損害賠償行為は、民民の問題で解決できないからこそ、双葉町でも南相馬でも和解仲介を求める「集団請求」に大きな期待が持たれていることは、先程来論議になってきたとおりです。

一定程度個人請求がなされていることは、先ほどの答弁にもありました。同時に「仮払控除を認めない」、賠償請求自体が生活再建であり、浪江町再建の大前提であると思います。このことには、町長も異論はないはずであります。各地の集団請求から真剣に学び、町民の生命と財産を守るたるめにも、浪江町で集団請求の方策を追及し、町民を具体的に支援すべきと考えます。これからでも遅くありません。お答えください。

様々な原発賠償は原発災害により、その災害から逃れて生存するための賠償であり、請求であります。失業給付もそのためのものであります。逃れるしか生存の道はなかったのであります。その賠償金に課税することは、生存権を否定するものではないでしょう。絶対認めるわけにはまいりません。

ましてや、避難者は原発事故に一切の責任はありません。国に対し、賠償金課税は中止すべきと断固申し入れべきだと思います。答弁を求めます。

仮設住宅の環境改善と高齢者問題であります。水道やトイレ等の凍結は、異常寒波の影響も確かにあるかもしれません。しかし、仮設住宅建設にあたって、網戸やスロープなど数々の後付けは、入居する人の人権尊重という認識の欠如、一言でいうなら欠陥住宅、粗悪な災害行政そのものであります。どのような防寒不備があったのか、水道管、トイレ、その他の配管など凍結件数と対策、防寒工事の実態、あるいは県に対する要望と県の対応の経過についてお答えください。

仮設住宅の高齢者問題について、これまでも指摘してきたとおり、仮設住宅の孤独死の防止、急病、救急通報など安否確認にも役立つ緊急灯や緊急ブザーの設置が緊急の課題であります。設置計画についてお答えください。

避難生活が１年を超え、介護認定が急増しております。施設入所の待機者など現状についてお答えください。

また、社協の雇用による生活支援相談員の方々のご苦労も大変であることは私も承知してございます。雇用期間、雇用継続がどうなるのか。現在の活動と今後の改善点についてお答ください。

最後に、県の外部被ばく線量推計調査と今後の健康管理について質問をいたします。

１月30日に公表された県民健康管理調査によれば、浪江、川俣町、山木屋、飯舘村の計画的避難区域の住民、１万468人の中で３月11日から４カ月半の外部被ばく推計値で最大23ミリシーベルト、１ミリシーベルト超が全体の42.1％という驚くべき結果が発表されました。もちろん内部被ばくは入っておりません。

この推計値の根拠はかなりの時間が経過し、本人の記憶に基づく行動記録から出されたものであったにしても、重要な被ばく推計調査であると私は思います。２万1,000人の浪江町民の99％以上が、津島、あるいは20キロ圏外に避難をしました。その後の残りの調査をどのようにするのか、お答えください。

さらに第２の問題は、放射線被ばくの問題であります。基本的なことでありますが、急性放射線障害と晩発性障害、確定的影響と確率的影響があることはご承知のとおりであります。福島原発事故による住民の急性障害は排除されるものでありますが、低線量被ばくでも、被ばく障害に個人差があることは実証されております。

公表された推計値と低線量被ばくの影響について町民にどう説明されるかお答えください。

さらに、福島県が行う０～18歳までの甲状腺検査は、昨年の10月から平成26年３月までに１回目の検査が行われます。浪江町の対象

者の検査はどこまで進んだのか。さらに残りの方に対して、今後どのような対策を進めていくのか。

さらに重大な問題は、国の原子力災害対策本部が昨年の３月26日から30日までに、30キロ圏内の子ども０～15歳の1,080人の甲状腺内部被ばく検査を実施しました。毎時0.1マイクロシーベルト、積算32ミリと推定され、原子力安全委員会は数字の高かった子供について精密検査が必要であると勧告したにもかかわらず、実施されません。再測定の実施を求めるべきであります。

明解な答弁を求めて１回目の質問を終わります。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　ご質問にお答えいたします。

昨年、国から「社会保障・税一体改革」の概要が示されました。内容については、議員ご承知と存じますので、省略いたしますが、増税の伴う一層の景気悪化、税収全体の落ち込みも懸念されておりまして、国の税収が消費税５％導入年から減少していることも事実であります。

いずれにしても、経済産業省の調査の中でも、中小企業が消費税を消費に価格転嫁できない実態があるという報告がございます。

さらには、国土交通省の調査でも、運賃値上げによる消費税の変化は、経営上自立困難というような調査も含まれております。

今後、このように様々な方向からも検討と議論が必要であり、功罪あせて国民全体で議論を重ねていく必要があると考えるところであります。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　福島復興再生基本方針案は、被災市町村に示されたのかについてお答え申し上げます。

福島復興再生特別措置法案第５条で、「内閣総理大臣は福島県知事の意見を聞いて基本方針案を作成しなければならない。福島県知事は意見を述べようとするときは、予め関係市町村の意見を聞かなければならない」とされておりますが、現時点では本案の審議段階であります。そういう中で、具体的な施策につきましては、案も含めてまだ示されていない状況にあります。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　復興のための財政支援は担保されているかについてお答えいたします。

東日本大震災にかかる復興事業については、復興交付金及び特別交付税の措置により市町村の負担が生じない仕組みとなっておりますが、福島復興再生特別措置法においては、その多くの取り組みに

ついては、国によって必要な措置を講じる旨が言及されております。しかし、現段階においては明確になっていないのが現状であります。

また、福島県との協議の初期段階にあった、市町村の長期的な財政運営に対する措置については盛り込まれていないため、今後も引き続き復旧・復興に関する財政措置を明確化する要請してまいりたい考えております。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　各賠償とその責任についてでございますが、これにつきましては、電力は事故の原因者として完全賠償を果たすべきであり、国もまた原子力を推進してきた責任のもと、被災者の完全賠償に対処するべきであると考えてございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　第２条の基本理念の具体策として、18歳以下の県民の医療無料を国の責任で実施するよう求めるかについて、ご質問にお答え申し上げます。

少子化対策の一環といたしまして、平成22年４月より当町では15歳まで医療費の無料化を実施しております。

原発事故に伴う健康不安は県内すべてに拡大しており、県では国に対し、県内18歳までの子供の医療費無料化を求めてまいりましたが、実施に向けた回答が得られず、独自に実施することといたしております。

しかしながら、恒久的な無料化なのか県のほうからは明示されていないのも事実でございます。さらに１年を経過しようとする現在においても、避難住民を含め全県民の健康不安は増す一方であります。

したがいまして、町といたしましては、避難町民の健康診査の費用も含め、18歳以下の医療費無料化について、国の責任の中で実施するよう強く求めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　被災者の生活と生業再建についてお答えいたします。

町といたしましては、復興ビジョンの検討過程におきまして、被災者の生活と生業再建が必要と認識しておりまして、ビジョンにおきましても、その対策の必要性について言及する予定であります。

国に対しましては、被災者と被災地の復興のためには必須の事項でありますので、具体的な復興像の提案を求めていくとともに、当該計画の検討過程において深刻な被害を受けている当町の意見が盛り込まれるよう、強く国及び県に要請してまいる所存であります。

続きまして、避難区域と損害賠償の中で、３つの区域見直しについて申し上げます。

先ほど、14番議員にもお答えしておりますので、かぶらない点を説明していきたいと思います。

まず、避難指示解除準備区域でございますが、区域内の立ち入り行為自体は制約されなくなるということでございます。一時帰宅、公益立ち入りや公的インフラ等の災害復旧事業、雇用の維持、確保を図るため製造業等の事業再建、これは通勤による事業再建であります。病院、福祉施設、店舗等居住者を前提とした事業再開の準備などが認められることになります。

次に、居住制限区域でございますが、区域内への立ち入り行為自体は制約されなくなりまして、一時帰宅、公益立ち入り、これは防災上不可欠な施設や基幹道路等の復旧を含むでございます。

特例的な事業再開につきましては、現在、飯舘村の菊池製作所が現在も入って操業しておりますが、そういうふうなことが認められることになるということでございます。

次に、帰還困難区域でございますが、５年間を経過してもなお20ミリシーベルトを下回らないおそれのあるところということで、長期化する避難生活や生活再建のあり方などについて、国として責任をもって対応していくとしておりまして、区域内の立ち入りでございますが、国主導の一時立ち入りとなるという説明がございました。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　続きまして、３つの区域の見直しについてでございますが、区域見直し等があったとしても賠償額等に差を設けないというのは当然でありますし、年内の賠償終了の議論につきましても、事故以前の生活が戻るまでは賠償は続くものと考えております。

先ほど、紺野議員の中でも申し上げましたが、損害賠償の審査会につきましても、これについて町長から申し入れをしたところでございます。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　２点目の生活環境の回復と帰還の判断基準を問うについてご質問にお答えいたします。

政府は、現在の帰還区域を年間被ばく放射線量に基づいて集落を形成する字単位で新たな区域に再編する方針を示しております。

当町において、管内が３つの区域に分断されるケースが想定されますが、除染の進め方に差が出ることや町が分断され、復旧・復興への影響など大変懸念しているところでございます。

また、帰還困難地域に通じる公道をバリケードで閉鎖する方針を固めておりますが、これは高線量地域に人を近づけない目的のほか、帰還困難区域の住民の家財等を守る防犯上の狙いとしながらも、具体的にどの路線のどこを閉鎖するか、いまだ決定されていない状況にあります。

それから、政府は居住できる目安としましては、年間20ミリシーベルト以下と、これまでの基準を維持しておりますが、いずれにしましても、町民の安心・安全を第一に考えた場合、帰還の条件として、やはり放射線量を３月11日以前の平常値まで低減を図ることが大事であると考えております。

それから、インフラ、学校、病院、雇用、商店などの確保、いわゆる生活環境の整備が大前提であり、帰還問題について不可欠と考えております。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　紛争審査会の時価賠償の件につきましてですが、２月23日の紛争審査会の内容については報道等で承知しておりますが、国県からの説明は一切受けておりません。

先ほど申し上げましたが、財物賠償につきましても、算定基準の詳細を見ながら検討させていただきたいと考えておりますが、宅地それから建物については時価で賠償されますと、今後の生活再建が難しい場合が生じますので、考え方を変えるべきであると考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　原発賠償の現状について。まず自治体の賠償についてお答えいたします。

８月に出された原子力損害賠償紛争審査会の中間指針によりますと、地方公共団体等の財政的損害等については、その所有する財物及び民間事業者と同様の立場で行う事業に関する損害については、指針で示された事業者等の基準に照らし、本件事故と相当因果関係が認められる限り、賠償の対象とされるとなっております。しかし、避難等対象区域の解除日程が確定していないこと、除染方法が明らかになっていないこと等から、原子力発電所事故の収束状況等をふまえつつ、継続的に検討を行ったうえで、改めて示すこととしております。

町としましては、既存公共施設の価値の喪失・減少等の財産的損害や庁舎移転等により新たに発生した費用は、当然賠償の対象になるものと考えており、次年度から請求の準備を進めたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　続きまして、農業・商工業・個人の請求の状況ということでございますが、まず農業関係では請求済みの件数になります。1,378件、これはＪＡで調査したものでございます。事業主の賠償につきましては1,691件、これは商工会からのデータでございます。それから個人の賠償につきましては、先ほども申し上げましたが１万6,076人でございます。

賠償額につきましては、農業関係では合意件数ということで出てございますが1,350件、10億4,988万円です。

事業主関係、個人事業ですが1,155件、金額につきましては不明ということでございます。こちらにつきましては、農業、事業主とも２月27日現在でございます。

個人賠償につきましては、合意件数が１回目、２回目。それから１回、２回と出している方がおりまして、延べで言いますと２万何千件となりますが、合意件数は１万8,657件でございます。賠償額は100億円程度になるのかということで電力のほうから情報を得てございます。

集団請求の方策をどのようにするかということでございますが、これは先ほど田尻議員のほうに町長から答弁がありましたとおり、今後その方策について考えさせていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　③の賠償金課税について問うについてお答えいたします。

賠償金の課税でありますが、この件につきましては、町長が平成24年１月の臨時議会でも答弁いたしましたとおり、町民の日々の暮らしと生業がすべて崩壊したことによる賠償でありますので、課税すべきではないという認識は現在も変わっておりません。今後、国に対しまして、強く要望してまいりたいと存じます。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　仮設住宅の防寒対策についてお答えいたします。

通常では考えられないような冷え込みが起こったことによりまして水道管が凍結したという、浜通りに住む町民にとっては異例とも言える問題になったということでございます。その間、水道管の水抜きや保温についてチラシ配布などを行って注意を喚起してきましたが、それを超えるような冷え込みだったということでございます。

件数ですが、１月最後の週末から翌週にかけて最も多く、現在ま

で388件ほどになっております。

次に、今回の水道管凍結などを受けまして、床下の基礎まわりにふさぎ板を貼るという対策と、凍結防止ヒーターの点検や追加などを行っております。町では昨年９月末でしたか。床下のふさぎについて要望してまいりましたが実現できませんでした。結果として、入居者に迷惑をかけてしまったと反省をしております。

次に、緊急灯ブザーの設置計画についてお答えいたします。緊急灯ブザーは、今年の２月15日付けで「応急仮設住宅への非常ベルの設置について」県より照会がありました。入居者がリモコンを携帯し、異常発生した際にリモコンを押すことで、赤色回転灯が回転発光し警報音を発するという方式であります。仮設住宅の団地毎に取りまとめ、必要戸数を要望中であります。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　介護認定と受け皿の現状を問うということのご質問にお答え申し上げます。

午前中の橋爪議員にも答弁申し上げましたとおり、介護サービス状況につきましては、被災地の入居者を全国の施設に受け入れてもらっている現状であります。

しかしながら、県内の介護施設への申し込みは順番待ちの状況であります。そのためにその待機者に対する今後の方針でございますが、今現在、県の協力を得ながら浪江町民の方々のために特別老人ホームの建設に向けて今邁進しているところでございます。

その内容でございますが、浪江町にいままでありました施設の法人に対しまして、再建の依頼を今までお願いしてまいりました。昨年の11月頃に再建の意思があるということが確認されまして、それから用地のほうに今現在交渉に移っている状況でございます。

ところが、用地につきましては、相当に広い土地が必要でございますので、今現在その用地の確保に奔走しているという状況でございます。今月中には、その用地についても確保できる旨の連絡が一昨日入りました。したがいまして、平成24年度中には待機者について、浪江町介護認定者について、いい方向で施設のほうに入居されるものと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　生活相談支援の活動の現状と問題を問う。ご質問にお答えします。

浪江町社会福祉協議会においては、昨年の８月から配置しております生活支援相談員は、現在、桑折町２名、福島市９名、二本松市11名、本宮市５名、事務局に１名、計28名を配置しております。

業務につきましては、主に仮設住宅入居者に対して、見守り活動、各種福祉・生活関連サービスの利用援助、茶話会等の開催など、行政、仮設自治会等と連携を図りながら取り組んでいるところであります。

活動の中で見えてきた入居者の問題や課題でありますが、ハード面につきましては、入居当初よりは要望が減少してきたものの、この寒さにより室内の結露や玄関先の凍結による転倒のおそれなどの対応について要望が出ております。

ソフト面におきましては、高齢者世帯及び独居高齢者、障がい者世帯の生活に関する不安、介護認定者の増加による在宅介護の不安、ＤＶ、アルコール依存症の問題、騒音などによる隣人トラブルなど、様々な分野に及んでおります。

活動の状況でありますが、仮設入居者約2,065世帯中、独居や高齢者、障がい者世帯などを中心に見守りが必要な世帯、615世帯に対して最低でも週１回の頻度で定期的に訪問しております。

その他、緊急性のある場合には随時対応しているところでありまして、要望があった場合につきましては、担当各班、内容によっては国、県の担当窓口に照会するなど、問題解決の一翼を担えるよう努めるところであります。

また、対象世帯の把握につきましては、各種イベントの開催案内などに際して、見守りが必要な世帯を抽出に努めているところであります。

なお、平成24年においても、事業継続予定でありますので、昨年から８カ月間の活動状況を検証して、入居者のニーズを的確に伝えるとともに、要望があった場合には対応が完了するまで確認できるような体制及びシステムを構築して、さらにきめ細やかに支援ができるように努めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　外部被ばく線量推計と今後の健康管理について、お答えをいたします。

はじめに、残っている浪江町民の件数と調査の推進はどうなのかということについてお答え申し上げます。

浪江町民の県による健康管理調査でございますが、２月24日現在、県立医科大学の県民健康調査事務局によりますと、基本調査は当町では２万1,286名が対象者でございまして、回答者が１万1,924名になっております。回収率にしますと56.0％になっており、約１万人の方が未提出となっている現状でございます。

県民健康調査の基本調査の回収については、仮設住宅等での説明

会を開催し、回収率アップに取り組んでおりますけれども、今後とも調査票の回収に向けて広報等を利用しながら、努力をしてまいりたいと考えております。

続きまして、公表推計値と低線量被ばくの影響についてでございますが、今回の外部被ばく線量の推計値は、４カ月間の積算実効線量値でございまして、国より直ちに放射線による健康被害があるとは考えにくいという評価がなされました。

いずれにいたしましても、町民の健康管理面からも検査項目を上乗せした健診を実施するなど、長期にわたり継続して健康を見守ってまいりたいと考えております。

次に、甲状腺測定の結果と精密測定の実施についてでございますが、２月24日現在、甲状腺検査は2,777名の検査をしております。受診率は76.2％でございます。平成23年12月末時点の2,722名の検査状況の結果につきましては、異常なし、つまりＡ１でございますが1,845名、67.8％。Ａ２、小さな結節・嚢胞があるが二次検査は不要という方が856名、31.4％に当たります。Ｂ、念のために二次検査を必要とするという方が21名ございました。0.8％になるわけでございます。Ｃ、直ちに二次検査を必要とするという方については０名でございます。

念のために二次検査を必要とする方については、詳細な甲状腺の超音波検査・血液検査・尿検査の実施を予定しているところでございます。

今後、町といたしましては、甲状腺の超音波検査、がん検診を毎年実施し、住民の健康管理を実施してまいりたいと考えております。

ちなみに、津島診療所において、平成24年度からは先生方に対して甲状腺検査並びに急性骨髄性白血病の検診を、津島診療所において実施するようにお願いしているところでございます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　介護施設入所待機者は何名いるの。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　３時５６分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　３時５６分）

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　待機者数でございますが、約100名ほ

どでございます。

○議長（吉田数博君）　資料の配付のため暫時休議いたします。

（午後　３時５７分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　３時５７分）

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　今、ネバーギブアップ、それが皆さんの口癖になりましたが、いわゆる社会保障と税の一体改革の問題で、町長も問題ありという認識の答弁がありました。

再質問をしますが、功罪あせて議論ということではなく、様々な問題がありすぎると、復興も、再建も、庶民の生活も日本の経済もどうにかなってしまうということですから、町長にはせめてこの時期増税はやるべきではないという答弁をいただきたいと思いますが、いかがお考えなのかお答えいただきたいと思います。

ついては、若干そのことについて補足質問をいたします。これは１月20日の「週刊金曜日」の雑誌であります。消費税問題特集であります。私もいろいろ指摘はしましたが、「週刊金曜日」の見出しを読ませていただければ､なぜこの政党は国民を失望させるのかと、公約・マニフェスト総違反ということで出ております。それから野田消費税増税内閣は、自民党路線の継承に過ぎないということであります。さらに問題は、財源論ということになると思いますが、この「週刊金曜日」の消費税特集でも、消費税をゼロにしても財源は30兆円もあるということで、極めて詳細な税財政問題、ここをこうすればこれだけの財源が出てくるというものを出しております。

ということで、財源というと消費税という考え方は、私は改めるべきだと思うんです。そういう意味で、町長はこれを読まれているかどうかわかりませんが、あるいは私が共産党の提案も含めて問題と打開のための提案をしたわけでありますので、改めて町長のお考えをお聞きしたいと思います。これは今ほど資料としてお配りしております。

それから、いわゆる福島特措法の問題でありますが、国の責任で市町村負担なしで復興再生を図るべきだと、特措法の中に明確になっていないので、それを明記するよう要求するという答弁でした。ぜひその立場で進めていただきたい。

同時に、質問でも中身の問題についてふれましたけれども、これ

はきのうの民報新聞です。民友にも書かれておりますが、福島特措法、支援予算の詳細を定めると。もっと端的にいうと、復興交付金も出すと言っているが、国の責任で復興再生を図るということは、特措法には明記されていないんです。後で、きのうの民報、民友があったらお読みいただきたいのですが、財政上の問題で、復興交付金についてこう書いてある。「首相は、福島の自治体の要望を踏まえ、必要な予算を一括して要求し、確保するとともに」、ここから先が問題。「財政上の措置について、政府全体の見地から情報の提供、相談の実施などの措置を講ずる。」情報を提示しますよ、相談にも応じますよということだけで、財政的に責任を持って進めるということは明記されていないということです。特措法ができたということについては一歩前進だと思いますが、内容的には重大な問題がある。これは別途、議会でも議論する必要があると思いますが、そういう問題。

それから、先ほど18歳以下の医療無料について、健康保険課長から無料にするという答弁がありましたが、実はこれは健康管理基金を国が福島県に支出をしますよと。それをもって医療無料を進めるということで、このことはというのは、健康管理基金を恒久的に交付するということは法文上、明記されたんです。採決にはなっておりません。と同時に、私はやはりもちろん18歳未満の健康管理も大事だけれども、お年寄りも含めて成人の医療費がどうなるか。被ばくとの関係でどうなるかという問題があるわけです。したがって、18歳未満の医療無料は健康管理基金から支出されると、公的財源として担保するということにはなったけれども、成人については一言も書いていない。これがやっぱり我々を含む県民としては大きな問題だと思います。そこのところを改めさせていく必要がある。

それから、被災者の生活と生業再建の支援策の問題では、先ほども言ったとおり、具体的になっていない。これは担当課長も浪江町の復興ビジョンでは、具体的には言及をしているので、それを具体的に実施できるようなものとして提案していくということです。

問題は、この法律にあるように基本方針案を出すと、あるいは県知事は、基本方針を変更する場合、市町村から意見を聞くべきだとなっているんです。ところが、今ほどの答弁では、基本方針案そのものについても一言も説明がないと。したがって私が１回目の質問で言ったように、変更以前の問題だと。方針案、やっぱり具体的に復興に着手しようとしている。あるいは市町村によっては着手している。しかしそのことについて、その基本方針案にも、少なくても重要な柱については明記しておくべきだ。市町村の意見を聞くべき

だ。それが行われていないということですから、このことをきっちり求めていく必要があると思います。

それから、特措法の魂と言うべき問題だけれども、原子力を推進してきた社会的責任を踏まえてと書いてありますけれども、明確に賠償の問題も含めて国が責任を負うということも明記されていないんです。ここのところも町長、きっちり求めていくべきだ。賠償も含めて特措法の中で、きっちり国が責任を果たすということを求めていくべきだと思います。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　再質問にお答えいたします。今、馬場議員のほうから参考資料をいただきまして読んだところでありますが、相当な不公平税制があるということだと思います、記事を読みますと。そういう形の中で、いろいろとこういう資料等を含めながら、先ほど答弁しましたように、ある程度県等と議論が必要ではないのかという感じをしております。そういう意味で、今後とも、この問題については、我々としても、国と地方で協議をすると言っておりますので、やはり協議をしていくようにお願いしていきたいと思います。

それから、特措法の話の中で、求めるべきものは求めていくという考え方でおりますので、ぜひ特措法の中に入れていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　今、町長が答弁したとおり、求めるものはすべて求めると。医療費の無料化につきましても国に対して強く求めてまいります。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　消費税増税の問題については、やはりこれだけ問題があるわけだから、市民レベルで議論してもこれだけやっぱり不公平の問題が明らかなわけですから、中止しろと言ったうえで税制改革を提案していくと、こういう新たな姿勢が求められると思います。「求めるものは求める。」ということですから、そういう姿勢で求めていただきたい。

実は、このことについてもいっぱい質問したいことがありますが、次に移ります。

避難区域見直しの問題と賠償の問題でありますが、帰還困難区域に対する財物の賠償について、時価で賠償するということについては、担当課長が説明がないとお答えになりました。しかし２月24日の民報新聞です。ここには明らかに書いてあるんです。「帰還困難区域にある不動産の賠償については、事故直前の時価を基準に全額

賠償する方向が固まった。」と。時価を基準にということだ。だから説明がないということではなくて、やっぱり一歩踏み込んで、あなたは賠償担当の最前線にいるわけだから、一体これはどうなんだと。少なくとも私なら県にも行くし、賠償紛争審査会にも電話なりなんなり意見を求めるし、国に対してもどうなんですかという調査を私だったらします。説明がありませんということで、この時期あなたの責任を果たすことになりますか。あなた個人を責めるつもりはさらさらない。本当だよ。そういうことでしょう。

これが避難解除準備区域の賠償減額とか打ち切りとかという問題が現実起きているわけです。一体どうなんだと、これはやはり私は本気で、もっと別な言い方をすれば、真剣勝負で町民の生命と財産を守るという立場に立って、そのことを副町長や町長に相談をして、こういうことをやりたいとすべきだと私は思います。今後どうされますか。

あわせて集団賠償の問題、原発ＡＤＲで、新聞でも報道されたから個人の名前を申し上げますが、佐藤龍三さんです。夫婦２人です。精神的慰謝料については、さっき私が言ったとおり。ここまでやってあれだけ前進したわけです。しかも１万6,000件、70％が請求していると言われたけれども、問題はその中身なんです。賠償のことだから、いちいち中身を確認するわけにはいかないかもしれませんが、請求件数が７割だからここまでいった。

したがって、「状況を考えながら集団賠償を検討する。」ということでは、置かれている状況を正しく判断して、対策対応を町民の立場で進めるということに私はならないのではないですかということを、先ほど言ったわけです。この賠償問題というのは、一個人が出来ると言えば出来る。国策で進めてきた原子力損害賠償を先ほど言ったように、東京電力は都合が悪くなると、国の影に隠れちゃうわけだ。そこを突破しなくてはならないわけでしょう。もちろんあなただけに、町長だけになんて言うつもりはありません。議会を挙げてこれは状況打開のために頑張っていかなくてはなりません、それは約束します。だけれども打開策の一つとして、しかも市町村は、公共団体は、住民の生命、財産を守る責務があるわけだから、この時期にその地点に立ち返らないでいつ立つんですかということを町長、私は言いたいわけです。したがって、状況を見て集団請求に判断するということは、これははっきりいうと、できないと言わないけどそれに近い答弁なんです。真剣に町民の生命、財産を守る。だって片方では、まともに貰って１カ月10万円でしょう。片方ではというと大変失礼な言い方かもしれませんが、仮払いは差し引かない

で和解が成立したわけです。そうすると、23万6,000円に10万円ないし12万円を足すと35万円になるんですよ。精神的損害賠償、しかも皆さんも誤解しているかもしれませんが、１カ月10万円の精神的損害賠償については、生活雑費分も含めての賠償額だと、10万円はまるまる精神損害賠償額ではないということなんです。これはやはり課長、頑張りましょう。今浪江すごいよ。だから集団請求やろう。町長そういう方向で具体的に検討するという答弁を、求めるものは求めるということですのでよろしくお願いします。

それから、仮設の問題でいえば、緊急ブザーを設置すると。集約中だということなので、それはそれで結構です。同時に先ほどどなたかも言っていたけど、今の国、県との間では住み替えが２回までなんです。私も３回どうしても必要だという人の相談を受けました。一旦は東京の親戚に避難したと。福島の特例借り上げをしたと、仮設に入ったと。今度いわき市に行くと。そういう家庭の事情で２回で終わらないわけ。これは課長、今２回どまりでしょう。ここはやはり状況に応じて適切に住み替えを認めるということで、県とばんばん交渉するかどうかお答えください。求めるものは求めるということでお願いいたします。

それから、仮設の問題だけでもないんだけれど、風呂の追い炊きがないんです。風邪引くって。実は何も赤旗の宣伝するわけないんだけれども、本宮の恵向の自治会長の矢吹さんのところに行ってきました。娘の家族と自分達と２つ借りている。だけれども電気料、水道料は自己負担だ。お風呂は俺の所に来て入るんだと。家族５人で入ると一番最後お母さんが入るんだそうです。風邪引くんだと。だから追い炊きも認めさせると。求めるものは求めるべき。生活相談員は、現状よくわかったわけだから、継続して雇用していくということが必要だと思います。お尋ねします。お答えください。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　まず、いろんな言葉いただきましたけれども、時価に賠償の件について問い合わせがあったかということで、なかったと私それのみお答えいたしましたが、県のほうには問い合わせしてございます。どのような形で県のほうにも連絡があったのかどうかという確認はしております。

これについては、県のほうでどういうお考えなさるんですかということの確認だけは行っております。これからも、そういう形で詰めていきたいと思います。

集団訴訟につきましては、先ほど町長が申し上げましたので、控えさせていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　住宅の住み替えは１回までありますが、追い炊きも含めまして、県と交渉するかということでいきますと、県、国のほうに言わないと、なかなか県も動かない実態でございますので、皆さんのお力をお借りしながら、要望してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　再々質問にお答えいたします。先ほどの時価賠償ですね。きのう実は東京電力の鼓副社長がこの１年間大変ご迷惑をかけたということで、私のほうに謝罪にまいりました。そのときに土地、建物、財物の価値がものすごく減少していると、「もう私の家紹介するから入ってみませんか」と話しました。どれだけ住めない状況になっているか。もう１年ですから。ですから、そういう状況をあなた見て、すぐに賠償を出さないとだめだと。したがって、再調達価格という形のもので一応話しておきました。これからまた、政府のほうにも、そう申し添えていきたいと思います。

　それから、集団の賠償でありますが、やはりいろいろ基準が変わってきてます。そういうことを見ながら、できれば早い時期に体制を整えてやっていくように前向きに検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　生活相談支援については、平成24年度も継続雇用してまいります。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　求めるものは求めるという答弁をいただきましたので、これで私の質問は終わります。

○議長（吉田数博君）　以上で20番、馬場　績君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。

　これにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君）　よって、本日はこれをもって延会といたします。

あすは午前９時から本会議を開きますのでよろしくお願い申し上げます。

（午後　４時２４分）

の生活設計が立てられないという悩みの声を多々耳にしているわけでございます。帰れるのか、帰れないのか、帰るとすればいつ頃になるのか。帰れないということになれば、その判断はいつ示されるのか。方向性を示されないまま、毎日もんもんとした気持ちの中でただ生きている。ただ生きているだけの今現在の生活環境になると思います。私は町の行政は、一刻も早く方向性、判断を町民に示し、明日への希望を見出すべきだと思います。

厳しい避難生活の環境の中に、そういう光を灯し、次のステップに進むべきだと考えております。このような現状の観点から質問に入らせていただきます。

まず、質問の第１は、公営の住宅建設についてでございます。―

今回、いの一番にこの件についてただしたいと考えております。

浪江町の役場庁舎が間借りしている二本松市に建設することが先般の議会で決まりました。避難中とはいえ、浪江町の中枢である庁舎が建設されるという、避難中の町民への対応、職員事務機能の充実､行政サービスの上からも非常に大切なことだと思っております。

そこで、町長に伺います。浪江町役場、いわば浪江町の本丸でございます。この二本松市になれば、当然今、町民が日本全国散り散りバラバラになっている町民をこの二本松市に集約させなければいけないと思いますが、町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　町長、答弁。

○町長（馬場　有君）　今、私どもの町民が、全国に避難しておりまして、620の自治体に大変なお世話になっているということでございます。

ただいま、ご質問のとおり、地域のコミュニティーをつくるためには、ある程度分散型から集約型といいますか、そういう形の中で皆さんが集まっていただくという場所が必要だろうと思います。

これから区域の見直しが始まってまいります。そういう状況とあわせながら、どうしたら集約化した場所ができるかどうか。今後あまり時間はありませんが、何とか精査をしながら集約化に向けて進めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　まったく私と同じ考えでございます。町民が散り散りバラバラになっていったのでは、本当にこれから本格的な帰還とかもろもろについては、住民の合意形成という中で進んでいかなければならないと思います。そういうことで、この二本松市に浪江町民をできるだけ集めるという形にもっていってもらいたいと思

発言取消しの申し出あり：議長許可。発言の取消し。

３ 月 定 例 町 議 会

（ 第 ２ 号 ）

平成２４年浪江町議会３月定例会

議　事　日　程（第２号）

平成２４年３月９日（金曜日）午前９時開議

日程第　１	一般質問	
日程第　２	議案第　４号	物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）
日程第　３	議案第　５号	浪江町課設置条例の一部改正について
日程第　４	議案第　６号	浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第　５	議案第　７号	行政区長設置条例の一部改正について
日程第　６	議案第　８号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第　７	議案第　９号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
日程第　８	議案第１０号	職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第　９	議案第１１号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第１０	議案第１２号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について
日程第１１	議案第１３号	浪江町税条例の一部改正について
日程第１２	議案第１４号	浪江町介護保険条例の一部改正について
日程第１３	議案第１５号	平成２３年度浪江町一般会計補正予算（第８号）
日程第１４	議案第１６号	平成２３年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）
日程第１５	議案第１７号	平成２３年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１６	議案第１８号	平成２３年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１７	議案第１９号	平成２３年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１８	議案第２０号	平成２３年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１９	議案第２１号	平成２３年度浪江町介護保険事業特別会計

		補正予算（第３号）
日程第２０	議案第２２号	平成２３年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第２１	議案第２３号	平成２３年度浪江町水道事業特別会計補正予算（第２号）
日程第２２	議案第２４号	平成２４年度浪江町一般会計予算
日程第２３	議案第２５号	平成２４年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
日程第２４	議案第２６号	平成２４年度浪江町国民健康事業特別会計予算
日程第２５	議案第２７号	平成２４年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
日程第２６	議案第２８号	平成２４年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
日程第２７	議案第２９号	平成２４年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
日程第２８	議案第３０号	平成２４年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
日程第２９	議案第３１号	平成２４年度浪江町介護保険事業特別会計予算
日程第３０	議案第３２号	平成２４年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
日程第３１	議案第３３号	平成２４年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
日程第３２	議案第３４号	平成２４年度浪江町水道事業特別会計予算
日程第３３	報告第　３号	専決処分の報告について
日程第３４	報告第　４号	平成２２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告について

出席議員（２０名）

１番	愛澤　格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
７番	渡邉文星君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１１番	渡部貞信君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場　績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	副町長
馬場　有君	上野晋平君
教育長	代表監査委員
畠山熙一郎君	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	企画調整課長
根岸弘正君	谷田謙一君
税務課長	住民生活課長
大浦泰夫君	植田和夫君
産業振興課長	建設課長
高倉敏勝君	原　芳美君
福祉こども課長	教育総務課長
木村　潔君	屋中茂夫君
上下水道課長	生涯学習課長
星　光美君	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	
紺野則夫君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	書記
宮口勝美	岩野善一
書記	
鈴木清水	

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君）　おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。

定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（吉田数博君）　日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇佐々木　英　夫　君

○議長（吉田数博君）　19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

［19番　佐々木英夫君登壇］

○19番（佐々木英夫君）　それでは19番、佐々木英夫、一般質問させていただきます。

昨日、５人の方がそれぞれ私が質問しようと思ったことを既に質問終わっておりまして、あらかた私と考えが同じような答弁がありました。私の場合は確認だけ行いたいと思います。ただ一つだけ、被ばくの件についてはどなたもありませんでしたので、その件について質問させていただきます。

まず、今回の災害については、このときに町長をやるというのはやっぱり運命なんでしょうね。本当に大変なときに町長を引き受けたということだと思っております。それで間違った方向に行くとくそみそに言われると思う、だめだということ。しかしこれをなんとか乗り切ったら、歴史に残る名町長だと言われる、おそらく銅像の一つぐらい建ててやりたいと思っております。そのぐらい大変な方向付けを間違うとそうなるということであります。

ということは、今回避難するに当たっても津島に避難しろというのを全町民に指示を出されたのは町長だと思います。そこからまた20キロメートル以上逃げてくださいといって二本松に行ったのも、これも町からの指示だと解釈しております。つまり町長の指示によって町民はみんなその方向で従ったわけですから、町長の責任は非常に重い。ということは簡単に帰りましょうということは、簡単に

決めてはいけないと私は思うのであります。本当に帰れるのであればこれに越したことはない。ですから、そこを慎重に判断していただくということをお願いしたいと思います。それで原発と、栃木県の足尾銅山鉱毒事件というのがありました。その時に田中正造という人。町長、その方の名前御存じですか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　歴史上の問題ですので、聞いたことはございます。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　わかるということですから、話は簡単に進めていきます。

国は、少しぐらいの銅は体にいいということを言ったそうです。これはとんでもない話。そこで、その田中正造という方は、我々の権利を主張しなくてはならないということで、最終的には国会議員に戦ってなったという方です。その方が言った言葉に「人生を犠牲にする政府に対しては、断固戦わなければならない。」、これは放射能も同じであります。「真の文明は、山を荒らさず、川を汚さず、町を破らず、人の命を殺さずです。」ということを言っています。これをぜひ町長に送ります。ぜひ一生懸命戦っていただきたいというのが私の気持ちであります。そしてこの歴史に残る名町長ということだと思います。

そこで、まず原発は爆発すると思いましたかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　よもや爆発するということは思いませんでした。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　次に、20メートルの津波が来ると思いましたか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　想定外の津波だと思いはしますけれども、やっぱりそれ以上の津波が来るとは思いませんでした。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　３つ目は、冷温停止していると思いますか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　東京電力は、冷温停止をしているという判断のもとに今作業をやっておるようでありますけれども、ただ、温度計の問題についても、やはり信憑性がないということで冷温停止になっている状況ではないと考えております。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　３つとも私の考えと全く同じであります。

そこで、細野大臣が冷温停止しましたなんて言っていましたね。あんなおっちょこちょいな話はないですよ。おっちょこちょいというのは浪江町の方言で一生懸命ということを付け加えておきます。あんなおっちょこちょいな話はありません。もともと細野大臣は、一番危ないとき、菅総理のときに官邸にいた人ですからね。アメリカが来てお手伝いしましょうと言ったとき、断ってやったとき、そこにいた方なんです。だからすべての流れを知っている方なんです。その方が、冷温停止なんていう指令を出すこと自体がおっちょこちょいのなんでもないです。

だから先ほど言ったように、おっちょこちょいの一生懸命ということですから、一生懸命やっていたんだなという解釈をするしかないのですけれども、普通に考えるとおっちょこちょいですよ。とんでもない話です。ということから行くと、政府の話は信用できないということです。今回の私の質問にあるように、瓦れきとか中間貯蔵施設について、もってきましょうということが、これは自分のところで出したものについては自分のところで始末するのは、これは仕方がない。でも、国の言うことを丸飲みしてはだめだということですね。そこは浪江町の全権を任されている町長の判断によるわけですから、最初に言ったように、歴史に名を残す町長になるかどうかということですので、しっかりと頑張って欲しい。すべて全権を町長に任せているわけですから町民は。頑張ってほしいと思います。

ここで、中間貯蔵施設を引き受けた場合に、最終処分場にならないのかどうかということもお聞きしておきます。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　中間貯蔵施設に対して受け入れる立場ではありませんし、また今議員おただしのとおり、受け入れるためにはということについては私は受け入れないという方向性でおりますのでご理解ください。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　それを聞いて安心しました。

ところで中間貯蔵というのは、何年ぐらい浪江町に置くのか。

［何事か呼ぶ者あり］

○19番（佐々木英夫君）　今言ったように仮置き場ですか。これを受け入れるということは、いずれにしても何年ぐらい浪江町に置こうとしているのか。それを思って受け入れられるのかどうか。今言ったように、最終処分場は違うということを言ってましたので。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　政府の考え方としては、中間貯蔵施設については30年というふうに我々に申し込みをしております。

さらに仮置きについては、やはり３年置いてそちらの中間貯蔵施設に搬入する。最終処分場については、まだ未定だというような話を聞いております。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　ただいまの質問で雑然といたしましたが、質問の仕方が悪かったのだと思います。

いずれにしても、今町長が申されたように、最終処分場ということはぜひ決定のないように、町に置くんだということはぜひ、30年も町長やられるとは思っていませんので、しっかりと決めていってほしいと思います。そのことだけはお願いしておきます。

それから除染についてですが、きのうもいろんな話がありました。私が一番心配しているのは、本当の除染をして消えたのかとなったら、きのうは大体56％とかなんとかといいました、数字。それだけなんですよ。もっと下がったのかといったらそうではないということですから、消えたわけではないと思うんです。では、その放射能はどこに行ったと思っていますか。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　議員のご質問ですが、それは捕獲されて、フレコンバッグの中に入っているということでございます。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　今の答弁わからないんだね。決して消えたと思いません。半分になったその数字はどこかに行っているはずです。ということは、放射能は30年消えない。ものに、放射能によってもいろいろ違います。それは何かというと、なかなか簡単には、除染したからってその場で消えているということは考えられないということだそうです。

ですから、除染しないよりはしたほうがいいと思いますけれども、除染イコール帰れるよということに結びつけてほしくないと思いますけれども、いかがですが。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　議員おただしのとおり、除染したから帰れるという問題ではないと思います。すなわち我々生活が今すべて崩壊しておりますので、生活が出来るような環境整備が整わない限りは戻れないという状況で認識しております。

先ほどの除染の話ですけれども、やはり除染をして、そして放射性物質を除去する。今、除染の考え方として、やっぱり除去という

言葉が今後必要ではないかと言っている業者さんもおいでになりますので、やっぱり私も除染、そして除去と言うことが正しい用語の使い方かと思っております。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　先ほども課長から出たように確保しているのだということですけれども、魚や、犬や動物ではないんだから、確保してするような放射能ではないと思います。

ということは、誰もわからないんですよ、初めてのことで。日本が今回もちろん初めて。外国では何カ所かありますけど。ということは、みんな手探りのような状況で今の放射能と戦っているのではないかと思います。

だけども、東京あたりにいて、学者達がいろんなけんけんがくがくやっていますけれども、地元にいる人が一番わかるんですよ。だから我々の考えが正しいとは思わないけれども、そこは間違った方向に進めて欲しくないということは、時間がかかってもしょうがないから、やはりきちんとした結論が出てからで遅くはないという解釈いたします。

課長さん達も卒業する方がおりますから、この場さえ逃れればいいんだと言うことではだめだと思いますので、しっかりと後世に、町長がきのう言われたように、後世に残してはならないことが、付けを残してはならないということをきのう言われました。まさにそのとおりだと思います。

ですから、その時その時をしっかりと、あとの人達のために決定づけは間違わないようにしていただきたいということを私は考えます。

それで、混合しますけれども、被ばくについてでありますけれども、きのう町長は14番議員の、町が独自に除染する方法、それは応援したりそういう仕事に携えたらどうだという質問をされました。その時町長の答弁がありましたけれども、いま一度お聞きしたいのですけれどもよろしいですか。浪江町の除染をするときに、町民がこぞってやった方がいいでしょうという質問だったと思うんですけれども、そのときに答えられたこともう一度。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　今現在、ＮＰＯの団体が、自分達で放射線量を測定して、そして出来れば放射能の除染もしていきたいというような考え方でおります。

その方達のお話を聞きますと、私どもの地域、それは私どもでやっていかなくてはならないという、本当に自主性のある団体である

と認識しております。そういう意味で、例えば行政区の中で、自分達の線量がどのぐらいあるのか。そういうものを実測していただいて、そして技術的にいろいろな技術を伝授していただいて、そしてその地域の方々が皆さんで線量を低減化していくという考え方は、私は必要ではないかと思っています。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　ちょっとそこ意を異にするところがあるんですね。私の知り合いの大工さん、建設会社から除染の講習会を受けて資格を取ってうちで除染で働いてくれないかと言われたそうです。そのとき、その大工はどう思ったかといったら、私はあまり頭がいい方ではないけれども、単純に考えて、放射能で逃げて来ているのに、怖いということで逃げてきているものが、何で今さら放射能のほうに仕事をしなくてはならないんだ。とてもおっかなくて出来ないという方がおりました。時間が経つと、目に見えないものですから、だんだん危険性というのが薄れてくるんです。だからせっかく放射能遠いところに逃げている人が、仕事をしろなんていうことは、ちょっと考えられないということを言っていました。

それからすれば、当然慎重に進めるべきではないかというものでないかと、私もつい考えました。そこからいくと、きのうの答弁にあったように、すこし違うところがあるという気がいたします。

それで、被ばくした際に、誰が責任を取るのかということなんです。ということは、先ほど持ち出しますけれども、逃げろと言われた津島に逃げたわけです。それは町の指示だったと思います。ということは、町の指示によって逃げましたと。ただその時は、今検査したらば何でもなかったという人が多いということを聞いていますから。町の責任はないと思います。

ただ、今後いろんなところに出ていったときに、被ばくしたときには､町でも何か手帳を発行するということでいっていましたから、事前にいろんな意味ではやるということですけれども、その被ばくしたときに、今の国はそんなのは勝手になったのであって今度の原発でなったのかどうかわからないということで、おそらく裁判になって、長くかかるような状況がくるのではないかと。一番困るのは町にいる人達。町民なんです。望んで原発を持ってきたわけでない。テレビでもこの前やったけれども、子供たちが邪魔にされて、学校に通えなくなった。泣く泣く家にいるというようなことがテレビで放映されて、見た人がうんと憤慨しています。今、東京で快適な生活を送れるのは誰のためだということが言いたいです。我々のところに原発があったからこそ、東京の人達は快適な生活を送れている

んです。それを忘れているんです。それを思ったらそんなことは言えないはずです。でもそう思わない方もたくさんいると思いますから、それに望みを託していきたいということで、今のトップに立っている町長というものの重責はすごいものだと思っている。私はあと４回ぐらいの一般質問で終わるかもしれません。町長はこれから４年間、何回もありますから、ぜひ何回も言うんだけれども、歴史に残るような町長になって欲しいと私は思っております。だからいいことには、どんどん我々も賛成して進めていきたいと思いますので、頑張って欲しいということなんですが、いずれにしても放射能の怖さをもう一度認識していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　議員おただしのとおり、やっぱり放射能、放射線に対する啓蒙活動もしていかなければならないと思っております。

本当に目に見えない、においもしない物質でありますので、ぜひこれはやっぱり危険性があるということで啓蒙活動もしながらやっていきたいと考えております。

それから先ほどのいわゆる責任の所在でありますけれども、やはり放射線を拡散したのは当事者である東京電力、それから避難指示を出したのも最終的には私ども浪江町の災害対策本部でありますけれども、やっぱり国がＳＰＥＥＤＩの公開をしなかったために、我々は非常に放射線の高いところに避難していきました。

ですからそういう意味からしても、国責任というのも非常に重大であると認識しております。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　国の責任は当然、今、国が検証していますよね。その設定の要旨がだんだんわかってきました。あんなね、浪江町でさえあんな馬鹿なことしませんよ。もっとしっかりしたことをやっているのではないかと思います。本当に菅総理のやったことはお粗末この上ない。そのあとに菅総理が辞めるときに、ご夫人が、「いかがでした、この何カ月間の総理は。」といったとき、楽しかったとテレビで言ったんです。私はかちんと来ましたよ。今我々こんなに苦しんでいるときに、あなた方は楽しんできたのかと言ってやりたいぐらい腹立たしい気持ちでおりました。というのは、いかにいいかげんだったか、国のやっていることは。それから今もって、きのうの新聞だったと思いましたけどね、汚染水依然流出かということです。流出かということは、まだ流れているかどうかわからな

いけれども、何度も海に流したりいろんなことをしているわけですね。東電も国もいかにいい加減か。それからすれば、国の言うことは全面的に受け入れてはだめだということを私は町長に申し上げておきたい。こんないい加減なところはないんです。我々の命を守ってくれるのは浪江町長しかいないと思っていますから、ぜひその辺は、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

最後になりますが、少しぐらいの宇宙や大地から来る自然放射線は、少ない量の放射線からは逃れようがない。今でも、例えば原発事故がなくても、少しの放射線はあった。特に飛行機で旅行をすれば、地上の数倍の放射線にさらされるということは、そのために、その飛行機に乗りませんかといったらそうではなかったと思います。我々もしょっちゅう研修というと飛行機だったということがありましたので、その時は何とも思ってなかった。でも自然の放射能というのはあったわけです。でも、自然の放射能というのはあったわけです。少ない線量だったから体には影響なかったと思います。だけども、全然ないからということで自然の放射線と今回出た放射線と全く異にしますので、少ないから安全だということではないということをいっています。時間を短くするためにいろんないっていることはカットいたしますが、放射能は何重にも閉じこめてきたという安全神話を東電はこれまで何回も言ってきました。保安院もそういうことを言っていました。結局は反故にしたわけですね。だからいかにいい加減。何回もいい加減、いい加減というと、もう耳にたこができるぐらいでしょうけれども、そのぐらい政府の言っていることには信用性がないということです。

それで最後に、過去に起きた震災、歴史を紐解くと、東北地方では幾度も大きな地震に見舞われている。福島第一原発機が作られたのは1971年。その過去100年だけでも1896年（明治29年）におきた三陸地震、これはマグニチュード8.2、それから38メートルの津波が押し寄せている。死者、不明者合わせて約２万人ということを言われております。それから昭和８年に起こった昭和三陸地震、このときの死亡者、不明者合わせて約3,000人。専門家というのは、そのことを知らないはずがないんですよね。必ず歴史は回って繰り返されるということです。

今回の津波も、何回か言うと申し訳ないけれど、住民課長さんにも話したんですよね、危ないなと。去年、一昨年ですか、12月に議会があるということで、本当にこういうことがありうるなということで言ったこともありますから、来るよと私何となく予感していたんです。余計なことかもしれませんけれど、私も宝くじ当たるかも

しれないと思えば当たるかもしれないですけれども、これはなかなかそれには値しない気がします。

そのようなことで、決して想定外ではなかったはずです。今回の地震とか、津波は。それを全くやろうとしなかった。

やはり被ばくの線量についても許容量というのがどのぐらいが許容量だということが今の時点ではわからないそうです。学者がいろんなことを、自分の成績を良くしようとかいろんなことで発表していますけれども、実際にはわかるはずがないんだということをいっています。

そこからいくと、50ミリシーベルトまでは被ばくによる健康被害は見られないと言っているけれども、そうではないと言う人もいます。そこからいくと少ないから安全とは言えない。このことをぜひ心の隅においていただいて頑張っていただきたいと思います。

最後ですが、町長から感想を一つ。質問として、今の私の話を聞いてどういうふうにしようか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　お答えいたします。

今、佐々木議員おただしのとおり、やはり危惧されている点が、私の気持ちにも新たに芽生えたところであります。

そういうことで、今後とも議会の皆さんと一緒になってこの難局を乗り切ってまいりたいと決意を新たにしたところでありますので、ご指導よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　ありがとうございました。終わります。

○議長（吉田数博君）　以上で19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問はすべて終了いたしました。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第４号の上程、説明

○議長（吉田数博君）　日程第２、議案第４号　物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）を議題といたしたます。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第４号　物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）、ご説明をいたします。

本案は、電子式線量計購入について、地方自治法第234条第１項の規定による一般競争入札により、安積医科器械株式会社代表取締

役社長矢吹智喜が２億2,626万9,225円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,077万4,725円）で最低見積者となり、物品購入契約を締結するため議会の議決を求めるものであります。

詳細については、健康保険課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それではご説明いたします。

12月定例会におきまして、議員の皆様よりご提言を頂きました内容を元に、お手元の参考資料にある仕様書を作成いたしました。平成24年２月13日付けで一般競争入札の公告をいたしました。

その結果についてでございますが、銘柄はECOTEST。機種はMKS－05 TERRA N Ukraine Sparing-Visit Center社製でございます。

納入場所でございますが、二本松市郭内一丁目196-1番地。浪江町役場二本松事務所。

契約の方法でございます。地方自治法第234条第１項の規定による一般競争入札でございます。

契約金額、２億2,626万9,225円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,077万4,725円）でございます。

契約の相手方でございますが、ただいま町長からご説明ありましたとおり、郡山市安積２丁目91番地。安積医科器械株式会社代表取締役矢吹智喜。

納期でございますが、議会の議決を得た日から本年３月30日までございます。

説明は以上でございます。

○議長（吉田数博君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

質疑は後ほど行います。

○議長（吉田数博君）　ここで委員会審議のため、暫時休議をいたします。

（午前　９時３１分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午前１０時１０分）

○議長（吉田数博君）　直ちに議会運営委員会開催のために、暫時休議をいたします。

（午前１０時１０分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午前１０時１８分）

○議長（吉田数博君）　ただいま議会運営委員会を開催し、直ちに全員協議会を開催することとなりました。３階の特別会議室において、全員協議会を開催いたしますので暫時休議をいたします。

（午前１０時１８分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午前１１時５０分）

○議長（吉田数博君）　ここで午後１時30分まで昼食を休憩をいたします。

（午前１１時５０分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午後　１時３０分）

◎議案第４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第２、議案第４号　物品購入契約の締結について（電子式線量計購入）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　議案第４号についてのいろいろな入札の経過についてただしたいということで、午前中、全員協議会で質疑のやりとりがありました。いくつかの問題が出たわけですが、町の納品指定に近い希望としてはMKS－05だったということであります。これは国産の線量計であります。今回の契約書に出てきている品物については、入札物品仕様書ではMKS－05 TERRA－Nという仕様書になっていながら、落札した安積医科器械株式会社の入札書を見ますと、規格のところにはECOTEST TERRA－Nということで、MKS－05は入っておりません。したがって、仕様書と入札書における規格において、まったく違うものになっているのではないかと考えざるを得ない。この点についてどうなるのかということです。

それからいま１つは、安積医科器械株式会社で納品をしようとしているTERRA－Nというのは、全員協議会での説明では限りなくMKS－05に近いと。その物品については確認しているのか。しかも誤差の補正についても、重大な食い違いがあるのではないかという問題が浮き彫りになっている。この点ではどういうことになっているの

か。

それから、安積医科器械株式会社が納品しようとしているTERRA－Nについては、ある情報によればMKS－05という問題のないといいますか、性能の高い機器そのものがないために、いろいろいいとこどりで、ニコイチというのだそうだけれども、わかりやすく言うと改造品みたいなのを納めるという問題があるのではないかという情報提供があったわけであります。

一方ではMKS－05という国産の品物だと見せかけながら、実際はウクライナの製品を納めようとしているのではないかという問題と疑問が浮かび上がってきたわけですが、どっちもウクライナ製で、今回、納品しようとしているものについては寄せ集めの改造品ではないかという問題が指摘されているのですが、そういうことについては検証、確認ができているのかどうか。問題がないと。いわゆる線量計という精密機械であるわけですけれども、いろいろ言われている寄せ集めして、改造品的な品物を契約することになるのではないかという問題があるわけですが、そのことについては、どうなのかということについてお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず入札の件でございますが、仕様書の中に今申しましたようなMKS－05と同等以上ということで、こちらの町仕様書としては来ております。

ただ、入札の前にこの業者から出てきたものについては、それと同等であるということの機種についても名義がございます。

ただ、入札書について一部、脱字があったということであります。ただ、その脱字があったから入札の意思がないということではないということで考えております。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　ご質問についてお答えいたします。

TERRA－Nにつきましては、MKS－05の改造品ではないかというご質問でございますが、TERRA－N、MKS－05につきましては、当然実績のあるウクライナの先ほど午前中に申し上げましたとおりSparing-Visit Center社が製造ということでございますので、検証、確認は現物が届いておりませんが、その会社が作るとなっておりますので、確実な製品と考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　極めて不満足な答弁であります。入札仕様書にはMKS－05と書いてあり、しかも町としては同等以上のものの納品を求めた。結果、同等であるということなので問題はないというこ

とでありますが、品物がなくて同等であるという確認はできないわけです。しかも同等以上のものの納品を求めると言われましたが、精密機械において同等以上のものであるべしということ自体が、私は建物や何かであれば、そういうこともあり得るんだと思うんだけれども、こういう精密機械について、品物はないのだけれども、同等以上のものを求めたと。結果、同等であるということでそれを認めてしまうということについては、ちょっと入札行為としては極めて軽率ではないかと思います。

それから、あくまでも事務的なミスだと言われましたけど、２億2,000万円の買い物をするのに、MKS－05と町ではそういう理解と判断をしておきながら、応札した会社、いわゆる落札した会社です。今度は。その仕様書にはそのことが書かれてないわけです。TERRA－Nなわけだから。繰り返しになるけれども、しかも現品がないということになれば、単なる確認のミスだということではなくて、入札行為に関して看過しがたい瑕疵があったのではないかと私は言わざるをえない。そのことについてどうかということであります。

それから、改造品という問題はないのかということについては、問題ないと。しかし現物は確認していないという答弁に至っては、これは何をもってして、問題はないという結論を出したのかということにならざるを得ないわけです。小数点いくらまでの数値が必要なのかということは、いろいろその立場によって違うと思うけれども、これだけ放射線の汚染の問題、放射能による健康被害の問題が心配されているのに、そのことについて現物も確認していなくて問題なしと。ニコイチというのは、言ってみれば単なる情報に過ぎないということで済まされる問題ではないのではないかと思います。いかがですか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず町の入札でありますが、製品の指定というものはしておりません。入札といっても製品、どこどこメーカーの何々という仕様の仕方はしておりません。そういうことで何々と同等以上ということで、それぞれの性能について、これと同等以上の性能のあるものということでの仕様書の作成になっております。

また、そういうことで、入札の落札受けた中に入札の製品の中で脱字があったということでありますが、これはうちのほうで確認不十分だったということであります。ただその前に、入札物品仕様書ということで、その業者から機種ということで受けておりましたので、説明した仕様書と同等であるということは認められましたので、

そのまま入札を執行して落札をしたということでございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　確認については、いわゆる仕様書の中身で、自分のところで町のほうに提供する製品はこういうものだということが今回の製品になってきたわけでございまして、当然仕様書の中身と、それ以上の製品だということが、私どもは確認できたものと思っております。したがいまして現物はありませんが、その仕様に沿った製品が当然納品されることと確信している次第であります。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　現物はないけれども、間違いなく同等以上のものだと、確信をもって納品していただくということです。先ほどの議論であったわけですけど、線量計については１品ごとに検査証がついているわけです。現時点では、品物がないと。町としてはMKS－05同等以上のものを求めたという、先方を信頼するということだけで確認するすべはない。極めて精度の高い機器を購入するのに確認の手段がまったくないと。言ってみれば業者の説明、書類上の説明、業者とのやり取りを信頼せざるを得ないというだけのことでしょう。

そうあってほしいけれども、いままでの経過からすると、それを担保するものが何もない。これから作るという話。もちろんまったく新しい品物で、特注的のようなものであれば、こちらで示した仕様書にしたがって納品してもらうという計画もあり得るでしょう。

しかし、同等以上のものであればいいと、納品されるものも間違いないというだけであって、それを担保するなにものもないということについては、契約の仕方としては。しかも線量を測るという極めて命と健康にかかわる機種の選定、購入でありながら、あまりにも不十分な審査と、問題がある契約行為ではないかと指摘せざるを得ないわけですけれども、繰り返しになりますが、いかがですか。何か担保するものがありますか。

○議長（吉田数博君）　暫時休議をいたします。

（午後　１時４９分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午後　１時５０分）

○議長（吉田数博君）　答弁、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　担保についてでございますが、お手元の資料の中にもありますとおり、全体的な保証書的なことで7,710台の条件に関しまして、今回ここに入札のMKS－05　TERRA－N、7,710台全納を2012年３月31日までに納品すると。

それから、その中身でございますが、線量の誤差いわゆる15％ということもございまして、そういう部分については保証するという全体的な保証の部分はいただいております。

さらに、担保としましては当然１台１台についてこういった保証がなされていなければならないと考えております。１台１台について保証、その１台の保証ということのものが担保と考えてございます。

○議長（吉田数博君）　他にございませんか。

８番。

○８番（泉田重章君）　確認をしながら質問させていただきます。

まず、議案第４号参考資料ということで、入札物品仕様書というのを提出、我々に出してもらいましたけれども、その中にある欄外の下の、指定する調達物品の仕様と入札（納入）しようとする物品の仕様は、対比させ記入すること。

仕様その他について参考となる資料、カタログ及び図面等を添付すること。

入札（納入）しようとする仕様書は２部提出する。この参考資料はどちらで作っていますか。会社ですか、それとも町で作ってたんですか。

なおかつ、確認をして入札をしたのかどうか。それであればこれは担保するものであると解釈できるわけですが、初めから製品とか会社名を指定して入札をかけるということであれば、逆に問題があると感じるわけですけど、その辺がこちらで３項目について確認しているということであれば、これは同等以上の製品を担保するということになると思うんですけれども、その辺を確認させてください。

それから、その製品を納めた後に、これはさっき全員協議会の中でも出ましたが、契約後、納品期日以外であれば製品は期日まで納入されればいいわけでありまして、その時点で検定証が一緒についていれば製品の証明はできる。

多分、これがお互いの信頼関係、つまり契約書を通じてこの契約が成立したあとに、まがい物が仮に納入されたということになれば、これは納入業者の責任であって、町として望んでいるのは15％以内の誤差製品ということになっているわけですから、まず担保として３つの項目と検定に関係するもの。それについてはどのように今か

ら業者に求めるのか。その辺をお聞きします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず参考資料と付けました物品の仕様書でありますけれども、これにつきましては業者のほうで作成したものであります。左側のほうが町の仕様書で示したもの。それに業者がどういう銘柄で、どの機種で、どういう仕様であったということを示したものでございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　製品を当然指定しているわけでございませんので、当然仕様に沿ったカタログ、それから中身についてはいただいております。それの今回資料としてのカタログですか、こういうものだということで例示もされております。

それから、当然、契約の成立後に納品の一つ一つに対する保証書は当然中身に入れさせていただいて、コールセンター等についても設立を県内にして、そこのほうですべてにおいて対応するということであります。これから実施したいと考えております。

当然納品されたものについては、同社が責任をもって不具合が生じた場合については、回収なり、修繕なりしなければならないと考えております。

○議長（吉田数博君）　８番。

○８番（泉田重章君）　今のお答えの中で、最後に一つ確認しておきたいのですが、担保項目３つについては入札の時点で確認はされましたか。業者との確認はされましたか。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　入札終わりまして、業者との中身、契約についてもお話をいたしました。その中に当然保証関係、それから修繕、不具合が生じた場合のコールセンター等についても当然業者とは協議いたしております。

○議長（吉田数博君）　８番。

○８番（泉田重章君）　私が聞いているのは、入札後の話ではなくて、入札しようとする物品の仕様書ということになっているんです。一番下の項目。

それについては、やはり入札の時点で確認するべきものと思いますが、それは入札書とこの内容については確認されておりますか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　これは入札前に出されたものでありますが、これは当然ながら仕様に合っているかどうかというものを確認はしてございません。仕様書上でございます。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　町民にとっては必要なものでありますが、この案件については重大問題ありということで、反対の討論をせざるを得ません。

今のやりとりでも明らかになったように、入札の経過に疑惑があるという問題が一つです。公共入札において疑惑のあるような入札については、これはやはり再度入札をするというのが公明正大な入札の在り方。ましてこういう時期、線量計という物品の性格からしても、疑問や曖昧さを残すべきではないというのが第１点。

それから、第２点としては、入札物品仕様書の左側の性能については町で示した。右側のものについては業者が書いてよこしたものだということでありますが、要するに町が示した仕様基準からいえば、それ以上のものであるべしというMKS－05そのものの性能規格であると私は思うんです。そして業者が納品しようとしたこの品物については、MKS－05　TERRA－Nということで、町が示したとおり何項目かありますが、１番の測定線種から８番の重量まで、まったく同じもので書いてきている。

私はインターネット検索はしませんでしたが、MKS－05　TERRA－Nという製品についてインターネットで調べたところ、こういう品物はなかったと。委員会審査でこれを聞いたところ、この「Ｎ」は浪江バージョンだという説明があったのだそうです。これは第一の問題として指摘した問題疑惑そのもの。線量計について浪江バージョンという話はないでしょう。同等以上のものを求めたというところまでは仮に理解したにしても、２億2,000万円の買い物について、これはあり得ない話だということです。

それから、この物品仕様書の３項目のうち２項目についてはカタログの提示があったと。物品の仕様書についてはどうなんだということについては明解な答えがありませんでした。ということは、まだ品物は出来ていないし、納めようとする品物として、明解な資料を作って役場に提出するところまでは至っていないとこういうことだと思います。

しかも、第４点としては２億2,000万円、線量計という極めて高価で、他の品物に代え難い契約をするのに、書類上の審査において見落としたということについては、入札審査そのものに甘さがあっ

たということを当局が認めたということだと思います。こういう瑕疵のある契約行為はそのまま認めるわけにはいかない。

それから、最後になりますけれども、疑惑という範疇に入るかもしれませんが、落札した安積医科器械という会社は、浪江町にホールボディーカウンターを納品する。あるいは本体はいくらだったか、予算総額は4,700万円。そういう業者でもあるということで、単なる推測の域で問題を指摘するのではなく、今回の納品についても相当業者の意向をくみ上げすぎたそういう契約行為と言わざるを得ないということで、これは問題ありの契約案件であり、提出議案だということで反対の討論をさせていただきます。

○議長（吉田数博君）　次に、賛成の方の討論をお願いします。

８番。

○８番（泉田重章君）　まず一つは、今回の疑問が投げかけられたことについてのことでありますが、我々は議会として公文書を提出してもらってみんなで審議してきたと思っております。

この全員協議会の中で示された参考資料でありますが、これは公式ではありません。認めるべき判断材料とは議会として今の段階で考える必要はないと私は思います。我々議会としては、行政のチェック機関であり、よく精査していかなければならないのは当たり前の話でありますが、まず入札書の脱字、今後これは注意していただきたいと思います。

しかしながら、良い製品を納めるということが契約の内容であります。町民が待っているわけですから、より良い製品を納品していただくように契約をすべきだと思います。

○議長（吉田数博君）　他に反対討論ございますか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第４号　物品購入の締結について（電子式線量計購入）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立少数］

○議長（吉田数博君）　起立少数であります。

よって、議案第４号は否決されました。

◎議案第５号から報告第４号一括上程、説明

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。日程第３、議案第５号から日程第34、報告第４号まで一括議題といたしたいと思いますが、こ

れにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって日程第３、議案第５号から日程第34、報告第４号までを一括議題といたします。

日程第３、議案第５号　浪江町課設置条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第５号　浪江町課設置条例の一部改正についてご説明をいたします。

本案は、東日本大震災及び原子力発電所の事故による災害に対処するため、現状、班体制の組織により避難者等の対応にあたってきたところですが、復興ビジョン実現のための組織として再編し、併せて災害関連業務の整理・職員管理体制の確立のため、新年度より課体制の組織として再構築するため、条例を改正するものであります。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　それでは、議案第５号　浪江町課設置条例の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず第１条の設置であります。今回、課の改善いたしております。

新たに企画調整課を復興推進課といたします。

税務課を町民税務課ということで、現在の住民生活課の一部を町民税務課にもってくるというような内容でございます。

住民生活課を災害対策課、産業振興課を産業・賠償対策課、建設課と上下水道になりますが、復旧事業課となります。

また、生活支援課を新たに設けるという課の設置でございます。

第２条の事務分掌でございます。総務課で行っております（４）の広報に関することについては復興推進課のほうに事務移管をするということでございます。

次に、２ページでございます。新たに第９号として東日本大震災及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう、ということでこれにおける支援総合調整に関すること、ということで１号を追加してございます。

復興推進課でございますが、先ほども申しましたように広報に関する総務課からの移管でございます。

３の町民税務課でございます。税に関することと（１）の戸籍及び住民基本台帳に関すること。これが新たに町民税務課の事務担当

になるということでございます。

４災害対策課でございますが、旧の（１）戸籍及び住民基本台帳に関すること。これにつきましては町民税務課のほうに事務所管ということであります。

次に、３ページになりますが、旧の（３）消費者対策に関すること。これが災害対策課から事務事業としてはずれます。その分、産業・賠償対策課のほうに移管するということでございます。

６復旧事業課でございますが、新たに現在の建設課、公共上下水道課があわさるということで、（４）公共下水道に関すること。（５）農業集落排水事業に関すること。（６）東日本大震災からの復旧に関すること、ということでこちらのほうに集約をしてございます。

７健康保険課でございますが、（５）東日本大震災における避難者の健康管理に関することを追加してございます。

次に、４ページでございますけれども、これもすべてであります。主なものがそうでありますように、東日本大震災における義援金、災害弔慰金等の支給に関することということで、災害の事務が入ってくるということです。

９生活支援課でありますが、（１）災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づく応急仮設住宅管理及び入居者の調整に関すること。（２）東日本大震災における避難者の生活支援に関すること。（３）出張所の運営に関すること、ということで今回事務機構を改定するということでございます。

附則でございますが、この条例は、平成24年４月１日から施行するということでございます。

組織図について資料として添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第４、議案第６号　浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第６号　浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町課設置条例の一部改正に伴い、関係条例について所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　それでは、議案第６号の資料によりご説明

を申し上げます。

まず、浪江町総合審議会条例の一部改正でございます。

第７条の庶務であります。審議会の庶務は、企画調整課を復興推進課に改めるものでございます。

次に、浪江町都市計画審議会条例であります。これにつきましても、建設課から復旧事業課に改正するものでございます。

次に、浪江町水道事業所の設置等に関する条例でございます。これは課の改正によりまして上下水道課を復旧事業課と改正するものでございます。

次に、裏面になりますが、浪江町上下水道事業経営審議会条例でございます。これにつきましても、新旧対照表について上下水道課から復旧事業課に改正するものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第７号　行政区長設置条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第７号　行政区長設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力発電所の事故による災害により、委嘱を延期していた行政区長を、改めて平成24年度から委嘱するにあたり、支給される報酬の額を改めるため、条例を改正するものです。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　それでは、議案第７号資料によりご説明を申し上げます。附則の改正になります。当分の間、第４条第２項の規定にかかわらず、報酬支給の額は、世帯割により算出した額（その額が100,000円を超える場合にあっては、100,000円）とする。

この場合において、世帯数は、第４条第３項の規定にかかわらず、平成22年４月１日現在をもって計算するものとするということでございます。

行政区長につきましては、平成23年４月１日に委嘱するわけでございましたが、震災あるいは事故等により委嘱ができませんでした。このため、平成24年４月１日からは従来どおり行政区長の委嘱を行いたいと考えております。

そのため、いままで区長の報酬につきましては、平等割、面積割、

世帯割で報酬額といたしておりましたが、今後につきまして世帯のみということで、その上限額を10万円とするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第６、議案第８号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第８号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、次年度から本格化する浪江町復興計画の策定のため、非常勤の特別職として、復興計画策定委員会委員を追加するため、本条例を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　議案第８号資料によりご説明を申し上げます。

復興計画策定委員会委員を新たに定めるものであります。識見を有する者につきましては、日額20,000円、その他の委員につきましては日額5,000円とするものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第７、議案第９号　町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第９号　町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町長等の給料月額の特例期間が、平成24年３月31日までとなっていることから、改めて平成24年４月１日から１年間、町長等の給料月額を減額するため、本条例を改正するものであり、町長については、本来支給の額の50％を減額、副町長、教育長については、それぞれ30％を減額するものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第８、議案第10号　職員の給与に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第10号　職員の給与に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、福島県人事委員会勧告及び福島県職員の給与に関する条例の一部改正に準じて、職員の自動車等交通用具使用に係る通勤手当の上限額を引き上げるため、条例を改正するものであります。

詳細については、総務課長が説明します。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　議案第10号資料によりご説明を申し上げます。

これは、職員の自動車等の使用距離に応じて、支給単位期間につきまして、今まで４万5,800円を４万7,000円と上限を改めるものでございます。

これは自家用車での通勤の職員にかかるものでございまして、限度額につきましては、80キロメートル以上の額でございます。

その他につきましては、規則で制定するようになりますが、４キロメートル未満につきましては、現在2,300円を2,400円とするということであります。

これらにつきましては、規則で定めるということでございます。

附則でございますが、この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第９、議案第11号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第11号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災の発生に伴う職員が行う業務等の中でも、遺体を取り扱う作業や避難指示区域内で行う作業については、作業の危険性や精神的労苦等の特殊性が認められることから、人事院が制定した東日本大震災に対処するための特例規則を考慮して、特殊勤務手当を支給するため本条例を改正するものです。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　議案第11号資料の新旧対照表によりましてご説明を申し上げます。

旧の第２条の特殊勤務手当の種類ということで、第１号、第２号、税務職員の特殊勤務手当、企業職員、これは水道事業所の職員であ

りますが、特殊勤務手当を削るものでございます。

また、新たに（２）といたしまして、死体を取り扱う作業等に従事する職員の特殊勤務手当、また（３）としまして、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当を新設するものでございます。

旧の（４）でありますが、児童福祉施設に勤務する職員の特殊勤務手当、（５）幼稚園に勤務する職員の特殊勤務手当につきまして削るものでございます。

また、第３条の税務職員の特殊勤務手当ということで、第２条の改正に伴いまして、それぞれ第３条、第４条を削るものでございます。

次のページになりますが、第４条としまして、死体を取り扱う作業等に従事する職員の特殊勤務手当を新設してございます。死体を取り扱う作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、東日本大震災に対処するため死体を取り扱う作業等に従事したものに支給するというものを追加してございます。

また、第５条としまして、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当ということで、災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が東日本大震災に対処するため次に掲げる作業従事したときに支給する、ということで、東京電力株式会社福島第１原子力発電所の敷地内において行う作業。また第２号としまして、原子力災害対策特別措置法第20条第３項の規定に基づく原子力災害対策本部長の地方公共団体の長に対する指示により、第63条第１項の規定により同項の警戒区域に設定されることとされた区域において行う作業。これは計画区域あるいは計画的避難区域ということでございます。

第３号としまして、本部長指示により、居住者等の避難のための立退き又は計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業ということでございます。

旧の第６条、児童福祉施設に勤務する職員の特殊勤務手当については削除をするものであります。

別表でございますが、新たに加えたもの、あるいは削ったものについての表でございます。

新たに入ったものにつきましては、別表の２番目になります。死体を取り扱う作業等に従事する職員の特殊勤務手当ということで、作業に従事した日１日につき1,000円。また災害応急作業等に従事する職員の特殊勤務手当ということで、屋外において行う作業第５条第１号の作業ということで、これは原発のサイト内での作業ということになります。屋外において行う作業につきましては、作業に

従事した日１日につき１万円。屋内において行う作業については、作業に従事した日１日につき5,000円。

また、第５条第２号及び第３号の作業につきましては、警戒区域あるいは計画的避難区域についての作業になります。屋外において行う作業については、作業に従事した日１日につき5,000円。作業に従事した時間が、１日について４時間に満たない場合については2,000円ということになります。屋内において行う作業については、作業に従事した日１日につき2,000円を支給するものでございます。これにつきましては、従来と同じであります。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例、第４条の規定及び別表の規定は、平成23年３月11日から、改正後の条例第５条の規定及び別表の規定は平成23年４月22日から適用するものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第10、議案第12号　職員等の旅費に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第12号　職員等の旅費に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力発電所の事故による災害により、庁舎機能を二本松市に移していることを考慮して、当分の間、県内の地域における旅行については、日当を支給しないこととするため、条例附則を改正するものです。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（吉田数博君）　日程第11、議案第13号　浪江町税条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第13号　浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律及び地方税法の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の改正を行うものです。

詳細については、税務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　議案第13号　浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。資料の新旧対照表によりご説明いたします。

第95条たばこ税の税率改正につきましては、法人実効税率の引き

下げと課税ベースの拡大に伴う都道府県と市町村の増減収を調整するため、都道府県たばこ税の一部を市町村たばこ税に移譲するためのもので、1,000本につき4,618円を5,262円に改正するものであります。

附則第９条は、退職所得に係る個人住民税の10％税額控除を廃止するため削除となります。この改正は、平成25年１月１日以降に支払われるべき退職手当から適用になります。

附則第16条の２は、第95条たばこ税の税率改正の特例の改正によるものであります。

附則第22条につきましては、第１項「当該特例損失金額」を「当該損失対象金額」に改め、同条第２項を削除し、同条第３項を第２項と改め、同じく同条第４項を削除し、同条第５項を第３項に改めるものです。

これにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が12月に公布されたことに伴う文言の整理による改正であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第12、議案第14号　浪江町介護保険条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第14号　浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成21年度から平成23年度までの第４期介護保険事業計画の終了に伴い、平成24年度からの介護保険料を改正するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　議案第14号　浪江町介護保険条例の一部改正についてご説明をいたします。

改正の理由でございますが、本来ですと平成24年から平成26年までの介護計画に基づき保険料を改正するものでありますが、震災により平成23年度内に計画策定ができなかったため、国の通達により平成23年度までの既存の計画による保険料を平成24年度以降も継続することが可能となったため、別紙１の浪江町介護保険条例新旧対照表のとおり第２条の条文、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から当分の間」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、平成24年４月１日から施行するものでございます。

○議長（吉田数博君）　日程第13、議案第15号　平成23年度浪江町一般

会計補正予算（第８号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）についてご説明いたします。

本案は、年度末の事業精算などにより、歳入歳出それぞれ７億8,170万円を補正増するものであります。

歳入の主なものは、福島県市町村復興支援交付金９億9,567万４千円、東日本大震災復興宝くじ交付金１億4,165万６千円、特別地方交付税5,590万４千円などであります。

復興支援交付金、復興宝くじ交付金の使途については震災復興事業とされているため、浪江町復旧・復興基金へ、併せて14億2,735万２千円を積み立てるものであります。

その他歳出の主なものは、年度末の事業費精算によるものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。９ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でありますが、町税の項１町民税、目１個人であります。932万5,000円の補正増であります。滞納繰越分の決算見込みということでございます。

２法人で1,568万2,000円の補正増であります。主なものは、現年度課税分で1,558万5,000円、決算見込みでございます。

次に、項２固定資産税であります。今回は補正額が192万9,000円、滞納繰越分の補正でございます。

項３軽自動車税であります。今回833万2,000円の補正減であります。主なものは、１の現年課税分で877万8,000円の補正減ということで、原発事故等により、浪江町内に車を置いてきたというものの減でございます。

次に、10ページをお開きいただきたいと思います。款10地方交付税であります。今回5,590万4,000円の補正増をするものでございます。内容は、特別地方交付税でありまして、補正後の特別地方交付税の額が18億7,233万6,000円となります。

次に、款12分担金及び負担金でございます。まず目２民生費負担金で126万円の補正増であります。児童福祉費負担金ということで大きなものは保育料負担金滞納分112万1,000円でございます。

次に、11ページの款14国庫支出金でございます。項１民生費国庫負担金で2,584万円の補正減であります。内訳で節１の社会福祉国

庫負担金で1,149万5,000円の補正減、主なものは障がい者自立支援給付費で115万9,000円の補正減でございます。通常入所者の減によるものでございます。

節２児童福祉国庫負担金で1,356万1,000円の補正減であります。保育所運営費国庫負担金、広域入所分になります。786万1,000円の補正減、こども手当で570万円の補正減でございます。

目２教育費国庫負担金で392万9,000円の補正増であります。公立学校施設災害復旧事業ということで新たな補助金でございます。

次に、12ページになります。目４教育費国庫補助金でございます。１億1,499万4,000円の補正減であります。節１小学校費国庫補助金で5,475万円の補正減。

節２中学校費国庫補助金で5,024万4,000円の補正減。主なものは準要保護生徒就学援助費でございます。補助の項目が変わるということでございます。

節３幼稚園国庫補助金で1,000万円の補正減でございます。農林水産業費国庫補助金で198万7,000円の補正増であります。農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金ということで、高齢者の農業体験事業に対する補助金でございます。198万7,000円の補正増でございます。

次に、民生費県負担金であります。今回４億3,671万6,000円の補正減であります。節１社会福祉費県負担金で754万4,000円の補正減であります。障がい者自立支援給付費の減であります。

節２児童福祉費県負担金897万3,000円の補正減、主なものが乳児医療費で704万3,000円の補正減、保育所運営費県負担金で293万円の補正減であります。

節３保険基盤安定県負担金で186万9,000円の補正減であります。主なものは軽減保険料補助で147万7,000円の補正減となっています。

節４災害救助費等県負担金で４億1,830万3,000円の補正減であります。主なもので災害弔慰金で４億2,750万円の補正減、災害救助費で1,760万8,000円の補正増、災害障害見舞金で843万8,000円の補正減であります。それぞれ決算見込みによるものでございます。

次に、県補助金でございます。目１総務費県補助金で今回の補正額は10億527万3,000円でございます。総務費の県補助金でありまして、福島県市町村復興支援交付金ということで、これは新たな交付金でございます。９億9,567万4,000円の補正増、福島県市町村復興計画策定補助金ということで959万9,000円の補正増であります。

目２民生費県補助金で5,169万5,000円の補正増、１社会福祉費県

補助金で2,257万円の補正増、主なもので重度障がい者医療事業費で229万6,000円の補正増、緊急避難時要援護者受入グループホーム等事業者補助金で1,912万2,000円の補正増、利用者の増によるものであります。地域支え合い体制づくり助成事業補助金で115万2,000円の補正増であります。

節２児童福祉費県補助金2,912万5,000円であります。主なものが福島県安心こども基金保育料減免事業補助金ということで、3,000万円の補正増であります。広域入所に充当してございます。

目３衛生費県補助金で1,610万9,000円の補正減であります。節１保健衛生費県補助金で1,294万2,000円の補正減、主なものは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業で1,205万5,000円の補正減であります。

節２母子衛生費県補助金で316万7,000円の補正減、主なものは妊婦健康審査特例交付金ということで、決算見込みによるものでございます。

目４労働費県補助金、補正額が2,372万6,000円の減でございます。主なものが緊急雇用創出基金事業補助金ということで2,364万8,000円の補正減、決算見込みによるものでございます。

目８教育費県補助金で9,488万6,000円の補正増であります。被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金ということで、新たな交付金で9,480万円ということでございます。

目11原子力広報安全等対策交付金、今回の補正額が1,434万6,000円でございます。隣接分で72万6,000円、立地分で1,362万円の補正分でございます。

次に、目13農林水産業費交付金で、補正額が1,112万円の補正減であります。森林環境事業交付金の決算額によるものでございます。

次に、委託金であります。総務費委託金で126万9,000円の補正減であります。３統計調査費委託金、主なものが経済センサス費125万1,000円の減でございます。

次に、16ページになります。款17寄附金、総務費寄附金で420万円の補正増であります。これはふるさと納税等の寄附金でございまして、約140件の寄附金があったということでございます。

次に、17ページにまいりまして、款20諸収入、目１雑入であります。今回の補正額が１億5,078万3,000円の補正増でございます。大きなものは事項説明欄の５番目になります、福島県市町村振興協会交付金ということで宝くじの交付金になります。366万円の補正増。下の東日本大震災復興宝くじ交付金及び災害対策交付金ということで、１億4,165万6,000円の補正増であります。災害援護資金借入金、

1,400万円の補正減でございます。補正後は350万円の借入額ということになります。災害見舞金ということで1,300万円の補正増でございます。下から２番目になりますが、後期高齢者医療給付費の県負担金の還付金で691万円の補正増でございます。

次に、歳出になります。大きなもので19ページ、款２総務費、一般管理費で324万円の補正減でございます。大きなもので13委託料で230万円の補正減、職員衛生管理委託料でございます。人間ドックの未実施による減額でございます。

次に、目２の文書広報費、13委託料119万円の補正減であります。例規システム保守委託料の決算見込みによる減額でございます。

次に、20ページの企画費になります。補正額が14億2,735万2,000円でございます。積立金ということで、総務課分として12億8,567万4,000円を浪江町復旧・復興基金積立金に積み立てをする。また企画調整課分ということで、浪江町復旧・復興基金積立金ということで１億4,167万8,000円を積み立てをするということです。これは内訳としましては、福島県市町村の復興支援交付金及び一般財源分について総務課分として載っております。企画調整課分については復興宝くじ交付金と利子分について積み立てをするということでございます。

補正後の基金残高見込みにつきましては、17億8,083万4,000円となる見込みでございます。

目７情報管理費であります。今回補正額が3,302万3,000円の補正減であります。節で13委託料、2,526万2,000円の補正減でございます。請差による減額でございます。14使用料及び賃借料で200万円の補正減、これにつきましても決算見込みの減でございます。18の備品購入費で483万円の補正減、サーバー機器類プロジェクターの決算見込みによるものでございます。

目15原子力広報安全対策交付金でございます。補正額が439万円の補正減であります。補正減はゼロということで、これは事業組替によるものでございます。

目17財政調整基金費で今回の補正額が１億1,074万8,000円の補正増でございます。今回の積み立て等の基金残高見込みが11億5,946万1,000円でございます。

次に、22ページになります。目24仮庁舎管理費でございます。補正額が1,260万8,000円の補正減でございます。需用費450万円、役務費340万円、使用料及び賃借料で400万円の補正減でございます。決算見込みによるものでございます。

次に、項２の徴税費であります。税務総務費でありますが、節13

委託料123万7,000円の補正減でございます。地籍図整備委託料の決算による補正減でございます。

節23、償還金利子及び割引料250万円の補正増、町税還付金これは法人町民税の還付金であります。

24ページ、賦課徴収費であります。節13委託料で538万6,000円の補正減、滞納管理システムデータ連携委託料等の補正減でございます。

14使用料及び賃借料で131万2,000円、町税賦課収納システム使用料の補正減でございます。

次に、26ページ、選挙費でございます。節12役務費で227万6,000円、通信運搬費226万3,000円補正減、委託料で147万2,000円補正減でございます。決算見込みによるものでございます。

次に、28ページになります。款３民生費でございます。社会福祉総務費で2,623万7,000円の補正減でございます。内訳で、13委託料604万5,000円の補正減であります。地域活動支援センター事業委託料、県認可事業所へ移行により減額するものでございます。

次に、節19負担金補助及び交付金で251万7,000円でございます。大きなもので地域支え合い体制づくり助成事業補助金で115万2,000円、これは事業者増によるものでございます。

障害者等災害臨時特例補助事業補助金で220万円、これは入所施設費の助成、事業者増によるものでございます。

次に、30ページ、節28繰出金191万5,000円の補正減でございます。国保事業会計の繰出金でございます。

次に、目２老人福祉費、節19負担金補助及び交付金、今回の補正額が1,912万2,000円、緊急避難時要援護者受入グループホーム等事業者補助金ということで、利用者増によりまして1,912万2,000円の補正増するものでございます。20扶助費で888万5,000円の補正減であります。介護手当自立支援サポート事業641万円の補正減であります。これは紙おむつ支給等の事務でございます。

目３老人保護措置費で1,500万円の補正減、東風荘の入居者の減による減額でございます。

目５老人医療給付事業費255万円の補正減であります。大きなもので、繰出金で後期高齢者医療特別会計繰出金で248万円の補正減でございます。

目８災害救助費であります。職員手当等で3,834万2,000円、一般職時間外手当で3,484万2,000円。32ページ、特殊勤務手当で350万円の補正増でございます。警戒区域等での作業に対する特殊勤務手当でございます。

７賃金で1,989万4,000円の補正減、臨時事務補助員賃金、決算見込みによるものでございます。

次に、33ページ､11需用費でございます。315万2,000円の補正増ということで、総務課、光熱水費500万円の補正増、これは仮設住宅集会所の光熱水費、電気料等でございます。

12の役務費で617万円の補正減であります。総務課分としまして、通信運搬費100万円の補正減であります。決算見込みであります。手数料で500万円の補正増、これは仮設住宅の通信手数料等でございます。

13委託料で2,766万1,000円の補正減でございます。大きなものは保育所入所の委託料、これは広域入所等の委託料が主なものでございます。

次に34ページになります。節14使用料及び賃借料で4,045万7,000円の補正減でございます。総務課分、自動車借上料で4,000万円の補正減が大きなものでありまして、これはスクールバス等の借上料でございます。

18備品購入費で121万5,000円であります。総務課分としましてサーベイメーター、これは15台購入の予定をしております。

19負担金及び交付金で200万円の補正減であります。災害援護費負担金で160万円の補正減でございます。

20扶助費で５億1,800万円の補正減であります。災害援護費で1,200万円の補正増、これは支援物資等の送料等を見込んでおります。災害障害見舞金で1,000万円の補正減、災害弔慰金５億2,000万円の補正減でございます。

21貸付金で1,400万円の補正減であります。

36ページになりまして、20扶助費であります。158万円の補正減であります。ひとり親家庭医療費の補正減でございます。

目５児童措置費ということで、20扶助費の子ども手当200万円の補正増でございます。決算見込みでございます。

目６乳幼児等医療費2,580万円の補正減であります。主なものは20扶助費の乳幼児等医療費でございまして2,500万円の補正減でございます。

次のページにまいりまして、子育て支援事業費の中の20扶助費で300万円の補正増、保育料助成金ということで保育所定員による助成金でございます。

款４衛生費、目２予防費、11の需用費で130万円、医薬材料費の補正減でございます。13委託料、480万円の補正減、肺炎球菌予防接種委託料の補正減でございます。

次に38ページ、４母子衛生費935万円の補正減であります。妊婦検診費用弁償等の補正減でございます。

目５保健事業費であります。12役務費で126万7,000円の補正減でございます。13委託料で595万9,000円の補正増であります。胃がん検診委託料等の受診者増による補正増でございます。

39ページ、一番最後の農林水産業費、目３農業振興費で198万7,000円の補正増であります。農と福祉の連携によるシニア能力活用モデル事業補助金ということで、198万7,000円の補正増であります。高齢者農業体験事業でございます。

次に、農地費であります。負担金補助及び交付金で448万9,000円の補正増であります。土地改良事業運営補助金で423万2,000円の補正増でございます。

目９農業集落排水事業費300万円の補正減でございます。繰出金の減額でございます。

次の林業費の林業振興費で109万1,000円の補正減であります。森林環境事業交付金の補正減でございます。

42ページになります。目３観光費であります。230万円の補正減で、浪江町観光協会補助金100万円の補正減、なみえ焼きそば振興補助金80万円の補正減等でございます。

款８土木費であります。土木総務費の需用費で350万円の補正減であります。決算見込みによるものでございます。

次に、目２道路維持費であります。670万円の補正減であります。使用利用及び賃借料、高速原材料決算見込みによる減額でございます。

３道路新設改良費303万6,000円、償還金利子及び割引料でありまして、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業、これは警戒区域のため、事業を休止せざるを得ないということでの償還金でございます。

次に、公共下水道事業費であります。1,520万4,000円の補正減であります。繰出金の減額でございます。

６ページにお戻りいただきたいと思います。第２表、継続費補正であります。款10教育費、社会教育費の埋蔵文化財発掘調査事業であります。補正前の総額が2,005万1,000円、年度的には平成23年度でございます。補正後の総額を1,248万2,000円に補正変更するものでございます。

第３表、繰越明許費補正であります。款２総務費の総合行政システム復旧及び環境構築事業、補正前の額が１億3,650万円、補正後１億1,602万1,000円に変更するものでございます。よろしくお願い

いたします。

○議長（吉田数博君）　日程第14、議案第16号　平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第16号　平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

本案は、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業費を補正するもので、主なものは、歳入の繰入金50万円の減額、歳出の助成費50万円を減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第15、議案第17号　平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第17号　平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ６億6,303万5,000円を増額補正するものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税1,870万8,000円を減額、国庫支出金６億2,402万9,000円、共同事業交付金6,035万6,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費３億9,046万8,000円、基金積立金１億6,000万円、予備費１億円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それではご説明を申し上げます。

初めに、６ページをお開き願います。目１一般被保険者国民健康保険税1,749万6,000円の減、これは滞納繰越分でございまして、徴収できなかったために減額するものでございます。

次に、目２退職者等被保険者国民健康保険税121万2,000円減、これも同様の理由により減額するものでございます。

７ページをお開き願います。目３災害時臨時特例補助金６億2,475万4,000円の増でございますが、これは国保税の減免分、医療費の一部負担金免除分に対する国からの補助金でございます。

次に、款７共同事業交付金の目１高額医療費共同事業交付金、

399万4,000円の増額でございますが、これは国保連合会からの交付金でございます。

次に、目２保険財政共同安定化事業交付金5,636万2,000円の増額でございますが、これも国保連合会からの決定による交付金でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。９ページをお願いいたします。

款２保険給付費、目１一般被保険者療養給付費３億6,888万5,000円の増額でございますが、これは避難町民の医療費が増加傾向にあるため、計上したものでございます。

次に、目２退職被保険者等療養給付費963万1,000円も同様の理由により増額補正するものでございます。

10ページをお開きください。目３一般被保険者療養費853万2,000円の増、これも同様の理由により計上したものでございます。

続きまして、出産育児一時金252万円の増。

次に、款７共同事業拠出金、目２保険財政共同安定化事業拠出金1,284万5,000円の増額ですが、国保連合会からの拠出金確定によりまして、町の拠出金でございます。

次に、11ページをお開きください。款９基金積立金、目１国保基金積立金１億6,000万円、これは決算見込みより急激な医療費の給付に対応するために積み立てるものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。予備費として１億円を増額するものでございます。

○議長（吉田数博君）　日程第16、議案第18号　平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第18号　平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

本案は、国からの調整交付金確定により188万8,000円を事業勘定に繰入し、日本医師会からの御厚意による義援金追加分50万円を雑入に追加し、歳入歳出予算の総額を１億4,876万9,000円とするものであります。

歳出の主なものは、予備費に249万8,000円を増額し、総務費11万円を減額するものです。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第17、議案第19号　平成23年度浪江町公共

下水道事業特別会計補正予算（第３号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第19号　平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

本案は、歳出の公共下水道事業費を補正するもので、下水道総務管理費を1,051万3,000円減額、下水道維持管理費を750万円減額するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第18、議案第20号　平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第20号　平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

本案は、歳出の農業集落排水維持管理費の委託料300万円の減額補正であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第19、議案第21号　平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第21号　平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ１億5,439万1,000円を増額補正するものであります。

歳入の主なものは、国庫支出金１億3,336万4,000円、県支出金2,067万5,000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、保険給付費１億4,902万8,000円を増額するものであります。

詳細については、健康保険課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それではご説明を申し上げます。

はじめに歳入についてでございます。５ページをお開き願います。

款３国庫支出金、目１介護給付費負担金365万1,000円の増額ですが、これは国からの確定により増額するものでございます。

次に、調整交付金の595万8,000円の減額ですが、これも国からの確定により減額するものでございます。

次に、目５災害臨時特例補助金１億3,567万1,000円の増、これは保険料の現年度分、介護給付費の個人負担分の減額に対する国からの補助金でございます。

次に、款５県支出金、目１介護給付費負担金2,075万円の増額ですが、これも県からの確定分でございます。

次に、歳出についてご説明をいたします。

７ページをお開き願います。目１居宅介護サービス給付費8,180万円、目２地域密着型介護サービス給付費1,980万円、目３施設介護サービス給付費3,102万円、目６居宅介護サービス計画給付費660万円。

８ページをお開き願います。目１介護予防サービス給付費880万円等を増額するものでございます。

これらの増額理由でございますが、長期にわたる避難生活で要介護、要支援の方の増加に伴う給付の増額でございます。

○議長（吉田数博君）　日程第20、議案第22号　平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第22号　平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ14万9,000円を減額補正等であります。

歳入の主なものは、繰入金248万円を減額するものであります。

歳出の主なものは、予備費94万3,000円を減額するものであります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第21、議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明いたします。

本案は、収益的支出の営業費用の原水及び浄水費で280万円の減額補正となっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　ここで３時30分まで休憩をいたします。

（午後　３時１１分）

○議長（吉田数博君）　再開をいたします。

（午後　３時３０分）

○議長（吉田数博君）　日程第22、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算についてご説明いします。

本案は、平成24年度一般会計予算の総額を63億6,300万円と定めるものであります。この予算額は前年度に対して７億7,600万円、10.9％の減額となっております。

歳入の主なものは、町税が震災特例法の規定に基づく減免等により55.0％減の８億4,055万円。地方交付税が減免による町税の減収補てん等として交付される震災復興特別交付税の増により28.1％増の32億400万円。町債の借入れにつきましては、臨時財政対策債３億5,100万円、18.8％減となっております。

歳出予算の編成につきましては、浪江町復興ビジョンに基づき、全国各地に避難されている町民の皆様の「暮らしの再建」「ふるさとなみえの再生」に向けて編成いたしました。

性質別に説明いたしますと、義務的経費が災害弔慰金や小中学校就学援助費、保育料助成金等扶助費で３億9,056万3,000円増加したことにより、10.3％増の32億9,042万円、構成比51.8％であります。

その他の経費につきましては、仮設庁舎・各出張所での災害救助・救援事務や緊急雇用事業、仮設学校運営事業等に事業がシフトし、物件費が減少したこと等により、19.0％減の30億367万5,000円。

一方、浪江町内のインフラ復旧については災害復旧事業費2,821万円の計上のみとなっておりますが、本格的な復旧事業については、除染の進捗状況と併せ、対応していくことといたしております。

詳細については、総務課長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　それでは、平成24年度一般会計・特別会計歳入歳出予算資料によりご説明を申し上げます。

１ページをお開きいただきたいと思います。平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出予算であります。一般会計平成24年度当初予算額が63億6,300万円でございます。増減額で７億7,600万円の減額、率で10.9％の減額でございます。

特別会計にありましては、９つの特別会計でございます。平成24年度予算額が63億302万6,000円でございます。増減額で14億8,979万6,000円31.0％の増でございます。

一般会計・特別会計の合計が126億6,602万6,000円でございます。増減額で７億1,379万6,000円の増額でございます。伸び率6.0％でございます。

次に、平成24年度一般会計当初予算、歳入の構成でございます。まず、町税であります。平成24年度の当初予算額が８億4,055万円でございます。増減額が10億2,611万3,000円の減額、伸び率で55％の減額でございます。構成比にあっては、平成23年は26.1％ございましたが、半分の13.2％の構成率ということであります。この調整の中身は、町民税等の予算、減額前の予算が入ってございます。

次に、地方消費税交付金であります。平成24年度予算額が１億9,000万円の率で12.4％の増でございます。

次に、地方交付税であります。平成24年度当初予算額が32億400万円でございます。増減額で７億200万円、伸び率で28.1％でございます。震災特交等を見込んでございます。構成比で50.4％ということで、地方交付税で予算額の半分以上を占めるというような状況になっております。

次に、国庫支出金でありますが３億7,580万円、増減額で１億8,379万1,000円の減額でございます。伸び率で32.8％の減額。これは子ども手当等の減額によるものでございます。

県支出金で８億9,963万6,000円、増減額で１億4,176万6,000円、18.7％の増額でございます。災害弔慰金あるいは見舞金、災害給付費等の増によるものでございます。

次に、町債であります。３億5,100万円ということで、これは臨時財政対策債を計上しております。増減額で8,100万円の減額、伸び率で18.8％の減額でございます。

次に、２ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の自主財源・依存財源の構成でございます。まず自主財源でありますが、町税が８億4,055万円、繰越金で１億2,000万円、諸収入で１億4,568万円ということで小計で11億7,756万3,000円、増減費で13億3,967万5,000円の減額でございます。伸び率で53.2％の減、構成比で18.6％ということで、依存財源になるという財源構成になっております。

一方、依存財源でありますが、地方交付税が32億400万円ということで、構成比で50.4％半分以上占めるということになります。国庫支出金で３億7,580万円、県支出金で８億9,963万6,000円ということで、小計で51億8,543万7,000円、増減額で５億6,367万5,000円、伸び率12.2％、構成比率81.4％ということでございます。

次に、一般財源と特定財源の表でございます。一般財源では、町

税が８億4,055万円、地方交付税で32億400万円、町債で３億5,100万円ということで、平成24年度の一般財源の合計が48億7,728万円、増減額が５億2,927万5,000円減額、伸び率9.8％の減、構成比で76.6％となります。一方、特定財源になりますが、主なものは国庫支出金で３億7,505万円、県支出金で８億9,962万6,000円でございます。特定財源の合計が14億8,572万円、増減額で２億4,672万5,000万円の減額であります。伸び率14.2％の減、構成比24.3％となります。

次に４ページ、平成24年度一般会計当初予算目的別歳出の構成でございます。主なもののみを申し上げます。

総務費では７億2,463万円、増減額で２億5,059万円の減額であります。伸び率25.7％の減、一般管理費あるいは財産管理費、情報管理費等の減によるものでございます。

民生費は32億3,325万5,000円、増減額で11億8,159万1,000円、伸び率57.6％、構成比で50.9％となります。これは災害救助費関係の経費が入ってきたことによるものでございます。

次に、衛生費での４億976万2,000円、増減額１億2,471万2,000円の減額、伸び率で23.3％の減額であります。広域市町村圏等負担金等の減額によるものでございます。

次に、農林水産業費であります。２億3,278万2,000円、増減額で３億1,062万7,000円、57.2％の減額でございます。これは町職員の人件費であるとか、大柿ダムの国分、中山間直接支払等がなくなった分減額したということでの減額でございます。

土木費であります。３億5,472万1,000円、増減額で３億1,364万3,000円の減額、伸び率で46.9％の減額であります。道路橋梁費の維持費管理費によるものでございます。

教育費で１億3,782万2,000円、増減額で７億2,511万8,000円の減額でございます。84.0％の減額の伸び率となっております。小中学校費、あるいは社会教育費の減額によるものでございます。

公債費でありますが６億7,187万9,000円、増減額で543万3,000円となってございます。

次に、性質別の構成であります。義務的経費では、人件費で13億7,771万8,000円、増減額で8,952万7,000円の減額であります。6.1％の減額、職員の減少等によるものでございます。扶助費で12億4,082万3,000円、増減額で９億9,056万3,000円、45.9％の伸び率であります。災害救助費関係の扶助費の伸びによるものでございます。公債費で６億7,187万9,000円であります。義務的経費の合計が32億9,042万円、増減が３億646万9,000円、伸び率10.3％でございます。

構成比51.8％ということで、新年度予算の半分以上が義務的経費となっております。

投資的経費でありますが、普通建設事業費で4,069万5,000円、増減額が４億116万7,000円の減額になります。伸び率90.8％の減であります。災害復旧費をとらえましても、投資的経費の合計が6,890万5,000円、増減額が３億7,650万円の減、伸び率で84.5％の減となっております。なお、普通建設事業費、これから復旧等が出てくれば補正によって対応していきたいという考えをもっているところでございます。

その他の経費でありますが、物件費が８億1,869万1,000円、３億6,075万5,000円の減額でございます。補助費等で10億3,473万9,000円、３億5,430万円の減であります。補助金等の減額によるものであります。その他の経費の合計が30億367万5,000円、増減額で７億596万9,000円の減額、伸び率で19.0％の減額でございます。

６ページをお開きいただきたいと思います。一般会計当初予算の主要事業でございます。基本方針に関する目標に対しての事業ということで記載をしております。

まず①健康管理の充実ということで、内部被ばく検査事業ということで1,704万8,000円、予防接種事業で3,275万6,000円等を計上したところでございます。

②賠償対策の充実ということで、原子力賠償支援事業ということで弁護士等による説明会開催等に252万円の予算を計上したところでございます。

③就労や事業再開による自立の支援ということで、緊急雇用創出事業ということで7,361万8,000円の計上をしてございます。

④住宅環境の改善ということで、仮設住宅管理事業ということで、緊急応急仮設住宅・集会所等維持管理のために8,176万9,000円、仮設住宅等高齢者生活支援事業、緊急システムあるいは訪問介護仮設住宅への移動訪問販売等でございますが、1,705万1,000円の予算計上をしております。

また、⑤町民を繋ぐ絆の維持ということで、町民交流会・イベント等開催事業を予定しております。1,635万3,000円の計上でございます。

⑥教育環境の再生と学習支援の充実ということで、仮設学校運営事業ということで１億7,803万7,000円の計上でございます。

また、ふるさとなみえの再生ということであります。

②低線量地域等におけるインフラ復旧ということで、道路橋りょう等災害復旧等を見込んでございます。

③町民とふるさとなみえを繋ぐ絆の深化ということで、広報紙の発行事業で2,469万円。広報発行部数が現在１万500部の発行でございます。地域づくり総合支援事業ということで町民の声収集・記録、ＦＭふくしま番組の放送ということで2,000万円の計上でございます。

その他の主要事業ということで被災者生活支援ということで、災害見舞金、災害弔慰金、災害救護資金貸付等を計上したところであります。

その他主要事業で大きなものが仮庁舎管理事業ということで１億1,307万7,000円、障がい者自立支援給付費等給付事業で１億9,560万円、子どものための手当ということで3,319万3,000円、保育料の助成事業、これは保育料負担格差是正のために4,800万円の予算計上を行ったところでございます。

次に、最後の11ページをご覧いただきたいと思います。一般会計における町債及び債務負担行為の状況であります。平成22年度末の現在高、合計が60億8,968万4,000円でございます。平成23年度末現在高が58億1,731万5,000円、これに平成24年度中の起債計画３億5,100万円をプラスして、平成24年度中の償還金額５億7,686万8,000円を差し引いた平成24年度末の現在高見込額が55億9,144万7,000円の見込額となっております。

次に、債務負担行為の状況であります。債務負担行為の限度額が83億1,983万3,000円であります。平成23年度末の現在高見込み額が６億9,439万4,000円でございます。これに対して平成24年度中の支払い予定額が１億7,450万2,000円ということで、平成25年度以降の支出予定額が５億1,989万2,000円であります。これにつきましては大柿ダム関連の整備費でございます。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　日程第23、議案第25号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第25号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を105万3,000円とするものであります。

歳入の主なものは、繰入金の104万円で、歳出の主なものは、助成費の100万円であります。

よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　日程第24、議案第26号　平成24年度浪江町国民

健康保険事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第26号　平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の総額を36億7,946万円と定めるものであります。この予算額は、前年度に対し13億2,394万1,000円の増額となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税が21.3％増の７億3,825万円、国庫支出金が154.6％増の16億3,402万6,000円、前期高齢者交付金10.4％増の４億1,592万6,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費が75.6％増の27億9,500万7,000円、後期高齢者支援金が29.3％増の３億5,446万5,000円、共同事業拠出金5.9％増の２億6,661万9,000円であります。

詳細については、健康保険課長が説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは予算資料８ページをお開き願います。

始めに、事業概要を申し上げますと、国民健康保険加入者の方々の疾病、負傷者などの医療に対し保険給付を行う事業でございます。

予算資料の８ページをご覧いただきたいと思います。

それでは歳入についてご説明申し上げます。はじめに国民健康保険税でございますが、前年度に対しまして１億2,974万5,000円の増額で７億3,825万円。内訳でございますが、一般被保険者国民健康保険税６億9,674万3,000円、退職被保険者等国民健康保険税4,150万7,000円。

次に、国庫支出金16億3,402万6,000円、平成23年度と比較しますと９億9,217万円の増でございます。

続きまして、療養給付費等交付金１億3,859万7,000円、前年度で比較しますと5,639万3,000円の増になっております。

次に、前期高齢者交付金４億1,592万6,000円、前年度に比較しますと、3,901万1,000円の増になっております。

県支出金１億9,318万8,000円、前年の伸びと比較いたしますと、7,860万9,000円の増でございます。

次に、共同事業交付金３億5,083万3,000円、前年度と比較いたしますと3,058万3,000円の増額でございます。

財産収入につきましては、前年度と同額の１万1,000円でござい

ます。

繰入金１億9,840万4,000円、前年度に比較いたしますと204万3,000円の減でございます。

続きまして、繰入金1,000万1,000円、前年度と比較しますと増額でございます。

諸収入でございますが19万9,000円減の22万2,000円で、合計が歳入36億7,246万円、前年度に比較しますと13億2,394万1,000円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。総務費、一般管理費でございますが5,582万5,000円、前年度から比較しますと403万8,000円の減でございます。

保険給付費27億9,500万7,000円、前年度比較しますと12億328万8,000円、これは医療費、それと避難のために相当、今増加している。それから一部負担金が減免になっていることもございまして、医療費等については12億ほどの増となっております。

次に、後期高齢者支援金３億5,446万5,000円、前年対比で8,047万1,000円でございます。

次に、前期高齢者納付金41万2,000円、前年度から委託をしますと39万4,000円ほどの減になっております。

介護納付金１億6,865万7,000円、前年度から比較しますと2,006万6,000円の増でございます。

次に、共同事業拠出金２億6,661万9,000円、前年度から比較しますと1,493万5,000円の増でございます。

続きまして、保健事業費1,675万円、前年度の対比しますと306万2,000円の増でございます。

続きまして、諸支出金1,412万9,000円、前年度から比較しますと628万8,000円の増額になっています。

予備費といたしまして711万5,000円。前年対比で33万2,000円の増額になります。

合計で収入・支出、36億7,946万円の予算額でございます。

○議長（吉田数博君）　日程第25、議案第27号　平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第27号　平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の総額を１億8,330万7,000円と定めるものであります。この

予算額は前年度に対し6,946万6,000円、61％の増額となっております。

歳入の主なものは、診療報酬9,662万7,000円、15.5％の増、繰入金7,835万6,000円、247.7％の増、繰越金600万円、11.1％の減であります。

歳出の主なものは、総務費１億341万5,000円、38.9％の増、医業費7,859万2,000円、107.6％の増額であります。

詳細については、事務長が説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、健康保険課長兼津島診療所事務長。

○健康保険課長兼津島診療所事務長（紺野則夫君）　資料８ページの国保直営診療施設事業でご説明を申し上げます。

はじめに事業の概要でございますが、大震災に伴う原発事故等で避難している町民の健康保持を目的とした町直営の診療事業でございます。

それでは、歳入についてご説明を申し上げます。はじめに診療収入9,662万7,000円、前年度に比較しますと1,296万4,000円の増額でございます。

続きまして、繰入金、町からの繰入金でございますが、7,835万6,000円、前年度に比較しますと5,581万8,000円の増額でございます。

次に、繰越金600万円、前年度から比較しますと75万円の減でございます。

諸収入160万1,000円、前年度から比較しますと100万円の増額になっています。

続きまして、歳出に移ります。総務費１億341万5,000円、前年対比で2,893万円の増額でございます。

次に、事業費7,859万2,000円、前年度で比較しますと4,072万8,000円の増額でございます。

予備費といたしまして130万円、前年対比で20万円ほどの減額です。

総額で１億8,330万7,000円でございます。

○議長（吉田数博君）　日程第26、議案第28号　平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第28号　平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を３億3,823万2,000円とするもので、対前年

比35.2％の減となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金の３億3,722万8,000円で、4.4％の増であります。

歳出では、公共下水道事業費で1,532万1,000円となり、92.0％の減、公債費で３億2,241万1,000円となり、2.0％の減となります。

詳細については上下水道課長より説明いたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星　光美君）　予算資料９ページで説明いたします。

公共下水道事業の歳入でありますが、繰入金が３億3,722万8,000円で1,423万9,000円の増で、主に公債費へ充当いたしております。

繰越金については、平成23年度の剰余金100万円を予定しております。

次に、歳出でございますが、公共下水道事業費で1,532万1,000円で、前年比１億7,628万7,000円の減です。震災に伴う調査費以外の事業の停止のためでございます。

次に、公債費３億2,241万1,000円で通常償還分でございます。

予備費につきましては50万円で、100万円の減になっております。

以上、歳入歳出合計が３億3,823万2,000円となっております。

○議長（吉田数博君）　日程第27、議案第29号　平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第29号　平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の総額を603万9,000円と定めるものであります。

歳入の主なものは繰越金であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第28、議案第30号　平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第30号　平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を2,810万9,000円とするもので、対前年比46.1％の減となっております。

歳入の主なものでは、一般会計繰入金で2,760万6,000円となり14.9％の減であります。

歳出では、農業集落排水事業費で421万6,000円となり85.1％の減となっております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第29、議案第31号　平成24年度浪江町介護保険事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第31号　平成24年度浪江町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町介護保険事業特別会計予算の総額を19億9,440万円と定めるものであります。この予算額は前年度に対して４億1,334万4,000円、26.1％の増額となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金が62.6％増の６億1,025万3,000円、支払基金交付金27.7％増の５億7,557万8,000円、県支出金29.1％増の２億9,697万5,000円などであります。

歳出の主なものは、保険給付費28.7％増の19億1,247万9,000円、総務費1.7％減の5,679万2,000円などであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第30、議案第32号　平成24年度浪江町財産区管理事業特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第32号　平成24年度浪江町財産区管理事業特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、予算の総額を584万1,000円に定めるものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第31、議案第33号　平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第33号　平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の総額を6,658万5,000円と定めるものであります。この予算額は前年度に対し１億755万2,000円、61.8％の減額となっております。

歳入の主なものは、繰入金12.3％増の6,603万1,000円であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金68.9％減の5,235万1,000円であります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第32、議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本案は、災害復旧業務を主軸とした上下水道事業の経営にかかるものです。

収益的収支で、収入が5,202万円、支出が１億9,846万5,000円となります。

また、資本的収支では、支出のみで8,268万4,000円となります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　日程第33、報告第３号　専決処分の報告について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　報告第３号　専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第１項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、専決処分したものであります。

専決の内容は、平成24年３月31日をもって福島県市町村総合事務組合から伊達市国見町大枝小学校組合、田島下郷町衛生組合、西部環境衛生組合、西白河地方衛生処理一部事務組合及び白河地方水道用水供給企業団を脱退させ、平成24年４月１日から南会津地方環境衛生組合を加入させるため、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の増減及びこれに係る規約の変更について専決処分したので、報告するものであります。

よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　日程第34、報告第４号　平成22年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　報告第４号　平成22年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告についてご説明いたします。

本報告書は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき議会に報告するものです。

詳細については、教育総務課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　報告第４号　平成22年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてご説明申し上げます。

平成22年度の報告書は、本来ならば平成23年６月議会に提出するところですが、東日本大震災及び原子力発電所事故による災害で、町全域が警戒区域、計画的避難区域に指定され、全町民が避難するという異常な状況下にあることから、十分な資料がない中での作業となりました。

また、学識経験を有する方々からの意見聴取については、予め委嘱を申し上げました３名の外部評価員の方々が遠方に避難していること、それから時間調整がとれないことなどのため、実施困難と判断し､内部評価のみで本議会への提出ということになりましたので、何卒ご理解をいただきたいと存じます。

報告書のいろんな内容としましては、次の経済対策臨時交付金等を活用した大型事業を10件実施しました。

町史編纂事務では、歴史資料として原始・古代・中世編の平成23年度編纂向け資料の整備及び原稿の依頼を専門委員の方達に行ったところです。

現場におきましては、平成23年度から小学校５年生、６年生に外国語を導入するに伴い、その移行措置として浪江小学校と大堀小学校が外国語活動実践研究授業校に指定を受け、外国語活動を実践いたしました。

社会教育施設では、老朽化している第一・第二体育館にかわるスポーツ施設として、地域スポーツセンターの建設を進めたところでございます。

その他の諸事業につきましては、報告書をご覧いただきたいと存じます。

何卒よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については19日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君）　休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は、総務常任委員会が12日、14日、15日、午前９時30分から第２会議室で、産業・建設常任委員会が12日、14日、15日、午前９時30分から第３会議室で、文教・厚生常任

委員会が12日、14日、15日、午前９時30分から特別会議室で開催いたしますので、関係課長等につきましても、委員会への出席要求があった場合には、よろしくお願いいたします。

また、全員協議会を13日、午後１時30分から第３会議室、災害対策委員会を16日、午後１時30分から第３会議室において開催いたしますのでご参集をお願いいたします。

◎延会について

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君）　よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

19日は、午前９時から本会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

（午後　４時１５分）

平成２４年３月１０日（土曜日）	休　日
平成２４年３月１１日（日曜日）	休　日
平成２４年３月１２日（月曜日）	委員会
平成２４年３月１３日（火曜日）	休　会
平成２４年３月１４日（水曜日）	委員会
平成２４年３月１５日（木曜日）	委員会
平成２４年３月１６日（金曜日）	休　会
平成２４年３月１７日（土曜日）	休　日
平成２４年３月１８日（日曜日）	休　日

３ 月 定 例 町 議 会

（ 第 ３ 号 ）

平成２４年浪江町議会３月定例会

議　事　日　程（第３号）

平成２４年３月１９日（月曜日）午前９時開議

日程第　１	議案第１５号	平成２３年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正について
日程第　２	議案第２３号	平成２３年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正について
日程第　３	議案第２４号	平成２４年度浪江町一般会計予算の事件の訂正について
日程第　４	議案第３４号	平成２４年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正について
日程第　５	議案第　５号	浪江町課設置条例の一部改正について
	議案第　６号	浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
	議案第　７号	行政区長設置条例の一部改正について
	議案第　８号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	議案第　９号	町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
	議案第１０号	職員の給与に関する条例の一部改正について
	議案第１１号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
	議案第１２号	職員等の旅費に関する条例の一部改正について
	議案第１３号	浪江町税条例の一部改正について
	議案第１４号	浪江町介護保険条例の一部改正について
	議案第１５号	平成２３年度浪江町一般会計補正予算（第８号）
	議案第１６号	平成２３年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）
	議案第１７号	平成２３年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
	議案第１８号	平成２３年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）

議案第１９号　平成２３年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）
議案第２０号　平成２３年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）
議案第２１号　平成２３年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第２２号　平成２３年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
議案第２３号　平成２３年度浪江町水道事業特別会計補正予算（第２号）
議案第２４号　平成２４年度浪江町一般会計予算
議案第２５号　平成２４年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
議案第２６号　平成２４年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
議案第２７号　平成２４年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
議案第２８号　平成２４年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
議案第２９号　平成２４年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
議案第３０号　平成２４年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
議案第３１号　平成２４年度浪江町介護保険事業特別会計予算
議案第３２号　平成２４年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
議案第３３号　平成２４年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
議案第３４号　平成２４年度浪江町水道事業会計予算
報告第　３号　専決処分の報告について
報告第　４号　平成２２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告について

出席議員（１９名）

１番	愛澤　格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
７番	渡邉文星君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１１番	渡部貞信君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１６番	小黒敬三君	１７番	勝山一美君
１８番	三瓶宝次君	１９番	佐々木英夫君
２０番	馬場　績君		

欠席議員（１名）

１５番　佐々木恵寿君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	副町長
馬場　有君	上野晋平君
教育長	代表監査委員
畠山熙一郎君	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	企画調整課長
根岸弘正君	谷田謙一君
税務課長	住民生活課長
大浦泰夫君	植田和夫君
産業振興課長	建設課長
高倉敏勝君	原　芳美君
福祉こども課長	教育総務課長
木村　潔君	屋中茂夫君
上下水道課長	生涯学習課長
星　光美君	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	
紺野則夫君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	書記
宮口勝美	岩野善一
書記	
鈴木清水	

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、15番、佐々木恵寿議員から欠席の届け出がされております。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第１５号　平成２３年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正について

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正請求についてご説明いたします。

平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）歳入歳出補正予算事項別明細書12ページ、農林水産業費国庫補助金の目及び節の番号の誤植を訂正するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）の事件の訂正についてを許可することに決定いたしました。

◎議案第２３号　平成２３年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正について

○議長（吉田数博君）　日程第２、議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正についてご説明いたします。

平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）平成23年度浪江町水道事業会計予定貸借対照表７ページの中の額の符号の誤植を訂正するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）の事件の訂正についてを許可することに決定いたしました。

◎議案第２４号　平成２４年度浪江町一般会計予算の事件の訂正について

○議長（吉田数博君）　日程第３、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算の事件の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算の事件の訂正請求についてご説明いたします。

平成24年度浪江町一般会計予算、歳入歳出予算事項別明細書134ページ、目２非常非常備消防費、節１報酬の説明欄の誤植を訂正するものであります。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算の事件の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算の事件の訂正についてを許可することに決定いたしました。

◎議案第３４号　平成２４年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正について

○議長（吉田数博君）　日程第４、議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正請求についてご説明いたします。

平成24年度浪江町水道事業会計予算について、数値に誤りがありましたので訂正するものであります。

詳細については、上下水道課長より説明をいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　内容説明、上下水道課長。

○上下水道課長（星　光美君）　それでは議案第34号の訂正について説明いたします。予算書の中の附属書類10ページの浪江町水道事業会計資金内訳書をお開き願います。

中段の支払資金の当年度の計画、「１億8,562万3,000円」を「１億8,254万4,000円」に、増減「△7,373万8,000円」を「△7,681万8,000円」に訂正。事業費用の当年度予定額「１億293万9,000円」を「9,986万円」に。増減で「613万8,000円」を「305万9,000円」に訂正。差引の当年度予定額で「２億3,558万7,000円」を「２億3,866万6,000円」に、増減「△１億3,360万3,000円」を「△１億3,052万4,000円」に訂正をお願いいたします。

次に、12ページをお開きいただきます。以下は、先ほどの資金計画の事業費用を訂正したことによって、連動して訂正するものであります。２流動資産、（１）現金預金、「２億3,558万7,000円」を「２億3,866万6,000円」に、流動資産合計「２億7,133万6,151円」を「２億7,441万5,151円」に。資産合計「40億1,822万3,674円」を、「40億2,130万2,674円」に訂正するものであります。

よろしくお願いします。

さらには、14ページをお開き願います。（２）利益剰余金、ハの当年度純損失、「－１億4,970万8,460円」を「－１億4,662万962円」。利益剰余金合計、「２億6,014万8,299円」を「２億922万9,299円」に。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午前　９時１０分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前　９時１０分）

○議長（吉田数博君）　上下水道課長。

○上下水道課長（星　光美君）　12ページの資産の合計からもう一度読み上げますのでよろしくお願いします。「40億1,822万3,674円」を「40億2,130万2,674円」です。

続いて14ページのところお願いします。７剰余金、（２）利益剰余金「－１億4,970万8,460円」を「１億4,662万9,460円」。利益剰余金合計、「２億614万8,299円」を「２億922万7,299円」に。剰余金の合計「20億1,470万9,769円」を「20億1,778万8,769円」。資本合計、「39億9,401万1,595円」を「39億9,709万595円」に。負債資本合計、「40億1,822万3,674円」を「40億2,130万2,674円」と訂正するものであります。

また、20ページ、平成23年度浪江町水道会計予定貸借対照表、７剰余金、（２）利益剰余金、当年度純損失「－１億9,901万5,287円」を「１億9,901万5,287円」に訂正するものであります。

大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算の事件の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　所管事項でありますので中身には触れませんけれども、きょうの事件訂正にかかわって確認をしておきたいと思います。

ただいま、議案第34号の議案提案については、財源額の誤謬による訂正という、訂正の理由の説明がありました。この中身で、既に「異議なし」で承認された議案第23号、２番目に訂正を提案されたわけですが、これは水道会計事業補正予算でありますけれども、この貸借対照表の表記について、誤植だったので訂正するということで、事務的なミスということでした。しかし、議案第34号では財源額の誤謬ということで、20ページの貸借対照表の剰余金の符号についても、誤植ではなくて誤謬という中身であります。これは正解なんです。

したがって、議案第34号の誤謬訂正と、それから議案第23号の誤植の訂正は、片方は誤植、片方は誤謬ということで、これはそのまま異議なしで認めるわけにいかない問題であると思います。

同じ中身で、片方は誤謬、片方は誤植。内容的には誤謬なんですよ。結論から言えば誤謬なんです。それが誤植という訂正の理由説明でしたけれども、こういう提案でよろしいんでしょうか。

○議長（吉田数博君）　異議がありますので、起立によって採決いたします。

○議長（吉田数博君）　休議いたします。

（午前　９時１４分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前　９時１９分）

○議長（吉田数博君）　総務課長から発言を求められております。

総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　議案第34号の事件の訂正についてでありますけれども、説明書の中に、数値の訂正が出てきたことでのお願い。また、20ページについては誤植ということであります。ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　それでは元に戻っちゃうんです。したがって、こういう訂正でよろしいんですか。本質的には誤謬、こっちが実の部分で、さっきの24号については経過の中で符号の補足という形を取ろうとしているわけだけれども、一体のものなんだよね。提案者として、矛盾していると思いませんか。提案者自身の問題であります。

○議長（吉田数博君）　暫時休議をいたします。

（午前　９時２１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前　９時２１分）

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　今ご指摘のとおり、23号についての事件の訂正請求についてはご承認をいただきました。この34号についても、いわゆる当年度の純損失が出てきて、これがマイナス、プラスの符号が出てきまして、議員おただしのとおり、つじつまが合わないのではないかというご指摘でありますけれども、23号について、ご了解

をいただきましたので、34号の当期損失についても、それはご認識をいただいたということで、前の数字の数値の誤り、誤謬ということでひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　異議がありましたので、起立によって採決いたします。

訂正の件を許可することに賛成の諸君の起立を求めます。

［賛成者起立］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、訂正の件は、許可することに決定いたしました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第５号　浪江町課設置条例の一部改正について、これより質疑を行います。

20番。

○20番（馬場　績君）　議案第５号の指摘をする前に、発言の訂正をさせていただきます。議案第34号の事件の訂正請求のところで、議案第23号と議案第34号と申し上げましたけれども、議案第24号でありますので・・・。

［何事か呼ぶ者あり］

○20番（馬場　績君）　違う。議案第23号と言ったの。それが議案第24号ですよね。

［何事か呼ぶ者あり］

○20番（馬場　績君）　私のほうで混乱しました。議案第23号でよろしいんですね。訂正の訂正をいたします。

それでは議案第５号について。誠に今回も条例の一部改正が提案されているわけですけれども、提案理由の説明もありましたけれども、私どもとしては、やはり例規集に基づいて点検確認をする必要があると。残念ながら、こういう事態で、今なお例規集が手元にありません。条例審議に入る前に、早い時期に、例規集の整備と配布をお願いしたいと思います。

なお、議案審議にかかわることでありますので、例規集の整備は現在どのようになっているのかお尋ねしておきます。

議案の中身に入ります。議案の中身に関して質疑を行います。４月から機構改革が行われるということでありますけれども、この機構改革に基づく人員配置についてお示しいただきたいと思います。

それから福島市、桑折町、本宮市、南相馬市、いわき市、二本松は連絡所でありますけれども、出張所が設置されております。全員協議会でもこの件については質疑をし、条例設置に基づく出張所設

置にすべきではないかというふうに求めてきましたけれども、そうなっておりません。改めて新しい機構改革のもとで、出張所の権限と所掌事務との関係で条例改正が必要ではないかと私は思います。いかがお考えなのかお答え願います。

それから、復旧事業課の係の一つ、上下水道係でありますけれども、この新しい機構図を見ればわかるとおり、上下水道係が２つのラインになっている。１つは復旧事業課における上下水道係、あとは町長、副町長のラインのところからすとんと落ちて、復旧事業課の上下水道係です。２つのラインに分かれております。なぜ、２つのラインなのかということ。第３条、第４条との関係でこのことは、こういうふうになるのかということであります。

それから、当然のことながら企業会計であります。これも既存からいえば、こういう事態ではあっても継続的に企業会計を処理する所掌事務の責任があるのではないかと。今回、平成24年度の予算提案においても、委員会審議の中で整合性がないということで、企業会計に基づく予算提案の中身に誤りがあるということが確認されたわけです。別の角度から考えてみれば、非常事態だということはあるにしても、企業会計を継続的に担当する体制にはなっていないのではないかと。兼務兼務という体制もやむを得ない一面はあるけれども、今後、継続的な企業会計を所掌できる体制になるのかどうかということについてであります。それから、もう１点は、これはあくまでも事務機構改革でありますけれども、こういう非常事態の中で、県内外に避難している人たちの心の相談も含めた総合相談窓口が必要ではないかと。ないところは総務ということになるのか、支援ということになるのかどうかわかりませんけれども、特別なポジションを設ける環境におかれているのではないかと思います。その総合相談窓口の体制について、今回の機構改革の一環でどのように検討されているのか。

以上、お尋ねをいたします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　例規集の整備状況でありますけれども、これは今パソコンの中で整理をしている状況であります。その中身をＤＶＤに取りまして、各課で閲覧できるようにということで今やっております。今後、ＬＡＮの配線の整備ができますと、各担当で見れるようになるというようなことで、そういう体制にもっていきたいと考えてございます。数につきましてもそういうことで進めていきたいと思いますけれども、まだ今のところはちょっと状況見ているところになっています。

あと、新体制の人員配置でありますけれども、現在作業中にあります。何課が何人ということではまだお示しできる段階にはなっていないということでご理解いただきたいと思います。

出張所につきましては、権限、各種証明書の申請関係をいただいて、この本庁で交付をする。その交付された証明書を申請者に手渡すということで出張所をやっております。そういうことで、権限については本庁にあるということで、条例化しないで出張所の扱いのままとしたところでございます。これにつきましては、この事務動向等を見ながらやはり考えていかなければならないという考えでおるところであります。

復旧事業課の上下水道係が２つになっているということでありますけれども、公営企業の経営の場合、直接管理者は町長、副町長を通じないで町長ということになるものですから、こういう図式になっているということであります。

また、今後、料金をいただくという体制にまでまだなっていませんので、そういう企業会計を取れるような状況になれば、当然そういう水道事業会計の従来の体制に持っていきたいとは考えておるところであります。

県内外の心の相談員の関係でありますけれども、だいぶ心配されているところでありまして、社会福祉協議会あたりもいろいろ回っていただいて、また保健師等についても仮設住宅、借り上げ住宅等をある程度訪問をしているという状況にあります。

ただ、県外につきましては、なかなかそういうケアができないような状況にありますので、これからはやはり健康保険課を中心としまして、窓口を設置しまして進めていきたいという考えでおるところであります。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　例規集の整備についてでありますけれども、こういう事態だから、今すぐということを求めても無理な部分はあるかもしれませんけれども、ただ、今の総務課長の答弁は議会側としては納得できないです。パソコンに入ってて、各課ではそれをみんなで見れるように今整備中だと。我々は一体何なんだ。議会としても、議員としても、例規集は必要でしょう。条例条項に基づいて行政が執行されているのかどうかということを、やっぱりそういう意味では絶えずチェックする必要があるわけです。今、パソコンの中に入ってて、それができれば各課で見れるようになるというのは、極めて無責任なお話であります。議会としては、容認する訳にはいかないと思います。改めてどうされるのかお伺いをいたします。

それから、出張所の所掌事務と権限、それとの関係で条例設置の考え方をお尋ねしたわけですけれども、今、証明関係書類も請求を受けて、本庁で署名発行すると。

したがって、出張所には権限がないということでありますけれども、もちろん出張所では、そういう本庁とのオンラインによる事務処理というのは、それはそれで結構なことだと思います。

しかし、相談に行く人達はその場で回答を求めている。もちろんその場で結論を出すと、回答するということができない問題があるにせよ、言ってみれば、町長代理で、あるいはそれぞれの各課の課長代理で出張所で業務に当たるという側面だってあるわけですよ。そういうときに、条例がないために、条例に基づく設置でないために、お互い責任のなすりあい、ある意味ではたらい回し、そういうことが起きるのではないか。もちろん本庁で集中管理するということは必要だと思いますよ、それは。しかし、こういう非常事態の中で、適切な判断をできる条例の根拠というのは必要だと私は思うんです。避難している町民からいろんな相談を受けますので、そういうことも含めて、今後事務の状況を見て条例制定については考えたいということで、またぞろ先送りなわけだけれども、仮の町も作るというわけでしょう。南相馬市、いわき市に。今後の復興、復旧計画との関係で、ますます出張所が重い責任を担うということになるわけです。もちろんそのときにということも、一つの行政手法だとは思いますけれども、議会として今指摘したことも含めて、早期に対応すべきではないかと求めてきていたわけです。今後どうされるのか。町長のほうから改めて適正なご答弁をいただきたいと思います。

それから上下水道係が、２つのラインになっているということについては復旧計画、あるいは事業の実施、企業会計、賠償請求との関係で町長ラインだということでありますけれども、その仕事は復旧事業課の水道係という機構図の中に当てはめるというか、併記するとした場合、何か問題が生じるのですか。

それから、心のケアを含む総合相談窓口、健康保険課と別の議案のところで健康保険課の体制のこと、議案質疑の準備をしていたと思うんだけれども、ここでやっても結構です。正直、保健師の方々はフル回転。心のケアはもちろん、それから保健師としての専門職の立場から保健医療、あるいは福祉にかかわる問題、フル回転だと思います。だからその仕事自体が心のケアにもなるとも考えられるけれども、逆にそういう人たちはつぶれてしまうという心配も私はしております。

したがって、私こういう非常事態なので十分な体制をとるというわけにはいかないかもしれませんけれども、総合相談窓口、しっかりした総合相談窓口を作る必要があると思うんですけれども、町長のお考えをお聞きしたい。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　出張所の件のご質問にお答えいたします。

今回組織の見直しとして、出張所については生活支援課が所掌するという形になっております。これ議員ご案内のとおり、これから復興検討委員会のビジョンの答申が今月末に行われます。そのビジョンに基づいて、町としても組織体制をまた強めていくという考え方がありまして、そういう中で今後、議会の皆さんにも提示をしてまいりますけれども、そういう出張所の位置づけをきっちりしていきたいと考えております。

それから、２つ目の総合窓口の件もいろいろございます。二本松連絡所の中での総合窓口の問題も出てきていますし、これは町民税務課の住民係が所掌するというような組織図案になってますけれども、これもやっぱり企業会計も含めた中での窓口もひとつ考えられるということでこれから検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　例規集の関係でありますけれども、例規集は浪江の役場のほうにおいたままという形で、なかなか町としても置く場所がないということでそのままになっているという状況であります。これを持ち出してきまして、加除補正をして配付をしたい。ただ、当初予算で対応してませんので今後補正予算で対応したいという考えでございます。

復旧事業課の上下水道関係でありますけれども、今年度は復旧に向けての作業をやっていただく。これは上水道、下水道合わせてやっていただくという体制になろうかと思います。併せて賠償関係についても担っていただくということで考えているところでございます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　総合相談窓口について、町長のほうから答弁合ったのですけれども、この機構図には確かに町民税務課住民係で総合窓口案内と出ています。これはあくまでも今やっているような窓口案内業務です。私が求めているのは、私が指摘しているのはそういうことではなくて、非常事態における総合相談窓口の体制が必要ではないのかと。ある意味ではどういう専門家が入ればいいのかはちょっと今すぐ結論は出ませんけれども、一定の専門知識も持って、

あるいは浪江町の行政についても相当の理解をしていて、いろんな相談に答えられるということも、今必要ではないかということです。したがって町長が言われた住民係の総合窓口というのは、これは別な所掌事務ということですので、改めてどういう体制をとられるかお答えいただきたいと思います。

それから例規集についてですが、予算も計上していないのでできるだけ早くということですけれども、いま一歩踏み込んで、いつ頃まで完成予定でしょう。我々の任期もあと１年足らずです。

したがって、こういう時期にない物をそろえるということは大変かもしれませんけれども、改めてこういう時期だからこそ、それもまた重要だとご理解いただきたい。単なる早い時期ということではなくて、目途としていつ頃を考えておりますか。

あと組織機構の問題でありますけれども、賠償の問題も出ましたのでここに関する問題だけれども、上下水道の賠償についても進めたいという総務課長の答弁がありました。そのことについてなんですが、所管でもいろいろ審議しましたけれども、積立金、準備金がどんどん減っている。もちろんそれは収入がないわけだから減少するのは当たり前。私の記憶では、６億円を超える準備積立金が今３億円ぐらいに減ったんではないでしょうか。どんどん取り崩さざるを得ないということですので、賠償、上下水道に限ったことではないけれども、今の指摘との関係で言えば、上下水道の賠償請求も、特に下水道関係の、下水だけではないな。上下水道の賠償請求も急ぐ必要があるのではないか。第１回目の行政賠償請求をいつ頃予定されているのかお答え願います。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　非常時の総合窓口の設置についてでありますけれども、現在の議案第２号の提案においての課設置条例の一部改正の関係でありますけれども、そういう関係の中で一つ設置をするということでご理解をしていただいて、その総合窓口の件については町長直属の、いわゆる専門家集団を集めるような議員ご提言ありましたように、それは検討していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　例規集の整備でありますけれども、当初予算では予算を取っておりませんので、今後補正予算で予算化して整備をするということになります。早ければ６月の補正予算で計上して、９月議会前までは整備をしたいという考えでおります。

あと、賠償についてでありますけれども、これも時期を示せということでありますけれども、今年度新体制になってから検討を始め

るということでありますので、ちょっと時期的なものについてはまだ示せるような段階にはないということでご了解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第５号　浪江町課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第５号は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第６号　浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第６号　浪江町課設置条例の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第７号　行政区長設置条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　議案第７号について、若干質疑をいたします。

現在、行政区長として機能している行政区は、いくつになっているのかお尋ねいたします。

それから､行政区長に対しての報酬のところでありますけれども、別の角度から。私はこういう非常事態だからこそ、従来の行政区を通じて、縦、横のつながりを持つ必要があると、絆を深めるという意味では非常に重要なものだと考えております。

同時に、全国に飛散しているという中で、選出あるいは選任の合理性をどう担保するかということがあるのではないかと。そのことについて提案者はどのようにお考えになっているのかお尋ねいたします。

それから、続けてお尋ねいたしますけれど、仮に行政区長が選出されないところも出てくると。そういう場合どういうふうに対応されるのか。そして行政区長会としての運営をどのように進めていくお考えか。区長会は区長会としての考えがあるでしょうけれども、町としてどのように進めていく考えなのか。

○議長（吉田数博君）　答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　行政区長として機能している地域はということでありますけれども、現在、行政区長として町として委嘱しておりません。ただ、区長さんについては、地域の区長ということで活動していただいているということであります。

また、選任の関係でありますけれども、これはやはり総会をやって選任していただくというのが理想でありますけれども、なかなか総会も開けないという地域もあろうかと思います。また、選任については、関係区域の住民から推薦されたものを委嘱するとなっておりますので、そういうことで対応していきたい。

また、選任されない地域があるのではないかということでありますけれども、こういう場合についてはある程度前の行政区長さん当たりにお願いしようかということで考えておりました。

今年度、町全体としての旧町村単位での代表の区長会というものが一つあります。ただ、今年度は地域、例えば浪江地区、大堀、苅野地区というような地域の区長会に対しても助成をして活動していただくということで予算組みをしたところでございます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　今の答弁で初めて知ったようなことですけれども、区長会等の運営については旧町村単位にいる区長、それから各

地区から上がってくる区長というと、区長においても二本立ての区長が選出されてくるということでしょうか。ちょっとすとんと落ちませんので、整理してお答えいただきたいと思います。

それから、行政区長の選出をどう担保するのかということについては、それは一つは従前の区長にお願いをしたいということが一つと、あと推薦されてきた方に対して委嘱をすると、二本立てで委嘱をするということだと思います。そうすると、考え方として私はわかります。したがって例規集が必要なわけだけれども、行政区長の設置条例との関係で、従前の区長あるいは総会、開けるところ開けないところから上がってくる区長との関係で、そういう区長が出てくるとすれば、条例との関係でいろんな問題は出てこないのか。それでなくても監査請求まで発展したこともあるわけですから。そこのところはきちんと条例等で、こうこうこういう根拠があってこういうことだから町長が委嘱したと。あるいはこういうことを区長に対して仕事としてお願いすると、やっていただくということでないと、本当に区長になっていただくこと自体大変なことだけれど、また監査請求に発展するような問題がないとも限らないということも考えるわけです。そういう意味で、今のような進み方で問題ないんでしょうか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず行政区長でありますけれども、行政区長、委嘱を受けますと、当然非常勤の地方公務員という立場になります。地域の区長については、そういうことでは非常勤の公務員にならない。あくまでも町から委嘱を受けた区長が行政区長で、身分的には非常勤の地方公務員ということになるということでありますので、二本立てということではないと思っております。

あと選任でありますけれども、先ほど申しましたように、関係区域の住民から推薦されたものを町長が委嘱するというようなことでやっております。そういうことで、前、監査請求がありましたように、公務員としての範囲を超えない活動をお願いしたいという考えでいるところであります。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　要するに、こういう時期に行政区長を選出しろといわれても、北海道から沖縄まで分散していれば、なかなかそれも困難ではないのかという問題があるというのはわかるでしょう。

しかし、今の課長答弁だと、条例の範囲内でという表現はしなかったけれども、特別公務員としての範囲内でお仕事していただくということではあるけれども、既に任期が終わっている区長もいるわ

けです。しかし、先ほどの答弁では選出方法についても従前の区長にそのままお願いをすると。お願いをするということは、お願いをして委嘱をするということです。委嘱を受けて行政区長としての仕事をするということです。そうした場合に、さまざまな問題が起きないのか。あえて親心でお尋ねをしているわけです。

したがって、今のような形で区長に委嘱状を交付するとすれば、私はそのことも含めてきちんとした整合性をもった条例を設置した上でやっていかないと、いろんな問題。ある意味では、多重責任の問題、あるいは責任回避の問題が発生しかねないと思います。いかがですか。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　事務的な整合性の観点については、総務課長が答弁しますけれども、私も最近になりまして、この２月から行政区の総会にご招待をいただいて、いろんな形で各行政区が総会を今やっておる状況です。そこでやっぱり皆さんが心配しているのは、その行政区内の絆が震災前以前よりも強くしていこうというような地区の方々がそういう思いでおりますので、その辺も踏まえながら行政区のあり方も検討していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　現在、行政区長の推薦があったところは、49行政区のうち26行政区から推薦をいただいております。まだ、推薦されていない地区については、ある程度状況等確認しながらいろいろとお願いするところはお願いするということでやっていきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第７号　行政区長設置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおりに決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第８号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第８号　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第９号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第９号　町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　この条例の一部改正は、馬場町長が、町長選挙に立候補するに当たっての公約事項であるということは、私は承知をしております。その上で、これまでも町長50％、副町長30％の減額をもって町長等の給与が支給されてきたわけですけれども、私は最近町長の顔色も大分良くなりましたけれども、本当に日夜、精神的に、物理的に大変な思いをされていると思うんです。それで、私は、特別職といえども人間です。50％、30％の減額については、町長公約という政治信念もあるとは思うのだけれども、町民にしてみれば、満額をいただいてもらって、ぜひ町長直々にお話に来ていただきたいと。それは県内外を問わず。そういう期待の声もあるわけです。

したがって、町長としてこの給与条例の一部改正について、今回は提案されているものを撤回ということは求めませんけれども、ぜひそういう町民の声に応えるためにも、元に戻して条例を提案する

ことを考えるべきではないかと私は思いますが、いかがでしょう。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　お答えいたします。

私も町長選挙に出た公約ですので、これはずっと私も堅持していきたい。ただ、今議員おただしのとおり、報酬が多いか少ないかということではなくて、やはりこれだけ今浪江の町民の方々が苦しんでいるときに、50％というのはもっと少なくてもいいと思っています。しかし公約でありますのでそういう形でいきますけれども、ただ、仕事に力を抜くことはできませんので、今、おただしのとおり全国各地、時間があれば私も回って、町民の方の絆を深めていきたいと考えています。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第９号　町長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第９号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第10号　職員の給与に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第10号　職員の給与に関する条例の一部改正について採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１１号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第11号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　議案第11号について、若干質疑をいたします。

比較するものもありませんけれども、死体取り扱いの特殊勤務手当１日1,000円というのは安い。人間の最後の尊厳にふれる仕事でもあります。この1,000円という手当ては、私調べる時間がありませんでしたのでお尋ねするんですけれど、国、あるいは県の行政基準による手当て支給と支給額なのか。それとも全く町独自ものなのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、発災日に遡及するということですけれども、この条例改正に基づいて仮に支給するとすればどれぐらいになるのかお答えください。

それから、浪江に戻って作業すると。災害応急作業、あるいは遺体回収作業も出てくるのでしょう。そうすると、一部低い地域はあるけれども、ホットスポット的なところもあると。同時に、担当部署との関係で、継続してそういう作業に当たるということもあると思います。そうした場合、積算線量はもちろんですけれども、どこにどれだけ隠れたホットスポットかあるかは、現場で受けてみないとわからないと思います。

そういう意味で、アラーム付の線量計の所持についてどうされるのか。それから、当然のことながら、除染、スクリーニング、あるいはその後の被ばく検査も含めた継続的な健康管理についてどのようにされるのかということです。

それから関連ということになりますけれども、これはあくまでも職員の特殊勤務手当てです。これまでもそうだったと思うんですけれども、消防団員も同様の業務に出動するということもあったと思いますし、これからもあると思います。その取り扱いはどういう形で取り扱うのか。

最後になりますけれども、相当額の経費になると思います。当然のことながら、その多くは原発の爆発事故であります。したがって東京電力に損害賠償すべき行政経費だと思います。さかのぼって支

給するとすれば、なおのこと東電に対して賠償請求権を行使すべきだと思いますが、どのように対応されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　死体処理に関しての特殊勤務手当であります。これについては、町独自ということではございませんで、国、県でやっております。

国については、通常遺体を取扱業務に従事することが想定されない職員がこのような業務に従事した場合については、１日に1,000円ということでございます。遺体の収容等の業務、これは１日に10人以上の遺体の収容、検死については１日につき2,000円、検死の業務については１日につき3,200円というようなことになってございます。それと４月22日に遡って支給するということであります。一応今回の補正予算に350万円ほどの、これは死体処理ばかりでなくて警戒区域の立ち入りも含めて350万円ほどの予算の提出をしたところでございます。

また、警戒区域に入る職員でありますけれども、当然ながら線量計は持っていっております。また、その浴びた線量についての報告をして、積算線量の管理をしているところであります。

また、スクリーニングにつきましても同様に行っているということでありますけれども、なお一層今後、職員の健康管理、放射線管理については、これはもう少し充実していかなければならないという考えを持っているところでございます。

あと、消防団員の取り扱いについてでありますけれども、この特殊勤務手当につきましては、該当が浪江町職員ということで消防団員には適用しないということで、現在のところは出動手当でお願いしているという現状でございます。

東電の賠償でありますけれども、当然ながら、通常では起こりえない業務に対しての支出でありますので、当然賠償請求はすることになると考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　１点だけ再質問いたします。

この作業に従事する職員の安全体制の問題ですけれども、私２つのことをいいました。危険な場所も予想されると。積算線量計はもちろん、そうではなくて、やっぱり極めてたかいところもあるかもしれないですよ。側溝とか下水だとか。あるいは、これはちょっと確認はしてませんけれども、飛散した物質が、あるところに落下しているということもあると思うんです。そういう場合、原発からの

飛散物質ということです。そういう場合、やっぱりブザーが鳴る、アラーム付の線量計の所持も考えるべきではないかということですが、お答えがありませんでした。

それから職員の健康管理について、今後充実するという答弁でしたけれども、スクリーニングについては考えなくてもいいのかということと、あとやっぱり今後充実するといっても、もちろん診療所にホールボディーカウンターが入るわけですが、私は尿検査あるいは血液検査も適宜適時専門家と相談しながら実施すべきではないかと思います。職員の健康の問題は、総務課長がちゃんとしないと管理できないわけだから。そういうことも今後充実するという中に入れて、もう既に１年経過しているわけだから。早い段階で、そういうことも実施するという必要があるのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　アラーム付の線量計については、今後予算等の関係もありますので、検討していきたいと思います。

職員の健康管理については非常に重要だと思っております。これについては、健康管理、警戒区域に立ち入る職員ばかりでなくて、やはり全体的な健康管理に努めてまいりたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

16番。

○16番（小黒敬三君）　この給与の特別な警戒区域の作業における職員の給与関連なんですけれども、この５条には（１）の原発敷地内で、（２）が警戒区域、（３）計画的な立退きの区域ということでありますけれども、これ今度の区域の見直しの中で、その区分がどうなっていくのかという点。あとこれ職員に対する手当てもあるんですけれども、今後復旧復興業者が入ると思うんですが、それとの関係で、そういった従事する人の単価関係がどうなっていくのか。その２点お願いします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　区域の見直しがあるわけでありますけれども、これは遡及するということもありまして、今現在の警戒区域、計画的避難区域ということで考えております。

今後、区域の見直しがあった場合については、当然これらの部分については改正なり見直しをしなければならないという考えを持っているところであります。

これは職員にだけ適用するということでありますので、業者関係

につきましては、その積算単価の中に入れるということになるのではないかということであります。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号　職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第12号　職員等の旅費に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第11号　職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第13号　浪江町税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第13号　浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立多数］
○議長（吉田数博君）　起立多数であります。
よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第14号　浪江町介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第14号　浪江町介護保険条例の一部改正についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立多数］
○議長（吉田数博君）　起立多数であります。
よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。
（午前１０時２６分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。
（午前１０時４０分）

◎議案第１５号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

２番。

○２番（山崎博文君）　まず３点ほどお伺いします。

まず１点目は34ページ、款３民生費、項１社会福祉費、目８災害救助費、節14使用料及び賃借料、総務課分の自動車借上料の4,000万円の減額についてですが、これは所管の委員会でスクールバスの借上料という説明を受けましたが、関連してこの送迎用のスクールバスの任意保険はどうなっているのか調べたのか。もし調べてあるのであれば、どのようになっているのか教えていただきたいと思います。

２点目、35ページ、款３民生費、項１社会福祉費、目８災害救助費、節21貸付金、災害援護資金貸付金1,400万円の減額補正についてお伺いします。これは、昨年６月定例会の一般会計補正２号で1,750万円計上し、今回、この1,400万円が減額となっていますが、その理由について説明をお願いします。

また、災害援護資金貸付金の制度の内容について、６月に説明を受けたかもしれませんが、今一度申し訳ありませんが、この制度についてご説明、あわせてお願いいたします。

次３点目、44ページ、款10教育費、項２小学校費、目１学校管理費、節14使用料及び賃借料、自動体外式除細動器賃借料つまりＡＥＤ64万8,000円と、45ページの同じく中学校費の中のＡＥＤ賃借料、32万4,000円の減額についてですが、過日行われた浪江中の卒業式で出席した際に、校舎内にＡＥＤは設置されていたと拝見しましたが、なぜ当初よりも全額今回減額になっているのかご説明お願いいたします。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　ご質問の34ページ、自動車借上料4,000万円減額ですけれども、これは民間の業者さん、２カ所にお願いしてスクールバスで子供たちの送迎を行っておるわけですけれども、まず１社につきましては任意保険ですけれども、搭乗者人身障害、１名につき3,000万円。それから相手が無保険の場合については１名につき２億円という保険に入っております。あと相手方への賠償につきましては、対人については無制限、対物につきましては１事故につき2,000万円の限度となっております。それからもう一つの業者におきましても、搭乗者人身障害ですけれども、１名につきまして5,000万円、それから無保険の場合については３億円が上限となってございます。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　３民生費、社会福祉費の中の区分で21貸付金、災害援護資金貸付金の件ですが、６月に1,750万円ほど補正いたしまして、それが落ち込みがあって350万円ということで、内容については棚塩の方で、今から働くために車を購入したいということで貸付がありました。その１件だったので、その他1,500万円を減額するものであります。

制度の内容についてですけれども、今回、国のほうから、申込期限が平成30年３月30日までということになっておりますので大分長くなっております。それで内容的には、家が流出とか滅失した場合には350万円。家が全壊の場合も350万円。住居が半壊の場合は世帯主が１カ月以上負傷した場合と負傷なしの場合で少々違いますけれども、負傷した場合が270万円、負傷しない場合が170万円。家財の被害額が３分の１以上あった場合については１カ月以上世帯主の負傷だった場合には250万円、負傷なしが150万円。それから家財が多少なり被害があった方については150万円ということになっております。

内容については、連帯保証人を立てる場合には無利子、連帯保証人を立てない場合は年1.5％がかかります。それで６年間の据置期間で、その後、償還期間が始まります。それで、これは県のほうから町で原資は借りて、町で６年経ったらば貸した方に連絡して納めていただいて県のほうに返納するという形を取ります。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　それでは次に44ページ、45ページの小中学校のＡＥＤの使用料についての減額についてご説明申し上げます。このＡＥＤのリース料につきましては、３款１項８目の14災害寄附金のほうから今回支出しておりますので、従前の10款の科目につきましては、今回全額減額ということで統一したところでございます。

○議長（吉田数博君）　２番。

○２番（山崎博文君）　まず１点目の件のほうはわかりました。絶対事故のないように徹底をよろしくお願いいたしたいと思います。

２点目に関してですが、県から町が借りて、あとは県のほうに返すということで、借りた人、浪江町民でも地震もしくは津波で借りる人は、平成24年度は8,250万円計上していますよね。ということで大変借りる人には厳しいことを申し上げますが、これは返済義務が生じる貸付金ですので、まず貸し倒れにならないための取り組みです。どのように啓蒙活動なりするのかお伺いいたします。

あとＡＥＤに関しては了解いたしました。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　議員おただしのとおり、６年間と据置期間が長いものですから、その間に世帯の状況も変わってしまいますので、なかなか返還については難しいと思いますけれども、借り入れするときの説明とか、それから据置期間が終わる前に、すべて通知して始まりますよということで早めに連絡をして啓蒙していきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　担当課との事前の事前の事務調査できなかったということもあって細かい質問事項もありますので、ご理解いただきたいと思います。

今回の補正で第８号、この歳入歳出の内訳表にあるとおり、当初予算では平成23年度の71億3,900万円の予算でした。補正に補正を重ねて、100億円を超えたということです。私の記憶では、一般会計で100億円を超えたというのは初めてでございます。

あと、補正も含めて１、２度あるかもしれません。今回の災害は、これだけ大きいということが、予算の上からも想定できるということであります。

質疑に入ります。９ページ、法人税が1,568万2,000円の補正で、現年課税分で3,460万円になっております。再開した法人の件数おわかりでしたらばお示しください。

それから、法人課税がこれだけあるわけですけれども、法人、個人によっていろいろ災害支援制度の違いがあります。その上で、再開した人で、個人の所有地で再開した場合、あるいは工業団地等、公有地で再開したということについて整理したものがあれば、お示しいただきたいということであります。

同じく９ページ、軽自動車税についてでありますけれども、廃車件数は従前の台数がいくらで、廃車がどれくらい行われたのか。これはいろんなところで出てきますけれども、まとめてご質問いたしますので、それぞれ頭に入れていただきたい。軽自動車はそういうことで持ち出しができないと。あるいは線量が高くて廃車にしたということもいっています。結果、軽自動車税の減収になったところです。その分の賠償請求はどんなふうに考えているのか。それぞれ今担当する部署での行政請求について、大まかなものがあれば関連してお尋ねしておきますのでお答えいただきたい。

それから、12ページです。国庫支出金で、小学校国庫補助、中学校国庫補助、幼稚園国庫補助、県支出金には出ていなかったんです

けれども、いわゆる就学援助について、大幅な減額になっております。就学援助費が極めて有効な制度として活用されていると思うんですが、なぜこれだけの減額補正なのか。減額補正の理由についてお尋ねいたします。

それとまた、国県の教育行政にまたがることで一つだけ、関連で質問させていただきたいと思いますが、浪江中卒でサテライト校に入学された生徒がどれだけなのかわかりませんけれど、サテライト校に通学している生徒がたくさんおります。これまでの県の説明では、それぞれサテライト校の近くに宿舎を用意するということだったんですけれど、例えば双葉高校については、希望者が多すぎるので通える人は通ってくださいということで、負担の大きい生徒では２時間半以上。朝６時に出発しないと、仮に通うにしても通えないと。通学費については３万円限度まで助成するということなんですけれど。宿舎そのものも問題ありますけれども、そういう生徒あるいは保護者が、従来の話と違うということと、新たな県の教育委員会の提示によって通学するということになれば､大変な負担になる。

したがって、町の教育委員会としても見過ごすわけにいかない問題ではないかと。このことについて、教育長としてどのように対処されるのか。県の教育委員会のほうに多分実態把握の上、ご意見を申し上げていると思うのですが、４月間近です。ぜひ善処を求めておきたいと思いますが、現状について関連ですけれどもお答えください。

それから13ページで、復興交付金、総務費県補助金９億9,500万円の計上になっております。浪江の場合の復興交付金の算定のポイント。ちょっとこの補正予算で調査不十分でどういう復興復旧に充当するのかということについて調査できませんでしたので、歳出の関係でお答えください。

それから、同じく総務費県補助金で、これも片方で復興交付金で10億円のお金が入っているんだけれども県補助金になっている。復興交付金は復興交付金ではないかと思うんですけれども、計画策定のための基本料金というのはわかりますけれども、なぜ県補助金なのか。交付金との関係で整理してお答えください。

20ページ、企画費の説明欄のところですけど、総務課の分として復旧・復興基金積立金が12億8,500万円、それから企画調整課の分として復旧・復興基金積立金が１億4,167万8,000円、二本立てになっている。これはなぜなのかということです。

24ページ、賦課徴収費の減額補正ですけれどもあります。賦課徴収費がそれでも約3,000万円ほど計上されているということですけ

れども、現状における徴収経費というのはどういう内容なのかということについてお答えください。

それから29ページ、扶助費であります。人工透析の分も含めて扶助費が2,000万円ほど減額になっております。通院交通費、あるいは在宅障がい。重度心身は増額か。障害自立支援給付等の減額があるわけですけれども、まず扶助費の減額補正に関してお尋ねいたしますが、透析患者の通院者数はどれくらいになって、通院手段はどうなって、通院費の助成についてはどのように行われているのかということが、透析患者通院にかかわる問題であります。

それからあわせて、浪江の場合は岳下に透析患者がいて、亡くなった人いるのかな。避難による重症化が心配されておりますけれども、透析患者の重症化についてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

あわせて、避難をしてきて二本松市、郡山市、福島市、あるいはそれぞれ避難先で通院加療をしているということですけれども、透析患者がいる避難先自治体との連携というか、それはどのように行われているのかということについてお答えください。

それから33ページだと思いますけれども、民生費で委託料、保育所の委託料、これは委託料そのものが2,700万円の減額でありますけれども、広域入所保育所入所自体が大変なわけでありますけれども、広域入所に対する委託料は、説明欄に項目しか出てませんので、減額なのかどうなのかお答えください。保育入所の広域入所で希望入所ができているのかどうか。

同じく33ページの委託料で、仮設住宅の住環境、合併浄化槽あるいは給水設備の管理費等について項目説明があります。そこでなんですけど、まず確認をしておきたいんですが、給水設備、あるいは仮設に設置されている合併浄化槽というのは、町の設備なのかどうなのかということです。

それから、ここでも関連して質問させていただきますけれども、仮設の住環境改善の問題は、さまざま出されておりますけれども、例えばこういう問題があります。12月、１月頃になって、掃き出しの後付け工事をするということで、寒いから私はやらないという人達もいた。今後、温かくなった時点で追加工事をしてもらいたいということでありますけれど、こういう工事は可能なのかどうか。

それから仮設の問題はたくさんありますけれども、重要な問題だから。畳あるいは壁が、特にベニヤの部分ですけれど。カビが発生しています。あまりにひどいので、役場にお願いしたらば、役場職員が何人か来て拭き掃除をしていった。しかし、表はこすったとこ

ろは消えるけど、また発生すると。高齢者もいるし、障がい者もいるし病人もいると。カビがとにかく冬場は密閉されたような状態でもあるわけですけれども、非常に健康障害が心配されるので、畳については早急に交換してもらいたいと。私はその時、町を通じて県の返事がはっきりしない場合には、個人で畳を変えて、あるいは壁板を取り換えて、それは東電に請求するというのも一つではないかと申し上げたんですけれど。そういうことも、そこまで実は追い込まれております。少なくともこの２つの問題について、たくさんありますけれど、それは省略しますけれど。この２つのことについてどういうふうに対処したらいいですか、お答えください。

それから、35ページの扶助費で５億1,800万円の減額補正でありますが、その中で大きいのが災害弔慰金で５億2,000万円。大幅減額の理由はなんだったんでしょうか。提案理由の際も説明はありませんでした。

それから37ページ、予防費の節13の委託料でありますけれども、肺炎球菌予防接種委託料、ヒブ予防接種委託料の減額補正が計上されております。確認をしますけれども、この予防接種事業実施について、実績はどうだったのか。事業実施に当たって徹底されたのかどうかについてお答えいただきたい。答弁を求めます。あとの事項は所管でしたので。

○議長（吉田数博君）　答弁、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　９ページの法人町民税の1,558万5,000円増にかかわる件数はということでございますけれども、107件ほど出ております。これにつきましては、当然９月で80％ほど減額させていただきました。これは９月の部分で見込みで２割程度の収納は可能ではないのかという判断のもとにやらせていただきましたけれども、この段階になりまして40％ほどの収納がありまして、20％ほど増額した形になっております。

続きまして、同じ９ページの町税の軽自動車税の減免にかかわる台数はということでございますが、９月の補正につきまして、当初は請戸、中浜、両竹、棚塩のエリアで津波災害を想定した形の中で、把握できたのは700台と見込んでおりました。これが今回、警戒区域及び計画的避難区域が対象区域の中で約3,200台が対象ということで、その部分にかかる減額ということでございます。

［「総台数はわかっているの」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　答弁、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　減免の総台数が3,200台。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　12ページのご質問でございます。教育国庫補助金、小学校、中学校、幼稚園、それぞれの就学援助を減額した理由についてですけれども、これは14ページの15款２項８目、教育費県補助金のほうへの予算組み換えのために、国庫補助金のほうを減額し、今回提出したところです。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　高校生のサテライト校へ４月から通学する浪江町の子供達について申し上げます。受験して間もなく数字が出てくるわけですが、サテライト校に進学を希望していた生徒が私の記憶では浪江中、東中の15、６名でございます。さらにその中で、いわき市にサテライトを集約する学校、双葉高校、富岡高校、双葉翔陽高校の３校でありますが、ここに希望しておりましたのは、これも私の記憶で恐縮ですが５名ほどです。この数字は避難先でいろんな新しい友達ができたとか、あるいはサテライト校が遠いといったいろんな事情の中で選んだ結果だと思われます。

先ほどご質問の中でお話しいただいた、遠くなったので通学に大変困難を来しているケースは、もしかすると、今在校している１年生、２年生が進級するに当たっての変化だと思いますが、申し訳ありませんが、この情報はつかんでおりませんでした。こういった状況については大変懸念されるところですので、情報を把握しながらとるべき対応については考えてまいります。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　13ページになります。復興交付金でありますけれども、これの算定根拠になります。これは３つに分かれまして、まず基本算定基準というものがありまして、これは災害救助法適用市町村であるかどうかということが一つにあります。

２つ目には、重点項目算定基準ということで全半壊の半壊数、あるいは避難者数によって算定される。

３つ目がその他の算定基準ということで、被災者受入数あるいは仮設住宅数､標準財政規模等によって算定されたものでございます。

また、これらの事業でありますけれども、復旧復興にかかるものについては大分この事業でも大丈夫だということでございます。生活再建支援に関する事業、あるいは健康福祉増進支援に係る事業、住宅再建支援に係る事業、コミュニティ再生支援に係る事業等がありまして、だめだというものについては除染など、全県的な対応を必要とする事業、義援金など使途の定めのない現金支給、人件費や交際費、庁舎管理などの内部管理経費についてはだめですよということで、そのほか復旧復興については使途はあまり制限しませんと

いう交付金になっているところであります。

次に、20ページになりますけれども、企画費の中の積立金ということで、復旧・復興基金の積立金、総務課、企画調整課と二本立てになっております。これにつきましては、財源構成が違うということで、その財源をもととして管理してきたということでこういう二本立ての記載になったところであります。

まず、総務課の分でございますけれども、先ほど申しましたように、市町村復興支援交付金が９億9,567万4,000円です。それと一般財源２億9,000万円ということで合計で12億8,567万4,000円ということになります。企画調整課分でありますけれども、これは復興宝くじの交付金１億4,165万8,000円、これと基金からの利子２万円を合わせまして１億4,167万8,000円ということで、財源で区分したということであります。

○議長（吉田数博君）　税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　24ページ、総務費、徴税費の賦課徴収費のところでございますけれども、この科目につきましては賦課の部分と収納の部分と、合わせ状態での賦課徴収という形で補正予算をいたしております。

主な内容といたしましては、13の委託料でございますけれども、滞納管理システムデータ連携委託料、これにつきましては、その後、行政システムに移行する際にかかる経費ということで見ておりましたけれども、平成23年の災害等が発生いたしまして着工が遅れました。それに伴う減額ということでございます。

また、委託料の中で、町税賦課計算業務委託料につきましても、災害等によりまして納付書､督促状関係の発送がずっと遅れました。また、納付書につきましては、減免という形の中で納付書がなくて決定通知書に変えた部分によりまして、この部分の経費が発生しなかったという部分の減額でございます。

また、その家屋評価システム保守につきましては、家屋評価に係るシステムの保守ということで、これは今回の浪江町役場より機器そのものを持ち出しができなかったということで、保守ができないということの減額しております。

あとは土地鑑定評価委託料、これは時点修正ということで毎年時点修正しておりますけれども、これにつきましても災害等によりまして、不動産鑑定士の方が警戒区域に立入ができないことで今回鑑定ができないということで、この委託料も満額減額しております。

あと14の使用料につきましては、町税賦課収納管理こういった部分の賃借料でございます。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　33ページの仮設住宅の給水設備とか、合併浄化槽の件についてお話しいたします。どこのものかという部分でございますが、施設は福島県という形になります。それで管理運営を町が委託を受けているという部分で、こういう予算措置になっております。

その仮設住宅関係で申し上げますと、集会所、談話室等を含めまして38カ所ほどになりますが、そのまま電気代とか上下水道代、ガス代等々、委託料代のお支払いをしているところでございます。

それと、掃き出し窓の希望をとったということですが、今回、寒さ対策の一環として、二重サッシの工事をしております。今後、可能かという部分でいきますと、二重サッシ施工したあとですので、できないというお話をしながら希望を取ったというところでございます。

あと畳関係のカビの発生ですが、結露でかなりこのような状態になった経過もございます。その中で、畳については一部、県のほうから入居者に瑕疵がなかったということで交換してもらったケースもございます。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　29ページの扶助費2,052万2,000円の減額ですけれども、人工透析患者通院交通費については、20万円の減については２名該当しております。これは昼間は働いていたりして、夜間に他の町村で受けるような形にしてやっております。

透析患者が今現在何名ぐらいいてということなんですけれども、現在78名になっております。あと、通院それから手段、助成なんですけれども、通院については特別助成とかはなくて、先ほど申したとおり、夜間にやったり他の町村に行かなければできないという方については助成がございます。

それから避難による重症化ということなんですけれども、透析患者だけを統計取っておりませんので、１級とか身体障がい者でとっておりますので、増えているのは事実ですけれども、正確な数字は出ておりません。

それから透析患者の避難先の自治体との連携なんですけれども、これは避難先にもよりますけれども、必ず町のほうでやっておりますもので、今後も避難先と連携しながら、それから業務等連絡して、それから身障患者ですので、施設とかそういうことでございますので、それは連携してやっていきたいと思っております。

それから33ページの委託料の広域入所委託料減額なんですけれど

も、これは2,000万円ほど減額しております。これは１月から特例措置による避難先の町村で事務、それからその他の運営等を直接、国に申請いたしますのでその分の減額であります。補正後の３月から12月分、8,400万円は残っておる状態になっております。それで希望入所ができているのかというご質問なんですけれども、これは現在､全国にお子さんを連れて避難している方々おりますけれども、これは避難先で私立なり公立なりを探していただいて、すべてとはいいませんけれども、ある程度はできる状態だと思っております。

それから35ページ、扶助費の災害見舞金と災害弔慰金の減額なんですけれども、これにつきましては災害見舞金については1,000万円の減額でありまして、平成23年度の認定支出が10件で1,500万円でありましたので、その中で生計の主が２名、その他が８名であります。

次の災害弔慰金については５億2,000万円の減額でありますけれども、弔慰金の支払い済みは224名、生計の主が26名、その他が198名、金額は６億2,500万円であります。なお、３月の審査会があり、認定になった方については速やかに支払っていきたいと思っております。なお、今年度については8,000万円ほど予算は残してございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは37ページ、予防費の13委託料についてご説明いたします。

予防接種事業につきましては、広報、フォトビジョン等、それから各医療機関等に貼り紙をいたしまして接種の推進を図って今までまいりました。実績でございますが、２月現在でございまして、肺炎球菌予防接種については約720名、ヒブ予防接種については750名の方々が、現在受けていらっしゃいます。３月末までこの接種は継続しておりますので、速やかに皆さんにやっていただくよう、これからも広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　再質問をいたします。なかった分は了解したということでご理解ください。

これも事務的に確認すればわかることでありますけれども、９ページに関係して軽自動車の廃車の抹消台数が3,200台ということですけれども、浪江町の軽自動車の総台数、もしわかったらばお答えください。

それから、法人税の補正計上に伴って、事業再開した人で公有地あるいは民地を借りて再開した人がいるはずだと。その場合、支援

の大きな違いがあるということで、まずその状況をつかんでいるのかどうか。その個人の場合、例えば二本松で事業を再開すると。名前言って失礼だけれども、マツバヤさんの場合は二本松市の工業団地で一画を借りて再開をした。しかし、もうスペースがないということで、二本松で再開したい人は個人的、町にも相談していると思うんだけれども、個人的に物色すると、確保したと。いろんな制度の違いがあるし、負担も心配だということで、そもそも原発避難がなければ、そういう問題は発生しなかったわけなので、公有地であれ、民有地であれ、事業再開に対してはやっぱり共通の支援体制を組むべきだと思うんですけれどいかがでしょうか。

それから、就学援助について、予算の組み換えだというお話はありました。それはわかりました。その上で、ここ二本松も含めて就学援助を利用している児童生徒というのはたくさんいると。結論から言えば全員が就学援助の対象ではないかと思うんですけれど、避難児童に対する就学援助の取り組みはどうなっているのか。お答えありませんでしたのでお答えください。

それから、サテライト校の問題ですけれど、新しく入学される生徒。例えばいわきにはほとんど空家がないと。運良く条件は悪いけれどもアパート見つかったと。見つかった人はいいほう。県の教育委員会で確保していた宿泊所も満杯になったと。そこに入れないというんです。今まで申し込んでいた人も保護者会を開いて、こういう事情だから例えば郡山なら郡山、あるいはその周辺であれば通学をしてくださいという問題が起きているんです。県の教育委員会は、極めて無責任だと言わざるを得ません。そのことを把握していないようでしたので、現状はそういうことなので、県の教育委員会に改善を強く求めていく必要があるのではないか。

それから、復興交付金についてはわかりました。予算の計上で補助金となっているのですが、中身は復興交付金だということであります。

それから、復興交付金については、予算の計上にあるとおり、交付された訳ですけれども要求額はいくらだったのか。満額交付ということなのかそうでないのかお答えください。

それから、仮設の住環境改善の問題。設備についてはわかりましたので、住環境改善の問題ですけれど、二重サッシを入れたので掃き出しの取り付け後付けはできないと。これも12月、１月ほとんどの人が順番待ちだから。追加工事をやるとすれば外で待ってるとか、集会所で待っているとか、あるいは部屋の中で待つにしても、出入り口を開けっ放しで工事をしてもらうしかないと。年寄りもいると。

それは今はできないということでお断りしただけで、いらないということではないんです。でも県では、後付けはできないということですけれど。これは火災のときが一番心配なんです、やっぱり。防災の問題。安全の問題。障がい者、高齢者の対策の問題から関しても、回転の必要があります。担当課長としては、中継するしかないということかもしれませんけれども、そういう問題があるんだと。だからできないといってそのまま下がらないで、これは。税務課長に言ったってどうしようもないんだ。これは町長もそこは頭に入れておいて、改善を強く求めていただきたいと思います。

併せて、畳については一部交換したということはわかりますけれども、今なお結露がひどいと。ある人に言わせると、朝起きて一番の仕事はタオルで結露を拭くことなんです。しかも、毎日続いていてカビがひどいと。畳というのはそこで寝ているわけだから、今カビているということは、これからどうなるかわかるんです、言わなくても。だから早急に入れ替えしてくれということなんです。半年後、入れ替えなんていうわけにはいかない。それで待てないという場合には個人で畳屋さんにお願いして入れ替えしたいという人もおりますから、そういう場合、東電の賠償の対象になるのかどうか。町としては、しばらくかかるということであれば、急を要する問題だから、すべての問題で時間がかかりすぎるわけだけれども、少なくても日々の生活に深いかかわりを持っている住環境については急いでやる必要がある。２つに１つ。どうされますかお答えください。

それから災害弔慰金、扶助に関してはわかりました。

最後ですけれども、肺炎球菌、ヒブ予防接種については、課長がお答えしたとおり３月いっぱいなんですよ。でもきょう19日でしょう。したがって、徹底されたのかということをくぎを差すような形でお尋ねしたわけだけれども、特に借り上げにしても、高齢者の生活環境は良くありません。体も動かしておりません。先ほど、障がい者も出ていると言われてとおり、身体状況が悪化してきているというもとで、病気にかかりやすい生活環境のもとで、予防接種はできるだけ多くの人にやっていただくと。しかも無料でできるわけだからね。だから現状が全体の何割で、あと残りの分についての徹底をどういう対応をなされるのかもう一度お答えください。

明快な答弁があれば、これで再々質問はやりませんので、よろしくお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君）　税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　それでは再質問にお答えいたします。

９ページの法人町民税の民地、工業団地等に移住されて、稼働さ

れているケースはということですが、税務課といたしましては、その件数は把握しておりません。

また、同じページの軽自動車税の減免の総台数は約9,700台につきましては、耕うん機等といったものまですべて含んだ状態での9,700台ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　12ページと14ページで関連しますけれども、就学援助費の二本松市以外のところに避難している行政の支援はどうなっているのかという話でございましたけれども、原発避難者特例法によって、避難先の自治体で支援をするということになってます。

ただし、浪江町の子供達について、全員がそうなっているかどうかということで、確認の意味で千七百数名の子供には、通知を出しております。その回答が今どんどん来ておりまして、ほとんどというか全員ですね。他市町村に避難している方については、今のところその避難先の自治体で支援を受けている状況です。その確認作業を今、行っております。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　再び議員からお教えいただいた状況は、これまでの県の説明を受け止めていた私にとっても、大変意外な内容でございました。誠意も感じられませんので、確認をしながら機会を捉えて要望してまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　復興支援交付金の要求額ということでありますけれども、これは先ほど申しましたように、算定に基づきまして、県で算定をして内示をして交付となっております。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　仮設住宅の住環境改善についてですが、先ほどご指摘があった火災の問題があるということで、町としてもその状況は十分わかりましたので、戸別に消火器などを配布していただきたいということで配布しております。

その他にも、畳の結露の問題とか、住環境については一歩一歩進めなくてはならないということで、今後とも努力していきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　３月、あと10日ぐらいしかないわけなんですが、予防接種については当然やらなければならない。高齢者の方々に対して、やはり接種をしていただいて、元気な姿で浪江町

に戻っていただくというのが基本でございますので、さらに広報に努めたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　どちらも東電の賠償に関わる問題ですので、再々質問しますけれども、一つは軽自動車の抹消登録による税収減。当然のことながら行政賠償請求せざるを得ないというかすることになると思うんですが、はっきりこの場でするかどうか確認したい。

それから仮設住宅における特に畳等の改善の問題だけれど、努力するという姿勢はわかりました。それで、どうしようもないと、においもすると。このままいけば床も腐ると。床も交換してくれということになるからね。そういう場合、待ってられないので、個人的に業者に発注したと。10万円かかったという場合には避難経費として東電に賠償請求することは可能だと思いますけれども、行政の立場でお答えいただきたい。

○議長（吉田数博君）　答弁者、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　ただいまの軽自動車税につきます部分でございますけれども、警戒区域につきましては、当然原子力事故に伴う減免。ただ、計画的避難区域につきましては、この範囲に入っていないということになりますので、それは独自での対応という部分ですので、その点につきましては、東京電力の方に賠償請求すると考えております。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　個人の賠償請求の件でございますが、請求は可能かと思いますが、認められるかどうかという部分についてはあるかと思います。その辺も含めて役場のほうでも詰めて、県のほうも詰めていきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

９番。

○９番（橋爪光雄君）　42ページ、目６紅房桜維持管理費についてお伺いします。ご覧の3.11の地震、津波、また原発事故によって、浪江町は全域が警戒区域となって、立ち入りがあまりできないという状況でありますけれども、その中でちょっと何点か確認します。

一つは、被害状況を確認をされたのかどうか。

それからふるさと浪江を桜の町にしていただきたいという思いで田尻氏から紅房桜をいただきました。また、維持管理費も高額な管理費をいただいております。その中で、浪江町としては田尻氏に対してどのような対応をされたのか伺います。

また、今後の紅房桜の管理維持についてはどのような考えを持っ

ているか。この３点についてお伺いします。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　まず第１点目の現状確認でございますが、すべての確認を行っておりません。警戒区域もありますので、全部については確認をしてございません。我々が確認したところだけ申しますと、高瀬グラウンド、いこいの村周辺、それから役場周辺と泉田川周辺のみでございまして、その他についてはまだ確認はしてございません。

それから、田尻さんについての対応でございますが、まだ震災後、それからこの災害後、連絡とってございません。こちらについても、今年の桜の状況等も確認しながら、改めて田尻さんのほうにはご連絡をしていきたいと考えてございます。

それから今後の対応でございますが、まず現時点では中に入ることも、業者にお願いするということも管理の点から不可能と思いますので、今後についてはその状況を見ながら確認等も踏まえていきたいと考えてございます。

なお、昨年の２月末までに紅房桜につきましては、63本を残すのみで植樹が終わったところで、３月末までにはほとんどこの63本も植える予定でございましたが、このような状態になってしまって63本だけ現在残って仮植してあるところであります。

○議長（吉田数博君）　９番。

○９番（橋爪光雄君）　確認状況とか今後の維持管理については、このような状況ですのでわかっております。了解しました。

大事なことは、田尻氏に対して、まだ状況報告もしていないという状況は、非常に行政としては早急に現状でいいからこういう状況ですよと。大切に維持管理をして震災前までやってきましたと。このような状況ですよと。ですから、そういったスピード感を持った寄贈された方に対しての配慮といったものは、今の答弁だと欠けております。大事なことなんです。状況をいち早く確認するのは当然なんですけれどもできない状況である。でも、紅房桜は以前として今、生き残っていますよと、生きていますよと。今後維持管理については、警戒区域が解除した暁にはしっかり取り組みますよと、そのぐらいの誠意を持った対応をするべきだと思いますけれども、この対応についてはどうされますか答弁願います。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　今、９番、橋爪議員のおただしのとおり、やっぱり今まで大変なご厚意をいただいてきまして、大変な財産を預かっているということで見守ってまいりました。

１月のふるさと浪江会の総会に私も出席させていただきまして、田尻氏とお会いしてまいりました。田尻氏のほうから、町長大変な状況だなと。我々東京にいるけれども、本当に浪江のふるさとが大変だということで、逆に激励をいただいてまいりました。その中で、紅房桜の話は出ませんでしたけれども、なんとか氏のご厚意には報いていきたいと思っておりますので、今おただしのとおりこういう現状になっているということで、今管理もなかなかできない状態だということをやはり書簡の中、あるいは電話の中で一つご報告をさせていただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

14番。

○14番（紺野榮重君）　何点か質問させていただきます。

16ページ、款16財産収入、項１財産運用収入で、総務費寄附金という中で、ふるさと納税が420万円というふうな補正になっておりますけれども、これはどのような方がふるさと納税をされているのかということと、感謝の気持ちの表し方という中で町としてはどういうふうにされているのかということをお伺いします。

20ページ、款２総務費、項１総務管理費、目６企画費の中で、先ほど馬場議員から質問がありましたけれども、私が聞き逃したかもしれませんが、基金残高見込みという中で、17億8,083万円は、今後どういうふうな使われ方をするのかということをお伺いいたします。

42ページ、款７商工費、項１商工費、目４マリンパークなみえ管理費ということでありますけれども、ここで土地借上料というものが補正されておりますけれども、民間との仕様に関してはこのような状況の中で町とは全く違ってくると思いますけれども、今後、こういう契約というものをどうなっていくのか。これが町でどういう土地借用料を支払っているのは適当なのかどうかと。これはこの項目ばかりでなくて、この次の43ページの丈六公園の土地借上料というのに入っていますけれども、同じくこのことにも答弁をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　16ページの総務費寄附金ということで、ふるさと納税、平成23年度で750万円ほど見込んでおります。件数で約140件ぐらいの方々からご寄附をいただいたということであります。通常の年ですと、浪江町の出身者、あるいは浪江町ゆかりのある方だけでしたけれども、今年度についてはある程度、なんといいますか行政支援に来てくださった方々も、ふるさと納税していって

もらっております。

感謝の気持ちでありますけれども、今までは浪江町の産品ということだったわけですけれども、なかなか送れないということで、礼状のみというふうなことになっております。

次に、20ページの復旧復興基金の使われ方ということでありますけれども、今後、公共施設の復旧復興に入る場合のハードの部分とか、いろんな部分についてこれらの基金を活用していきたいと思っております。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　年間の土地借上料の件でございますが、平成23年度についてはいろいろな形でお支払いをしていきたいと考えておりますが、次年度につきましては、この土地管理組合の方とお話し合いを進めていきたいと考えております。

どのようにしていくかについては、管理組合の組合長さんと詰めていって今後の賃借のあり方については進めていきたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　43ページの公園費の中の土地の借上料でございますが、この借上料は新町公園、旧郵便局の跡地の土地代でございます。民間から借上げている部分ですので、お支払いするという形で今回お願いしたところでございます。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　土地借上げにつきましては、契約を結んでいるということで、いったん町では地主の方に借地料として払って、それを払った分については東電に賠償という格好でもっていきたいとう考えを持っているところであります。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　35ページの民生費、先ほど２番議員からも貸付金について質問がありましたが、私からは関連も含めてちょっとお聞きしたいと思います。

震災当初、避難の最初に社協を通じて１人２万円、10万円ということと貸付金があります。正式文書はあと確認しますが、これは皆さん方も御存じだともちろん承知していると思いますが、あの当時、議会でその私も賛成してそういう時点で、みんな２万円というのは非常に小銭がなかった時代ですごく助かったという評価もいただいております。しかし、反面、あの当時議会でそれが決まった次の日あたりから、５、６人私のところに電話がかかってきまして、「あれは若月、見舞い金だべ。だから返すことないんだろう。」そうい

う声が非常にあったんです。私は、あれ議会ではそういうことは一切言ってないよ。あれは貸付金だということで、書類上も貸付の要項要領に基づいて対策会議が持たれてと私は理解していますが、社協に対してお金を出していますから、私はこれの債務負担行為の部分がどうなっているか。１点はそうです。

これは、今、風評被害とかいろいろ皆さんの意見を聞けば、阪神大震災等でも同じような制度があったけれども、非常に返す人が半分ぐらいしかいなかったとか、そういう風評が先行してます。そういうことを考えると、紳士なる浪江町民でありますから、それからまだ期日もまだ管理できてませんから、そういうことにはならないと私は思っておりますけれども、行政として社協に対して債務負担行為をちゃんとなっているのか。また、将来的にそういう問題が出てきたとき、どこにそういう返済の部分について、返済をしている人達の公平性のところから考えていかなければならない問題が出てくると理解してます。質問は、その債務負担行為がちゃんと行政としてなっているのかどうか。

それからもう１点は、減税の３月、今の時点でいいですが、官の情勢は状況は報告ありましたけれども、直近のそこの返済の状況もお尋ねしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　債務負担行為というものにつきましては、翌年度以降に支払うというのが債務負担行為となりますので、既に貸し付けしていますので、債務負担行為というものは出てこないということになります。

ただ、決算でそこに未収ということでは、処理というものが必要になってくると考えております。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　返済の現在の状況ですけれども、貸付が1,940件で3,880万円。２月29日現在ですけれども、償還されているのが16件で32万円。それで償還の残が1,924件で3,848万円となっております。

これは、申し込み受付が昨年度の３月27日から５月31日までででした。１人当たり２万円。それで据置期間が２年、その後５年間が償還期間となります。

ですから、来年の早い方ですと１カ月ぐらい前には通知を差し上げないと思いますので、２月27日には返済が来ますよということで連絡していきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　まだ技術がそういう部分はまだ今からですから、それ以上のことは私は問いませんが、やはり公平感がある未収金の中でいったら非常に問題が複雑になってまいりますから、そういうことを踏まえて、そこの責任の所在は社協にあるのか、行政にあるのか。そこの辺を含めて、きちっと対応を進めていただきたい。ここは聞きたいような気がしますが聞きます。社協が責任を持つのか、行政が責任を持つのか。そこについて問いただしております。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　０時０１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　０時０１分）

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　これは、原資というものは町で社協に貸して、社協が個人に貸している状況でありますけれども、これは原資を貸している町の責任かと考えております。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　私はそのお答えに非常に信頼感を持っておりますので、問題のないようによろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第15号　平成23年度浪江町一般会計補正予算（第８号）採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君）　ここで、午後１時30分まで昼食休憩といたします。

（午後　０時０２分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時３０分）

◎議案第１６号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第16号　平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第16号　平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１７号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第17号　平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君）　質疑がないようなので、国民健康保険事業は所管でありますが、委員会の中で若干疑問な、担当課がお答えできないようなところもありましたので、改めてお伺いします。

６ページですが、滞納繰越等々がずらっと並んでおります。滞納といえば払わないということなのですが、払えない方も払わない方も混在していると思います。今この本案は免除ですか、支払い猶予となっていますが、単年度ごとでいつまで続くかわかませんが、通常、税法上は大体５年で償却していくんです。そうすると、いろいろな延滞がそのままの、この状況がいつまで続くかわかりません。

仮に、政府が我々に大変親切であれば５年ぐらい。ひょっとする

と免除のままいくかもしれません。その間に５年経てば、当然2011年、震災前の延滞がきれいになくなっていくと、償却されてしまうということなのですが、地方公共団体の場合、時効の中断、あるいは死亡があるのかないのか。まず第１点をお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　今の質問でございますが、時効の中断につきましては、議員がおただしのとおり５年間、更新がない場合については時効が成立します。ただし５年間の間に差し押さえとか、そういったものをやっているものについては時効中断になります。

それと、おただしの基本的なところは時効で処理するということは、相手方が行方不明になっていて居場所がわからないとか、その会社によりますと、固定資産を持っていらっしゃっても、会社そのものが解散されて存在しないとか、いうことでない限りは時効の中断という手法を取ってございます。

○議長（吉田数博君）　17番。

○17番（勝山一美君）　今まで私長い間、皆さんのおかげで議員生活やってこられましたが、時効の中断やったというあまり聞いていないですが、差し押さえまでいかなくてもその前段階の時効の中断、そこからまた時効の時間が始まるという。民間の場合は、即座にいろんなものによって、時効が５年とかではなくて、もっと短いものもあればいろいろありますから、必ず時効の中断をするということで、それを伸ばしていくと。ただ、確かに行方不明者を探して云々という経費が逆にかかりますから、そういったことはなされることは少ないと思いますが、いままで行政というのは機械的に５年経つと償却していったというような形なものですから、確かに大変な時期なのですが、将来５年経てば、本当に我々視察に来られるぐらい、延滞ゼロ町ということにもなりかねないので。それでは、町の復興・復旧についての町民の意識も甚だ問題が出てくるのではないかということと。ぜひ税全般にわたって機械的に償却していくような、５年経ったからということではなくて、やはりもう一度戻った中で落ち着いた中で、きちんとした形で追徴できるような形をとるべきだろうと。払えない方は、それなりにいろいろな施策があるので、それに該当して払わない人については、やはり払わないで逃げると。逃げ得という状況にならないように、くれぐれもそういった施策に対してはお願いしたいということなのですが、その辺がしっかりとしたご返答。今後、こういう厳しい時代ではありますが、時効の中断をきちっとやっていくんだというお話を伺いたいと思います。やるのか、やらないのか。

○議長（吉田数博君）　答弁、税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　平成22年度以前の対応につきましては、できる限り分納誓約をとりまして、年次計画のもとに納入していただいております。現在、他県のほうに避難されている方につきましても、これら分納によりまして納入されてきているケースもございます。

今後の取り組みにつきましても、現在こういった状況でなかなか納入するのが困難だと。自分の生活再建も大変な状況なものですから。こういったものを考慮しまして、町税につきましては、今後はお知らせという形で通知書を差し上げまして、現在、あなたにつきましては、これだけの滞納が残っておりますよと。また、そういったものにつきまして、今後、納税相談を受けながら、逃げ得のないような形で対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第17号　平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１８号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第18号　平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第３号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第18号　平成23年度浪江町国民健康保険直営診療

施設事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立多数］
○議長（吉田数博君）　起立多数であります。
よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎議案第１９号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第19号　平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第19号　平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
［起立多数］
○議長（吉田数博君）　起立多数であります。
よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２０号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第20号　平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論はありませんか。
［「なし」と呼ぶ者あり］
○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、議案第20号　平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２１号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第21号　平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　８ページ、介護予防サービス給付費でありますが、今回の補正は880万円、補正後で4,367万7,000円。それからサービス計画給付費で100万円、補正後600万円、合わせて介護予防サービスの保険給付は5,400万円という計画であります。

そこで、これもたびたび議論になってますけれども、避難生活の中で介護認定者が増えているということでありますが、今議案審議ですから詳しい答弁でなくてもいいのですが、介護度でいうと、どこのクラスで増えているのか。それから、介護予防サービスの給付については要支援止まりなのか。それともケアマネージャーの給付計画によっては、これを含めて介護サービスを受けるということなのか。要するに、この部分で一定額が増えてきております。介護度の中身についてお尋ねいたします。

介護イコール障がい者ということではないけれども、一言でいうならば高齢者福祉の事業であります。今回の一般質問でも田尻議員のほうから仮設に入居している方が亡くなって、その奥さんについても精神的異常があったと。自治会としても名簿がないので、パトカーが来て、いろいろ自治会役員が対応に苦慮したという話がありました。したがって介護予防サービス、高齢者福祉事業を仮設避難者が受けやすいようにするためにはどうすればいいのかという問題が１つあります。

あといま１つは、さまざまな障害を持つ、独居老人も含めて、個人情報ということで仮設の自治会役員すらも名簿がない。ある自治会では、高齢者と障がい者の名簿はいただいたという話も聞いておりますが、自治会の役員にしてみれば、自治会内の出来事なものだから対応せざるを得ないと。いろんなことが起きてから慌ててしまうというのが実態であります。

したがって、トータルでいうと高齢者福祉ということになるわけだけど、介護事業の分野でも、どういう名簿を提供すればいいのかということになると、それぞれの自治会でも考えが異なると思うの

ですが、少なくても独居老人、障がいのある人。障がいのある人の中に介護サービスを受けている人を含めるということであれば、それも含めて名簿を提供して、さまざまな形でサポートできるような形をとる必要があるのではないかと思っているのですけれども、現状はどうなっていてどのように打開しようとしているおつもりなのかお答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　暫時休議をいたします。

（午後　１時４６分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時４６分）

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それではお答え申し上げます。

介護の認定者の、どの部分が一番多いのかということでございますが、要支援１それから要介護１が大体一番多いという状況でございます。それから高齢者の福祉事業、いわゆる自治会の会長、役員の方々に対して名簿の提供という議員のおただしでございますが、やはり個人情報で、なかなか難しいのかと考えております。だけども、やはり独居老人それから高齢者世帯の方々に対しては、見守りが当然必要かと考えております。したがいまして、自治会の会長さんから、こういうことはどうなんでしょうということがあれば、それなりに今後対応してまいりたいと考えております。

それから、介護の予防の部分でございますが、これにつきましては一般質問の中でも橋爪議員から質問があり、答弁したとおり、各仮設のほうにサポートセンターを現在、桑折町から福島市、二本松市、それと本宮市のほうに開設している状況でございまして、その中でいろいろ要介護にならないための予防を現在やっているわけでございます。

さらに、要介護にならない、要支援にならないために、その施設を様々な事業が展開できるか介護の事業者も含めて協議を図りながら、住民のほうに周知徹底を図りまして、さらなる施設の利用を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　介護を必要としている階層についてはわかりました。

それから、名簿の件についても、ここで竹を割ったような答えを

いただくことは期待はできないと思いますが、今、健康保険課長のお答えのとおり、独居老人なり高齢者、障がい者ということは入ってなかったんですが、障がい者も含めてお願いできれば一番いいわけですが、自治会のほうで自治会の活動上、ぜひともほしいという場合には、自治会の要望があれば、前向きに検討するということですので一歩前進だと思います。

確かに個人情報の保護という問題もありますから、その取り扱いは慎重であるべきだと思いますけれども、一歩前進の行政側の姿勢であり、評価していきたいと思います。以上についてお答えください。

それから問題の介護予防でありますが、ある仮設にいる方は91か92歳の高齢者です。ケアマネージャーの方は、時々来てくれるというから介護認定は受けていると思うのだけど、介護予防を含めて利用できないというか、体がゆるさないということで、仮設の中に閉じこもり。親子２人の生活でありますけど。歩くのも困難、当然のことながらトイレに行くのも困難、そういう人達に介護予防サービスを受けてはどうだと言ってみても、条件からいうと非常に無理な状態です。したがって、おばあさんの希望としては特別養護老人ホームに入所したいんだと。できるだけここで自分のことは自分でできるうちは、このままにしておきたいけど。話を聞くと入所待機者が何百人といると。この前の一般質問では100人という課長の答弁があったのですが。したがって介護予防サービスも受けられない。施設に入りたくても、今はそれこそ死ぬ人を待っているという状況です。それでも順番が来ないという状況もあるわけです。仮設生活が続くと。そういう場合に、基本的にはやっぱり施設の入所を希望しているわけですから、施設入所の条件整備をしていくしかないと思うんです。したがって、私はダブりも含めれば100人ではきけないのではないかと思うのです。仮に待機者が100人いるとすれば、１年待ったって入所の見通しはないと。どうするかということなのです。

介護保険の会計を運営するだけではなくて、受け皿をどうつくっていくかということが、非常に大事ではないか。したがって再開事業者もいるわけですが、避難先の自治体や県とも協議しながら、入所待機者を解消していく取り組みが非常に大事だと考えていますが、具体的な取り組みがあればお答えいただきたいということと、あともう一つは、そういうことを踏まえて今後どうするかということについては、お答えいただければと。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　入所待機者に関しては、町よりも国、県が特に考えてもらわなくてはならなと私は考えております。

しかしながら、当然町のほうでは何をやらなくてはならないかということなのでございますが、具体的に申し上げますと、一般質問の中でも答弁をいたしましたが、今現在、特別養護老人ホームの建設に向けて今整備を図っているという状況でございます。

つい金曜日に、朝方その施設の理事長からお呼びがありまして、いわき市のほうに行ってまいりました。その経過を若干申し上げますと、今土地の借上げの中で、非常に苦労してきたわけでございますが、坪単価当たりの価格も示されて、いい方向に向かって整備がされているということでお話は伺ってきました。今週中、来週中にも、院長先生のほうから、私のほうには賃貸の契約の状況について報告があるという状況になっております。

その整備の中身で若干ふれますと、140床の特別老人ホームとなっております。浪江町で避難されている方、それから預かっていただいている方、県内を見てみますと150名ほどいらっしゃるわけでございまして、その他に待機者が100人でございますが、幾分は緩和されるのかと。平成25年度中には当然整備しなくてはならないとなっておりますので、緩和されるのかなと考えております。

それから、県外の施設につきましては、現在、待機ということは私の情報の中にはありません。県外にいらっしゃる方については、そういう施設には万辺なく入っているものと認識しております。ただし、例えば４人のところに４人が入っているのではなく、４人のところに６人が入っているという現状になっておるわけです。当然、浪江町ばかりではございません。これは双葉郡内避難住民、福島県民も含めてお世話になっているというのが現状でございまして、浪江町民が施設入居を待っているという情報は、私のところには現在は入っていないというところでございます。

県外につきましては、先ほど申しましたように、国、県が当然、浪江町を含めてでございますが、真剣に取り組んでもらう。今後要望活動もしていきたいと考えてます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　こういう状況の中では、明るい行政報告ではないかと思って、事業再開を期待しております。

もし、見通しがわかればということでお答えいただきたいのですが、土地の賃貸契約についても来週あたりにはまとまるのではないかと。140床ほどの計画だということですが、順調にいってオープンの時期はいつ頃と考えられますか。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　開所の時期でございますが、まだ設計の段階にまだ至っていない。土地が決まらないと設計にはたどり着かないということでございまして、県のほうの補助金、それから国の補助金での運営ですので、平成24年度中にこのような補助金が執行されるとなっております。したがって、平成24年度中には完成しなければならないとなっております。ただ、何月になるのかとなりますと、これはなかなか難しい。平成24年度中と答えるしかございません。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第21号　平成23年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２２号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第22号　平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　５ページ、目２普通徴収保険料であります。目１特別徴収については100万円ということでありますが、普通保険について今回の36万5,000円の補正増、合わせて230万円の保険料の現年徴収分の保険料の補正計上になっておりますが、介護保険等も含めて保険料が減免になっております。

特に、ご案内のとおり後期高齢者の場合には75歳以上の方が基本的には対象になっているんだと。その方々の平成23年の保険料で補正計上されているということは、現年課税をして、あとで現状通知をするという流れになるのかどうか。お答えいただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　当然、普通徴収に関しましては、議員おただしのとおりでございまして、一たん課税しまして、それで減免ということになっております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ございませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第22号　平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２３号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第23号　平成23年度浪江町水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

２番。

○２番（山崎博文君）　５点ほどお伺いいたします。

１点目、84ページ、廃目になっております、款２総務費、項１総務管理費、国際交流費についてですが、これは平成24年度は町の友好都市である興化市との交流事業は実施しないと考えてよろしいのかお伺いします。

２点目、108ページ、款３民生費、項１社会福祉費、災害救助費の節13委託料、共通の科目ですが、花火打上委託料、プールろ過装置管理委託料、エレベータ保守点検委託料の詳細についてご説明をお願いいたします。

３点目、116ページ、款３民生費、項２児童福祉費、目６子育て支援事業費、節20扶助費の4,800万円の保育料助成金ですが、これは午前中の平成23年度補正（第８号）にもありましたが、詳細についてお伺いいたします。

４点目、140ページ、廃目になった外国青年招致事業費についてですが、小学校においては新学習指導要領が全面実施されまして、小学校５、６年生で年間35単位時間の外国語活動が必修化されました。外国語活動は、原則英語を取り扱うようになっておりますが、教育の充実をはかるためには廃目になったのは非常に残念だと思っております。廃目の理由についてお伺いいたします。

最後これも廃目についてです。149ページ、項６保健体育費の保健体育振興費についてですが、平成23年度全町避難という厳しい環境の中、市町村対抗の軟式野球大会、また駅伝大会に出場し、好成績を残しまして、選手の皆さんから町民に、非常に明るいニュースを提供していただきましたが、平成24年度の両大会出場は、まだはっきりしているわけではありませんが、廃目になった理由についてお伺いいたします。以上よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君）　国際交流費の廃目についてお答え申し上げます。現在の災害状況下におきましては、今年度の興化市との交流は見合わせるいうことで考えております。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　108ページの教育総務課の花火打上委託料、プールろ過装置管理委託料、エレベータ保守点検委託料でございますが、まず花火打上につきましては、学校のほうと打ち合わせをしまして、運動会を予定するということで花火打上の予算を計上したところでございます。

それから、プールろ過につきましては、プールが使用できるようになった際には、そのろ過管理の委託が必要ということで、ここに計上したところでございます。

エレベータ保守点検でございますが、これは浪江中学校にあります給食用リフトエレベータでございます。それの保守点検委託料でございます。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　140ページの外国青年招致事業に関してでございますが、当初予算においては廃目でございますが、主な理由を申し上げますと、全町避難の中で学校を立ち上げたのが、８月でございましたが、その前後の状況、子供数、あるいは教職員の数といったことを総合的に判断をいたしまして、平成24年度においてはＡＬＴの方を特にお呼びしなくても、なんとかしのげそうだと見通しを持ったのがひとつでございます。具体的なもう一つの理由がございます。外国青年招致事業のためには、前年度の９月頃から事務が始まりまして、今のような困難な時期の中では見通しがもてなかったというのが理由になります。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　116ページの20扶助費4,800万円、保育料助成金という形でございますが、これは避難生活が長引く中で、平成24年度においても保育料を軽減したい。ただ、１月から各市町村でやっておりますので、１月末から各町村とやり取りをしまして、平成24年度についても減免していただけますかということで、回答もらったのですが、現在については平成24年度の減免もありませんという回答の町村が９町村中の５、未定が４。県外が平成24年度も減免しますよという町村が12、減免しませんよと町村が14、未定が22町村となっております。その中で、今後予算をつけていただければ、なかなか全額とはいかないまでも、ある程度避難生活の中で保育料を払うのも大変だと思いますので、なるべく多くの額を協議しながら用意したいと思います。

○議長（吉田数博君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君）　それでは市町村対抗駅伝対抗大会等々補助金がないという部分についてのお答えいたします。

予算書の148ページをお開きいただきたいと思います。款10教育費、項６保健体育費、目保健体育総務費の中の９番目旅費、費用弁償等で対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　２番。

○２番（山崎博文君）　興化市との交流事業は、平成24年度は今のとこ

ろは考えていないというところですが、町長に質問しますが、今後について、興化市との関係は基本的にどのようにお考えかお伺いします。

それと教育総務課分の花火打上分、たぶん小学だと思うのですが、平成23年度は打上花火、プールろ過、エレベーターも減額補正となっているでしょうから、例えば花火であればこんなのは小規模学校ですから、連絡網を使って流すとか、あとプールは今から使う、使わないは検討の余地があると思うのですが、エレベーターに関してもなるべく維持管理等は、削減できるのであれば、もっとソフト面にお金を出してもいいのかなと思いますので、その点についてお伺いします。

保育料の助成金ですが、市町村によって対応が違うということですね。それで、なるべく浪江の子が避難先の保育所が、なるべく浪江に居たときと近くなるように検討の余地があると思いますが、今課長からそういう答弁がありましたが、もう少し深くお答えいただければ。

英語の先生ですか、外国青年招致事業費のことですが、平成24年度の英語の授業はどのようにお考えか、その点をお伺いします。

スポーツ大会の振興費については了解いたしました。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　興化市との交流についてお答えいたします。現在まで日中の文化交流、あるいは浪江町との青少年の友好訪問という形で、いろいろ浪江町と興化市の歴史的な付き合いをいままでしてまいりましたが、この震災に遭いましてこれからどういう交流をしていくかということも１つの原点にかえった中で考えていきたいと考えています。今までの交流が無駄にならないように検討してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　108ページの花火打上げでございますが、ここ二本松市内に浪江小学校が立ち上げて開設しているということで、自分達も頑張っているいうことを家庭の方々、地域の方々にもＰＲする意味で打ち上げて学校行事を広くＰＲしたいという意味で計上したところでございます。

それからプールにつきましても、今後清掃等を行ったうえで使用ができるようになればということで、見込みで提出したところでございます。

それから、エレベーター保守点検ですが、今現在、浪江中学校は２階の教室で全生徒が一緒に給食を食べている状況でございます。

その場合、下から上に運ぶ場合に事故等の心配もありますので、エレベーターを活用したいと考えております。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　平成24年度の英語の授業についてのお尋ねですが、小学校で外国語活動ということでお答え申し上げます。

先ほどもふれましたが、来年度浪江小学校の場合ですと、新５年生が４名か５名だったと思います。新６年生は10名程度ということです。こういった子供たちが該当するわけですが、それに対して小学校の先生ですが、英語の正式な免許を持っている方が２人おります。これまでも外国の方を交えて、いわゆるＴＴということで授業をやっていたわけですが、ネイティブではありませんが、２人で組む授業は十分可能だと。それから方法ですが、外国語の活動本格的実施は今年度からですが、その数年前から総合学習を利用して、ＬＴの方を交えながら同じような手法で授業をやっていましたので、かなりノウハウがあるといったことを総合的に見ながら、できるだけ従来の形に近い形で、英語の授業は進めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　保育料についてなのですが、保育料については、全国すべての町村である程度の減免はする。それで浪江町においても１から８階層ありまして０円から４万9,000円、３歳未満の場合はそうなっています。ただ、全国でやっていますので、市町村はバラバラですので、最終的に決定するのが町県民税が確定する６月になります。ですから浪江町としても、本来ですと全額補助するのが最高ではないかと思うのですが、なかなかそういう事態にならない場合については、定額補助でどちらかというと、生活が苦しい方のほうを中心に助成をしていきたいと考えております。

それで立替払いみたいな形になるのですが、四半期おきに３カ月毎に保育料の領収書を添えて請求してもらって支払うという形をとりたいと今考えております。

○議長（吉田数博君）　２番。

○２番（山崎博文君）　１点だけ、英語の授業についてなのですが、当然創意工夫は必要です。それで、中通りは英会話スクールが結構あるわけです。そういうことを考えれば、民間の特に外国人の先生との連携を図りながら、生の英会話の授業が私は簡単にできると、簡単というのは、連携を図ればできるのではないかと思っていまして、なるべく先ほどもいいましたが、学校の維持管理費を抑えながらソフト面で予算措置をして、小規模学校である特色ある学校づくりの

一環ということで、英語でいいますと簡単な英語のゲームとか、簡単な英会話ができるような多分指導だと思うのですが、十分にノウハウを持っていると思うので、ぜひ活用して教育の充実を図るべきではないかと思うのですが、その点についてお願いします。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　外国語活動の目的の一つに、英語に慣れるということがあると思います。それでネイティブの方を指導に加える意味があるわけですが、確かにそれをすることによって得る成果はありますので、いろんな方向を検討しながら、可能性を探ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

１番。

○１番（愛澤　格君）　２点ほどお伺いいたします。

79ページなのですが、企画費の中で、地域づくり総合支援事業補助金2,000万円ほど計上されてます。これ、当初予算の説明では町民とふるさと浪江を繋ぐ絆の支援ということで、事業の概要が移ってありますが、もうちょっと詳しく説明があればお願いしたいと思います。

81ページになりますが、負担金補助及び交付金の中で、行政区活動補助金245万円、それから区長会運営補助金21万円ということで合計で266万円なのかと思いますが、これも町民を繋ぐ絆の区費ということでありますが、具体的にどのような行政区の活動を助成するのか。もうちょっと詳しい説明をお願いしたい。その２点お願いします。

○議長（吉田数博君）　答弁者、企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それでは、予算書79ページの企画費の節19負担金補助及び交付金の中の地域づくり総合支援事業補助金についてのご説明をいたします。

この事業につきましては、今年度も既に広報なみえ等で、こころの通信ということで全国に避難している町民の声を発信しているような事業を実施しております。その事業の第二弾の事業という位置づけを考えているところでございます。簡単に申し上げますと、広報などの情報発信が届きにくい若い世代に浪江の声を届けていくということで、ラジオを通じた情報発信を考えております。具体的に、ＦＭのラジオ局と連携いたしまして、了解を得られた町民にラジオの番組に出ていただくとか、番組のパーソナリティーに町民の声を朗読していただくとか、そういうことで町からの情報を発信していくと考えております。時間につきましては、土曜日の昼の25分程度

ということで、毎週放送ということで予定していきたいと思っております。

さらに、このラジオだけではなくて、この情報がインターネットを通じて、そのほかのところにも県外にも発信することができますので、インターネットを通じてパソコン並びに携帯電話等を通じた全国発信もできますので、そういう計画で進めているところでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　81ページの行政区活動方針でございますが、現在49区の行政区がございます。これらの行政区、総会であるとか地域の方々が集まるという際に補助金を使って会合を持っていただきたいということで、平均で５万円の49行政区ということで予算化をしたところであります。

区長会の運営補助金21万円でありますが、行政区、区長ということで７地区に今分かれております。権現堂６地区、請戸、幾世橋ということで、その中の地域の区長会のほうに１カ所３万円の助成をしていろんな活動をしていただくということでの予算組みでございます。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

10番。

○10番（田尻良作君）　議案第24号、浪江町一般会計予算で、質問はこの資料、歳入歳出予算資料です。６ページになります。一般質問の続きになるかもしれませんが、よろしくお願いします。

上のほうから、すべての町民の暮らしの再建、そういう項目がありまして、基本方針に関する目標の②賠償対策の充実ということで原子力賠償支援事業、概要については弁護士による原子力損害賠償説明会開催等で事業費が252万円が計上されております。この件については、一般質問でもしましたように、東京電力に対しては70％を請求は、この残りはどうなんだということで、話を聞きますと難しい部分もあるんです。そういうことで、一般質問でも問いただしたんですが、集団訴訟の部分も検討するというようなことでございました。それで聞きたいのは、現在浪江町の弁護士の体制、顧問弁護士になるのだと思いますが、その辺の説明をお願いいたします。具体的には何人ぐらいでどういう仕事といいますか体制なのか。賠償についてはお願いいたします。

いまひとつ質問なのですが、基本方針に関する目標で、④住宅環境の改善ということでございます。これは、午前中にも20番議員のほうから仮設住宅諸々の改善ということでありまして、この件につ

いても一般質問で質問したのですが、仮設の場合は２年が限度なんだと。我々そこに我慢している必要はないんだというのが私の持論でございます。次どうするんだとなれば、次の復興住宅等にかかわってくるんです。町長については、町営住宅の建設まで話はしました。住宅環境の改善等には8,176万9,000円が予算付けしてあるわけですが、これは平成24年度、入居してから平成23年度、平成24年度、平成25年度、１年間の延長があるという話はありますが、借上げ等に対して、これだけの毎年予算組みになると思うのですが、国からの復興公共住宅等の見通しというのか、そういうものがあったらば、つかんでいればお示ししてもらいたいと思います。

以上２点についてお願いします。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　体制ということでおただしでございますが、現在福島のブレインハート法律事務所というところと顧問弁護士の契約をしておりまして、説明会のときには、前に９月のご質問のときにもご答弁申し上げましたが、人数の中でそれぞれ割付けいただいて、説明会に来ていただいたという形になります。

今後、平成24年度についても同じような形と考えておりましたが、町長が前に答弁しましたとおり、体制が整えばその方向もあり得るということでご答弁しておりますので、こちらについては、これからブレインハートさんのほうとも、体制をどのようにつくっていただくか相談になるかと考えております。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　復興住宅の見通しということのご質問だったかと思います。議員おわかりのとおり、現在復興検討委員会で検討を進めておりまして、町民からのアンケート調査を実施したところ、浜通りの希望は多いということで、復興ビジョン検討委員会の中でもそういう方向付けになりつつございます。

見通しなのですが、国のほうには要するに区域見直しのセットの中で持ってきてくださいという要望等はしておりますが、具体的なものについては、まだはっきりはしておりません。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　住宅環境についてなのですが、セットという意味がわからないのですが、見通しがつかない。見通しがつかないのではどうするんだという話になってしまうので、ある程度の我々町民から聞かれた場合に、方向性が一番大事なんです。

というのは、新聞報道とかもろもろについては、今、区域割云々だということで、帰れるのか、帰れないのかという部分は出てきて

います。それでそこの区域の場合は、今の住宅環境でいいのかという話になります。話を繰り返すようですが、２年が限度だ。１年延びるなんていう話もありますが、復興公営住宅等々の話がないと、本当にただ単に生きてるだけの今の避難生活で、再三一般質問でもいいましたけれども、そういう方向性が一番大事なんです。話でいろいろ聞くと、土地を見に行っているんだとか、そういう話になってきちゃうんですよ。ということは、要するに町民自体がいくら絆、絆とかっこいい言葉を言っても、バラバラな状況にならざるを得ないのかということを私は危惧しているんです。そういうことをしないためには何が必要かというと、やはり二本松でもどこでもある程度の拠点を設けてそこに集約をさせる。集約させるには、一番大事な住まいですよ、居住。それを考えていかないと、いくら絆うんぬんときれい事やっても、町民の心は離れていくと思います。その辺、町長なんかありましたらお願いします。

それとあと賠償対策の件で、説明会の開催をやるということなのですが、実際は相談なんです、相対でも。ですから私が望むのは、250万円で、いい弁償なんてできません、はっきり言って。言うならば、課長も釣り好きだからわかると思うのですが、エサを海老で鯛を釣るのではなくて、鯛を釣るなら鯛をエサにするぐらいの予算付けでいかないと、私はいい賠償を勝ち取る。それは出て来ないと思います。当初250万円という数字だからいいのですが、これから補正もがんがん組んでやっていかなければ、本当に何億、何十億円の世界でしょう、町全体にしても。そういう私が言っていることに対して答弁あればお願いします。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　住環境の関係ですが、先ほど企画調整課長が答弁しましたように、区域の見直しの議論の前提は、やはり役所の問題、それからインフラ復旧、これは議員おただしをしている復興公営住宅の問題も含めて、そういうものが１つのセットになっているんです。今回、私も非常に憤りを感じましたが、損害賠償紛争審査会が指針の第二次の追補を出しました。まったく我々避難者を馬鹿にしている指針です。要するに、精神的損害ですか、月10万円というものを絶対崩さないです。帰宅困難区域と見なされるものは５年間戻れない。だから５年間ということは60カ月です。60カ月に10万円を掛けて600万円で一括支払いで決着をつけようという、そういう馬鹿な話をしているんです。それから、20ミリから50ミリシーベルトの居住制限区域と称される所、これについては２年間除染で戻れないということで24カ月、これに10万円を掛けて240万円、それ

から避難準備解除区域20ミリシーベルト、これは１年で除染が終わるだろうからこれは10万円で、期限は切ってませんけれども、頭の中は120万円という考え方です。こんな考え方の紛争審査会の指針に我々納得できないです。これは８カ町村すべてそうだと思います。

そういうことでありますから、住環境の問題についても、こんなことで線引きをされて賠償の問題で１つの区切りがつけられる。あるいはインフラの復旧で、例えば今議員おただしのとおり復興公営住宅の問題についても、バタバタやられたのではとんでもない話です。これはやっぱり我々主張すべきところは主張し、田尻議員が今言っているように、本当に２年、３年で今の仮設住宅、あるいは今の借り上げ住宅、我々それに住んでいられないです。ですから、やはりきちっとしたものを政府が出してくるということで、我々が先日も３月10日、要求をしてまいりました。そういうことで復興公営住宅についてもいろいろ考え方があって、町民の方が土地を物色しているでしょう。しかし町民、隣近所の方々、あるいは知人、友人の方々がいないと孤立化を考えますので、これはできるだけ町の行政として一つの、もし５年なり、６年なり帰れない場合は、そういうところに、きちっとした復興公営住宅なり、復興住宅を建てるように行政がリードをとりながら、責任をもってやっていきたいと考えてます。

したがって、田尻議員のこれからのご指導をひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、賠償の問題です。今賠償の問題話しましたが、これはとんでもない話です。双葉町の方針、集団でやっていました。あれはまったく無視されているわけです。10万円の基準でやっているわけですから。双葉町は35万円です。したがって申請者なんておそらく受け付けないんです、東京電力。それを出してしまったんです、紛争審査会で。あんなでたらめな基準で出してしまうから、それが全部駄目になってしまうんです。集団でやったとしても。小高区もそうです、35万円で出しています。

私はこの間、１月27日の福島県内でやった紛争審査会で28万円ということで出しました。そういうことを一切聞いていないんです。一切聞いていないようなところで、やはり我々もっともっと声を強くして、戦っていかなくてはならないと思います。

先ほど、産業振興課長も話しましたように、集団でやらなくてはならないところも出てきますので、これはきっちり予算組みをしながらやっていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　10番。

○10番（田尻良作君）　最後の質問になります。ただいま町長のほうから力強い答弁をいただきました。

まさに、一丸となって戦っていかないと、もらうものももらえないような状況になるのではないかと私は危惧をしているのですが、集団請求も視野に入れるという答弁でございました。要望、要求を当然しなくてはいけない。すればいいというものではなくて、勝ち取るということでぜひお願いしたいと思います。

最後になんですが、町長にひげ生やしていただければ、力強いあれだったんです。あれからひげ落としてからトーンが下がったような感じ、再度ひけ生やして我々もいきたいと思いますので、どうぞ死ぬ気で頑張ってほしいと思います。答弁はいりません。私の要望とします。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

５番。

○５番（若月芳則君）　お伺いします。６ページ、すべての町民の暮らしの再建の中の③就労や事業再開等による自立の支援、その中の緊急雇用創出事業についてお尋ねいたします。

こちらの予算書でも見ましたが、労働費で緊急雇用促進創出基金事業7,361万8,000円を言っているのだろうと思いますが、この中で臨時職員の直接雇用というのは26名至っております。26名、単価計算しますと283万何某になるわけですが、一般的に大概、一般町民から見た視点からいえば、緊急雇用創出事業ということで、大震災の状況を踏まえて、困っているみんなに就労の場を確保するという目的のお金ではないかと思って見ております。したがいまして、26名を283万円の１人頭の費用でやるということは終年雇用を前提とした26名を充てているのか。それとも、その他、半年ぐらいずつ雇用する人。半年だったら緊急雇用で283万円という単価にはなりませんから。そこの部分と合わせて、まさに所管と言われれば、まったく申し訳ないのですが。それと、そのほか例えば住民生活課でいけば、いろんな臨時技能職員とか、いろんな名目の臨時雇用の費用が上がっているわけです。私ここで合わせてこの説明と、あと非常時におけるいろんな社会福祉協議会で対応する部分、そういうものを合わせて、町としてこういう時期にそういう目的によって、これだけの雇用の機会を出している。直接、社会福祉協議会も、いろんなところでいっていますから、それの一覧を提示していただきたい。このことを質問とさせていただきます。

○議長（吉田数博君）　産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　緊急雇用というのは６カ月間が原則であります。ですから、通年雇用という言い方をしているかもしれませんが、延長を兼ねて１年間という考えをしております。

11事業といいますのは、各課から要望があった事業を上げております。これは当然ハローワークを通して申し込みがあって初めて採用できるものでありまして、社会福祉協議会で行っている絆事業とは赴きが違いますので、そこはご理解いただきたいと思います。

現在、担当課からきている11事業ということで26名の要望があったということで予算計上したということでございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　ということは11事業、６カ月なら６カ月経てば、再雇用も視野に入れて予算化しているということで間違いなければそれでいいのですが。

それから合わせて社会福祉協議会とかいろんな部門でやっているものを総括して、こういう非常事態に町行政として雇用の機会をどれだけ提供しているといいますか、応援しているという一覧を掌握していれば教えていただきたい。このことを質問といたします。

○議長（吉田数博君）　答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（高倉敏勝君）　まず先ほど申し上げましたように、緊急雇用としては11事業でございます。26名です。

それから、これは社会福祉協議会に限らず私どもで所管しているものだけ申し上げますと、絆事業ということで現在要請してございますのが21事業でございます。こちら合計しますと人数で84名、絆事業のみということで現在計上してございます。

○議長（吉田数博君）　５番。

○５番（若月芳則君）　社会福祉協議会にかかわるもの。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　２時４９分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　２時５１分）

○議長（吉田数博君）　ここで３時５分まで休憩をいたします。

（午後　２時５１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　３時０５分）

○議長（吉田数博君）　答弁、福祉こども課長。

○福祉こども課長（木村　潔君）　先ほどの質問ですが、社会福祉協議会の生活支援相談員でございますが、今年度と同じく桑折町２名、福島市９名、二本松市11名、本宮市５名、事務担当１名の28名を予定しております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

14番。

○14番（紺野榮重君）　平成24年度の一般会計、特別会計、歳入歳出の予算資料でお願いします。

６ページ、すべての町民の暮らしの再建という中での⑤町民を繋ぐ絆の維持ということなのですが、仮設住宅と自治会運営助成事業900万円、この内容説明をしていただきたいと思います。私には、上の項目の行政活動の助成で、49自治組織に266万円という中で、平均５万円という中で説明をされたわけでありますが、その企画の中で、私は行政区長との関係でアンバランスではないのかと思いまして質問いたします。

それから、ふるさとなみえの再生という中で、①除染活動の先行実施という中で、総事業費が記載されております。これは国がやるためにそういうことは記載されていないということですが、おおよその予算というものが、どのぐらい予算化するのかわかれば。それから、この実施内容というものはどういうことをやっていくのか、お伺いしたいと思います。

最後に７ページの、仮庁舎管理事業その他の主要事業の中での５番目の、仮庁舎管理事業で１億1,300万円の内容説明をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず自治運営費でございます。これにつきましては自治会長の報償が320万円ございます。自治会の班長さんに160万円でございます。それと自治会運営補助金ということで360万円というものが重なりまして、れだけの自治会運営費ということになるわけであります。

自治会と行政区の関係でありますが、自治会につきましては借上住宅及び仮設住宅について、やはり絆を持っていただこうということで、活動に対しての補償をしているところであります。

行政区につきまして、前の行政区で、これからいろいろ区域見直しであるとか除染の問題も出てまいります。そういうものにいろいろ携わっていただくということで、これも前の全地域でのまとまり

もあると、もっていただこうということでの自治会への補助、あるいは行政区の補助ということで２本立てで出してていくということでございます。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　ふるさとなみえの再生の中の①除染活動の先行実施のところに予算は計上しておりませんが、これは国で先行してやる先行拠点除染事業と考えております。一つについては、消防署とか警察署、それから第一体育館、水道施設の浄水場関係の除染だと考えております。予算については把握しておりません。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　仮設庁舎の管理費ということで１億1,300万円ということでありますが、これはいろいろ入ってございます。今度建設をしております仮設庁舎を含むということで、今から造る仮設庁舎に対して１億1,300万円かかるということではなくて、現在の男女共生センターの借上料、あるいはこれにかかる公用車の燃料費、あるいはコピーの消耗品、あるいは第二事務所等も現在借上げしておりますので、それらの借上料ということでありまして、新庁舎にかかるものについては、この中では１億1,300万円の若干であるということであります。

○議長（吉田数博君）　14番。

○14番（紺野榮重君）　行政区長運営助成費という中で、平均５万円でということと、今度自治組織の中ではいろいろな報償が340万円で班長１戸500円の割で報酬を払うということでありますが、これから浪江町の行政区長というか、組織というものが兼ね合っているところもありますが、そういう中では非常に仕事の量というものは多くなると思います。

例えば、除染をするにしても、その土をどこにもっていくかということでは、必ず行政区長に相談しなくては進んでいかないことだと思うのです。そういう中で、今までありますと各戸500円というもので、町の行政区長あるいは班長ということで支払っていたと思うのですが、私にしてみればアンバランスではないのかと。その辺の浪江町に帰っての除染、そういう諸々のことを考えておられるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　行政区長の報酬につきましては、平成22年度よりは減額になるということであります。

ただ、行政区長の活動としましては、広報の配布であるとかも含めておりました。今回は各自治会につきましては自治会長が代理で

そちらにやってるということで、ある程度の減額をしたというところであります。

除染の関係でありますが、今後どの程度帰って、地域の方々が除染に携わるというところまで、まだいっていないということでありますので、これにつきましては今後の検討課題であります。できるようになれば、また補助額ということについても再考しなければならないのかということであります。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

13番。

○13番（佐藤文子君）　何点かお伺いしたいのですが、まず100ページ、老人福祉費の中に敬老祝金ですが、いままでの私の記憶だと敬老祝金は全額一般財源から出していた記憶があったのですが、今回はその他の財源で1,500万円出ているんです。1,500万円その他の財源に振り分けた理由です。財源は、その他だからいろいろなものなのでしょうけれども、例えば電源交付金とかそういったものなのかと思うのですが、もしわかった範囲で財源と理由を教えていただきたい。

140ページ、奨学資金貸付事業があるのですが、今回58万円の減額で762万1,000円と出ているのですが、これも同じように振り分けが一般財源となっているのですが、同じように理由を教えていただきたい。貸し付けが償還された分も含まれているのかと思うのですが、今回の負債で奨学金を利用している人の減免措置というのはどんなふうになったのか教えていただきたいと思います。そして、現に利用している中で被災している人がどのぐらいの割合いたかというのも教えていただきたいと思います。

141ページから142ページにわたりまして、小中学校の学校管理費の中に、教育振興費というのが廃目状態になっているのですが、今、中学校とか、小学校の子供たちのクラブ活動というのはどうなっているのか。文化・スポーツに関するクラブ活動です。大規模校から小規模校に大幅な転換になったわけですが、小規模校でもクラブ活動を工夫してやっている学校いくらでもありますよね。そういったことで、どんな考え方をして教育総務課ではどんな考え方をしているのかというのを教えていただきたいと思います。今後の活動があれば一緒に教えてください。

それと146ページに、文化財保護費と町史編さん費が出ているのですが、文化財保護というのは、今後20キロ圏内、避難している文化財というのはどうなるのか。文化財の賠償というのは今後どう考えているのかということと。町史編さんというのは、遅れに遅れているわけですが、別に浪江町のあそこの土地の中でスペースを使わ

なければ、町史編さんの事業がやれないというわけではないでしょうから続けていくということなのでしょうけれども、予算はとってあるので計画はしてあるけれども、今後どのような動きになるのか教えていただきたいと思います。

最後になりますが、148ページの体育施設費の一番下のほうに、町民総合グラウンド駐車場借上料とあるんです。これはどこをさしているのか、55万円ぐらいなのですが。どういった理由で駐車場の借り上げをしなくてはならないのかというのを教えていただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　100ページをお開き願いたいと思います。老人福祉費の敬老祝金でございますが、これにつきましては一般財源で賄うということでございます。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　140ページの奨学資金貸付事業費、その他の財源538万9,000円でございますが、これは奨学資金の償還金を充当しております。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　クラブ活動についてのお尋ねですが、中学校の部活動ということでよろしいでしょうか。

浪江中学校では、開校してまもなくバドミントンをしている団体から寄贈がございまして、子供全員にラケットやらシューズなどをいただきました。それが一つのきっかけになりまして、全員がそれを聞いてやり始まったような状況でございます。

ただ、その時には１人だけ女の子が文芸部をやりたいということで、１人は文芸部でスタートして現在に至っております。子供たちはいろんな活動はしてますので、県北地区の中体連との連携をとりまして中体連に加盟し、そういった大会には出場できる道筋だけはつけてございます。

ただ、体育館が狭い、あるいは校庭は除染はしてございますが、まだ学校としては不安を抱いているという状況ではありますが、あの年頃の子供ですので、今後いろんな形で少しでも分野を広げるように学校と相談をしていきたいと思っているところでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　146ページ、文化財保護費でございますが、今回、平成24年度で文化財保護審議会委員の報酬ということで７名ほどの報酬費を上げております。実際に、町指定文化財がどのぐらいの被害を受けているか。平成24年度予算で本格的に調査を

したいと思います。それから対応を考えたいと考えております。

同じ146ページの町史編さん費でございますが、予定でございますと、本来ならば去年の３月に原稿をとりまとめて、８月に印刷という計画でおりました。このような震災のために延びてしまったところですが、それぞれの原稿執筆の先生方には原稿を依頼しております。10人ほど執筆の先生方がおりますけども、その方に依頼しております。原稿も出来上がっている先生方もおりますので、今回、予算計上し、報償費のほうで原稿執筆いただいた先生方にお支払いするため予算を今回提出しているところでございます。

今後、いろいろ原稿をとりまとめて、まず出版までにはいかないにしても、資料だけは整理しておきたいという考えでおります。町行政が順調に元に戻ったときには、町史編さん印刷ということも逐次考えてまいりたいと思います。

それから、先ほどの奨学資金の件なのですが、答弁漏れしましたが、昨年の３月分につきましては猶予という形で奨学生のほうに通知を出しております。その方々には１年間の猶予期間でございますので、３月、今月いっぱいで終わりますので、先月の２月16日に奨学金の返還及び納入について、猶予期間が終わりますので、返還の準備をしてくださいという通知を出して納付書を送ったところでございます。

○議長（吉田数博君）　生涯学習課長。

○生涯学習課長（島田龍郎君）　それでは148ページの体育施設費の使用料及び賃借料についてご説明申し上げます。この駐車場の借上料につきましては、大堀総合グラウンドの借上料でございまして、町が契約を結んでいる借上料でございます。

○議長（吉田数博君）　13番。

○13番（佐藤文子君）　敬老祝金は一般財源だと答弁を聞いたのですが、その他の財源になっているんですが。一般財源なんですか。資料の７ページ、下から３番目敬老祝金、その他の財源で1,500万円、一般財源で74万6,000円となっていても一般財源なのですか。

それから、奨学金、今回３月から１年間猶予期間ということで返還の準備に入るという通知を出したということで、もちろん通常どおりに返還できる人というのは返還してもらうのが常識なのでしょうけれども、やっぱり被災している方もいらっしゃると思うので、そういったところは相談をこまめにしていただいて、猶予期間で１年間延びただけということだけなので、またその先に延びるという猶予期間はやらないのでしょうから、やっぱりこまめな相談というのは個人個人にしていただきたいと思います。これは要望です。

グラウンドはわかりました。

中学校の部活動については、バトミントンの助成を受けたという新聞に載っていましたのでわかったんですが、あれだけたくさんの部活があっていろんなことにいろんな才能を伸ばしていた子供たちなので、やはり文芸部に１人入りたいという女子中学生がいたのもわかるような気がいたしますので、なるべくできる範囲内での幅広い部活動を子供たちに体験させてやってほしいと思います。

１つだけ、敬老祝金のことだけお願いします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　老人福祉費の中に全体としまして地域福祉基金の繰り入れをしております。その中で老人敬老祝金のほうに財源が充当になった資料ということで、現実的には資料の1,500万円、その他というのは地域福祉基金が入っているのですが、現実的には一般財源ということで、その他の財源がゼロで、一般財源が1,574万6,000円となります。

誠に申し訳ありませんがご訂正お願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　３時２８分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　３時２９分）

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　発言の訂正をさせていただきます。

1,500万円につきましては、その他の地域福祉基金の繰入金を充当したということでございます。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

３番。

○３番（山本幸一郎君）　一般会計、特別会計歳入歳出の資料６ページ、申し上げます。

はじめに仮設住宅の管理事業で、緊急応急仮設住宅・集会所等維持管理のほうの資料の108ページには、浄化槽と合併槽の検出の委託料だと認識するのですけれども、先ほどの平成23年度補正予算で20番議員も言っていましたが、はじめから不具合等々たくさんありまして、町でもかなり国の施設とはいえ、不備あるところ大変わかっているかと思います。その上で、なぜはじめから一般会計の予算に若干たりとでも入れていないのかお聞きします。なぜなら、26の

仮設住宅あります。去年も多くの水害、いろんな今年の降雪等もあって、町は毎回、県の建物等々の言い訳で、全然事業の内容、町民を無視したような状況になっています。この予算をなぜつけていなかったか、町長にお聞きします。

その次に申し上げます。先ほどその下になりますが、行政区活動の助成５万円程度みていますと言っていました。この５万円の根拠。ちなみに昨年より下がっているのはわかっています。ちなみに消防活動で団長は値段は下がりましたが20万円です。この辺の値段の差は、どこで５万円でどこで20万円なのか。消防の班長５万円弱です。ここら辺の組の活動がよく私には理解できません。その下も同じであります。仮設住宅、借上住宅理事会等の予算、運営助成900万円。先ほど320万円か40万円で、班長500円と言っていました。残り金額はどこに使われるかどうかは説明されていませんでした。またこの仮設住宅、借上住宅の自治会設立は、いくつの自治会を基準にしてやられたかということをお願いします。

その下、復興基本計画、除染活動の先行実施で値段が載っていません。これは今から除染するのだと私にもよくわかりますが、ここで出したというのは５月からとか、そういう兼ね合いで始まるのを見越してここに項目を上げたのかどうか、よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　仮設住宅関係で、６ページからになるかと思うんですが、106ページ、107ページの需用費の中の水道光熱費、総務課となっている部分に含まれる部分が仮設住宅の関係で、107ページに水道光熱費2,624万6,000円とか、その下に修繕料500万円という記載がありますが、これは仮設住宅部分でございます。

次に、108ページの委託料で先ほどありました浄化槽とか受水槽の部分がここに入ります。

それと16原材料費の総務課の原材料費の150万円については、仮設住宅等の敷き砂利等を考えています。今年度非常にご迷惑をおかけした部分がございまして、今回は、多少なりとも予算措置をとったということです。県のほうから小規模の工事については、町のほうで県と協議して発注していいよという部分が、小規模工事についてございましたので、ご報告をしておきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　まず行政区の活動補助ということで、266万円であります。これは予算書の中で81ページの19負担金補助及び交付金の中の行政区活動補助金ということで245万円。それと区長会運営補助21万円。これを合わせた額が266万円ということになり

ます。これは行政区の活動補助、49の行政区に対しまして平均で５万円を補助をする。区長会の運営補助ということで、これは各地域の区長会、７つの区長会になります。そこに３万円を助成するということであります。行政区長報酬につきましては、１の報酬になります。予算額で300万円ということでございます。

それと自治会の関係でありますけれども、自治区運営事業900万円ということであります。これも81ページ、８報償で自治会等報償320万円ということで月額5,000円ほどでございます。班長報償ということで160万円。その他に19負担金補助及び交付金の自治会設立補助金ということで100万円、これは５万円の20カ所を予定しています。一番下の自治会運営補助金ということで320万円、これは５万円から７万円の補助を予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君）　住民生活課長。

○住民生活課長（植田和夫君）　６ページの①除染活動の先行実施ということで、先ほどもお話申し上げましたが、これは国の平成23年度予算において先行除染事業ということで、平成24年度に本格除染に向けた拠点の除染ということで、まず体育館とか警察署、消防署、それから水道施設の除染等々を組んで実施されるということでございます。

○議長（吉田数博君）　３番。

○３番（山本幸一郎君）　再質問させていただきます。先ほどの建設課長のお話で仮設住宅等の基金だということは、聞いてはじめてわかったんですが、この一般財源歳入歳出の予算書によれば、災害復旧費なので中に入っていますので、これは仮設なら仮設のほうでいくらというような書き方をしてもらわないと、実際に浪江町の復興がはじまった時に、そこの仮設の再開の復旧工事かどうか全然わかりません。なのでこの場合ですと、④仮設住宅管理事業費の中にいくらいくらというように明記してもらわないと、委託料か仮設の維持管理費かどうかは全然見てもわかりません。その辺は、次の議会に反映してもらいたいと思います。

また、その上で、ただいま課長から説明ありましたが、仮設住宅は町発注で小規模工事はやっていいというお話でしたが、今浪江町の業者さん、二本松でやっているかどうかはわかりませんが、すぐ頼まれた時にやってくれるような委託業務の契約は結んでやれるのかどうかだけ質問します。

その下の行政区運営助成事業なのですが、値段の経過は見ててわかりました。私がなぜ言いたいかというと、今回除染、浪江も入るかと思われます。先ほど言っていた議員の方もいらっしゃいますが、

これから除染をするにあたっては行政区活動がしばしば多くなるかと思います。この上で、値段でいうわけではないんですけれども、忙しくなるかと思われるのに減額して５万円前後とかいうお金の一律基準。先ほど私は消防団長を基準に言ったわけではありませんが、なぜ忙しくなるのを見越しておいて減額されたのか、前と同じくされなかったのかということを若干お聞きしたいと思います。

前より行政が遠くなっているものですから、大変まとめる方は大変かと思います。今やりたい行政区長の方はいなくて、行政区長さんが出てこないというお話を多く聞きます。お金でなんでもというのは大変失礼なのですが、その辺も行政では最後に頼むのは行政区長かと思われます。もう少し親身になって値段の減額されなければ良かったのかと思います。この辺改善されるかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（吉田数博君）　建設課長。

○建設課長（原　芳美君）　小規模工事について契約はしているのかということですが、契約はしておりません。したがいまして、今後町内の工事業者と相談していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　行政区の活動補助金については、区長会の理事会等もありましたので、区長さんと相談しながら決めたわけであります。状況がいろいろ動き出しますので、その状況にあわせて今後考えていきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

あと質問を予定されている方、何名いらっしゃいますか。２人ですか。質疑を続けます。

16番。

○16番（小黒敬三君）　１点。町民を繋ぐ絆の維持のところで、仮設住宅・借上住宅自治会設立運営助成の中で、この中で県外の借上住宅に関する予算とか、そういった絆を繋ぐものというのは、見たところがないのですが、県外に関してはどうなのでしょうか。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それではお答えを申し上げます。

予算資料の中の町民の絆を繋ぐ絆の維持ということなのですが、この中に町民交流会・イベント開催事業がございます。県内外、避難町民による交流会事業等の予算を組んでおります。ここの中身なのですが、県内の交流会６方部２回、県外についても10回ほど予定しております。さらに遠方、北海道とか九州とか関西にも行っている方がおられますので、その辺のところも１回ぐらいずつというこ

とで、県外での交流会も予定しているところでございまして、県外、遠くに避難している方の絆の事業を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　16番。

○16番（小黒敬三君）　質問したのは、自治会設立ということで、交流会は確かにいいのだけれども、今県外に避難している方は交流会より、自分たち組織をつくりたいという意見が出ているんです。交流会はやったらやったで終わりなので。県内の自治会というのは自治会ということで自分たちの組織、県内はつくれると思いますが、県外で出来ているのは今仙台だけですか。仙台以外でも、やはり新潟でも埼玉でも浪江町出身者の人がある程度暮らしている。きのうやった茨城でも、ある程度核になる人をつくった組織づくりです。

特に県外に出ている人は大方帰って来ないという考えの方が多いんです。そうすると、将来的には浪江会とかそういった組織をつくっていかないと、ますます離れていってしまう。復興ビジョンの中でも、町外にいる人の絆、いろんなケアをするとは言ってはいるのですけれども、今やらないと、だんだん組織をつくる力も意欲もなくなってくるということなので、ぜひここら辺の予算化はどうなっておるのかということです。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　それではお答え申し上げます。

先ほど交流会の話をいたしましたが、現在そういうことで現在もしておりますし、平成24年度についても県外の交流会等を実施していく。そういう中で、組織づくりも進めていきたいと考えております。そういう中での、ここの資料の中での自治会で助成事業という中での自治会の報償とか、予算書の中の81ページの自治会設立補助金ということで、先ほど答弁いたしましたが５万円を20カ所ということで、そういう中も入っていると伺っております。

○議長（吉田数博君）　16番。

○16番（小黒敬三君）　ここの名称が自治会と書いてあるので、自治会のほうは、いままで既存の組織は確かにいいのですが、これから求められているのは県外に避難した新たにつくる組織に手厚くしないとだめだと思うんです。県外避難者、何回か行っていますが、そういった切実な声が、本当に浪江町がばらけないためにも、そういったところに対する予算措置は、補正でも何でも今後やっていただきたい。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　いままでの質疑でも、新年度の大きな課題については見えてきたのではないかと。私なりに言わせてもらえば、一つは、やっぱり生活再建の土台である賠償の問題にどう取り組むか。それから２つは、仮の町建設のための復興住宅事業をどうするかと。３つ目には、帰町するということを前提について考えた場合、除染の問題が出てくると。除染の事業をどう展開するかと。この大きな問題が大きな柱だと思うのです。その点について、町長の認識を新年度予算の基本的な考えとの関係でお尋ねしておきたい。

具体的に、まず生活再建の土台である賠償の問題ですが、今回出された紛争審査会の指針の問題。新聞報道等によれば、これが最終指針になるのではないかということですが、町長が先ほど答弁されたとおり、極めて問題ありと。怒りを覚えるというものです。怒りを覚えてそれをどう突破していくかと、どう変えていくかという立場に立たない限りは、怒りを抱えたままということだと思うのです。そこをどうするのかというのは、やっぱり行政の責任でもあり、議会の責任でもあるということで進めるお考えがあるのかどうか町長にお尋ねします。

今回の紛争審査会の指針に対して、双葉町村会としてきっちりした反論というか、異議申し立ての見解を出すべきだと思います。そこまで時間がかかるとすれば、浪江町として今回の紛争審査会の指針はこういう点で問題があるということで、顧問弁護士とも協議をしながら、柱でもいいと思うのだけれども、きちっとした反論の協議をすべきだと思います。そのことについてどういうふうにお考えなのか。

それから、新聞等では復興検討委員会で浪江町が南相馬市といわき市に、仮の町を建設するという提案がなされたという報道が大きく出てますが、南相馬市にしろ、いわき市にしろ、仮の町を建設するとするならば、私はまさに浪江町はじまって以来のプロジェクトということになるので、もう少し町民に伝わるグランドデザインを急いで描くべきだと。もちろん復興検討委員会との関係もあるから、行政サイドで突っ走るわけにはいかないかもしれないけれども、状況からすればそういう状況だと。その判断材料の一つとして、これはある情報でしかないわけだけど、大熊町もいわき市に仮の町をつくると。大熊町は極めて汚染が高いのでしばらくは帰れないのではないかということで、ある情報によれば、大熊町はいわき市の好間に土地を押さえたのではないかという情報が、既に出ているんです。

だから、先ほど若干のやり取りはあったようだけれども、方向は示されたわけだから、南相馬市にしろ、いわき市にしろ、今の状況

からすれば、すぐ土地を確保するということは、そう簡単なことではないと思います。新年度の大きな事業の柱だとするならば、移転先の土地の確保についてもプロジェクトチームをつくる中で、具体的に検討すべきではないかと。このことについてどういうふうに進めていこうと考えているのか。

それから、３つ目の除染の問題だけれども、モデル事業の結果報告が議会に対してもありました。１つは、平均値も出されたましたけれども、除染の結果について平均して５割下がった、６割下がったという数字の発表というのは、私は除染の効果としては信頼性のある数字ではないと。

したがって、テレビなどで見ていると、チェルノブイリでも放射能戻りという現象が25年過ぎても起きているということです。したがって、町としても段階的に帰町の計画があると。その準備に除染を進めると。今ほどの議論でも仮置きをどこにするのかということも含めて行政区長の役割が大きいという話がありましたけれども、効果的な除染の方向について、私は国に対してはっきりした回答を示させるべきだと。モデル事業をしても、雪が降った中での数字の発表、結果報告というのも私は問題ありだと思うけれども、あのモデル事業でも期待はもてないということが明らかです。しかし除染をしなくては帰町もできない、帰還もできないということなので、除染技術について、ただ言葉が一人歩きをするのではなくて、内容の伴った除染について、きっちり国から答弁を求めるべきだと、回答させるべきだと思います。

同時に、今の３つの問題でも、浪江町の問題ではあるけれども、原発の誘致に対しては県が大きな責任をもってきているわけです。したがって、あらゆる意味でもっと前に出て市町村を支援すべきだと。このことについても、双葉地方町村会でも大いに議論をして、県知事に対してこうあるべしということを求めていくべきではないかと思います。大きな問題としてそのことについてどうお考えなのか、お答えいただきたい。

あと予算との関係で議案調査した項目が何項目かあるのですが。

議運委員長と議運副委員長が不規則発言をしているのですが。

○議長（吉田数博君）　20番、質問を続けてください。

○20番（馬場　績君）　先ほど介護保険の後期高齢者特別会計の保険料の賦課についても確認しましたけれども、予算書の51ページとの関係では。今言ったことは予算資料108ページとの関係です。

これからの問題については、 町民税の現年課税と減税、それから固定資産税の課税と減税について、今後どうなるかという確認を

しておきます。町民税については、特例改正で100％、75％、50％の減免があります。これはこの前の議会でも議論したところでありますけれども、予算書の上でいったんは課税すると。しかし特例措置を講じて免税措置を進めていくとよろしいのか。

それから、町民税の申告用紙は送付されてきました。しかし所得税については、従来ですと送られてきました。私は、平成22年度の所得税の還付請求もしましたけれども、平成23年度の所得税の申告用紙が送付されておりません。このことについて、もちろん所得税は国税ではありますが、所得の補足という点で、国税申告をすれば３税一体だから、当然町のほうにも所得申告のデータを確認できるというシステムになっているとは思うのですが、現時点では国税申告の用紙が送られてきておりません。多くの人から相談を受けております。１つは、請求をして送ってもらって申告してはどうかと。もう一つは、申告用紙が送られてきていないので、これから整理ついた時点で、送られてきた時点で申告してもいいのではないかと、個人的な見解を申し上げておりますけれども、町としてはこのことについて、どういう見解をお持ちかお答えください。

それから、52ページには市町村たばこ税1,958万7,000円が計上されております。ご存じのとおり市町村たばこ税については、市町村のたばこ商品についてだと。こういう避難の状況では、課税客体がたばこそのものはあったにしても、たばこ消費税に基づく客体がないのではないかと思うのですけれども予算計上なされています。そのことについていかがなものかと。どういう考えで計上されたのかということについてお尋ねいたします。

55ページ、地方交付税についてでありますが、補正では相当額、地方交付税、特例交付税も含めて増額をされていますが、今年度予算は32億円です。ちなみに前年度は43億円。いずれ交付税は増額されるとは思いますが、当初予算で32億円とした算定の根拠はいったいなんなのか。あわせて、今申し上げましたが追加交付の見込みについて、どう試算をされているのかお答えいただきたい。

62ページ、電源立地地域対策交付金が計上されております。いろいろ調べてみましたけれども、これを活用できる事業に対して交付金が交付されるということですけれども、この電源立地地域対策交付金に伴う事業は、どのような事業を計画しているのかお答えください。

それから69ページ、臨時財政対策債３億5,100万円計上されております。端的にお尋ねいたします。財源不足が生じて臨時財政対策債を計上したということのなのかということです。

それから顧問弁護士については、先ほど大きな問題として賠償の問題で質問しておりますので、答弁を聞いた上で質問いたします。

それから、自治会の設立等について予算が計上されております。そこで自治会の活動も自治会によってばらばらだと。３月で自治会の役員を下りるという話も聞いておりますし、やる人がいないから引き続きやらざるを得ないのではないかと。私のほうではこういうふうに頑張っていると。あるいはトラブル続きでここを出たいと、そういうさまざまな実態があります。

そのうえで、私としてはできていないところについては100万円の予算で設立をするという行政計画もあるようですが、大きな対策として、自治会の取り組みをお互いに意見交換できるというために、自治会連合を設立してはどうか。これも自治会設立の中に入ってくるのか。入っていないとすれば、そういう方向でやるとすれば、新たな予算措置も検討すべきではないかと。このことについてどう検討されるかお答えください。

それから93ページ、町議会一般選挙についての計上があります。それで個人情報の問題はありますが、有権者名簿の閲覧については、どのような扱いになるのか。選挙管理委員会事務局長もおいでになるので、現時点での整備の状況と閲覧に対する考え方をお示しいただきたいと思います。

それから100ページから101ページに老人福祉費、その中でいろいろ事業項目がありますが、私は先ほど高齢者対策の話をしましたが、本当に女性はいつでもきれいでありたいと、美しくありたいと思っているし、願っていると。そこで、仮設住宅の生きがい活動の委託事業も計画されておりますが、ここでおしゃれ教室などの計画をして、非常に私は大事なことではないかと。やっぱりいきいきする生き方を行政のほうでもサポートするということも大事ではないかと思いますので、どのように検討されるかお答えください。

あわせて101ページのところに移動販売事業の予算措置もあります。補助金を交付するということですが、仮設の移動販売だから読んで字のごとしですけど、この事業の展開について、いま少し踏み込んだ説明をいただきたいと思います。

それから108ページ、社会福祉費、委託料、町民交流会。この予算資料でも、ほかのところにも町民交流という大きな予算と事業が計画されておりますけれど、3.11で追悼式が行われました。ある時点で、全町民を対象にした鎮魂と希望の集い、何らかの形でやる必要があるのではないかと。もちろん請戸、幾世橋の人たちが心痛む思いをしているということはわかりますけれども、長い避難生活で

心に大きな痛手を持っているという点では、２万1,000人等しく抱えている大きな問題ではないかと思います。鎮魂と希望の集いについて検討されるかどうかお答えください。

138ページ、教育費関係の予算があります。そこでスクールソーシャルワーカーの予算措置は、この予算説明を見る限りは確認できなかったのですが、どのように予算措置をされているかということです。

それからいま一つは、きょうの福島民報、民友新聞に出ていますが、県内小中学生に共同通信アンケートで、放射線に対することについてアンケートをとったと。小学校５年と中学校２年、225人。そのうち95人、42％が放射線をあまりわかっていないというアンケート結果で、地方紙の一面に大きく出ております。これは、やはり改めて原発事故と放射線について正しい教育をする必要があるのではないかと。しかも全町避難をしているという浪江町においては、極めて重要な教育テーマではないかと。一般質問でもこれは、12月議会でやりましたが、私もいろんな資料は集めておりますが、浪江町としても、このアンケート結果からは決して大きく違っていないのではないかと思います。浪江町として、このことに対してどう対処されるのかお答えください。

以上、お尋ねします。

○議長（吉田数博君）　20番の質問が終わりました。20番議員大変恐縮でありますが、時間の関係上、十分な議論を深めていただきくために、第１回の質問のみとして、21日に改めて答弁及び再質問の時間を設けたいと思います。ぜひご理解いただきたいと思います。

大変申し訳ございません。お取り計らいいただきたいと思います。

なお、答弁者に申し上げますが、ただいまの質問の真意を汲み取って十分な対応をお願いいたします。

◎延会について

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（吉田数博君）　よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

21日は、午前９時より本会議を開催いたしますので、よろしくお

願いいたします。

（午後　４時１５分）

平成２４年３月２０日（火曜日）　　休　日

３ 月 定 例 町 議 会

（ 第 ４ 号 ）

平成２４年浪江町議会３月定例会

議　事　日　程（第４号）

平成２４年３月２１日（水曜日）午前９時開議

日程第　１	議案第２４号	平成２４年度浪江町一般会計予算
	議案第２５号	平成２４年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算
	議案第２６号	平成２４年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算
	議案第２７号	平成２４年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算
	議案第２８号	平成２４年度浪江町公共下水道事業特別会計予算
	議案第２９号	平成２４年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算
	議案第３０号	平成２４年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算
	議案第３１号	平成２４年度浪江町介護保険事業特別会計予算
	議案第３２号	平成２４年度浪江町財産区管理事業特別会計予算
	議案第３３号	平成２４年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算
	議案第３４号	平成２４年度浪江町水道事業会計予算
	報告第　３号	専決処分の報告について
	報告第　４号	平成２２年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告について
日程第　２	同意第　１号	副町長の選任について
日程第　３	発委第　１号	浪江町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正について
日程第　４	発委第　２号	議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について
日程第　５	発委第　３号	浪江町議会委員会条例の一部改正について
日程第　６	発委第　４号	浪江町議会議員定数条例の一部改正について
日程第　７	発議第　１号	「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び

早期成立を求める意見書（案）

追加日程第１　事件の撤回について

発議第　１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）

追加日程第２　発議第　２号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）

日程第　８　委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（２０名）

１番	愛澤　格君	２番	山崎博文君
３番	山本幸一郎君	４番	吉田数博君
５番	若月芳則君	６番	横山精一君
７番	渡邉文星君	８番	泉田重章君
９番	橋爪光雄君	１０番	田尻良作君
１１番	渡部貞信君	１２番	鈴木辰行君
１３番	佐藤文子君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐々木恵寿君	１６番	小黒敬三君
１７番	勝山一美君	１８番	三瓶宝次君
１９番	佐々木英夫君	２０番	馬場　績君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	副町長
馬場　有君	上野晋平君
教育長	代表監査委員
畠山熙一郎君	山内清隆君
総務課長兼会計管理者	企画調整課長
根岸弘正君	谷田謙一君
税務課長	住民生活課長
大浦泰夫君	植田和夫君
産業振興課長	建設課長
高倉敏勝君	原　芳美君
福祉こども課長	教育総務課長
木村　潔君	屋中茂夫君
上下水道課長	生涯学習課長
星　光美君	島田龍郎君
健康保険課長兼津島診療所事務長	
紺野則夫君	

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	書記
宮口勝美	岩野善一
書記	
鈴木清水	

◎開議の宣告

○議長（吉田数博君）　おはようございます。ただいまの出席議員数は19人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

５番、若月芳則議員より交通渋滞による延刻の申し出があります。

（午前　９時００分）

◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君）　本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第２４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算、19日に引き続き質疑を行います。

20番議員に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　まず、賠償問題についてお答えいたします。総括的には田尻議員についてお答えしたとおりであります。今後、国、東電に対しては、強く憲法に規定されております、幸福追求権、生存権、財産権の３つの補償を全面に、私達被災者の思いを訴えてまいりたいとこのように考えております。そのために、日本弁護士連合会並びに県弁護士会と相談をしながら、郡町村会の総意として強く要請をしていきたいと考えています。

２番目に、仮の町のグランドデザインについてお答えいたします。議員ご案内のとおり、復興検討委員会の復興ビジョンの答申待ちになりますが、現在まで７回、検討委員会が開催されております。その中で、現在の分散型から集約型に町のコミュニケーションづくりをする時期に来ているのではないかという指摘をされております。現在、県内外の620自治体に町民が避難されておりまして、この町民の絆を繋ぐためにも、町民の声を聞く機会を多くもって、生活支援、生活再建を念頭に、しばらくの間、避難地での町のコミュニケーションづくりが必要であると考えております。そのために住まい、働く場、学校、医療施設等並びにライフラインの完備が必要と考え、戻る人、戻りたいが戻れない人、戻らない人のそれぞれの思いを大切にしながら、先ほど申し上げました生活支援、生活再建を考えることがグランドデザインの基本になると考えております。

それから、３つ目の除染の問題についてでございます。効果的除

染を県に伝え、示すということが除染には必要だと考えております。

現在、環境省の除染チームでいろいろと実証実験が終わりまして、これから本格的除染に入っていきますけれども、町に対しましても多くの除染の提案がなされております。提案書を環境省の除染チームにご提案を申し上げて、その結果を待っているところでありますが、なかなかチームのほうからは、これでいいというものが出てまいりません。さらに、私どもに来ている提案も踏まえて、本格的実施に早く入れるように、これからも促していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　昨日の馬場議員のご質問にお答えいたします。予算書の51ページ、町税の減免の取り扱いについての質問でございますが、町税の減免につきましては、現時点におきましても、昨年来、環境が改善されてきている状況ではございません。よって今年度につきましても昨年同様、国県の減収補填状況を見ながら、早い段階での減免を実施したいと考えております。

２番目の所得税の申告書の未送付についてでありますが、ご存じのとおり確定申告書の送付につきましては、相馬税務署所管でありまして、税務署の回答によりますと、国税庁では昨年平成23年３月11日の震災によりまして、警戒区域及び計画的避難区域については、平成22年分の申告期限、平成23年３月15日が申告期限でありましたが、この申告期限が延長されております。また現在、平成23年分の申告を実施しておりますが、これにつきましても申告期限が３月15日で終わりましたが、警戒区域、計画的避難区域については、昨年度同様に期限が延長されております。よって、平成24年３月15日までに必ず申告しなくてはならないという部分が延長されておるために、税務署といたしましては、申告書の送付を今回見送ったという回答をいただいております。

といいますのは、従前であれば３月15日が申告期限でありまして、それ以後の申告におきまして、国税等が課税される場合につきましては、延滞金が加算される算定がありましたが、現時点では納付期限が延長されたということで、延滞金の算定にもまだ入っておりません。よって、申告によりまして口座引落しにつきましても、口座引落しの期限が設定されないということで、本来ならば今回については、警戒区域及び計画的避難区域につきましては、銀行等での納付をお願いしたいという形になっております。

３番目の52ページのたばこ税の課税についてでりありますが、たばこ税につきましては、製造たばこの製造者、特定販売業者、また

は卸売販売業者が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合にたばこ税が課税されます。

現在、浪江町におきましては、警戒区域及び計画的避難区域におきまして町内での販売は行っておりません。ただし、小売店の所在地の変更届、これはたばこ製造業者、特定販売業者こちらのほうに小売店所在地の変更届が提出されれば、その時点で浪江町のたばこ税は入らなくなります。

ただ、現在も警戒区域ということで、一時避難されているということなので、避難先での販売につきましては、所在地の変更届がなされない場合につきましては浪江町に入ってくるということで、今年度につきましても予算額は縮小した形の中で計上させていただきましたが、今後届け出があれば、たばこ税の税収は減ってくるということが想定されますので、その際には、今後補正予算の中で減収補正をさせてただきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　55ページであります。交付税の積算根拠ということでございますが、普通地方交付税につきましては、需用額マイナスということで、通常計上の算式によって計上しております。

特別地方交付税、今年度大幅に増額交付したわけでありますが、これは固定資産税における法定の減免分について７億5,400万円ほどみております。またこれとあわせまして弔慰金等の当初予算の４分の１、約１億5,000万円ということで９億400万円を見込んだところでございます。

今後でありますが、これからの事業の推移によっては特別交付税の要望等もやっていきたいと考えているところであります。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　62ページの電源立地地域対策交付金の事業について説明をいたします。

今回、復興関係の人件費を予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　69ページ、臨時財政対策債でありますが、これは今年度予算の計上にあたりまして、財源不足が出てきたということでの計上でございます。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　続きまして、81ページの自治振興費なのですが、そこの中で自治会の連合会組織をしたらどうかというご質問にお答えいたします。仮設住宅同士の情報交換とか、行政情報の共有化のためには当然必要であります。早い時期に立ち上げをし

たいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　93ページにかかります、町議会一般選挙の選挙人名簿の閲覧ということでございますが、選挙人名簿につきましては、永久選挙人名簿ということで住所が浪江町の住所ということで作成しております。現在避難している住所等の閲覧につきましては、前は町長選挙でもありましたが、個人情報に抵触するということで、閲覧はさせられないという県の見解でございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは、介護予防事業内容についてご提案がありましたが、介護予防効果等につきましては既成概念にとらわれず、さまざまな事業を実施してまいりたいと考えております。

101ページ、仮設住宅移動販売事業補助金につきましては、仮設住宅に入居している高齢者が自家用車がなく、さらに家族による送迎がないと動けないという方を対象とした移動販売を実施するものでございます。その補助金の中身でございますが、販売車のリース代の補助を見込んでおります。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　108ページ、町民交流会の中で鎮魂と希望の集いが必要ではないかというご質問にお答えいたします。

今年度につきましても、この１年を振り返りまして、さらに明日に向かって進む一歩となる絆の確認ということで事業を実施したところでございます。平成24年度につきましても、3.11復興の集い実行委員会という中で予算を組んでおりまして、この中で実施していく考えでございます。

○議長（吉田数博君）　教育総務課長。

○教育総務課長（屋中茂夫君）　137ページからの教育総務費予算関係で、スクールソーシャルワーカーの予算措置についてというご質問でございます。

いろいろな問題を抱えている児童生徒に対して、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的知識や技術をもつスクールソーシャルワーカーの活用によって問題を抱える子供たちが安心して学校生活を送るように支援することは、考えは議員と同じでございます。

そこで、平成23年度は県の事業として１名、配置しておりました。当然、平成24年度についても県で事業化されるものと考えていたところですが、実は３月９日に県教育委員会のほうから電話が入りま

して、新年度は町の事業として配置し、それに対して県で補助するというお話がありました。避難生活が長期化する中、スクールソーシャルワーカーの配置は重要な事業であるという認識のもと、いろいろ課内で協議したところ、平成24年度は４月から町の事業として取り組む計画で関係者と現在調整を図っているところでございます。当然、今回提出しております予算書にはその予算は組まれておりません。３月９日でしたので時間的に当然間に合わなかったということで、教育費の中から当面充当し、６月の補正の時に議会に提出したいと考えているところでございます。

それから、２つ目のご質問でございますが、原発事故と放射線教育を徹底するべきではないかというご質問でございました。今回の第一原発事故により、放射線や放射性物質等に対する関心が高まっていることはいうまでもございません。このような状況下において、放射線等に対する理解を深めることは、社会生活上重要であり、それは小学生、中学生、高校生の段階から放射線等について学び、自ら考え判断する力を養うことが大切であります。

そこで、文部科学省では、昨年10月に放射線等に関する副読本を作成し、小・中・高校へ配布し放射線教育に活用しているところでございます。昨年の12月議会でも、議員のほうからご質問があって、そのことはご説明したところでございます。理科の事業等の中で、例えば放射線はなんだろう。放射線はどのように使われているのか。放射線を受けるとどうなるのか。放射線から身を守るには、などの項目について学べるようになっております。

これを受けて町教育委員会としましても、放射線についても指導に関する指導目標と取り扱う内容についての指針を、指導上の注意点をまとめて小中学校に示しているところでございます。身の回りに存在している放射線について理解し、見えない被害の恐怖、不安、ストレスを少しでも払拭するよう、現在、努めているところでございます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　２泊３日の滞在型答弁であったわけでありますが、大筋でかみ合ったご答弁をいただきました。そのうえで次の質問をさせていただきたいと思います。

賠償の問題、それから仮の町構想に対する具体的な事業の取り組みの問題、除染の問題については直面する重大課題であり、町民にとって、浪江町にとって短・中・長期の問題でもあると思います。基本的には町長の答弁が、どうあるべきかと、どう進めていくのかという基本的な方向については、私は異論はありません。

その上でなのですが、町長もご覧になったと思いますが、浪江町商工会がアンケートを実施しました。これは第３回のアンケート結果、分析の資料でありますが、この３つかかわる問題として、生活の根拠をどこに求めたいかという質問項目に対して、意見としてあがってきたものを項目的に整理されております。いくつか読み上げて、さらに３つに関係する問題なので、町長としての考えも聞きたいのですが。例えばある会員は、まだ未定だけれども、放射線量が年間１ミリシーベルト以下のところに住みたい。それから早期に補償賠償をいただき住まいを確保したい。それから固定資産の状況によって本拠地が決まる。これはこれしか書かれていないことでありますが、私としては、このことから２つのことを考えたわけですが、１つは、浪江町にある固定資産、財物が、帰って住めるものなのかどうなのかという意味も１つあるのかなと。そうではなくて、もう帰れないと。財貨物に対する賠償がどうなるんだと。そのことによって、自分としての今後の生活拠点を考えたい。こういう意味だと思います。どちらかというと、あとからいった意味のほうが強いのではないかと思っております。それから、非常に心痛むアンケートでありますが、「今このことで、ものすごく悩んでいます。」というのもありました。それから、地元には原発隣接地として、生活すべての面で安全でない限り戻らない。これは、ここに挙げられたうちの特徴的な部分を、私なりに拾い上げたものでありますけれども。

今ご紹介した商工会会員の声というのは、賠償の問題でもあり、住居も含め今後の生活再建の問題でもあり、それらと関係した除染に対する不安の問題が見事に表現されている、示されていると、私は思いました。言葉はどうあれ、大人も子供も抱えている思いは皆共通しているのではないかと思います。

そのうえで、賠償については日弁連あるいは弁護士会とも相談をすると。あるいは郡の総意として幸福追求権、生存権、財産権の補償をうたっている憲法に立脚して、あくまでも東電、国に対して町民の声をぶつけ、戦っていくという答弁であったと思うのです。

そこで、一般質問でも取り上げた問題ですが、では、そのために集団賠償請求というものに、どう取り組んでいくのかということで基本的なスタンスは確立したわけだ。町長の認識の上で。あとはやっぱり具体的な一歩をどう踏み出すかという地点に立っていると思うのです。集団賠償請求については、いろんなスタイルがあるわけだけれども、町長としては今紹介した悩める町民の声を早期に実現するためにも、あるいは頼れる浪江町、頼れる町長、あるいは私どもで言えば議会であるためにも、多くの町民が求めている集団賠償

請求に一歩踏み出すということだと思います。その点で、町長はどう進展させようとしているのか、具体化させようとしているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、仮の町グランドデザイン構想についてでありますが、基本的な方向としてはまったく同感です。これもその上で、１回目の質問で申し上げましたが、ある町ではいわき市のある所に用地を確保したのではないかということさえ言われております。そういう意味では、「仮の町」をつくるのであれば、いわき市、南相馬市ということで明確に打ち出しているわけだけれども、この事業を一日も早く具体化させて町民の不安に答えると。先ほどの話ではないけれども、原発隣接地域もあり、すべての面で安全を求めたいということや、放射線量の問題では追加被曝、年間１ミリシーベルトのところに住みたいという声もあるわけです。そういう意味では、仮の町構想としてマスコミにも発表し、多くの町民も期待をしております。

だとするならば、どういう体制がいいか別にしても、大きな方向からいうと、そのためのプロジェクトチームを早期に立ち上げて、これまた、まったなしの課題です。やっぱり早め、早めに事を進めていくという行政のスピードが求められているのではないかと。これも賠償の問題と同じように、具体的にどうするのかということについてお聞かせいただきたい。

それから、除染の問題でありますけれども、私は一言でいうならば史上最大の作戦だと名付けてもいいのではないかと思います。

その上で、これまでの議論の到達の上にたってなんですが、改めて詳細な汚染地図の作成をする必要があると。そのことをどうするのかという問題がひとつあるのではないかと。詳細な地図を作成しない限り、どう除染をすればいいのかということも見えてこないし、効果的な除染もできないのではないか。詳細汚染地図を作成して、それに基づいて除染の全面計画をつくっていくということだと思います。

さらに、町長は先ほど環境省、町のほうに提案あったものに対して、環境省にも情報提供をしていると。しかしまだ返事は来ていないし、本格実施に入れる状況ではないと言われました。

そこで、環境省との関係でいえば、確かに福島にも事務所ができました。はっきりいうと事務スタッフですよ。事務スタッフ。技術要員はいないと。これもブラックユーモアだと言われているわけだけど、原発のプラントにかかわったゼネコンが除染で全面的に出ていると。一体これはどういうことだということで、ブラックユーモ

アだと言われているわけだけど、除染の作業については、やりとりについてはふれませんが、先ほど言った除染のための全面計画をつくるとするなら、除染に対して、責任を持つ総合的な体制をつくることが必要ではないか。じゃ、今できているのかというと、先ほど申し上げたように、今の段階では環境省の出先はできたが、事務スタッフだと。技術的な効果についても実証されていないという問題もありますが、特に浪江町の場合、国が責任を持つというのが汚染除去に関する特別措置法が法律で決められていることもあります。したがって、これを具体的にどうするんだということで、やっぱり環境省にも県にも詰めていく必要があるのではないかと。これも一言でいうならば、あれもやってみた、これもやってみたということではなくて、今般の除染、そして除染はどう進めるのか、その責任に対して、ここもきっちり求めていく必要があると思います。

賠償にしろ、復旧・復興にしろ、除染にしろ極めて大きな問題で、これまた一言でいうならば、繰り返しになりますが、史上最大の作戦と思います。その陣頭指揮に立つ町長の責任は、極めて重いという思うのですが、私の今の質問の内容と提案に対して、町長はどう受けて立つおつもりなのかお答えいただきたい。

それから、固定資産税あるいは住民税の減免については課長答弁でわかりました。

所得税の確定申告については、税務署管轄のことではあるけれども、第１回目でも申し上げたように、確定申告の書類が送られてきていないと、どうすればいいんだと悩んでおります。要するに、平成22年度の還付取り扱いのように、平成23年度のスタイルが平成24年度もそのまま展開されるのかということなのです。

もっと端的にいうならば、避難生活で賠償金をあてに生活している現状で、確定申告はしなくてもいいのかということなのですが、このことについて国税当局は現段階どういう見解を示しているのか。これもあまり踏み込んだ答弁が出来ないとすれば、平成23年度同様のスタイルでいいのかどうかについては、知りうる範囲でお答え下さい。

たばこ消費税については了解いたしました。

それから、地方交付税でありますが、今年の計上予算は地方交付税32億円なんです。前年度43億円なんです。税収がまったくないと、特別会計についてもしかりだという状況にありながら、昨年度よりも特別の事情があるわけだから、せめて昨年度を上回る地方交付税の予算を獲得すべきではないかと、あるいは交付すべきではないかと思います。そういう意味で、平成24年度の地方交付税交付につい

て、もちろんこれで済まされるはずはないんだけれども、担当課長として町の財政を預かる課長として、今回の予算組みについてこれでいいのかというのが率直な私の疑問であります。

追加計上も含めて、獲得要望も含めてどういうふうに予算措置を講じていくお考えなのか、お答えいただきたいと思います。

それから、62ページの電源立地地域対策交付金については、復興人件費だということであります。復興人件費については、この交付金を使うしかないのですか。もっと、端的に言わせていただければ、国のエネルギー特別会計、あるいは電源立地特別会計が今問題になっているし、我々は原発との関係でこういう悲惨な生活に追いやられているわけです。その時に、なぜ今復興のための人件費を、電源立地地域対策交付金に依存しなければならないのか。政治姿勢が問われている問題です。

あるいは、私の調査不足があるかもしれませんが、基本的なところで、これは私としては今年度予算に対してどういう態度をとるかという、決定的な場面であります。町長としての基本的なご認識をお聞かせいただきたいと思います。

それから臨時財政対策債については、聞き漏らしたのですが、多分私は１回目の質問で、財源不足があってこれを軽減したのかと。もっと別な角度から言えば、この時期、財政状況によっては特別交付税、後年度交付されるという制度ではあるけれども、この時期なぜこういう借金なんですか。追加交付措置はあるとはいえ、こういう立場にありながら、なぜ臨時財政対策債を組まなくてはならないのかと、これもやはり今回の予算に対して徹底的な問題の一つでもあります。改めて明快なご答弁をいただきたいと思います。

それから81ページの自治振興費について、自治会連合の設立を進めるべきではないかということでありますが、これも言葉のはし、はし聞き漏らしたんですが、自治会連合の組織を早い時期に立ち上げたいという答弁だったのか。それともまだできていないところもあるので、早期に立ち上げたいという意味だったのか。私の質問の趣旨は自治会連合であります。大変申し訳けどお願いします。

あと、改めて自治振興費のところだったと思うのですが、自治会予算については５万円から７万円ということでした。改めてどういう基準でそうされたのか。質問の趣旨は、自治会の仕事は本当にある意味では民生員の代理であり、区長の代理であり、役場職員の代理だと。夜も昼もないときもあると。５万円の予算ではとてもとても足りないという声がありました。そういう意味では７万円に引き上げたということですから一歩前進ではあるけれども、５万円から

７万円ということですので、改めてその設定基準についてお答えいただきたいと思います。

それから、有権者名簿閲覧については、ここで繰り返し議論はいたしません。

それから100ページから101ページにかかわる老人福祉の問題で、２つほど私は質問いたしました。

１つは、仮設住宅の生きがい活動に対する委託事業の中に、これはやはり女性に限ったことではないというけれども、特に女性は死ぬまで紅をつけたいと、きれいでありたいという思いがあるということはおわかりだと思うのです。そのうえで、４畳半の部屋に閉じこめられている仮設の女性方に対して、生きがい活動事業の中で、「おしゃれ教室」をやってはどうかという提案も含めての質問でした。このことについてはお答えがありませんでした。お答えください。

移動販売については、車両のリース代だということですが、どういうブロックで移動販売車を配置するお考えなのかお聞かせください。

それから、108ページの町民交流会でありますが、3.11交流の集いを平成24年度も考えているということであります。そういう意味では、私が言った鎮魂と希望の集い的なものを十分反映されたそういう企画していただきたいと思います。交流の集いに参加した感想も聞きましたが、良かったと。出演者も含めて、交流会に参加した人達も大分元気をいただいたと。それから二本松市の人達も「いや、良かったね」という声を私に寄せてくれております。その上で、避難２年目にふさわしいというと誤解を踏みかねませんが、いわゆる鎮魂と希望の集い的なものになるようなものにしていただきたい。これはご答弁はいりません。

それからスクールソーシャルワーカーの問題でありますが、やはり町長、今、教育総務課長がお答えしたとおりです。３月９日になって、突然この事業は打ち切りだと言ってきたというんでしょう。町長これはわかっていましたか。わかっていないよね。実は、私、スクールソーシャルワーカーの人と意見交換会したんです。そうしたら、今まで業務用として配布されていた携帯電話もぷっつり切られたと。それから今は１日３時間で、週３日の勤務なんだそうです。これも言っていいかどうか悩むところなのですが、１時間2,500円なんだそうです。専門家ですよ、誰もかれもできる仕事ではありませんよ。誰がやっているかなんてことはここでは必要なことでは。やっぱりこれは県に対して復活させる必要がある。浪江町だけの問

題ではないんです。県知事に直談判してでも、県の教育長があてにならないとすれば、県知事と直談判してでも、何を考えているのですか。この前の一般質問でしたか。教育長にも、小学校、中学校の子供達が寄せてくれた浪江町のアンケートの声を、教育長に直接持って行って、だから教育環境を改善してくれという必要があるのではないかと、私は教育長に申し上げました。現場はそういう状況です。ところが、なんですこれ。１人を２人に増やす、３時間を５時間に増やすというなら話はわかります。事業を打ち切ります。やるなら町の単独事業でやってください。ふざけているんじゃない。子供たちをなんだと思っているんですか。避難している保護者がどれほど苦しんでいるかわかりますか。これも少し長くなりますが、ある家庭の子供、津島の子供です。中学１年生です。避難生活のあげく、ある中学校に入った。いじめがあったかどうかわかりません。学校に行けなくて、物も食べれなくて、親子との話ができなくて、物を食べると吐き気がして、文字通り錯綜混乱の、精神混乱と混迷のどん底に落ち込んだんですよ。もちろん町の教育委員会としても、それなりの対応はしてくれました。あるいは転入先の中学校でそれなりの対応はしていただいております。そういう方々の子供も含めて、あまり具体的に話しませんけれども、高校進学を迎えたある優秀な青年が、さまざま問題で進路に悩んで、家庭崩壊寸前までいっている。そういう状況もあるんです。そこに立ち入ることができるのは、私はスクールソーシャルワーカーだと思うのです。

実は、私はこのことも含めてその方と相談をしてきました。そういう中で実態がわかったんです。町長、県知事に会って事業を復活しろ。これは求めるべきですよ。求めただけではだめだから、実現させるべきであります。それほど重大な問題。教育長も、そのことを頭に入れて、当面町単独で予算を組まざるを得ないとすれば、１日、いままでの３時間でも短いのに、今度は２時間だというのでしょう。あり得ない。これだけの議論を聞いて教育長が増額要求をして、町長が断るはずがない。断ったら私に言ってください。そのぐらいの話。言いたいことは県のやり方は許されるべきではないということです。どうしますかお答えください。

それから、放射線の学習でありますが、あれこれではだめだから言っているんです。これは、この前の民報新聞に紹介されています。現状はこういうことだから、素直に学問として教えるべき。文科省の副読本でたりないから問題なんですよ。これ以上言わないけれども。独自の教材を検討するということなのかどうなのか。

○議長（吉田数博君）　答弁、町長。

○町長（馬場　有君）　賠償の再質問にお答えいたします。

先ほど基本的にお話をさせていただきましたように、憲法に規定されている幸福追求権、生存権、財産権の規定を我々全面に打ち出しながら、この日本弁護士連合会、そして県の弁護士会、さらには県町村会が一体となって行動を起こしていかなくてはならないという考えでおります。

そういう意味で、先ほど提案がありました集団賠償請求の件についても、３つの規定のいわゆる人権保障の視野に立った集団買収に今後運動を展開していきたいと考えております。

それから、２番目の仮の町構想の件についてであります。これは検討委員会で今検討していただいております。そういう答申が出て、町民の方の意向調査もこれからしていかなくてはなりませんし、また議会の皆さんともいろいろと提案をしながら、仮の町の実現に向かってやっていきたいと思っております。

庁内的にはＰＴをつくったらどうかという話がございました。これはもちろん非常に難しい問題ですので、全庁一丸となってやっていきながら、ＰＴになるような形でやっていきたいとこのように考えています。

それから、３つ目の除染の問題でありますが、これは区域の見直しが今月末に出てきます。その区域の見直しをする際に汚染マップ、詳細なマップがこれから出てくると思います。そういう形の中で、今後どういう技術がいいのか、議員おただしなのですが、環境省が除染所管していると。いままでは内閣府とか文部科学省とかばらばらになっていたのです。今回は、一元化して環境省が除染をするとなりましたので、環境省のほうに強く申し入れをしていきたいと思います。福島の除染チーム長は、細野大臣の直属の部下でありますので、その話も詰めながらやっていきたいと思います。

先ほど答弁申し上げましたように、私どもの町のほうに非常にいろんな技術提案がございました。その提案書を出しておりまして、その解答が来ておりません。なぜ実証でもいいから、やっていただけないのかという話をしておりますが、それに対してもまだ返答が来ていない状況でありますので、これは強く改めて効果的な除染ができる技術を見つけ出していただきたいと考えております。

それからソーシャルワーカーの件で、その制度については私あまり熟知していなかったものですから、現在議員がおただしのとおり、そういう実態があるとすれば大変なことであると思います。大人でさえ精神的に病んでいるところの状況であります。ましてや子供さんは、本当に精神的にまだ発達していませんから、そういう意味で

は、今後力をいれてソーシャルワーカーの予算化というものを県知事に直談判しろというお話がございましたので、なんとか直談判しながら、実態をよく調査をしていただき、そして予算を元に戻していただくような方策をとっていきたいと考えます。

○議長（吉田数博君）　税務課長。

○税務課長（大浦泰夫君）　確定申告にかかる国税庁の課税にかかわる質問でありますが、国税庁におきましては、所得税法等に基づきまして、賠償金の取り扱いについて検討された結果、賠償金の内容によりましては、先般も申し上げましたとおり、課税される分と非課税になる部分という形の中での取り扱いをするという形で、市町村にも通知が来たところです。

今後の取り扱いにつきましては、国税庁の取り扱いの部分が変更があれば､それに準じて町のほうでも対応したいと考えております。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　地方交付税の関係です。特別地方交付税でありますが、今年度９億400万円予算計上したというのは、ある程度特別交付税の中でもルール化された部分のみを当初予算化したところであります。当然これから町税の軽減等もございますし、あと災害復旧費で一般財源等もだいぶ使っております。これについては、当然ながら今後要望していきたいということであります。

平成23年度につきましても、現在18億円を超えた特別地方交付税の交付をいただいております。さらに17億円ほど今要望しております。ただそれがルール分でないということもあります。その要望の中で、いくら認められるかというような状況でありますけれども、要望できるものについてはすべて特別交付税のほうで要望して、今後、補正予算ということで、対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　電源三法交付金についてお答えを申し上げます。電源立地地域交付金対策なんですが、今回は水力発電所分、さらに電力移出県等交付金分、２つの交付金になっておりますので、いままでの初期対策交付金は今回入っていない状況になっております。

電源立地地域交付金につきましては、電源地域の振興のためということで、ハード面での整備が主だったわけですが、平成15年に交付金関係が全面改正になりまして、ソフト事業での人件費の充当が可能になった経緯がございます。そういう中で、今回非常に悲惨な状況の中での復興人件費についても認められるということでの予算をしたということでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　臨時財政対策債ということでありますが、今年度、平成24年度の予算作成の歳入歳出等に比べまして、財源不足が生じるということで発行するということであります。これは、交付税の不足分の市町村との半分ということで、後日、交付税のほうに100％算入されるということから発行を計画したわけでありますが、今後の財政状況によっては、額等についても減額できるかどうか検討はしていきたいと考えます。

○議長（吉田数博君）　企画調整課長。

○企画調整課長（谷田謙一君）　続きまして、81ページの自治会の連合会設立の件ですが、連合会の組織の設立を早い時期に立ち上げるというものでございます。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　５万円から７万円ということでありますが、これは戸数割ということで考えて算定しているところでございます。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　閉じこもり予防、それから介護予防の対策ということで、先ほどもお答え申し上げましたが、さまざまな事業を実施したいと考えております。

それから、仮設の移動販売のブロックでございますが、桑折から福島、二本松、本宮市にあるすべての仮設住宅が対象になっております。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　スクールソーシャルワーカーの必要性については議員からのご指摘がありました。町長にもいろいろと力をいただきながら、私もできる、なすべきことがあるはずですので、私の立場から努めてまいります。

放射線の学習に関する教材の件ですが、独自の教材ということになりますと、なかなか人的なこともございますし、あるいは子供の実態をよくよく知ってのことが大事ですので、それから学校との連携となると思います。

具体的には既にいろんな方面から資料が出されてますので、こういったものを状況にあわせて精査しながら子供たちに提供をしていくと、そのような形で努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　大きな３つの問題で、除染についてだけ一言。再質問しましたけれども、除染を進めるには詳細な汚染地図が必要

だと。それに基づく除染の全面計画が必要だと。その責任体制もはっきりする必要があるという一連の流れというか縦横の関係、有機的、立体的でもあり、そういう体制をつくっていく必要があると思います。

特に私は、度々このことは申し上げて来ているのですが、汚染の土壌だけではなく、空間線量だけではなくて、土壌汚染、森林、それから水質、河床、海洋、海底、あるいは生物汚染も含めて詳細な実態調査、それに基づく地図をつくる必要があると思うのです。これは国だって必要だし、県だって必要だし、町だって必要だし、一番ほしいのは町民です。ここのところは話さなくてはならない、環境省とも。あと経済産業省も関係するでしょう。復興庁も関係するでしょう、ある意味では。そういう関係を関連のある問題にしたら、ここのところをきっちり、ここのところというのは詳細地図を作成するということを強く求めてそれを実現する必要があると思います。そのことについて一言。

それから、了解した部分は省きます。

そういう意味では、電源立地地域対策交付金については、水力発電に伴う三法交付金の一つであり、発電をしていてそれを移出している地域に対する交付だということですから、これはまったく正当なものであり問題はないと。一言余計な話ですけども、私も町議会議員になって足かけ23年です。補正予算については、そのほとんど賛成してきましたが、当初予算に賛成するというのは、私は今回が初めてになるであろうと、それほど真剣に予算を審議してきたということです。

それから、自治会連合についてはわかりましたが、自治会の単位予算で５万円とか７万円というのは戸数割だということは基本的には５万円だという。これは、夜中に起こされるということもあるし、それからいろんなボランティア団体の受け入れ、受け入れないではないですけども、まったく大変なんです。私も支援物資で、星課長は最初のうちは窓口を通しておりましたが、とてもとてもそれではやりきれないということで、やはり自治会です。あとたくさんだからと言われるくらい。それほど忙しい、他からも来るわけだから。これは、私はもっと十分にとは言わないが、その活動に見合った自治会予算を組むべきだと思います。増額を強く要望しておきます。

仮設住宅の生きがい活動については、さまざまな事業を実施するということですから、私のご提案はしっかりと受け止められたものと受け取ります。ぜひ具体化をしてください。喜ばれると思います。

それから小さなことですが、移動販売事業、すべての仮設で実施

をするということですが、販売車は何台ぐらいになるんですか。１台当たりどれぐらいの助成になるのですか。そこのところをお聞きしたいと思います。

教育関係についてはスクールソーシャルワーカー、それから放射線学習、教材のほうについても教育長答弁でわかりましたが、特にスクールソーシャルワーカーについては、町長も県知事に直談判をするというほど重要な問題としてご認識をいただきましたので、これは打開されるものと、打開しなくてはならないという問題。これは浪江町が県政を動かすということにもなるんですよ、これは。ぜひ、教育長、教育総務課長、町長、副町長もよろしくお願いしまして、いくつかの答弁を求めます。

○議長（吉田数博君）　町長。

○町長（馬場　有君）　再々質問にお答えいたします。

一体的な土壌、森林、水、河床、海底、生物等々を含めた汚染の状況というものを調査することが大変必要だと考えています。

その中で農林水産省は、農林水産省の中で土壌を今調査しているということであります。さらに、国土交通省についても、いろんな形の中で放射線の線量調査をしている。それから文科省、厚労省等々いろんな省が錯綜してますが、やはりそれを一体化させるのが環境省であると認識しておりますので、それを一体化した汚染マップそういうものの提示を求めていくようにしていきたいと考えています。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　それでは中身についてでございますが、車は２台です。１台166万3,000円。それから若干大きくなっている部分もございまして311万8,000円でございます。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

19番。

○19番（佐々木英夫君）　それでは、こちらの資料から質問いたします。６ページ、教育環境の再生で、学習施設の充実ということですが、針道におさまってまもなく１年になります。あそこに学校を開いたわけですから、すぐに変更しろとはいいませんが、二本松の市街地あたりにもってこられればという私は希望。教育委員会では、あそこに決めたのだから、あとはいいよという考えなのか。それとも、もっといい所があれば、そういう方向にもっていきたい。ということは、福島からでも郡山からでも浪中に来たいという人は、電車通学するなり、駅の近くが理想なのです。そことはいいません。この場合、卒業した14名ですか。本当にかわいそうなぐらいでした。生

徒ももうちょっと増やして。ということは浪江町に来たいという生徒は、卒業式をみてわかると思うのです。６人だったかの生徒後ろに並んで一緒に送ったということからみると、浪江中学校に愛着があるからああしてきてくれるのではないかと思います。

とすれば、生徒が通いやすいような市街地を考えてもらいたいということは、父兄の方から、もうちょっと子供が寂しがっているようなんだと、学校として。あそこは何で廃校になったかと言ったら、生徒がいなくなったこともあるでしょうけれども、ならば二本松だって、もっと都市化していろいろと集めているのではないかと思います。そうすれば浪江町の子供たちのために、二本松市の市街地にどこかに場所を見つけるなり。でなければ仮設でも建ててやってはどうですか。多くなったらなったように凝縮して行けばいいわけですからと私は考えますが、その環境についてお伺いします。

それから、次も同じそのちょっと下のほうに除染活動のことが書いてあります。これは予算、総事業も国でやることですから、当然浪江町の負担に。除染について、私も何回も取り組んで質問しているんですけれど、これモデル地区57％、あるいは51％。いくらが57％になったのか、いくらが51％になったのかわかりませんが、一部には雪のときに測ったということですから正確ではないはずです。

国が求めてくるのは、「除染しました。下がりました。どうぞ浪江町に帰ってください」と、言ってくる時が来ると思います。そこで安心して本当に住めるのかどうか。だからこそ、大臣の家族を浪江町２、３日間一緒に連れて行ってください。大臣はこちらの来るわけにはいかないでしょうから。ご家族が住むのであれば、私もあえて心配ですが、一緒になって放射能を浴びます。そのぐらいの気持ちでおります。だから、歴史が語ってくれるように、江戸時代に江戸詰ですか。殿様の家族とかなんかを江戸に引っ張ってくるという。人質といっては悪いですが、そのぐらいのことでもしてもらわないと、我々安心して住めないということです。

住むためには、例えば細野大臣のご家族、婆ちゃん、奥さんでも一緒に来て住んでもらうのであれば、我々も仕方がなく住むという覚悟がありますが、ただ我々がおっつけて、ここ除染したから住みなさいということでは、国は勝手な金さえ出せばいいだろうという考えは抜けていない。

それからいくと、安心して住めるのですかということだったらば、あなたの家族を連れて来てはどうですかと、ぜひ言ってもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　現在の針道中学校の場所のご指摘ですが、簡単に経緯を申しますと、学校再開をしたいと考えた昨年の４月から５月、６月、７月にかけて、二本松市教育委員会から情報をいただきながら、実は福島市も含めて探したのでございます。実際、使っていない校舎が中心なのですが、空き地も含めまして、一応いろいろと調べてあの場所に落ち着きました。確かにちょっと遠いという懸念はございましたが、同じ小学校の校舎でも中学生が使うのに、幾分サイズが大きくて都合がいいとか、いろんな要素がございました。

今後につきましては、町の避難が、このあと大きくいろんな要素が変わることが十分予想されますので、そういう中で可能性があれば、子どもたちのためにいい方向を目指していきたいとは思いますが、今はっきりと移転しますというところまではお伝えできないのが現状でございます。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　19番議員の質問にお答えいたします。

私のほうからは、ちょっと角度を変えた答弁をさせていただきたいと思いますが、これだけ放射能に汚染をされた地域というのは、本当に日本では広島、長崎だけです。これは世界的な放射能汚染なんです。そこで汚染された双葉郡の地域を再生復興するのには、国家的なビジョンが必要だと。したがって国家事業でいろんなものをもってきていただく。例えば医療機関の施設とか。これは極端に検討委員会でも出ていますが、国立の病院を配置するとか、国立の大学を造ってもらうとか。国立の高校を造るとか、そういう奇抜なものがあって人が交流できるような環境も必要ではなかろうかということで、やはりそういう形の中で責任をもった中で国が全面に出て、国家事業をやっていただきたいということは、再三大臣が来るたびに申し入れはしているところであります。

○議長（吉田数博君）　19番。

○19番（佐々木英夫君）　大臣の家族を住めということはそれぞれ権利がありますから、難しいと思いますが、そのぐらい「あなたが安全だというのであれば家族を住ませますか」と言えるぐらいのことを言っていただきたいと思います。

町長が言ったように、国立の事業をやって誰でも安心して住めますよとなれば、浪江町民も安心して住めます。ぜひそうお願いしたいと思います。

それから、学校の件、考えているのであればそうする方向でやっていただきたいと思います。

例えば、高校なんかは明星大学のほうに双葉高校とか学校が動きますよ。サテライト方式でやるということです。今回、例えば浪江なんかも二本松工業とか高校もあるわけですから、その一部をお借りしてサテライト式でやってもいいのではないかという解釈をいたします。

とにかく子供たちが、さっき教育長から１つ出た、寂しいかもしれないけれどという。それは思っていることは共通していることですから。やっぱり今の子供たちは少しでも都市化のところでという考えを持っていますので、今のところがダメだとはいいません。せっかく見つけて住んだわけですから。だけれども、これから生徒を多くしていくのには、あそこでは集まらないという解釈はいたします。ですから、今言ったように、これから検討していくよという考えを持っているということであれば、ぜひその方向でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君）　教育長。

○教育長（畠山熙一郎君）　繰り返しで恐縮ですが、このあとどんな大きな動きが出てくるのか、いろんなご提案があるわけです。その中で、浪江の子供たちにとって、そして復興に結びつける観点からどういう学校の在り方が一番いいのかということは常に意識しながら、対応してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第24号　平成24年度浪江町一般会計予算についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（吉田数博君）　ここで、10時35分まで休憩をいたします。

（午前１０時２０分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前１０時３５分）

◎議案第２５号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第25号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第25号　平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２６号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第26号　平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計について若干質疑いたします。

第１点は、放射線被曝健康保険証が発行されます。直診のほうに予算が出ているのかと思いましたら見当たりません。それで、国保会計のほうでこの発行運用についてどのように進めているのか。あるいはまた直診のほうでやるようになるのか、そこのところを第１点お尋ねいたします。

それから、第２点でありますが、187ページにある特定検診は、あくまでも特定検診事業で、あと保険事業のところではご覧のとおりの予算組みしかありませんので、甲状腺検査についてどこでどういうふうに進めるのかについてお尋ねいたします。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　第１点目の手帳交付の予算でございますが、これは一般会計のほうに計上してございます。その手順でご

ざいますが、まだ素案段階。４月になりましたらば素案も完全なものにしていきたい。

それから、当然浪江町の部分ばかりではございませんので、双葉郡内に提示していたわけでございます。その双葉郡内で浪江町と同様の手帳を交付するのか、しないのか。それも課長会議並びにさまざまな会議の中で図ってまいります。

当然浪江町としては、双葉郡内統一した中での交付を考える。なぜならば、国に対するいわゆる制度化を求めるためには、浪江町１町ではなくて、当然双葉郡８カ町村でまとまって法の整備をと考えております。

それから特定検診でございますが、この委託料につきましては、いままで40歳以上のメタボリックの検診でございますが、これも委託並びに施設でできるものについては施設でやるという状況で考えております。

それから甲状腺の検査でございますが、これにつきましては津島診療所のほうで当然実施するということになっております。４月から実施したいと考えておりますが、この予算につきましては診療所でやる場合において無料化ということを考えております。

それから甲状腺の検査について、県外等ということでございますが、これにつきましては各医療機関のほうで実施される。そのためには当然費用がかかるわけがございまして、それはいったん立て替えていただいて償還払いとなろうかと思います。

いろんながん検診等々がございまして、甲状腺の検査も含めて、一般会計のほうで予算の計上はされております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　特に、甲状腺検査の問題で、これは国保では保健指導も一部関係していきますので、あえてここで確認をしておきたいと思いますが、私は子供の健康を守るという点からも、甲状腺検査は非常に重要な問題だと。現実に、いくつかの問題が具体的に出てきております。新聞等でも大々的に報道されましたが、弘前大学の床次先生が実施した住民65人のうち50人から放射線ヨウ素を検出し、うち５人が国際基準の50ミリシーベルトを超えていたと。最高値は浪江町在住の87ミリシーベルトで、10ミリシーベルト以上が26人いたと。非常にショッキングな報道であります。これは新聞でもテレビでも報道されています。それが１つ。

３月13日の朝日新聞で報道されておりますが、甲状腺がんについて、県の中間報告の中に、福島県立医大で検査した3,765人中、1,086人に２センチ以下の液体の入った袋、嚢胞。82人に１人結節

があった。しこりが5.1ミリ以上の26人は、血液検査などを追加で行った。具体的にこういう症状が出てきていると。極めて深刻と思います。

当然のことながら、追跡して継続的な検査を行うということにならざるを得ないわけですが、この２つ、弘前大の床次検査、あるいは県立医大の検査結果、浪江町民が全体枠で最高87ミリの浪江に避難していた。はっきり言うと津島に避難していたということですが、浪江町と津島、いわゆる無用の被曝の問題がここでも出てきていると。それから県立医大につきましても、嚢胞とか結節が確認されたということで、ここのところに浪江町の人達が入ってきているのか。担当課のほうで確認されておりましたらば、状況をお知らせいただきたいということと、問題は継続検査の問題です。12月議会だったか６月議会だったか、尿検査、血液検査をやるべきだということで、尿については、もう既にヨウ素は排出されているので、尿の検査の効果は疑問があると。あるいは血液検査についても、専門家と相談したいという答弁でしたけど、具体的にこういう状況が確認されたわけだから、遅いのは遅いんだけれども、血液検査、白血球の動向も含めて早急に検査を実施すべきだということです。

したがって、被曝健康手帳の発行にかかわってくる問題なのですが、全員協議会での説明でも双葉町村８カ町村足並み揃えてやりたいという報告がありました。それはそれで大変結構なことだと思いますが、具体的な放射線障害が町民にこういうふうに現れているという状況を踏まえたときに、私はやはり１日も早く放射線被曝健康手帳を発行して、渡して、検査結果をきちっと記録として残しておくべきだと思います。この２つの問題は非常に関係しておりますので、明解なご答弁をいただきたい。

ついでながら、二本松市でも多分浪江町の手帳を十二分に参考にしたと思うのですが、ほとんど同じ内容で発行するということが今度の３月定例議会で市長のほうから答弁があったということも聞いております。そういう意味では、単独だからできないということではないということも、ぜひご理解をいただきたいと思います。その上で今後どうするのかお答えください。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　子供の健康は当然でございまして、県のほうでは、甲状腺検査に関しましては、18歳以下を対象として、今年やった場合は２年後に、２年後やった場合は５年後という検査を実施したいというものです。これにつきましては、前からも答弁申し上げたとおり、２年後、５年後ということではなく、当然１年

以内に、毎年やらなくてはいけないと考えております。したがって、町のいわゆる検査につきましては、津島診療所を核とした中で甲状腺検査を毎年実施するということで考えています。

それから、弘前大学の床次先生から甲状腺の被曝量が示されたわけでございますが、これにつきましては、床次先生のほうに、新聞紙上に出したことによって、当然浪江町民の方々の不安ということがさらに加わったということがございまして、最近でございますが、先生のほうに電話入れました。４月中旬頃に床次先生がおいでになりまして、自分が出した数値に対する説明をしたいということになっております。

それから、被曝者手帳のことですが、先ほどの答弁の中で双葉郡内統一したいということは、当然国に対する要望というのが８カ町村、これは川俣町、南相馬市、飯舘村も含めた中で制度化を求めていくということを申し上げたわけでございまして、浪江町といたしましては、４月中には皆さんのお手元に配布できるような、そういったことで考えております。

○議長（吉田数博君）　20番。

○20番（馬場　績君）　答弁漏れがあったわけですが、県立医大で検査した3,765人の中に、そういう異状が確認されたという点で、町民の中に浪江町民も入っているのかとどうかという問題が１つ。

それとの関係で、２月17日でしたかチェルノブイリの放射線研究の専門家の方々の郡山市で講演会がありました。そのときに私は参加させていただいたのですが、チェルノブイリでは、データの一元化をやっているんです。残念ながら福島県はそうはなっていないと。公営疾病、厚労省が何らかの制御をしているのかどうかわかりませんが、今言った甲状腺が現実に確認をされているという問題も含めて、検査結果については県内のその他の医療機関でもホールボディカウンターの検査もやっているということなので、データの一元化が極めて重要なのではないかと。そのことについて、今、県ではどのようにしているのか。あるいは浪江町として、県に対してどのような申し入れをしているのかということについて聞いておきたいと思います。ぜひ一元化をすべきだと。せっかく津島診療所でホールボディカウンターの検査もやると、甲状腺検査もやると、被曝手帳も発行するといいながら、浪江町民がほかでもやっているわけ。そのデータを持たないと、浪江町としても本当の意味で町民の健康に責任をおえないことになるのではないかということで、このことについてどう進めようとしているのか、ご答弁いただきたいと思いま

す。

○議長（吉田数博君）　健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君）　医科大学からの甲状腺検査の結果についてでございますが、浪江町民の今までやってきたものについては、いわゆる結節や嚢胞が認められないものが2,622人、69.6％。それから５ミリ以下の結節、20ミリ以下の嚢胞を認めたというものが1,127人、29.7％、それから５ミリから20ミリの嚢胞が認められたもの26人でございまして、これが果たして今までの先天的なものがあったのかどうかわかりませんが、やはり認められたということが26人もいらっしゃったわけでございますので、当然これについては、相当に重く受け止めたいということでございます。

そのためには、当然先ほど話したように、毎年甲状腺検査をしながらこの経過見守っていきたい。当然浪江町独自の部分ばかりではなくて、県に対しても早急に２年、５年ではなくて、毎年できるようにやっていただきたいということを強く要望したいと考えております。

それから、血液検査等々の結果についてなのですが、私どもには、まだ手元のほうには入ってきておりません。

ホールボディカウンターの結果についてでございますが、県のほうでいままで浪江町の町民に対して約4,000名ほどのホールボディカウンターの検診をやってまいりました。千葉県の放医研、それから東海村の原子力研究所等々でやったわけでございますが、それのデータは当然浪江町でも必要であります。再三再四県の担当課のほうに申し入れをしてまいりました。ところが、県のほうではいまだに提出についての回答をよこしておりません。これについて、県の担当課が当てになりませんので、県知事宛てに申し入れをしていきたと思います。早急にデータの回答をするようにということで要望しております。当然健康管理手帳については、そういったデータが載っかるのが当然のことでございます。したがって、よこさないのがおかしいことであります。担当課の職員、名前申し上げませんが、県でもすぐに対応できる取組みをしなくてはならないと思っております。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第26号　平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２７号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第27号　平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第27号　平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２８号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第28号　平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第28号　平成24年度浪江町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎議案第２９号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第29号　平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第29号　平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３０号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第30号　平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第30号　平成24年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３１号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第31号　平成24年度浪江町介護保険事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第31号　平成24年度浪江町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第32号　平成24年度浪江町財産区管理事業特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第32号　平成24年度浪江町財産区管理事業特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第33号　平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第33号　平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第34号　平成24年度浪江町水道事業会計予算を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎報告第３号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第１、報告第３号　専決処分の報告について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君）　お尋ねいたします。中身ではないのですが、今回、専決が報告になっています。通常であれば専決というのは、一番最初にもってくるべき案件だと思いますが、いままでは議決案件

であったのですが、今回報告事項ということになって、議案の予算のあとについてくるということですが、その辺も説明を、もし簡単にできるのであればお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　これは議会との関係で、こういう事項については、町として専決しますよという申し合わせがございました。それによって承認を求めるということではなくて、報告するということに変わったということでございます。

○議長（吉田数博君）　17番。

○17番（勝山一美君）　確かにこういった場合は報告でもいいのかと思いますが、あくまで拡大解釈をされると非常に問題が出てくるので、議会との差というか、そういったものについては細かい規定があったのだろうと思いますが、あくまで私は一つのものがこういうことをされるということになると、議決案件というのは決まってますから、条項項目プラス赤になっておりますので、何でもかんでも拡大解釈して報告事項になりますよと。微妙な線のものがあるんです。その辺は一つ、わかりましたら議会でこういうことがあったということは、私が失礼したんだろうと思います。その辺、総務課長のほうも慎重に対応願いたいということも申し添えて、私のほうではいいです。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午前１１時０６分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前１１時０７分）

○議長（吉田数博君）　総務課長。

○総務課長（根岸弘正君）　これは地方自治法180条に基づきまして、例えば書類を持っていないものですから。ただ、議会との協議ということで、それぞれが事項別に書いて、それによって専決をしているということになっています。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎報告第４号の質疑

○議長（吉田数博君）　日程第１、報告第４号　平成22年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価実施報告について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

◎同意第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第２、同意第１号　副町長の選任についてを議題といたします。

［事務局長朗読］

○議長（吉田数博君）　町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場　有君）　同意第１号　副町長の選任についてご説明いたします。

本案は、副町長の上野晋平氏が平成24年３月31日をもって任期満了となり、退任されることから、後任の副町長を選任するに当たり、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める檜野照行氏の略歴については、資料に記載のとおりでありますが、長年、福島県職員として、主に土木企画技術領域でご活躍され、その後、民間企業経験も積まれていることから、次年度から本格化する浪江町再建のための復旧復興事業の推進に関し、適切な判断を下すための豊かな識見を有している方であります。

浪江町副町長として適任であると考えておりますので、よろしくご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長（吉田数博君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

９番。

○９番（橋爪光雄君）　同意第１号資料の中で、３の本籍で住所ありますけれども、「おおさか」の「さか」が誤字であります。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午前１１時１１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前１１時１１分）

○議長（吉田数博君）　資料の差し替えをするために暫時休議いたします。

（午前１１時１１分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午前１１時２７分）

○議長（吉田数博君）　お諮りいたします。

ただいま同意第１号の資料の差し替えに当たり、同意することにご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

差し替えを許可いたします。

他に質疑ありませんか。

17番。

○17番（勝山一美君）　今回の選任に当たりまして、３点ほどお伺いいたします。

まずその前に、最近事務方のミス等が目立ちます。大変な時期でございますので、目が届かないという部分があるんでしょうけれども、十分今後、慎重の上にも慎重を重ねてご提出願いたいと思っております。ましてや名前、あるいは住所の間違いというのは非常に相手に対して失礼になりますので、十分ご認識願いたいと思います。

まず本件につきまして、第１点このような状況ですので、継続こそが最もしかるべきではないかということでありますが、現副町長の固いご意思だと思いますけれども、その辺できなかった細かい理由は必要ありませんが、本人の硬い意思だったのかどうか確認。

それからあと、県のほとんど重要な役をこなされてこられた檜野さんでありますから異議はないんですが、この選任にあたりまして、県等々の推薦があったのかなかったのか。そういったことが全くなかったのか。それはあった話で結構です。

それからもう一つは、本案件は、町長に属する専権事項でございます。ですからここで云々ということではございませんが、その選任の権限というのは町民から与えられたということをきちんとご認識いただいているのかどうか。その辺に関しまして、突然、朝、議会に来て初めてこういったことがわかるということでは、ガラス張りを目指す町長の姿勢にも反するのではないかと考えますので、そ

ういったことを含めた形で、何か簡単で結構ですからご答弁いただければと思います。

○議長（吉田数博君）　答弁者、町長。

○町長（馬場　有君）　第１点でありますけれども、本人に対しましては、慰留を重ねて話をしましたけれども、本人には非常に強い意思があるということでございました。任期満了ということでございました。

それから県からの推薦があったのかないのか。これはございませんでした。この檜野氏についてはもう県職員も退任して３年ぐらい経っておりますのでそういう関係はございません。

それから町民の負託を受けるということで非常に重要なポストであると認識しております。したがって、檜野氏については町民の目線に立った形の中で、ひとつ同じふるさと再生するために力をお貸ししていただきたいということで話をさせていただきました。

さらには勝山議員が話されましたように、私の専権事項ではありますけれども、皆さん方に今後はいろいろとご相談を申し上げながら、推薦をしてまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（吉田数博君）　他に質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第１号を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎発委第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第３、発委第１号　浪江町議会の議決すべき事件を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

［事務局長朗読］

○議長（吉田数博君）　提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から主旨説明を求めます。

12番。

［議会運営委員長　鈴木辰行君登壇］

○議会運営委員長（鈴木辰行君）　発委第１号　浪江町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例。

提案理由。昨年５月の地方自治法の一部改正に伴い、地方分権改革推進計画に基づく義務付けの廃止に関連し、市町村の基本構想に関する規定が削除されたことから地方自治法第96条第２項の規定に基づき、基本構想及び基本計画並びに東日本大震災からの復興に係る基本構想及び基本計画を議会において議決すべき事件として定めるものである。

○議長（吉田数博君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第１号　浪江町議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、発委第１号は原案のとおり可決されました。

◎発委第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第４、発委第２号　議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

［事務局長朗読］

○議長（吉田数博君）　提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から説明を求めます。

12番。

［議会運営委員長　鈴木辰行君登壇］

○議会運営委員長（鈴木辰行君）　発委第２号　議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正について。

提案理由。これまで行ってきた議員報酬の削減を、引き続き現議員の任期満了日である平成25年４月30日まで13カ月間延長するための改正であります。ご審議お願い申し上げます。

○議長（吉田数博君）　以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第２号　議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、発委第２号は原案のとおり可決されました。

◎発委第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第５、発委第３号　浪江町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

［事務局長朗読］

○議長（吉田数博君）　提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から説明を求めます。

12番。

［議会運営委員長　鈴木辰行君登壇］

○議会運営委員長（鈴木辰行君）　発委第３号　浪江町議会委員会条例の一部を改正する条例。

提案理由。浪江町課設置条例の一部改正に伴い、所管する課等の名称が変更になることから所要の改正を行うものです。内容については局長の説明どおりであります。

以上であります。

○議長（吉田数博君）　以上で主旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第３号　浪江町議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、発委第３号は原案のとおり可決されました。

◎発委第４号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第６、発委第４号　浪江町議会議員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

［事務局長朗読］

○議長（吉田数博君）　提出者の議会運営委員長、鈴木辰行君から説明を求めます。

12番。

［議会運営委員長　鈴木辰行君登壇］

○議会運営委員長（鈴木辰行君）　発委第４号　浪江町議会議員定数条例の一部改正について。

「20人」を「16人」に改める内容であります。

議会議員の定数問題については、これまで特別委員会を設置し協議を重ねてきたが、削減で合意を得たものの、人数での合意に至らす継続審議となっていた。昨年３月の大震災により議論も中断したが、任期も残り１年あまりとなり、何らかの結論を出すべきではとの大枠での合意のもと、今回の提案となりました。この提案になりましても、発委提案できるということについて、皆さん本当に大枠での合意ができたことに対し、感謝申し上げたいと思います。

内容説明は以上であります。

○議長（吉田数博君）　以上で主旨理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　ただいま発委者のほうから、20を16議席にする大枠合意があったという報告がありましたけれども、私はそのことについては合意していません。

反対討論でありますけれども、現行20の議員定数を４議席減らし16議席にする大幅削減に反対討論をいたします。そもそも議員とは何でしょう。議員は、町民全体の代表者であり、奉仕者であります。

今、全町民避難という想像だにできない状況にあり、これからの浪江町がどうなるのかさえわからない状況であります。この非常時に議員の定数を削減することが我々が取るべき道なのでしょうか。

これまでの議論で、民意の反映をするのが議員だというなら、削減を求めているのも民意だという意見も出されました。議会が担う民意とは一体なんでしょうか。よくよく考えていただきたいのであります。

現在、県内48市町村、県外44都道府県に浪江町民は避難生活を余儀なくされています。その町民は今、帰れるのか帰れないのか。浪江町はこれからどうなるのか。どこに住めばよいのか。闇の中で落とし物を捜すのも同然の渦中におかれているのであります。その苦しみに寄り添う民意を削るのが定数削減であります。しかも一度に４議席もであります。以前も今も意思決定機関としての議会の使命は、変わるものではないけれども、身の置き場も、心の置き場もないほど悩み、ふるさとを思い続ける町民とつながりを持ち、町民同士の信頼を築き続けているのも我々議員であると確信をします。

我々は、避難する以前、議員定数に関する公聴会の開催や、議会基本条例制定の調査特別委員会を設置し、議会の責任とその役割、町民が議員と議会に何を求めているのか、深く追求をしてきました。二元代表制の一方を担う議会は、町の具体的な政策形成過程と、その政策の実施過程に幅広く参加し、公共公益に絡む意思決定をすることであります。

しかも、執行機関の施策に民意が反映されているか。行財政運営に問題がないのか。住民の立場で、議案と監視と提案の権限を持つことの意味を探求し、実践すべく認識を深めたのであります。

すなわち、定数削減が議会改革ではないということであります。公聴会でも多様な意見がありました。今でも鮮明に覚えているのは、日々経済効率と葛藤している商工会の代表の方が、議員の活動のあり方が問われているのであり、議員定数を減らせばよいというものではないとの発言であり、結果、増減については賛否同数でありました。定数削減は時の流れとの意見もあります。天下を席巻した小泉劇場ならず、小泉構造改革がもたらした格差社会、あれもこれも削ればよしとした風潮を時の流れとして受け流して良いのでしょうか。時の流れが必ずしも正当性の現れでないことを、我々が体験した政治から教訓として学ぶべきことではないでしょうか。

未曾有の混迷の渦中にいる当事者として、今後予期せぬことに直面し、それを克服し、これからの浪江町を作り上げていかなければなりません。これまで以上に町民と連帯し、混迷からの脱出に総力

を結集しなければなりません。その時に、議席として表現される民意を削るということが、どういう本質的問題があるのか。議員の使命と職責に照らし、正面から考えていただきたいのであります。

最大の問題は、この原発事故を人災であることを認めない東京電力、全面賠償に背を向ける東京電力が相手であり、それを全面的に支えている国と、正面から戦っていかなければならないということであります。今、全町民が求めているのは、安心できる恒久的な住宅の生活再建、その前提となる全面賠償と除染であり、大災害からの復興復旧であります。民意の代表であり、代理のきかないのが我々議員であり議会であります。多数の、多数による、多数のための議会の責務は、かつてなく重大であり、大幅削減はやるべきではないことを共通認識すべきであります。同僚議員の賛同を求めて、私の反対討論を終わります。

○議長（吉田数博君）　次に、賛成の方の発言を許します。

２番。

○２番（山崎博文君）　私は、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

今から３年前の６月定例会において、議員発議により、浪江町議会議員定数調査のための特別委員会が設置され、それから約18カ月間にわたり、委員会にて定数の調査研究を活発に展開し、定数については削減が妥当であるという委員会報告が出されました。昨年の３月11日の地震、津波の大震災により、多くの犠牲者を出し、そして原発事故により全町民は避難し、多くの町民が職を失うという大変厳しい環境の中、多くの町民の皆さんから定数に対して、結論を早く出してくれという声が私のところに届いています。その声に答えるためにも、定例会で結論を出すべきであると思います。そこで、私の結論ですが、鈴木委員長よりありました、現在の定数20名から４名減の16名に、浪江町議会議員定数条例の一部を改正する条例に賛成いたします。

賛成理由として、１つ目に町の財政状況を考えてみますと、平成24年度一般会計当初予算歳入合計、63億6,300万円の財源構成のうち、自主財源の町税は約８億4,000万円。構成比では13.2％と大きく落ち込み、依存財源の地方交付税が約32億円、構成費は何と50.4％と突出した数字となっています。当町の歳入の半分が地方交付税という大変非常事態であり、今後この交付金がいつまで続くか先行き不透明の中、議会としてまずできることは、議会費の歳出カットだと思います。議員報酬については、震災後25％カットしていますが、定数については今までの議論を踏まえ、４名減であれば合意、

形成が図られるのではないかと考えるからです。

２つ目に、ご周知のとおり、郡内８カ町村の議員数は、平均しますと人口約600人に対して議員は約１人です。この浪江町は震災前は1,000人に１人ですので決して多くはありません。他方、近隣の市の議員数ですが、相馬市は1,700人に１人、原町市、鹿島町、小高町が合併した南相馬市は24名の定数条例改正があり、3,000人に１人となりました。議会改革、あるいは活性化のためには、下の数を見た議論ではなく、上を見た議論が必要ではないかと思います。

さらに震災後、当町の人口は２万人を残念ながら切ってしまいました。こういう状況を鑑み、双葉郡の町村として率先して定数20の２割カットの定数16を目指すべきであると考えます。削減することによって今まで以上に議員一人ひとりの質の向上や、議員活動の充実が求められ、それに答えるためにはさらなる日々の議員としての努力が必要不可欠になり、二元代表制の一翼をしっかり担える町議会になると考えるからです。

以上、２つの理由を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（吉田数博君）　他に討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第４号　浪江町議会議員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、発委第４号は原案のとおり可決されました。

◎発議第１号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　日程第７、発議第１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）を議題といたします。

提出者の９番、橋爪光雄君から主旨説明を求めます。

９番。

［９番　橋爪光雄君登壇］

○９番（橋爪光雄君）　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）を読み上げます。

未曾有の東日本大震災及び原子力発電所事故災害から１年を迎えたが、福島の復興・再生には、放射能の除染や社会インフラの復旧

など多くの課題が山積している。

本年は“復興再生元年”とし、福島に生きる次世代が誇りと安心を持って住み続けられる地域として復興させることに全力を挙げなければならない。特に、福島が原子力災害により深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島の復興・再生への取り組みを最大限に支援する責務を有するものと考える。

政府は２月10日に「福島復興再生特別措置法案」を閣議決定し国会に提出したが、スピード感を持った法律の執行を図れるよう早期の成立を期待する。

ただし、より福島県民に寄り添った法律となるよう、原子力災害に関する国の責任の明確化及び県民に対する正確な情報提供の徹底を図りつつ、国会審議を通じて、下記の諸点について法律上、明確にされるよう強く要望するものである。

記。１、福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。

２、放射線被ばくに起因すると思われる健康被害が将来発生した場合、医療や福祉等にわたる措置を総合的に講じる旨、明記すること。

３、除染に伴い生じた廃棄物を保管するための中間貯蔵施設の設置にあたっては、当該施設を最終処分場としないことを明文化するとともに、施設整備に必要な法制上の措置を講じること。

４、復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域に福島県内のすべての地域が含まれるようにするための措置を講じるとともに、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。

５、県民感情に配慮しつつ、原子力災害からの福島の復興・再生に関する安定財源を確保するために、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、復興大臣。福島県双葉郡浪江町議会。

提案理由としましては、東日本大震災及び原子力災害により、深刻かつ多大な被害を受けたという特殊事情にかんがみ、国は福島の復興・再生の取り組みを最大限に支援する責務がある。スピード感を持った法律の執行を図られるよう早期の成立を求めます。

皆さんの賛同をお願いします。

○議長（吉田数博君）　以上で主旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

20番。

○20番（馬場　績君）　福島特措法については、「オール福島」として国にたびたび強く求めてきたところであり、今回の私の一般質問でも特措法が提案されたということについては、一歩前進だと、評価するという立場で、この特措法についての若干問題について質疑をしたところでありますけれども、今回、発議第１号で提案された中身、全体としては大きな議論はありませんけれども、何点か質疑をし、追加訂正をご検討いただければと思いますので、お許しをいただきたいと思います。

この福島特措法についての最大の眼目というか最大の命題は、国策として原子力政策を進めてきた国の責任を明確にすることであると思うんです。そういう点から、今回の意見書を見ますと、その部分が入っていないと。したがって、原子力災害に関する国の責任を明確にすることということを１点入れてはいかがかということです。

それから第２点は、この意見書案の３番目のところに、中間貯蔵施設のことがあります。我々も含めて中間貯蔵施設については議論があり、楢葉町では反対決議も議会としてあげているということで、非常に難しい問題というか。難しい問題だから避けて通るというわけにはいかないと思います。その上で、今回の意見書案を読ませていただいたんですけれども、「中間貯蔵施設の設置にあたっては、当該施設を最終処分場としないことを明文化するとともに、施設整備に必要な法制上の措置を講じること」。ざくっと言うと、中間貯蔵施設の双葉郡設置を認める中身です。これは、いろいろ意見はあるところだけれども、ここで議論するからにはやっぱりここも議論するということで、この３については、削除するということではいかがと思います。

それから、損害賠償について何ですけれども、これもそれぞれの議員がそれぞれの角度から損害賠償について議論を重ねてきたわけです。つい先ほどの一般会計補正予算でも、集団賠償請求のことも含めて、国、東京電力に対して、町長はあくまでも戦っていくと。全面賠償させるという立場に立って事に当たるというのが基本だという答弁もありました。

そこでなんですけれども、福島特措法の今一つの大きな命題とすべきは、原子力損害賠償については国の責任で全面賠償するということをやっぱり福島特措法の中に書き込んでもらう。幸い、今、参議院で審議中です。浪江町議会でこういう意見書が上がれば、非常に大きなインパクトを与えるのではないかと。大きな意味を持つも

のではないかということで、意見書案について、そういう形で追加訂正をお願いしたいということです。

それから最後になりますけれども、提出先ですけれども、内閣総理大臣と復興大臣です。これはこれで今回の問題に内閣総理大臣については言うに及ばずですけれども、復興大臣について、重大な責任を負っているということはわかりますが、いろんなことで、いろんな省庁にまたがるということで、まず議決はしたけれども、我々浪江町議会の意思として衆議院議長と参議院議長にも提出すると。それから復興大臣は細部の権限握っているということではあるけれども、なんといっても財務大臣に対してもこの意見書を届ける必要があるだろう。

それから18歳以下の医療無料化、被ばくによる健康障害を継続的なものにしろという点から言えば、厚生労働大臣が入るべきだ。それから復興復旧、あるいはその他の分野についても経済産業大臣が入って来る。それから環境大臣も当然のことながら入れるべきだと言うふうに思うんです。より充実したものとして浪江町議会としてあげてはどうかということでの質疑と提案です。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　０時０８分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　０時０８分）

○議長（吉田数博君）　９番。

○９番（橋爪光雄君）　20番議員のほうから、浪江町議会からはこのような要望を強く求めるという関連が４点出されました。非常にもっともだと思います。その上で、実は３月８日に、衆議院で民主、自民、公明で合意のもとに衆議院を通過しました。今参議院に送られて審議という動きになっておりますけれども、実はいろいろ修正については、政府案の体制、たいした特措法に対しては、いろいろ納得いかないということで修正案は随分かけました。７項目、８項目かけまて、非常にこれに５本をまとめたという中身でございました。

今盛んに、特に３番目に言われた賠償については、今生活の賠償は今行われている最中であって。それから、財物に関してもこれからと。要するに、中間指針でも明確化されていない部分があるので、これはまだこれからの大きな取り組み課題かなというところで、賠償については、いろいろと医療費無料化についても、細かく細分化

してやるべきだということもあろうかと思いますけれども、大筋で提出先については内閣総理大臣、全部は総まとめしてこれはこの中身で。

それから中間貯蔵施設は今言ったように、いろいろとはっきり双葉郡８カ町村でも結論が出ないような状況であります。ただ、福島県全体としては、なぜこの項目、中間貯蔵施設に当たっては当該の施設と双葉郡に設置ありきみたいになっておりますけれども、福島県全体としては、今の現状ではこういった文言を出されるわけにはという中身で出さないということです。

［「議事進行」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　18番。

○18番（三瓶宝次君）　ただいまの意見書でありますが、議会としての意思表示でありますので、若干休議をいたしまして、調整の結果を再度またかけるということにされたらどうかと。もっと議論をしなくてはならないこともありますので、若干時間を取っていただきまして、休議をしてその時間を取っていただければなと。

○議長（吉田数博君）　それではここで昼食休憩をいたします。１時30分までといたします。

（午後　０時１３分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時３０分）

○議長（吉田数博君）　ここで事務処理の関係で暫時休議いたします。

（午後　１時３０分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時５３分）

◎日程の追加

○議長（吉田数博君）　先ほど提案がありました発議第１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）について、撤回したいとの申出があります。

この件を日程に追加し、追加日程第１として直ちに議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

◎事件の撤回について　発議第１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）

○議長（吉田数博君）　追加日程第１、事件の撤回についてを議題といたします。提出者の橋爪光雄君から主旨説明を求めます。

９番。

○９番（橋爪光雄君）　事件の撤回請求書。平成24年３月21日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、浪江町議会会議規則（昭和26年浪江町議会会議規則第１号）第20条の規定により請求します。

件名は、「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）。

理由。内容の充実を図るため、いったん撤回し再度提出するため。

○議長（吉田数博君）　以上で主旨説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、発議第１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）について、事件の撤回について許可することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

よって、発議第１号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）について、事件の撤回を許可いたします。

○議長（吉田数博君）　資料配付のため暫時休議いたします。

（午後　１時５５分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時５７分）

◎日程の追加

○議長（吉田数博君）　９番、橋爪光雄君から、発議第２号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）についてが提出されました。

この件を日程に追加し、追加日程第２として直ちに議題といたしたいと思います。ご異議ございませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

◎発議第２号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君）　追加日程第２、発議第２号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）を議題といたします。提出者の橋爪光雄君から主旨説明を求めます。

○議長（吉田数博君）　暫時休議いたします。

（午後　１時５８分）

○議長（吉田数博君）　再開いたします。

（午後　１時５８分）

○議長（吉田数博君）　９番。

○９番（橋爪光雄君）　発議第２号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）を読み上げます。

前段の文言については変わりございませんので重複しますので、記の部分から読みます。

１、福島県が取り組む18歳以下の医療費無料化について、永続的に取り組めるよう、基金の特例等の必要な措置について明記すること。

２、原発事故に起因する放射線被ばく等健康被害が将来発生した場合、医療や福祉等にわたる措置を総合的に講じる旨、明記すること。

３、除染に関する国の責任の明確化。

４、復興交付金の活用にあたっては、原子力災害という特殊事情を十分踏まえ、交付金の対象地域に福島県内のすべての地域が含まれるようにするための措置を講じるとともに、対象事業についてはハード・ソフト両面にわたり柔軟に活用できる旨、明記すること。

５、県民感情に配慮しつつ、原子力災害からの福島の復興・再生に関する安定的財源を確保するために、電源開発促進税制及びエネルギー特別会計の見直しについて明記すること。

６、原子力災害に関する国の責任の明確化及び原子力損害賠償については、国の責任で全面賠償をする旨の明記をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、復興大臣、厚生労働大臣、環境大臣。

○議長（吉田数博君）　以上で主旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第２号　「福島復興再生特別措置法案」の拡充及び早期成立を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

［起立多数］

○議長（吉田数博君）　起立多数であります。

よって、発議第２号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君）　日程第８、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）に付することにご異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（吉田数博君）　異議なしと認めます。

閉会中の継続審査（調査）に付することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

◎副町長あいさつ

○議長（吉田数博君）　ここで任期満了に伴い退任をされる上野副町長に退任のあいさつをお願いしたいと思います。

副町長。

○副町長（上野晋平君）　このたび任期満了に伴い、退任することになりました上野でございます。

４年前に馬場町長に推薦をいただき、議会の同意を得て副町長に就任させていただきました。この間、議員の皆様方には大変お世話になり、厚く御礼申し上げます。また、職員の皆さん方には、無理難題をいいながらもご協力をいただき、町政の発展に幾分かは貢献できたかと思っております。

最近よく考えることは、手紙をよこして、嘆き悲しんでいるという方がたくさんございます。私のところにも、役場のＯＢからも手

紙をいただきました。約９ページにわたって悲しいこと、泣いていること、悔しいことといったものがつづられております。私は最近少し余裕が出てきて、なぜ人は泣くのか、人は何で悲しむのか、なぜ苦しむのか、悔しくなるのかといったことを考えております。これは、多分自分たちが作り上げてきた成功体験の一部が簡単に大震災によって壊されたことが大きな原因ではないかと思っております。壊されたものはたくさんありますが、心の中が大変大きく壊されたと言えます。

佐々木英夫議員からも話が出ました。鴨長明の「方丈記」でございますが、決して元に戻ることはないという、覆水盆に返らずということがあります。我々はそういった失ったものにあまり拘泥することなく、新たな道を求めていくべきではないかと。でないと、毎日くやしくて泣いている状況になります。「行く川の流れは絶えずして、しかも元の水にあらず。よどみに浮かぶうたかたは、かつ消え、かつ結びて久しくとどまるところなし」ということでございます。全く元には戻れないということでございます。

ただ、元に戻る部分と新しく作る部分があると考えております。それらの内容については、復興ビジョンの中でかなり検討されておりまして、方向性は概ね出ていると思います。問題は、どうやって実行するかということだけだと思っております。

貝原益軒の「慎思録」というところの冒頭の一節には、「人生まれて学ばざれば、生まれざるに同じ。学んで道を知らざれば、学ばざるに同じ。知って行わざれば、知らざるに同じ。」正しいということはわかっていても、実行しなければ知らないのと全く同じだということでございます。我々は、いろんな議論を通じてわかっていることが多々あります。ただ実行に移すのみということだと思います。今後、町政全般についてもなかなか難しい問題も多々あると思いますが、多くの人々の知恵を結集すれば、必ずや栄光の未来がくると確信しております。ぜひ皆さんとともに輝かしい未来を作っていただければと思っております。

いずれにいたしましても、町政の数期に携わらせていただき、望外の幸せでございました。皆さんに感謝を申し上げながら、退任のあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君）　町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

町長。

○町長（馬場　有君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る３月８日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し､厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、政府は３月10日、県、双葉郡８カ町村との意見交換会の中で、中間貯蔵施設を福島第一、福島第二原発が立地する大熊、双葉、楢葉の３町に、富岡町の管理型処分場には災害廃棄物の受け入れ、そして郡内の北部と南部に１カ所ずつ仮設焼却炉を設置する考えを示しました。現在のところ、当町には政府から個別的な要請はありませんが、迷惑施設である中間貯蔵施設の郡内設置は、町民の帰還に水を差すものであり、町の復興計画にも大きく影響するものであることから、郡内各町村、また議会の皆様とともに、慎重に協議してまいりたいと考えております。

また、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は、３月16日、避難区域見直しに伴う賠償指針を決定いたしました。帰還困難区域は１人当たり600万円を目安に一括払い。住宅は事故直前の時価全額賠償。居住制限区域は２年分として240万円一括払い。住宅は価値の減少分を賠償。避難指示解除準備区域は、１人当たり月額10万円を賠償するという内容でありますが、精神的賠償や財物価値の賠償に差が出ることは、今後の区域見直し、住民帰還を困難にするばかりではなく被災者の生活再建意欲をそぐことになるのではないかと危惧しているところであります。また、賠償範囲や賠償期間についても、東京電力に判断を任せた部分があり、今後、被災者の切り捨てとならないよう、東京電力を強く監視していく必要があると考えております。また、憲法に規定されている幸福追求権、生存権、財産権の保障規定について国に強く要請し、私たち被災者のつらい、悔しい、悲しい思いを訴えていきたいと存じます。

町政におきましては、ご審議いただき成立しました平成24年度予算に基づき、町民の避難生活支援、そしてふるさと浪江の再建のための復旧復興事業に全力を傾注してまいりますので、議員各位のさらなるご協力をお願い申し上げます。

なお、予算整理のための一般会計及び特別会計の最終補正予算、地方税法の改正に伴う浪江町税条例の一部改正、並びに浪江町課設置条例の改正に伴う双葉北地区心身障がい児就学指導審議会共同設

置規約及び双葉地区学校結核対策委員会共同設置規約の加盟の改正については、関係町村との協議を得たのち、専決処分させていただきたいと考えておりますので、ご了承くださいますようよろしくお願い申し上げます。

最後に、議員皆様のご健勝を御祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君）　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって平成24年浪江町議会３月定例会を閉会といたします。

（午後　２時１２分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成２４年　　月　　日

浪江町議会議長　　吉　　田　　数　　博

署　名　議　員　　泉　　田　　重　　章

署　名　議　員　　橋　　爪　　光　　雄

署　名　議　員　　田　　尻　　良　　作